

0. はじめに

「本原稿の作成・掲載意図」

本原稿作成の狙いは、インフラについて「自分の頭で考える・考察する」きっかけを読者に提供することである。分量も多く読むのに骨が折れる原稿である。興味のある方に読んでいただき技術者として自己研鑽のきっかけの1つになれば作成者にはこの上ない喜びである。

「インフラと地域の関わり考察にあたっての見方」

インフラとは地域や社会を支える下部構造である。計画・整備した当時の時代背景や社会条件と相互に関係しあいながら、整備され・存在しその機能を発揮してきた。それらは、今現場で施設を自分の目で見たからといって、必ずしもその整備に至る苦勞、地域の期待、整備の結果・波及効果まで知ることはできない。それを知ることが本原稿の目的の1つである。

整理・考察にあたっては図 0-1 を念頭に置く。図 0-1 は元々河川構造物を念頭に作成した図であるが、河川構造物に限らずインフラ一般にあてはめると考える。インフラとそれを取りまく関連施設は、立地している地域の自然・社会と時代ごとの要請に応じ構築された施設・構造物群の蓄積で構成されるストックインフラ群のシステムと捉えることができる。インフラ群のシステムを構成する施設群および各施設は、(調査を含む) 計画→設計→施工→点検・評価にもとづく維持・強化(予防保全)と更新(事後保全)の選択→計画修正→・・・という マネジメントサイクルを繰り返しているはずである(図 0-1 灰色網掛け内)。このマネジメントサイクルは、様々な周辺要因と相互作用を及ぼし合いつつ展開し、ストックインフラを形成する(図 0-1 の灰色網掛けが積み重なっていること・左下矢印でストックを表現)。図 0-1 の上下方向の両矢印は自然史、つまり地形・地質等の自然条件・境界条件、気温・降雨等気候や洪水流・流砂等の環境・外力との相互作用を表現しており、工学の対象である。図 0-1 の左右方向の両矢印を社会史との相互作用と表現している。社会史とは、隣接諸科学の方法・視点・成果を多面的にとりいれ、人間とその社会を深層から全体的・具体的に分析するもの(デジタル大辞泉)であり、時代毎の社会要請・経済状況、地域経済や地域開発等との相互作用と言い換えることができる。

構造物の寿命・耐用年数は 50 年、100 年と言われるがローマの水道橋や街道は現在も構造物として残っている。構造物が有する機能の寿命は、社会ニーズがあれば、1000 年以上続く。1000 年単位の時間を考えると、寿命を左右するのは、L2 地震、L2 洪水等の自然災害だけでなく、戦争・内乱等人為的な災害も含まれるが、これらは計画・設計として見込まない。人類の歴史の中で培った英知を働かせて賢い事後保全として対応するのだろう。工学技術者は、メンテナンスだけでなく、インフラマネジメントを考える

ことが重要であり、そのために従来から扱っている自然史との相互作用に加えて、社会史との相互作用も考えなくてはいけない。時間軸では過去も知らないといけないし、検討対象は自然現象だけではいけない。本原稿では自然史からの考察に加えて、社会史からの考察も意識する。

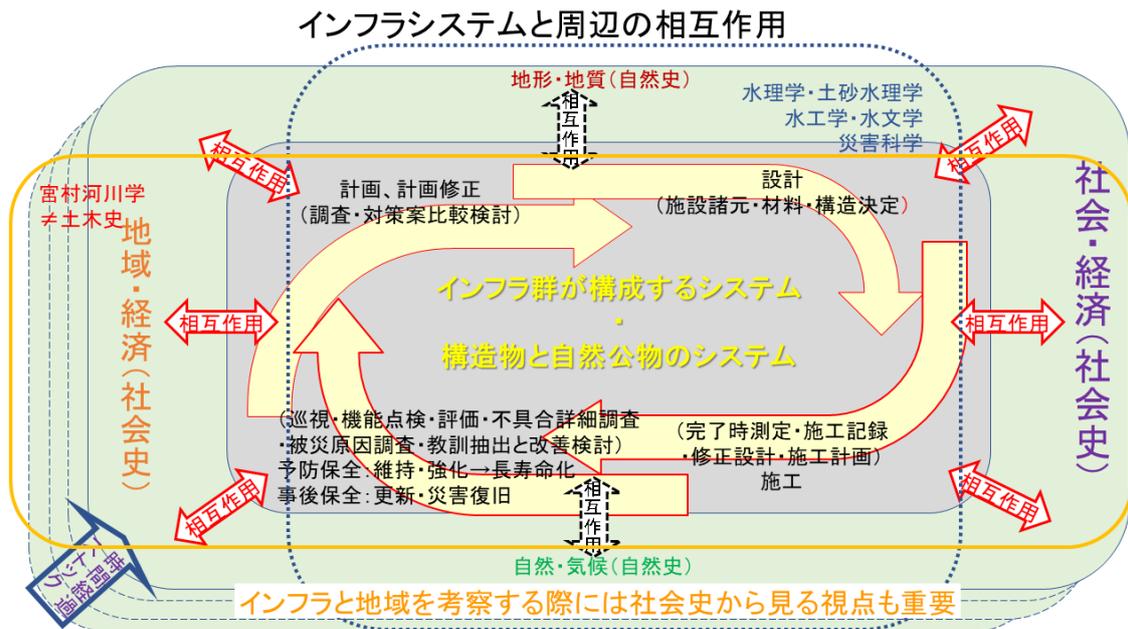


図 0-1 インフラシステムと周辺の相互作用

「既存のインフラ解説コンテンツとの比較」

インフラ解説の対象として、過去のものとしては土木遺産がとりあげられることが多い。土木学会の土木遺産 HP¹²⁾は簡潔に紹介している。毎月発行される土木学会誌では「見どころ土木遺産」という2ページ程度のコーナーがあり、良質な解説・紹介を読むことができる(学会員は過去の記事について Web 閲覧可能)³⁾。各支部が土木遺産紹介 HP を作成している場合も多く^{4)~11)}、土木遺産としての価値や地域にとっての意義について、施設管理者や支部がわかりやすく解説するホームページ⁴⁾⁶⁾⁹⁾やポスターを作成・掲載しているところもある⁷⁾。

コンサルタント協会は機関誌に丁寧な解説記事を掲載し、HP にポータルサイトがつくられている¹²⁾。雑誌「建設マネジメント技術」の紙面講座には、2006年1月から2014年3月までその施設・事業が持つ意義等について丁寧にわかりやすく解説された記事がある¹³⁾。

コントラクター目線からは、「鹿島の軌跡」¹⁴⁾や大林組の70年史等社史¹⁵⁾や大林芳五

郎伝¹⁵⁾にその施設と整備工事について社会背景との関係や人物伝も含めて詳しく解説されており読み応えがある。

関西地区のインフラについては、坂下さんが個人のライフワークとして「見て歩いて考える 関西地区の公共事業・土木遺産探訪」という書籍・HP¹⁶⁾に、その施設整備が持つ技術的意義と社会的意義について丁寧に考察を加えてまとめられている。

本原稿は、坂下さんのコンセプト「見て歩いて考える」に近い「考える」部分を重視している。見ただけではわからないその施設の整備が当該地域において持つ意味等について、文献調査等により調べて、考察したことを掲載する。

<既存インフラ（土木遺産等）の詳細な解説ホームページ例>

- 1) 土木学会土木遺産 HP, (詳細な解説が掲載されているものは限られる。引用元は書籍“日本の土木遺産 近代化を支えた技術を見に行く”), <https://committees.jsce.or.jp/heritage/>
- 2) 土木学会 日本の近代土木遺産 (改訂版), (2008年9月5日更新までの都道府県リストがある。解説は書籍。), [https://www.jsce.or.jp/committee/hsce/2800/index2\(2800\).html](https://www.jsce.or.jp/committee/hsce/2800/index2(2800).html)
- 3) 土木学会誌, 見どころ土木遺産, (2024年9月号時点で第239回。良質な解説が読める。)
- 4) 公益社団法人土木学会北海道支部認定選奨土木遺産, (詳細な解説あり), https://www.jsce.or.jp/branch/hokkaido/_contents/heritage/heritage.htm
- 5) 公益社団法人土木学会東北支部選奨土木遺産とは, (全国版と同じ解説。簡潔な説明のみ), <https://www.jsce.or.jp/branch/tohoku/legacy/index.html>
- 6) 関東の土木遺産, (比較的詳しい解説ページがある), https://www.jsce.or.jp/branch/kanto/04_isan/4_3.html
- 7) 土木学会中部支部選奨土木遺産, (施設ごとのポスターがあり, 簡潔だが充実している解説), <https://www.jsce.or.jp/branch/chubu/isan/isan.html>
- 8) 土木学会関西支部アーカイブス土木遺産, (令和5年と2年は解説ある。それ以前の年が見つけにくい(全国版へのリンクはあるが, それだと詳細な解説は無い場合が多い)), <https://www.jsce-kansai.net/?p=4253>
- 9) 土木学会中国支部 中国地方の選奨土木遺産, (個別解説ページがあり, 比較的詳細な解説), <https://committees.jsce.or.jp/chugoku/dobokuisan>
- 10) 土木学会四国支部, (全国版の四国パート以外見つけられなかった)
- 11) 公益財団法人土木学会西部支部 九州の近代土木遺産, (簡潔なものが多い。最近選奨されたものは評価情報が掲載されている), https://www.jsce.or.jp/branch/seibu/05_heritage/index.html
- 12) コンサルタント協会, (詳しい解説が掲載されている。土木学会選奨に限っていな

- い. 世界の土木遺産も掲載されている), <https://www.jcca.or.jp/dobokuisan/>
- 13) 雑誌 建設マネジメント技術 紙面講座 2006.1~2014.3 まで, (土木学会選奨に限らず時代・地域にとって重要な施設を丁寧に解説. 検索しづらいのがもったいない), <https://kenmane.kensetsu-plaza.com/category/backnumber.php?ckbn=f>
 - 14) 鹿島の軌跡, (学会選奨遺産施設に限らない鹿島にとってエポックメイキング的な工事について時代背景や人物伝も含めて語られている. コントラクター目線からの解説である点が魅力.), <https://www.kajima.co.jp/gallery/kiseki/list.html>
 - 15) 大林組, 大林組 70 年略史, 大林芳五郎傳ほか, (大林組にとって重要な工事について時代背景や人物伝も含めて語られている. コントラクター目線からの解説である点が魅力.), <https://www.obayashi.co.jp/company/history/index.html>
 - 16) 関西の公共事業・土木遺産探訪, (学会選奨に限定せず関西地域の重要な施設や事業についてその意義等について詳細に解説. 副題に「見て歩いて考える」とあるように工法や実現までの経緯等について整理考察されており充実している.), <http://dobokuisan.starfree.jp/index.html>

※ () は本原稿作成者の感想.

「原稿作成者の経歴」

本原稿における引用，整理・まとめ・作図等はすべて作成者である諏訪の責任で行う。原稿作成者の経歴を以下に示しておく。

氏名 諏訪義雄 昭和 42 年 1 月新潟県三条市で生まれ昭和 60 年 3 月まで在住

昭和 60 年 4 月 北海道大学入学

平成元年 3 月 北海道大学工学部土木工学科卒業

平成元年 4 月 旧建設省 採用

平成元～5.3 土木研究所河川研究室研究員

平成 5.4～6.7 沖縄総合事務局北部ダム事務所調査設計第 1 課調査係長

平成 6.7～8.3 河川局開発課直轄技術第 1 係長

平成 8.4～9.3 関東地方建設局荒川下流工事事務所調査課長

平成 9.4～11.3 滋賀県琵琶湖環境部水政課参事

平成 11.4～14.3 土木研究所・国総研河川研究室 主任研究員・主任研究官

平成 14.4～15.3 国土交通省河川局河川計画課河川情報対策室 課長補佐

平成 15.4～17.3 〃 〃 防災課 課長補佐

平成 17.4～18.7 土木研究所水災害研究グループ主任研究員

平成 18.7～20.3 国土交通省北海道開発局留萌開発建設部留萌ダム建設事業所長

平成 20.4～28.7 〃 国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室長

平成 28.7～30.3 〃 〃 〃 河川研究室長

平成 30.4～令和 3.3 〃 〃 〃 河川構造物管理研究官

令和 3.4～5.3 国立研究開発法人土木研究所水工研究グループ長

令和 5.4～6.3 〃 〃 河川総括研究監

令和 6.3 退官

令和 6.7～現在（一財）建設業技術者センター企画調査室長

平成 28.7～令和 3.6 土木学会水工学委員会河川部会副部会長

令和 3.6～令和 5.6 〃 〃 河川部会長

専門分野：河川工学（河川構造物・土砂水理），海岸工学，防災減災 等

博士（工学） R2.3 中央大学

1.	大阪と日本のインフラ	応神・仁徳期～承久の乱	
1. 0	はじめに	1
1. 1	応神・仁徳期	難波津, 難波堀江と茨田堤	2
1. 2	推古朝期	大道ー日本初の国道ー, 仏教寺院	7
1. 3	舒明・皇極・孝徳・斉明・天智期	前期難波宮, 水城, 古代山城	10
1. 4	天武・持統系朝期	一条坊制の京, 行基等僧によるインフラ, 国分寺 国分尼寺・大仏	33
1. 5	光仁・桓武朝	長岡京・平安京遷都と難波津終焉	58
1. 6	宇多・醍醐～藤原氏摂関政治	律令制の崩壊, 荘園公領制	71
1. 7	律令制度における土地・税・支配体制とその変質プロセス	86
1. 8	院政期～承久の乱	荘園公領制, 奥州藤原氏・平家の繁栄, 守護地頭の 全国設置	111

1. 大阪と日本のインフラ 応神・仁徳期～承久の乱

1. 0 はじめに

大坂城の南側の「難波宮跡附法円坂遺跡」発掘で確認された前期、後期難波宮は国史跡に指定されている¹⁾。2050年の難波宮遷都1400年に向けて公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した難波宮跡公園整備プロジェクトが進められている¹⁾。北部ブロックの整備が、令和6年度中完成、令和7年度管理運営開始で進められている。

調べてみると、大阪城がある上町台地は、大化の改新後都になった難波宮があり、日本の歴史を象徴する場所である。本稿では、大阪地域を中心に日本の歴史の流れとインフラについて考察する。今回は、1221年承久の乱までとした。

前期難波宮の遷都時期について

- ・公園にある現地の説明板では前期難波宮遷都は大化元年645年となっている。なお、説明板は古く、最新の研究動向を反映したものではないようである。
- ・李による難波宮造営期間に関する研究成果によれば、前期難波宮の造営開始は白雉元年(650)冬10月、造営完成は白雉3年(652)秋9月としている。
- ・難波宮遷都1400年は、造営開始時期を基準にしていると推察される。

- 1) 例えば、大阪市：難波宮跡公園（北部ブロック）の開園について（…>公園>お知らせ），2025.3 閲覧
- 2) 李陽浩，前期・後期難波宮の造営期間と造営日数についての一考察，2013 大阪歴史博物館 共同研究報告書7，p.27-44

1. 1 応神・仁徳期 難波津，難波堀江と茨田堤

大阪地域の発展については、まず4世紀後半から5世紀後半にかけて築造されたとされる百舌鳥（現：堺市堺区・北区）や古市古墳群（現：大阪府藤井寺市・羽曳野市）を挙げることができる。「古代日本の政治文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の出発点であった大阪平野に位置」¹⁾と解説されている。株式会社平凡社・世界大百科事典（旧版）では、難波宮に関する解説において、「上町台地を中心とする古代の難波の地には、古くは応神天皇の大隅宮，仁徳天皇の高津宮，欽明天皇の祝津宮などの宮室が置かれたと記紀は伝えている」²⁾と記している。

考古学的な確定はないが、文献に登場する仁徳期のインフラとして、難波の堀江と茨田堤がある。難波の堀江については、日下（1992）³⁾が地理学の視点から次のように考察している。「上町台地の先端部に現れた人工景としては、まず「難波堀江」があげられる。当時の砂洲の幅から、堀江の長さは約3,000mであったと推定される。この堀江は、5世紀の中葉ころから6世紀の初頭にかけて開削されたと考えられる。当時、淀川デルタがかなり発達し、天満砂洲の北を通って瀬戸内海から草香江に向かうルートがほとんど使えなくなっていた。堀江の開削は、前後2工期に分かれた可能性がある。完新世の堆積物のみからなる西半分がまず開削され、しばらくしたのちに、砂堆の下に天満層が存在する東半分の堅い部分が掘られたと考えるのである。『古事記』の応神天皇の項に、「難波津に泊てたるをみて」とあり、また『日本書紀』応神天皇22年4月条には「大津より発船して……」と記されている。この「大津」が住吉津なのか難波津なのかははっきりしないが、仮にこれを難波津と解すると、「応神天皇」のころ、すでに難波津が開かれていたということになる。「難波堀江」ということばは、その後になって出ている、すなわち『古事記』に「又難波の堀江を掘りて海に通はし」とあり、『日本書紀』の仁徳天皇11年10月条に、「冬十月に、宮の北の郊原を掘りて、南の水を引きて西の海に入る。因りて其の水を号けて堀江と日ふ」とある。以上の記事から、堀江の西半分の開削が終わった応神天皇のころに難波津がスタートし、しばらくして堀江の東半分が完成したと考えることが可能である。当初の津は、堀江とラグーンの接点付近につくられたが、堀江完成後は、ラグーンにそって若干南（現在の高麗橋付近）に移ったと考えてよい。堀江開削の目的については、これまで東の水を排除することにあるとされてきた。それは『日本書紀』仁徳天皇11年4月条および冬10月条によっている。しかし、私は、排水のほかに、新しい航路を開く目的があったと考える。むしろ航路の新設を主な目的としたが、農民サイドに立つ理由のみを書き残したのではなかろうか。いずれにせよ、「難波堀江」が開削された結果、瀬戸内海と草香江がスムーズに結ばれ、水路や陸路によって大和や山背の国に容易に行くことができるようになったのである。」

難波堀江

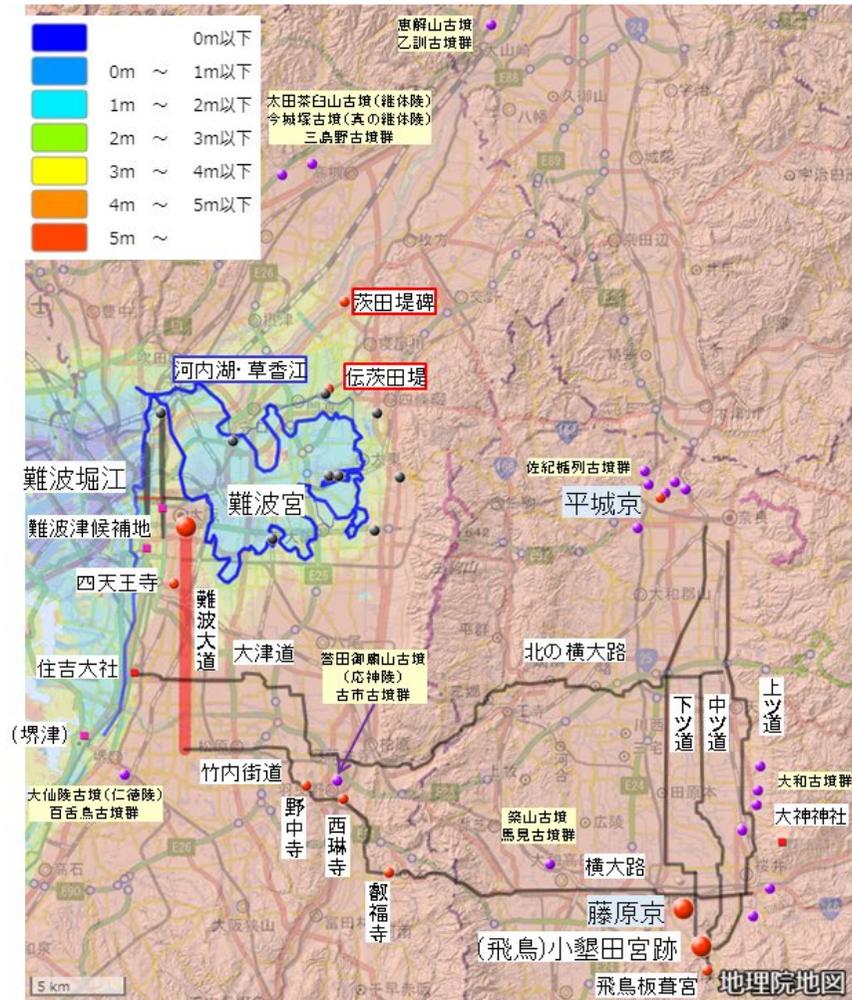
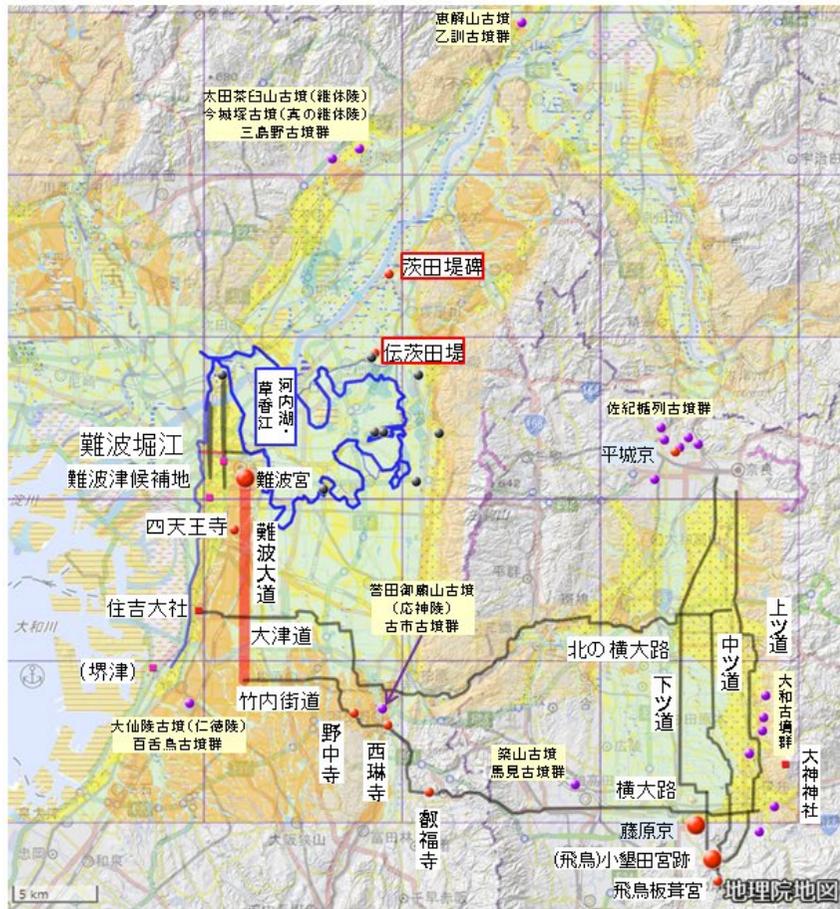


図 1.1-1 難波堀江推定位置 広域 左：背景治水地形分類図，右：背景色別標高図

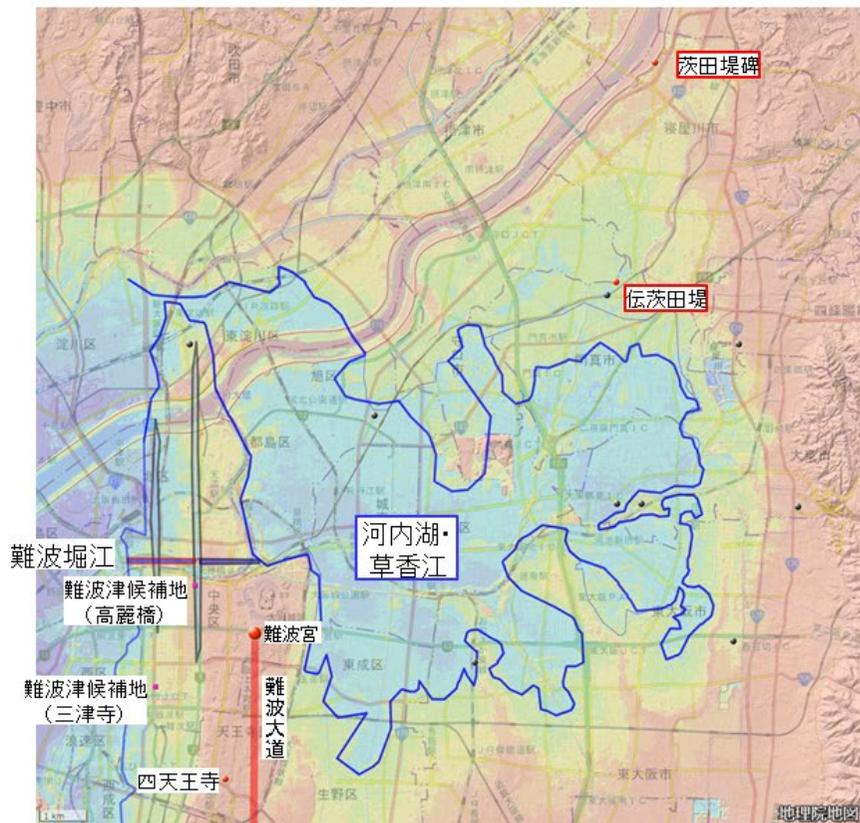


图 1.1-2 難波堀江推定位置 拡大 左：背景治水地形分類図，右：背景色別標高図

図 1.1-1, 1.1-2 に日下による難波堀江推定位置を治水地形分類図と標高 1~5m の色別標高図を背景に書き入れた。日下が推定する西半分は地質が掘削しやすい完新世堆積物であることに加え、標高も低い。また、ラグーンにつなげることで潮汐流による運河・航路維持が期待できる点でも理に適っており説得力がある。難波津候補地である高麗橋はラグーンのほとりにあたる。日下は人工掘削の堀江に当初設置していたものが移動したと考えているが、当初から高麗橋であった可能性もあるのではないだろうか。

なお、難波津、特に三津・御津の比定地は「現在の大阪府中央区三津寺付近とする説、同区高麗橋付近とする説の二つが有力」⁴⁾である。三津寺説は地名に強みがあり、高麗橋説は上町台地北部の遺構発掘調査結果に強みがある。

茨田堤は難波堀江（日下指摘の後期）掘削と同じ、仁徳天皇 11 年 10 月に築造記事があるので、セットで整備されたインフラである。枚方から寝屋川にかけて淀川左岸堤として築造したものと解説されている。茨田堤に関しては、古事記では秦人を使役したと伝えており、「強頸の絶間」、「衫子の絶間」の逸話が伝わっている。秦人の使役については、寝屋川市 HP⁵⁾は「秦人とは渡来人のことで、渡来人によって大陸の優れた土木技術が用いられ、完成することができたのでしょう」と解説している。

2ヶ所の絶間については、茨田堤で2ヶ所どうしても締め切ることができない箇所があり、仁徳天皇がそれぞれの個所に強頸と衫子を人身御供として捧げれば締め切ることができるという夢のお告げを聞き、2人を探し出して人身御供にしようとしたところ、強頸は素直に従ったが、衫子は神が本当に自分を人身御供にしたいのなら瓢を沈めることができるはずだと言って瓢を流したところ瓢は沈まず人身御供を逃れた、2箇所とも無事締め切ることができたというものである。

ちなみに強頸は武蔵の国、衫子は河内の国の人である。坂下さん⁶⁾は、「衫子は朝廷から氏姓を賜っている身であったが高度な技術力を背景に必ずしも政治的に服従していたわけではないこと、朝廷もそれを容認するしかなかったことを示していて興味深い」と考察している。強頸と衫子の対比エピソードから何を読み取るかは各人に考えていただくとして、茨田堤と絶間について現代風に技術的に解釈すれば、2か所の絶え間は派川流路であり、茨田堤築造は淀川の流路を西に変える工事だということだろう。天井川の破堤口締切は現在でも難しく、また旧流路跡は堤防浸透破壊の弱点となりやすい。渡来人の新技術をもってしても締切が難しかったことを伝えているのではないだろうか。

仁徳天皇は、人家から炊事の煙が上がっていないのを見て税を免除した、茨田堤・難波堀江・和珥池を開く等農政に意を用いた、楽浪遺民（→楽浪郡）の獲得を目的とする朝鮮遠征や宋への使節派遣など外交にも留意した等内政・外交ともに事績とされるものが多い天皇である。倭の五王の一人と言われており、仁徳天皇の事績は応神天皇と重なるものが多いそうである。兩人ともに規模第1位2位の古墳に埋葬されていると思われる。渡来人の海外技術を導入し、難波津・難波の堀江を整備することで交易を盛んにし、併せて耕地整備を行うことができたことは間違いないであろう。

<参照文献等>

- 1) 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議, 世界遺産 百舌鳥・古市古墳群とは, https://www.mozu-furuichi.jp/jp/learn/mozu_furuichi.html, 2025.3 閲覧.
- 2) 株式会社平凡社・世界大百科事典 (旧版), 難波宮(ナニワノミヤ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧.
- 3) 日下雅義, 古代の「難波京」と大阪, 地理科学 vol.47, no.3, pp.137~142, 1992.
- 4) 山川 日本史小辞典 改訂新版, 難波津(ナニワヅ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 5) 寝屋川市 HP, https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/shiminkatsudou/bunkasport/bunkazai/namesagasu/index_ma/1378095715828.html, 2025.3 閲覧
- 6) 坂下泰幸, 関西の公共事業・土木遺産探訪, 44 茨田堤 大阪平野の成立期における治水事業, http://dobokuisan.starfree.jp/44_mandanotsutsumi/mandanotsutsumi.html, 2025.3 閲覧

1. 2 推古朝期 大道—日本初の国道—, 仏教寺院

593年に聖徳太子により四天王寺（大阪市天王寺区）が創建される。天王寺地域は四天王寺はじめ現在でも200余りの寺社があり、寺社の間の古い坂道が昔の姿を今にとどめる歴史と伝統が息づくまち¹⁾となっている。

表 1.2-1 遣隋使派遣と大道整備

回	出発年月	帰国年月	使節	備考	出典
	589	隋による中国を統一			
	593 (推古 1)	四天王寺建立			四天王寺 HP
1	600 (推古 8)	不明	不明		隋書倭国伝
	605 (同 13) 冬 10 月	斑鳩宮 (小墾田宮) 造営完了 (遷宮) 造営開始は 601 (推古 9 年) 春 2 月			李 (2013)
2	607 (同 15) .7	608.4	小野妹子 鞍作福利 (通事)	隋使裴世清ら 13 人を随 伴して帰国	日本書紀 隋書倭国伝
3	608 (同 16)	不明	不明		隋書煬帝紀
4	608 (同 16) .9	609.9	小野妹子 (大使) 吉士雄成 (小使) 鞍作福利 (通事)	隋使裴世清らを送る。 留学生, 学問僧らを随伴 して渡隋	日本書紀 隋書倭国伝
5	610 (同 18)	不明	不明		隋書煬帝紀
	612-614			隋が 3 年連続で高句麗遠 征するが失敗 →613- 隋内乱状態に	
	613 (同 21)	外交の玄関口である難波津と政治の中心である飛鳥・小墾田宮をむすぶ「大道」(竹内街道, 横大路, 難波大道) 整備			日本遺産 HP
6	614 (同 22) .6	615.9	犬上御田鍬 矢田部造某	百濟使を随伴して帰国	日本書紀
	618			隋滅ぶ	

613年には、推古天皇が「外交の玄関口である難波津と政治の中心である飛鳥・小墾田宮をむすぶ『大道』」として我が国最古の国道である竹内街道・横大路と難波大道を整備した(図 1.2-1)。

大道は、文献だけでなく発掘調査でも確認されており、日本遺産 HP²⁾には次のように紹介されている。「・・・「国道」の誕生 『難波より京に至るまでに大道を置く』 竹内街道・横大路(大道)は推古天皇 21 年(613)に外交の玄関口である難波津と政治の中心である飛鳥・小墾田宮をむすぶ「大道」として整備された総延長 40km にもおよぶ我が国最古の国道である。大道は難波京朱雀大路よりまっすぐ南下する難波大道、堺から河内を抜ける竹内街道、さらには奈良盆地を東西に走る横大路から飛鳥にいたる上・中・下の三つの道から構成される。その後、この道を基準にして藤原京も造営され、今もなお東西南北の地割として残る。なかでも橿原市八木町では、古代と同じ 24m の道幅で道路が敷かれているため、当時の道の大きさを今も実感できる。この道を通して中国や朝鮮半島からの外交使節、遣隋使・遣唐使によって多くの文物がもたらされた。それとともに仏教が伝来し、聖徳太子らによって多くの仏教寺院が道沿いに建立された。野中寺や西琳寺では、飛鳥時代の塔跡の基壇礎石を見ることができる。聖徳太子ゆかりの四天王寺や叡福寺では、広大な寺域に荘厳な伽藍があり、當麻寺では、日本に唯一現

存する天平時代の双塔式伽藍を拝観できる。さらにこれらの寺院では、古式ゆかしい祭事が一年を通じて催されている。その代表的なものは四天王寺で行われる聖霊会の舞楽や當麻寺で行われる練供養会式があり、古代の雰囲気を感じることができる。

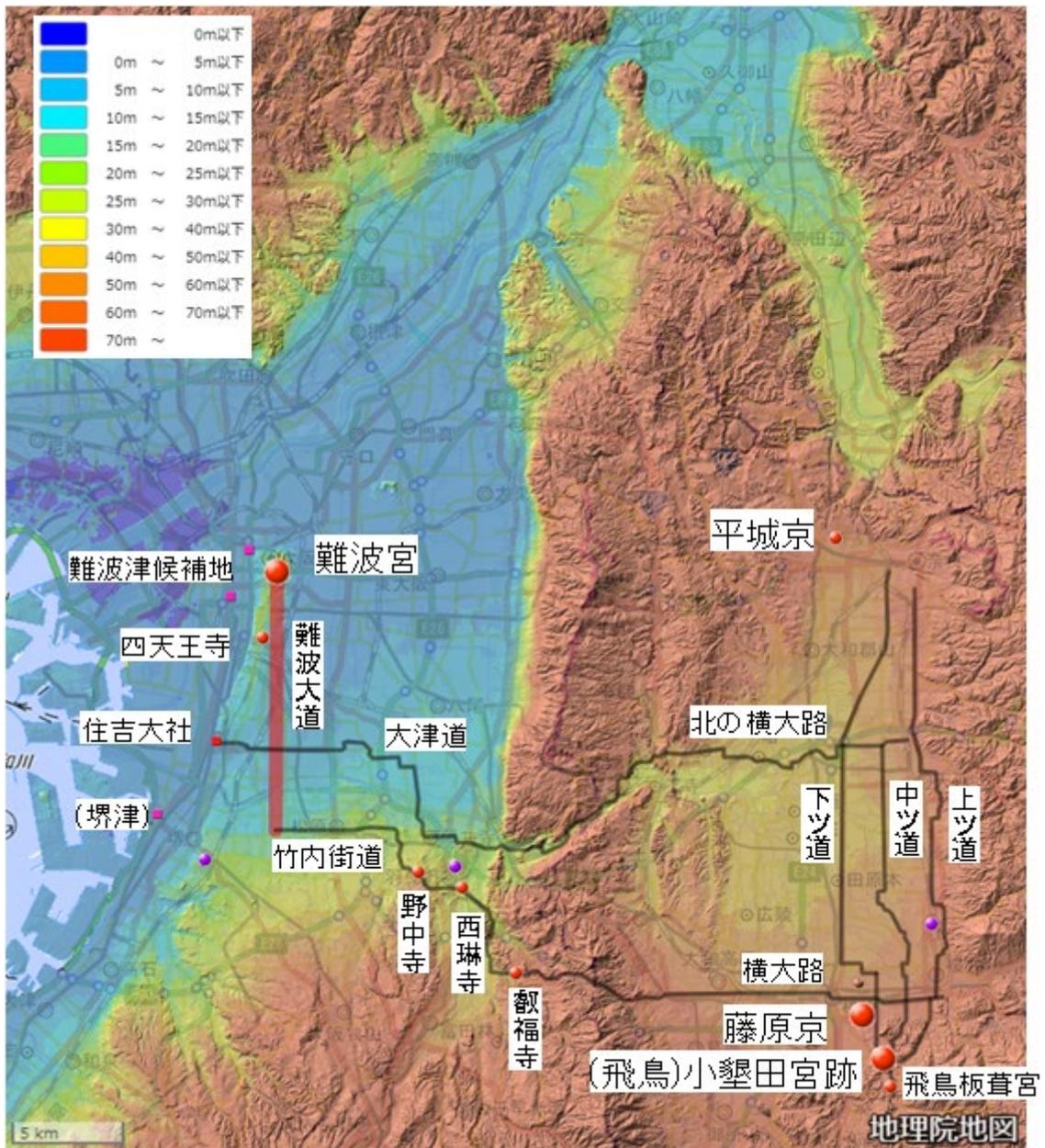


図 1.2-1 大道：難波大道，竹内街道，横大路

推古朝期は仏教導入，遣隋使派遣³⁾等，新しい文化の導入・浸透や国際的なステイタス構築の時期にあたる。表 1.2-1 の遣隋使派遣の時期と見比べると、「大道」整備はその仕上げの意味を持っているのではないだろうか。

遣隋使は614年が最後となった。隋は612年から3年連続で高句麗に対して三度の大規模な遠征を行うが、いずれも失敗に終わる⁴⁾。その最中の613年に起きた楊玄感の反乱をきっかけにして隋全体で反乱が勃発、大小200の勢力が相争う内乱状態となった⁴⁾。617年に挙兵した李淵は短期間で長安を陥落させることに成功⁴⁾、618年に唐を建国⁴⁾する。626年に2代皇帝となった李世民（太宗）は、同年東突厥と結んで最後まで抵抗していた朔方郡の梁師都を平定し、統一を果たした⁴⁾。

参照文献

- 1) 大阪市 HP, 天王寺区の歴史, <https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/page/0000610664.html>, 2025.3 閲覧
- 2) 日本遺産 HP, 1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」 ～竹内街道・横大路（大道）～, <https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story044/>, 2025.3 閲覧
- 3) 日本大百科全書(ニッポニカ), 遣隋使(ケンズイシ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 4) Wikipedia 唐 歴史 建国・貞観の治, 唐 - Wikipedia, 2025.3 閲覧.

1. 3 舒明・皇極・孝徳・斉明・天智期 前期難波宮，水城，古代山城

630年に最後の遣隋使で渡航経験がある犬上御田鍬を大使とする第1回遣唐使¹⁾が派遣され、一行は631年に皇帝太宗と謁見した¹⁾。『旧唐書』によれば太宗はその道中の遠いことに同情し、以降の毎年の入貢を止めさせた¹⁾。帰国の際、唐の送使高表仁が同行来日し、僧旻・勝鳥養・靈雲らも同行帰国した¹⁾。

表 1.3-1 遣唐使派遣（その1）¹⁾に加筆

回	出発年月日	帰国年月	使節	備考
	618			唐建国
	627-649			唐 626:太宗即位 貞観の治
1	630 (舒明 2) .8.5	632.4.8(対馬)	犬上御田鍬 薬師恵日	靈運, 僧旻が帰国, 唐使高表仁, 新羅送使来日
	643			百済が高句麗と和睦し新羅に侵攻 →新羅は唐に援軍要請繰返す
	645	乙巳の変 (大化改新)		
	645-649			唐軍の高句麗遠征 (失敗)
	652 (白雉 3) .9	前期難波宮 (遷宮)		
2	653 (白雉 4) .5.12	654.7.24 (筑紫)	吉士長丹 (大使) 吉士駒 (副使)	学問僧・留学生 道昭 , 道観 (のちの 粟田真人) 百済使, 新羅使来日
3	同上		高田根麻呂 (大使) 掃守小麻呂 (副使)	往途, 薩摩竹嶋付近で遭難, 5人漂着
4	654 (同 5) .2	655.8.1	高向玄理 (押使) 河辺麻呂 (大使) 薬師恵日 (副使)	押使玄理, 唐で没
	655	飛鳥板蓋宮 齐明天皇 (皇極天皇重祚)		
5	659 (齐明 5) .7.3	661.5 (第2船)	坂合部石布 (大使) 津守吉祥 (副使)	第1船往途南海の島に漂着, 大使石布殺される 道昭帰国
	660			唐と新羅に攻められ百済滅亡
	663	白村江の戦い		
	664	対馬・苅岐・筑紫などに防人・烽火を設置, 筑紫に水城を築造		
	665	8月 長門に城を築造, 筑紫に大野城・椽城を築造		
6	665 (天智 4)	667.11.9	守大石・坂合部石積・ 吉士岐弥・吉士針間 (以上送唐客使)	9月 唐使法聡来日
	667 (同 6) .3	近江大津宮遷都	668 天智天皇即位	
7	667 (同 6) .11.13	668.1.23	伊吉博徳, 笠諸石 (送唐客使)	唐使法聡を百済に送る
	668			唐により高句麗滅亡
8	669 (同 8)	不明	河内鯨	6・7・8次の遣使は百済駐留の唐軍との交渉のためか
	672	壬申の乱	飛鳥浄御原宮遷都・天武天皇即位	

太宗が治めた貞観年間 (627-649) は、「貞観の治」と呼ばれ、隋末の内乱が終息して国内が安定し、対外的にも周辺民族がすべて服属して空前の平和が訪れた²⁾。太宗は、賢臣を抜擢して彼らの諫言を入れ、つとめて民力の回復を図った³⁾。その結果、唐の国礎は固まり、米価は下がり、人々は戸締まりをせず、旅行にも食料を携行しない、という平和な状態が現出した³⁾といわれている。律令の整備、正史の修撰、「五経正義」の編纂など輝かしい文化事業が行われ³⁾た。貞観時代は失政もあったが大局的には理想主義の生きた時代で、後世の模範³⁾となった。

645年の大化の改新を受けて孝徳天皇が即位する。650年⁴⁾に前期難波宮（大阪市中
央区）造営が開始され、652年⁴⁾に遷都が行われた。先に述べた難波大道は難波宮から
まっすぐ南に延びている⁵⁾。時系列的には、難波大道の終点に難波宮を造営したとい
うことになる。なお、藤原京（694）も「大道」を形成する横大路やそれに直交する上・
中・下道を基準に造営された⁶⁾とのことなので、当時はそういうものだったのだらう。

遷都翌年の653年に第2回・第3回、654年に第4回、659年に第5回の遣唐使が覇
権される等、この期間は派遣頻度が高い。この間の653年には中大兄王子と孝徳天皇の
確執が生じ、難波宮に孝徳天皇1人を残して中大兄王子はじめ皇后や先の皇極天皇であ
る上皇含めて飛鳥に移動する。失意の中、孝徳天皇は654年に崩御し、翌655年に孝徳
天皇の前の天皇である皇極天皇が飛鳥板蓋宮で斉明天皇として重祚することで都は飛
鳥に戻った。しかし、難波津は瀬戸内海を経て大陸や九州に向かう重要な港として、難
波宮も大陸との交流窓口として機能し続ける。

660年、朝鮮半島では643年に高句麗と結んで新羅に侵攻を開始し優勢であった百済
が、繰り返し受けた新羅から援軍要請に応え派遣された唐軍と新羅の連合軍に攻められ
滅亡する。百済と友好関係にあった斉明天皇・中大兄王子は、百済復興軍の要請に応え
て北九州に本営を置き大軍を派遣する。663年に白村江の戦いで唐・新羅軍に大敗を喫
し、日本は朝鮮半島の権益を失った。

唐・新羅軍の侵攻に備えて664年に大宰府に水城を構築、瀬戸内海沿岸に朝鮮式山城
を築くとともに667年に近江京に遷都し翌年天智天皇として即位する。第6次（665）、
7次（667）、8次（669）遣唐使は孝徳天皇期に並んで派遣頻度が高い。孝徳期は外交関
係を充実させるための能動的な派遣であったのに対し、天智期は白村江の戦いの戦後処理
交渉であった可能性が高い。

671年に天智天皇が崩御すると、翌年天智天皇の皇子・大友の皇子と弟・大海の皇子
の間で日本を二分する壬申の乱が発生する。これに勝利した大海の皇子が飛鳥浄御原宮
で天武天皇として即位し、天武・持統天皇系の時代となる。

○白村江大敗後の防衛 一軍制治安変遷、烽火と防人、水城と古代山城－
－烽火と防人の設置、水城・古代山城の築造－

663年に白村江の戦いで唐・新羅軍に大敗を喫した後、664年に中大兄皇子政府は、
唐・新羅軍の侵攻に備えて対馬、壱岐、筑紫に防人と烽火を設置⁷⁾⁸⁾し、大宰府に水城を
構築⁷⁾⁸⁾する。665年8月には長門に城を築造⁸⁾するとともに、筑紫に大野城・椽城を築
造⁸⁾し、9月の唐使が筑紫に到着⁸⁾した。

667年3月には近江大津宮に遷都⁸⁾し、11月に大和に高安城⁸⁾、讃岐に屋嶋城⁸⁾、対
馬に金田城を築造⁸⁾する。同じ11月¹⁾に唐使を百済に送り帰している。唐は666年⁹⁾に
高句麗に軍を遠征させており、高句麗は668年に滅亡⁹⁾する。

表 1.3-2 白村江大敗以降の防衛・治安体制推移⁸⁾に加筆

年	事項
天智天皇 2 年(663 年)	8 月<白村江の戦いで唐・新羅連合軍に倭軍敗北>
天智天皇 3 年(664 年)	対馬・吉岐・筑紫などに防人・烽火を設置. 筑紫に水城を築造
天智天皇 4 年(665 年)	8 月:長門に城を築造、筑紫に大野城・椽城を築造, 9 月:唐使が筑紫に来着
天智天皇 5 年(666 年)	<唐の高句麗遠征>
天智天皇 6 年(667 年)	3 月<近江大津宮遷都> 11 月大和国に高安城、讃岐国山田郡に屋嶋城、対馬国に金田城を築造. 遣唐使派遣し唐使を百済に送る.
天智天皇 7 年(668 年)	<唐により高句麗滅亡>
天智天皇 8 年(669 年)	時期不明:遣唐使派遣 冬:高安城を修造、畿内の田租を収容
天智天皇 9 年(670 年)	2 月:高安城を修造、穀・塩を収容, 長門に 1 城、筑紫に 2 城を築造(天智天皇 4 年条の重出か). 庚午年籍(律令軍制成立候補)
天武天皇元年(672 年)	6 月-7 月:<壬申の乱>
天武天皇 3 年(674 年)	<唐の新羅出兵>
天武天皇 4 年(675 年)	2 月:高安城行幸
天武天皇 5 年(676 年)	<新羅の半島統一>
持統天皇 3 年(689 年)	月不明:<浄御原令>(律令軍制成立候補) 10 月:高安城行幸
持統天皇 4 年(690 年)	庚寅年籍(律令軍制成立候補)
690 年	唐:則天武后皇帝即位. 国号を周と改める.(武周革命)
持統天皇 8 年(694 年)	12 月<藤原京遷都>
文武天皇 2 年(698 年)	5 月:大野城・基肄城・鞠智城を修造, 8 月高安城修造
文武天皇 3 年(699 年)	9 月:高安城を修造, 12 月:三野城・稻積城を修造
大宝元年(701 年)	月不明:<大宝律令>(律令軍制成立候補) 8 月:高安城を廃止
702 年	6 月:遣唐使(執節使:粟田真人)派遣
705 年	唐:中宗が復位し唐を再興. 則天武后病没
和銅 3 年(710 年)	3 月:<平城京遷都>
和銅 5 年(712 年)	1 月:河内国高安の烽を廃止, 高見の烽、大和国春日の烽を設置
712 年	唐:玄宗即位 713-741:開元の治(外征抑制し内政に専念)
717 年	3 月:遣唐使派遣(玄昉・吉備真備・阿倍仲麻呂他留学)
養老 3 年(719 年)	12 月:備後国安那郡の茨城、葦田郡の常城を廃止
天平 2 年(730 年)	諸国から徴集した防人を廃止
733 年	4 月:遣唐使派遣
734 年	11 月玄昉・吉備真備帰国
736 年	8 月道璿, 菩提僊那来日
天平 9 年(737 年)	諸国からの防人を本国に帰還させ, 九州の兵士に守らせることにした
740 年	8 月末-11 月初め<藤原広嗣の乱 玄昉・吉備真備罷免要求> 朝廷側は大野東人を将として 1 万 7,000 の兵を動員し鎮圧.
741 年	2 月国分寺国分尼寺建立詔
742-745	藤原広嗣の乱を受け大宰府停止. 鎮西府を置き警戒体制をとり続ける
743 年	10 月大仏建立発願
752 年	3 月:遣唐使派遣 4 月<大仏開眼供養>
754 年	1 月鑑真来日
天平勝宝 7 年(755 年)	万葉集防人歌 84 首/98 首採録
755 年	唐:安祿山挙兵(安史の乱)
天平勝宝 8 年(756 年)	6 月:怡土城の築城開始
757 年	防人九州からの徴用となる
761 年	8 月唐使来日
763 年	唐:安史の乱終息
神護景雲 2 年(768 年)	2 月:怡土城の完成
770 年	称徳天皇崩御, 光仁天皇即位
777 年	6 月遣唐使派遣
778 年	10 月唐使来日
779 年	5 月遣唐使派遣. 唐使送る.

784年	<長岡京遷都>
792年	陸奥国・出羽国・佐渡国・西海道諸国を除き軍団を廃止。健児制を導入。
794年	<平安京遷都>
795年	吉岐・対馬以外の防人は廃止
803年 804年	遣唐使派遣(最澄・空海他留学) 804年吉岐防人廃止
805年	征夷, 平安京造営中止
813年	西海道6か国(筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後)の軍団減員
弘仁(810-824)年間	検非違使(京都市内治安担当)設置
826年	対蝦夷戦争が継続していた陸奥・出羽を除き軍団廃止 律令制防人崩壊
836年-838年	遣唐使派遣(実質最後)
894年	6月大使菅原道真の献策により遣唐使中止 対馬の防人記事が最後の防人所見

烽火とは、「ほう」または「とぶひ」といい、情報伝達手段である。烽は原則として40里（約21キロメートル）⁷⁾ごとに置かれ、長2人、烽子4人が交代勤務⁷⁾した。燃やす火炬（松明）は、葦で芯をつくり、草でくくり、その周りに松明を差し込む。昼は煙を放ち、夜は火を放つ⁷⁾。

大野城、高安城、屋嶋城、金田城はいずれも見晴らしの利く山や尾根に造られた山城である。古代山城・朝鮮式山城とも呼ばれ、九州北部、山陽道、瀬戸内海に臨む四国に20か所以上ある。烽による情報伝達経路の要に設けられているのであろう。水城や古代山城の構築は来日した唐使に日本の防衛体制を見せて、外征を牽制する意図があったと推察される。

表 1.3-3 水城, 古代山城 ⁸⁾¹⁰⁾ から作成

地方	国	名称	所在地	記事	
畿内	大和	高安城	奈良県生駒郡平群町 大阪府八尾市	築城:天智天皇6年(667年) 修造:天智天皇8年(669年)ほか 廃城:大宝元年(701年)	
	河内 大和	高見の烽 春日の烽		河内国高安の烽を廃止し、河内高見の烽、大和春日の烽設置(712年)	
瀬戸内	播磨	播磨城山城	兵庫県たつの市		
	備前	大廻小廻山城	岡山県岡山市・瀬戸町		
	備中	鬼城山城(鬼ノ城)	岡山県総社市		
	讃岐	屋嶋城	香川県高松市	廃城:天智天皇6年(667年)	
	讃岐	讃岐城山城	香川県坂出市・丸亀市		
	伊予	永納山城	愛媛県西条市		
	備後	茨城	(推定)広島県福山市		廃城:養老3年(719年)
		常城	(推定)広島県府中市		廃城:養老3年(719年)
	安芸	長者山城	広島県東広島市・広島市		
	周防	石城山城 (石城山神籠石)	山口県光市・田布施町		
	長門	城名記載なし (長門城)	(推定)山口県下関市	築城:天智天皇4年(665年) 築城:天智天皇9年(670年)	
九州	豊前	唐原山城	福岡県上毛町		
	豊前	御所ヶ谷城 (御所ヶ谷神籠石)	福岡県行橋市・勝山町・犀川町		
	豊前	鹿毛馬城 (鹿毛馬神籠石)	福岡県飯塚市		

筑紫	阿志岐山城	福岡県筑紫野市	
筑紫	大野城	福岡県太宰府市・大野城市・糟屋郡宇美町	築城:天智天皇4年(665年) 修造:文武天皇2年(698年)
筑紫	水城 小水城	福岡県太宰府市・大野城市・春日市	664年 高さ約9m, 長さ1.2km, 西側に5km
筑紫	大津城	福岡市中央区城内 鴻臚館跡付近か?	
筑紫	雷山城 (雷山神籠石)	福岡県前原市	
筑紫	怡土城	福岡県糸島市	築城開始:天平勝宝8歳(756年)6月 完成:神護景雲2年(768年)2月
対馬	金田城	長崎県対馬市	築城:天智天皇6年(667年)
肥前	おつぼ山城 (おつぼ山神籠石)	佐賀県武雄市	
筑紫	女山城(女山神籠石)	福岡県みやま市	
肥後国	鞠智城	熊本県山鹿市・菊池市	修造:文武天皇2年(698年)
肥前	帯隈山城 (帯隈山神籠石)	佐賀県佐賀市	
筑紫	高良山城 (高良山神籠石)	福岡県久留米市	
肥前	基肄城	佐賀県三養基郡基山町	築城:天智天皇4年(665年) 修造:文武天皇2年(698年)
筑後	杷木城 (杷木神籠石)	福岡県杷木町	
不明	稻積城	(不明 糸島市志摩稻留)	修理:文武天皇3年(699年)
不明	三野城	(不明 那珂郡美野駅)	修理:文武天皇3年(699年)

大阪湾・瀬戸内海を望み、大和盆地への烽火連絡点としても要の位置にある高安城は701年に廃止⁸⁾される。それまで、天武天皇、持統天皇の行幸が行われ⁸⁾、頻繁に修造⁸⁾の記事があるので、701年の廃止まで防衛に気を緩めていないことが伺える。廃止後も、高安の烽として烽火の連絡地点としての機能は残している。710年の平城京遷都後は、平城京への烽火連絡地点を、高安から高見と春日に遷し⁸⁾ており、警戒は緩めていない。

717年の遣唐使派遣後の719年⁸⁾になって、備後の山城廃止の記事が見られる。唐では玄宗皇帝による開元の治の時代にあたる。

安禄山の挙兵(755)翌年にあたる756年⁸⁾に、怡土城の築城が開始される(768完成⁸⁾)。怡土城は大宰府から壱岐への経路の1つにあたる福岡県糸島地域にあり、雷山城と稻積城を集約したのではないだろうか。山城に関する記事はこれが最後である。

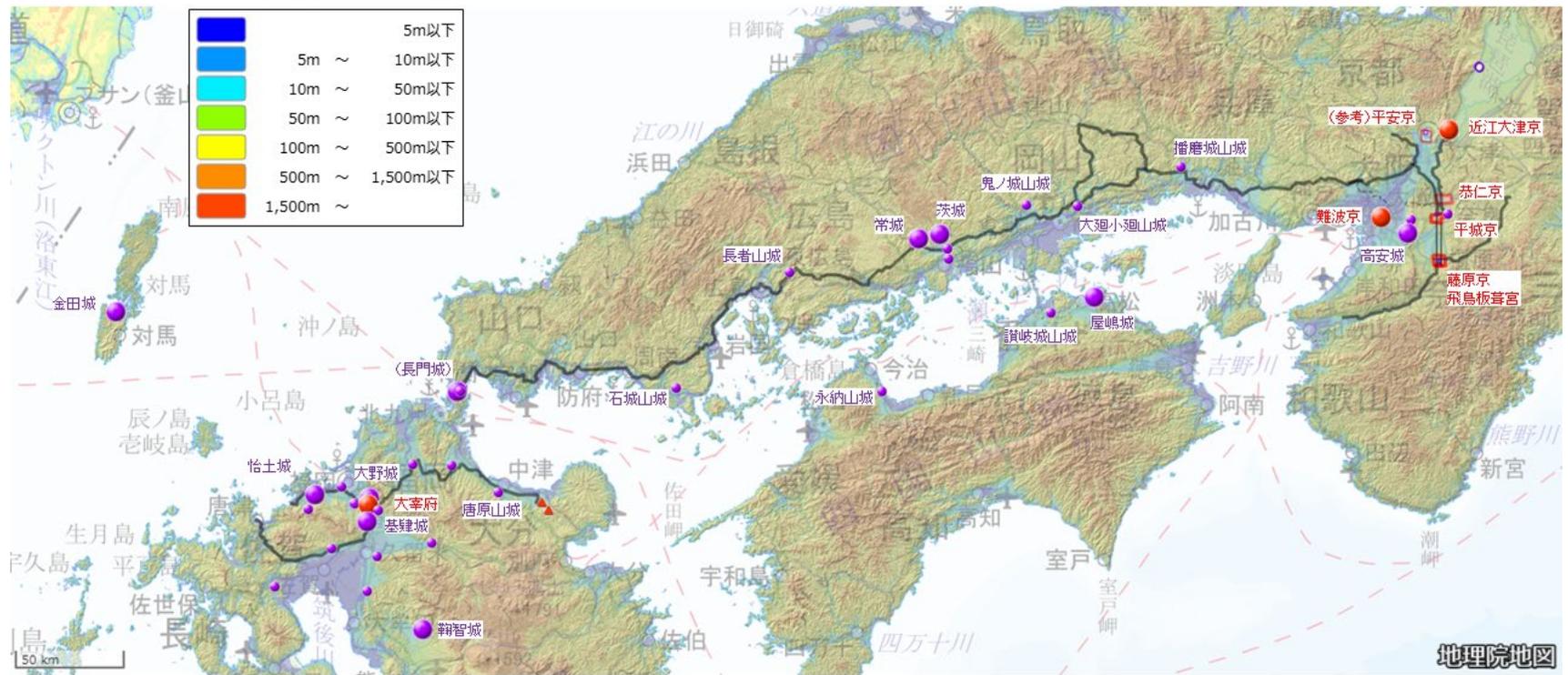


図 1.3-1 古代山城の分布（全体）

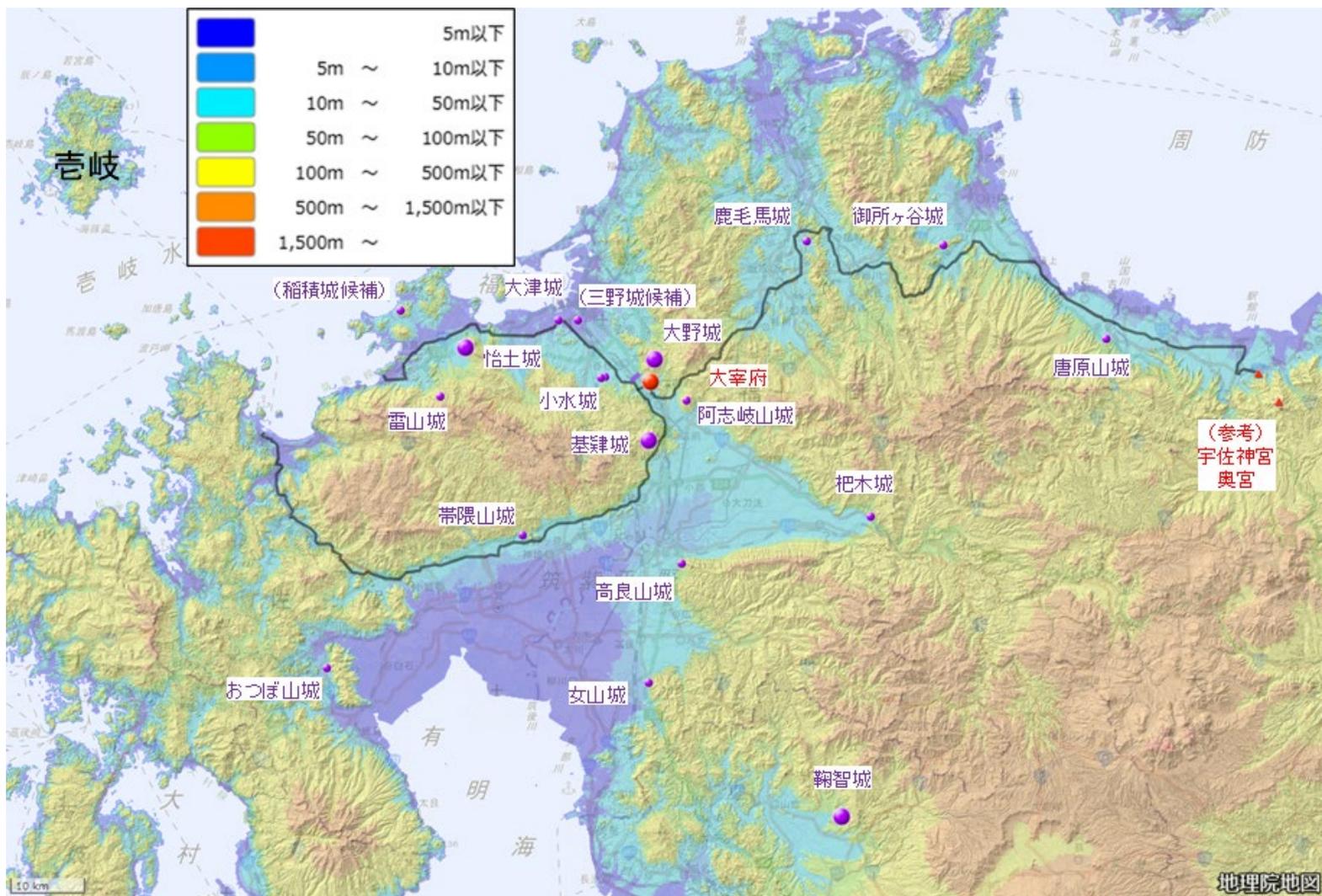


图 1.3-2 古代山城（九州）

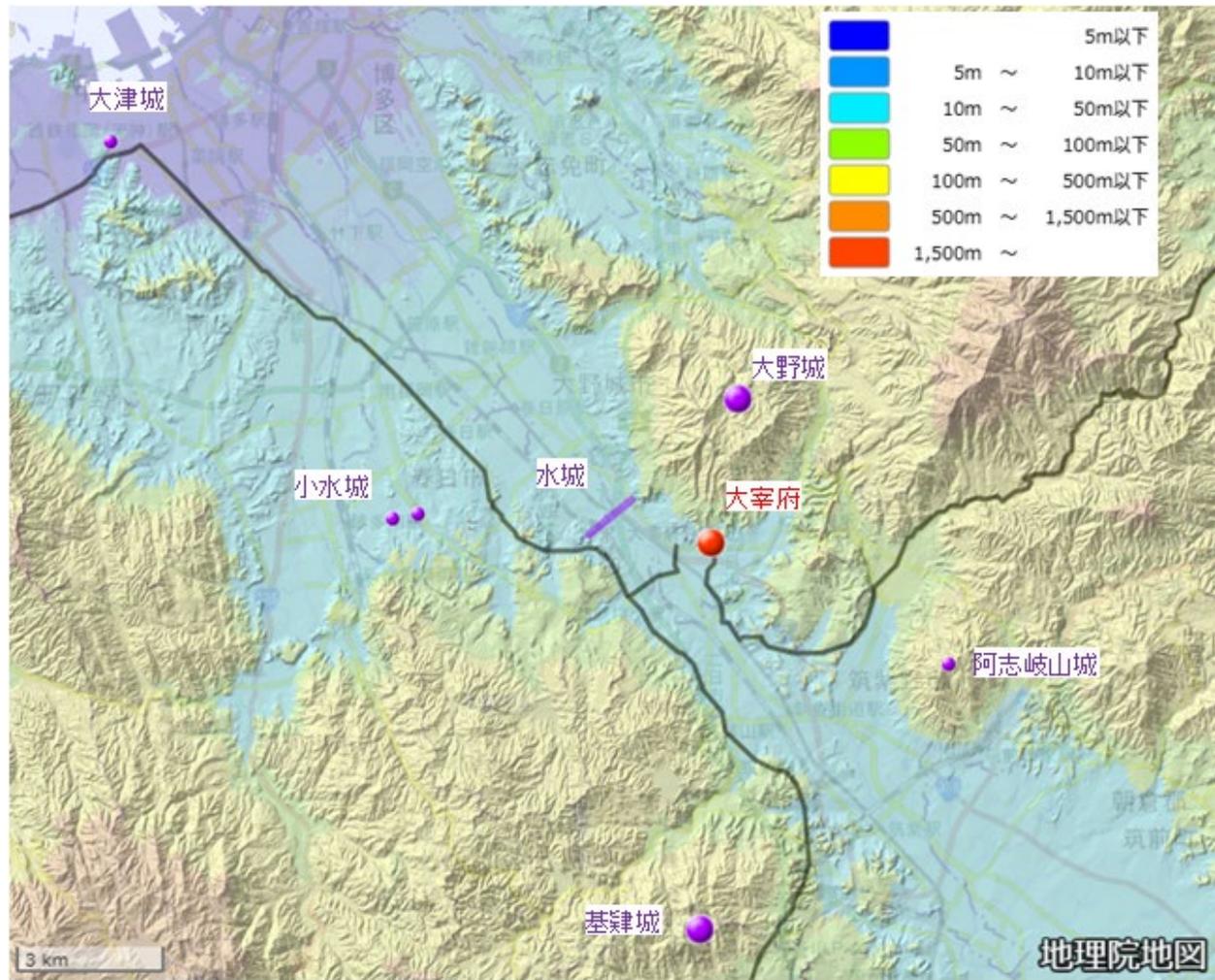


图 1.3-3 古代山城、水城の分布（大宰府周辺）

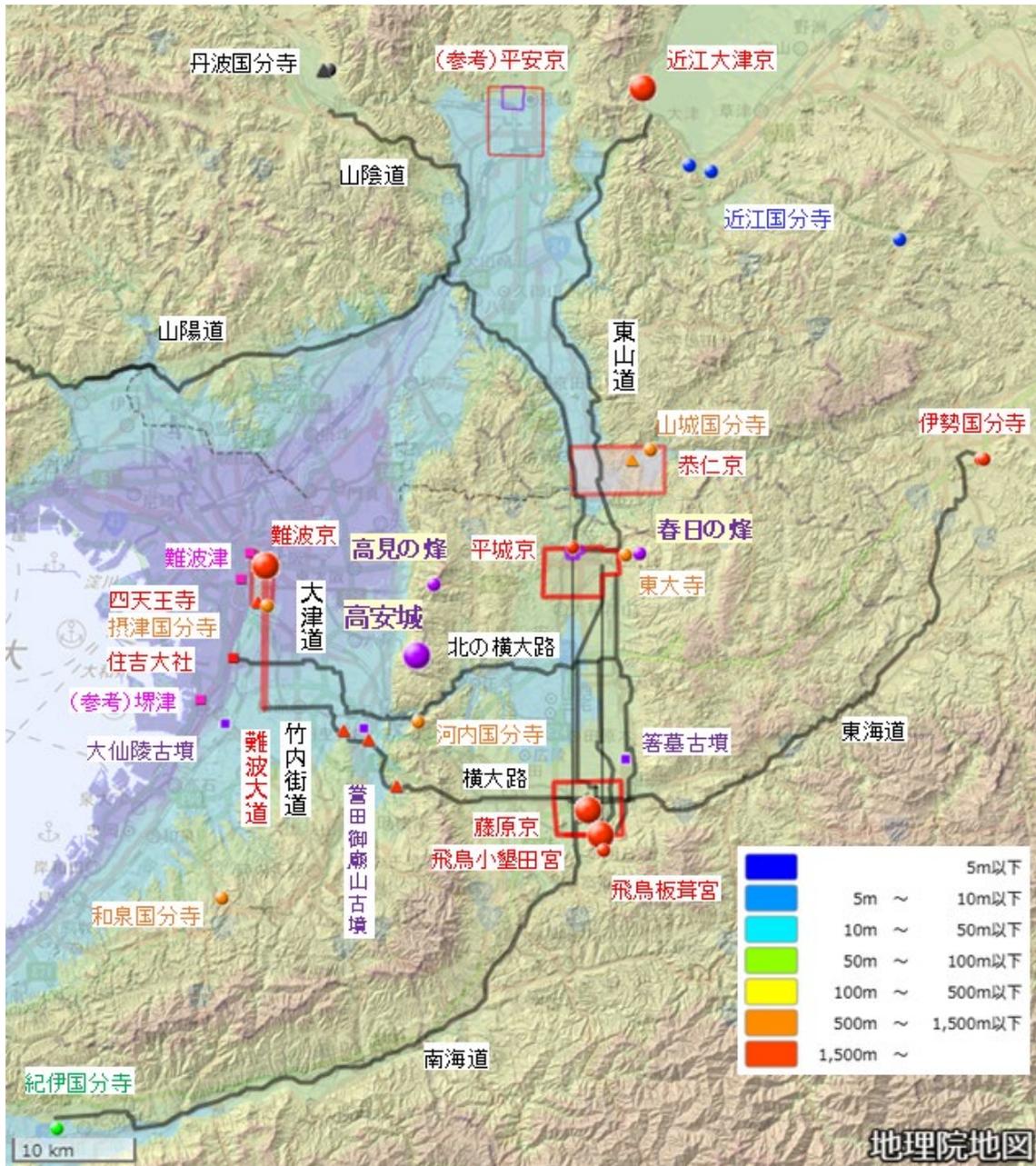


図 1.3-4 近畿における古代山城(高安城), 烽

- 国造軍から律令軍団制へ -

万葉集防人歌で家族との別れ等社会史的側面が伝わる防人は、日本古代の兵役の一つである。日本の軍制は、律令制前の国造軍から、律令に基づく徴兵制の軍団に変わった。

国造軍とは古墳時代・飛鳥時代の日本の軍隊を指す歴史学用語¹¹⁾である。国造は、初め各地方の「くに」の支配者であった豪族を、国家統一後は大和朝廷の地方官として制度化¹²⁾したものである。国造の職掌は、国造国の支配で、子女を舎人や采女として中央

に出仕させること、部民や屯倉を管理すること、馬や兵器など物品を貢納すること、軍事力を負担することなどの任務ももっていた¹³⁾。

国造軍は国造にあたる中央・地方の豪族が従者や隷下の人民を武装させて編成した軍¹¹⁾である。7世紀半ばまで続き、倭・高句麗戦争（「好太王碑」に記録されている391～404に朝鮮半島で行われた戦争¹⁴⁾）、白村江の戦い（663年）へも出征した¹¹⁾。

表 1.3-4 律令制下を中心とする軍事、行政の変遷

律令以前	646 改新の詔	701 大宝律令 689 淨御原令 670 庚午年籍 690 庚寅年籍	717	740～	792～	826～	鎌倉幕府
行政							
—	国	国(58国3島) 国司：中央派遣	国	国	国 (823年68国)	国 国司	国 国司→守護 (国単位)
国くに 国造	評	郡 郡司：旧国造層	郡	郡	郡	莊園, 国衙領 莊官, 下司, 郡司 (莊園領主・国司 が任命)	莊園, 国衙領 莊官, 下 司, 郡司 →地頭
—	—	—	郷	郷	郷	郷司, 保司 (国司任命)	
	里(50戸)	里	里	—	—	—	
軍事・治安							
国造軍	律令制に基づく徴兵。国ごとに軍団設置 ・正丁3人に1人徴発（実情は1戸1人）。 ・軍団は国に最低一つ、大きな国には複数。 ・軍団指揮官は郡司層。・郡家近くに駐屯。 ・兵士の食糧と武器は自弁。 ・平時は交替で軍団に上番、訓練や警備。 ・軍団兵士の中から衛士府や衛門府に勤務する衛士を選出し都で諸役に動員。 ・東国軍団からは防人や鎮兵として九州地方や東北地方などに出征する者も多かった。				792：陸奥国・出羽国・佐渡国・西海道諸国を除いて軍団廃止。健児制（治安）。 804：壹岐防人廃止 810-824 檢非違使（治安） 813:西国軍団減員	東北除き軍団廃止同左 自衛の時代（武士・僧兵） 894：対馬防人記事が防人最後の所見	守護（軍事・治安） 地頭（警察）

- 律令軍団制-

律令に基づく軍団は、公地公民制に基づき管理している国民・人民から兵士を指名・徴兵し、大規模な集団歩兵戦を想定した軍を整備するものである。大宝律令（701）に規定されているが、成立時期を直接記す史料はない¹¹⁾。遅くみる説では大宝律令、もう少し早くみて持統天皇3年（689年）の飛鳥淨御原令によるとする説が有力である¹¹⁾。国家が徴兵するためには、個々の住民が記載された戸籍が必要となるので、天智天皇9年（670年）の庚午年籍が軍団成立の有力候補となる¹¹⁾。庚午年籍は不十分だったとして、持統天皇4年（690年）の庚寅年籍にあてる説もある¹¹⁾。

平時の軍団は国司により管理維持された¹¹⁾。国司は律令制で編成した国郡里制の国

を治める地方官である。国造の支配範囲である「くに」は律令における国郡里制の郡にあたり、国造層は郡司になった¹²⁾と考えられる。律令制の国は複数の郡をまとめる行政単位であり、国司は中央政府が任命した。養老律令(757)の軍防令は、正丁(21-60歳の健康な男)三人につき一人を兵士として徴発するとした¹¹⁾。この規定では国の正丁人口の三分の一が軍団に勤務することになるが、実際の徴兵はこれより少なかったようで、一戸から一人が実情ではないかと考えられている¹¹⁾。

兵士の食糧と武器は自弁で、平時には交替で軍団に上番し、訓練や警備にあたった¹⁾。軍団兵士の中から選ばれて、衛士府や衛門府に勤務する衛士となり都で諸役に動員され、また東国の軍団からは防人や鎮兵として九州地方や東北地方などに出征する者も多かった¹¹⁾。負担の厳しさから死亡したり逃亡したりする衛士も少なくなかった¹¹⁾。出雲国の「計会帳」によると天平6年度(734年)だけでも3回にわたってその交替要員が出雲国から送られている¹¹⁾。

- 防人は東国から派遣-

防人に戻る。「さきもり」は崎守の意¹⁵⁾で、最前線の防衛兵である。律令制では、正丁は3年間の防人の軍役につく義務があった¹⁵⁾。防人の初見は日本書紀の大化2年(646)条であるが、大化前代にも「夷守」「島守」など防衛兵に類したものが置かれていたらしい¹⁶⁾。防人の重要性が増したのは、663年(天智天皇2)白村江の戦いにおいて唐・新羅軍に大敗してからである¹⁶⁾。

防人の総数は約3,000¹⁵⁾、東海道・東山道地域の東国諸国から難波津に集められ、船で大宰府に送られ、防人司の統率下に入れられた¹⁶⁾。大半は筑紫地域、大宰府・壱岐・対馬に配置され¹⁵⁾、筑紫地域の内外の軍事情勢に活用された¹⁵⁾。防人の生活は且戦且耕のごとく60日間軍役につき、他は空閑地を開墾し食糧を自給していた。重い甲冑で装わず刀剣弓箭を主とする軽便な装備で、弩を中心とした軍事拠点の兵力として用いられた¹⁵⁾。制度上は3年交替であったが、年限を過ぎても帰郷が許されない者もいた¹⁶⁾。

万葉集の防人歌は東国防人たちの歌であり、作者注記に国造丁、助丁、主帳丁、火長、丁などの言葉がみられ、東国防人は旧国造軍を継承したものと推測されている¹⁵⁾。しかし東国防人の補給は難しく、幾度かの停止や復活をくりかえし¹⁵⁾た。

- 東国防人の停止・復活と唐の状況-

東国防人に関する停止や復活について、唐や国内の動静を横目に見つつ考察する。史料によると天平2(730)年諸国から徴集した防人を廃止、重ねて同9(737)年諸国からの防人を本国に帰還させ、九州の兵士に守らせることにした¹⁷⁾。日本が手本としていた唐では、712年に玄宗が皇帝に即位し、翌年(713)から741年までの元号にちなむ「開元の治」と呼ばれる善政(極力外征を抑えつつ富国強兵に努める)を敷き、都長安は繁栄の最盛期を迎えていた。717年派遣の遣唐使において留学生として派遣された阿倍仲麻呂

はこの時代の唐の行政官になっている。日本では719年に備後の国の2つの山城が廃止されており⁸⁾、警戒を緩める時期にあったと思われる。

740年8月末に、当時の大宰少貳藤原広嗣が反乱を起こし1万の兵を集めた¹⁸⁾。これに対し朝廷側は大野東人を將として全国から1万7,000の兵を動員し¹⁸⁾11月初めに鎮圧した。乱を受け742-745年まで大宰府を停止し軍事色の濃い鎮西府を置き警戒した¹⁹⁾。これらの経過の中で東国からの防人徴収が復活したようであり、万葉集に収録されている防人歌全98首中84首は天平勝宝7年(755年)に採録したもの²⁰⁾である。天平宝字1(757)年、東国の防人を徴することをやめ、九州の兵士をあてる¹⁷⁾ことになった。

唐では開元の治によっても律令制度の立て直しには至らなかった。755年に安祿山が反乱を起こし、763年まで続く安史の乱に突入する。安祿山は、751年に3つの節度使を兼ねる²¹⁾大兵力を有していた。節度使とは、国境の備兵部隊の総司令官である。隋・唐の律令制では、府兵制と呼ばれる兵農一致の徴兵制をとる。唐では全国に600余の折衝府を設け、均田農民(均田法)の中から壮丁を3年ごとに選んで府兵とし、租庸調を免除して農閑期に折衝府に集めて訓練し、また衛士として輪番で国都や辺境の守備に当たらせた²²⁾。全国的共通母体から兵士を徴集し、中央、地方、辺境を一本に結び付ける制度として唐代に完成をみた²³⁾。しかし、軍府の大半が長安・洛陽周辺に集中して負担が偏り、また国内治安が主目的であったことから、辺境防備や遠征軍は多量の臨時徴募兵に頼らねばならなかった²³⁾。府兵の負担の過重による兵役忌避や均田制の崩壊により、募兵制に切り換えられ、節度使が力を持つようになっていった。

山城の項で言及済みだが、安祿山の反乱を受けての防衛強化と防衛体制の合理化再編の一環と推察される怡土城が築城(756年6月~768年2月)期間中の、天平神護2(766)年に大宰府は東国の兵士を防人にあてることを申請する¹⁷⁾等、大宰府側では東国からの徴用を要求していたようである。

- 律令制軍団と防人の終焉 -

763年の安史の乱終息後、唐朝は907年まで存在し続けるが、律令制度の崩壊は続き、藩鎮(唐代の節度使の異称。地方行政の監察強化を行う観察使も兼職して地方の兵・民・財三権を掌握し²⁴⁾、半ば独立した軍閥となった)が各地に割拠する社会となった。反乱軍の諸將は唐朝から節度使の職を授けられて、河北・河南・山東一円に割拠²¹⁾する。多様化する社会に対処するため唐朝は各種の「使職」(いわゆる「令外の官」)と総称されるポストを続々と新設した。なお、節度使も観察使も律令にはない令外の官である。

日本も律令制度を導入して班田制に基づく給田と軍制を構築したが、律令制は行き詰まる。723年に三世一身の法、743年には墾田永年私財法により班田収授制は荘園に移っていく。戸籍とそれに基づく班田に基礎を置く律令軍制も維持できなくなる。792年に陸奥国・出羽国・佐渡国・西海道諸国を除いて軍団を廃止¹¹⁾し、代わって武芸に秀で

た者を選抜する健児制を導入¹¹⁾し、国内治安にあてることとなった。治安が悪化した平安京では、弘仁年間(810 - 824)に令外の官である檢非違使を置いた。藩鎮が割拠する唐には、もはや日本に外征する力はないと判断したのだと推察されるが、795年(延暦14)に防人司、壱岐・対馬以外の防人は廃止²⁵⁾される。804年には壱岐の防人が廃止²⁵⁾され、826年(天長3)には大宰府管内の兵士を廃し、選士・衛卒制に移行して、律令制の防人制は崩壊した²⁶⁾。

国内治安に関しても、健児制が十分に機能したとは言い難く、自衛せざるを得ない時代となり、武士や僧兵が抬頭する時代になっていく。

○五畿七道，律令 68 か国

律令制で分離や廃止等を経て、五畿七道に 68 の国が設置された。五畿七道は、律令制の基本行政単位である国の上部に設定された地方行政上の 8 つ(七道と畿内)の地域区分である。表 1.3-5(1)~1.3-5(7)に国造から令制 68 ヶ国・軍団までの変遷等を示す。

五畿は山城(京都府)、大和(奈良県)、摂津(大阪府・兵庫県)、河内(大阪府)、和泉(大阪府)の 5 ヶ国⁴⁶⁾をさす。大化改新の詔(646)には「畿内国」の東西南北の境界を示しており、692年(持統天皇6)には大倭、河内、摂津、山背の「四畿内」と称される範囲であった⁴⁶⁾。五畿となるのは、河内に設置された和泉監がいったん廃止のちに和泉国となった 757年(天平宝字1)以後である⁴⁶⁾。五畿は、都城の所在した大和、山城をはじめ、京職に準ずる摂津職支配下の摂津など、首都圏をなす要国⁴⁶⁾からなり、政治・経済・文化の中心地域⁴⁶⁾である。畿内制設定の当初は、畿内は畿外から軍事的に防衛され、また官人を任用する王城周辺の特別地域として、大宝令でも調の半分と庸が免除される等の優遇がなされていた⁴⁶⁾。

七道は、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道⁴⁶⁾である。東海道 14 ヶ国は安房国が復活した 757年、東山道 9 ヶ国は諏訪国を廃した 731年(天平3)に確定したが、その後 771年(宝亀2)東山道に所属する武蔵国を東海道所属²⁸⁾に変更した。北陸道 7 ヶ国は加賀国を分置した 823年(弘仁14)、山陰道 7 ヶ国は丹後国を設置した 713年(和銅6)、山陽道 8 ヶ国は安芸・周防両国界が定められた 734年(天平6)、西海道 9 国 2 島は多岐島が大隅国にあわせられた 824年(天長1)に最終的に確定した²⁸⁾。南海道 6 か国だけは当初から変化がなかった⁴⁶⁾。七道はそれぞれ京から放射状に発する同名の官道で結ばれ⁴⁶⁾ており、巡察使(地方行政監察のため太政官より派遣された使)や問民苦使(奈良時代に、民苦を巡問し、貧病、飢寒を救済するために派遣された臨時の職)などの地方監督官の派遣や、政策の伝達、実施なども畿内・道ごとに行われることが多かった⁴⁶⁾。大陸・半島に近い西海道は内治・外交・国防上の重要地域として大宰府の統轄下に置かれていた⁴⁶⁾。七道に編成された諸国には、大・上・中・下の等級があり、都からの距離によって近・中・遠国の区分もなされた⁴⁶⁾。五畿七道の区分は以後日本の地方区分の基本となった⁴⁶⁾。

表 1.3-5(1) 国造から令制国 畿内

道(地域)	国造 ²⁷⁾ ・屯倉 ²⁸⁾	支配地域 ²⁷⁾	国名	国名	国名(68ヶ国)	軍団名 ¹¹⁾
畿内	山城国造(1 神武), 山背国造(13 成務), 栗隈大溝(33 推古), 深草屯倉(35 皇極)			山背	山背 794 山城	
畿内	倭(大倭)国造(1 神武), 鬮鷄国造, 葛城国造(1 神武), 來目邑屯倉(11 垂仁), 屯田及屯倉(16 仁徳), 村合屯倉・将代屯倉(17 履中), 匝布屯倉(26 継体), 小墾田屯倉(27 安閑), 韓人大身狭屯倉・高麗人小身狭屯倉(29 欽明), 高市池・藤原池・肩岡池・菅原池(33 推古)	大和国中部 大和国西部 大和国東部		大和	大和	高市団, 添上団
畿内	凡河内国造(1 神武), 茨田屯倉・依網屯倉(16 仁徳), 桜井屯倉(27 安閑), 茨田屯倉(28 宣化), 戸苅池・依網池(33 推古), 依網屯倉(35 皇極)	河内・和泉・摂津	河内	河内	河内	
畿内	凡河内国造(1 神武)	河内・和泉・摂津	河内	河内	716 和泉	
畿内	凡河内国造(1 神武) 難波屯倉(27 安閑), 竹村屯倉(上御野・下御 野・上桑原・下桑原)(27 安閑)	河内・和泉・摂津	河内 ²⁹⁾	摂津	摂津	

表 1.3-5(3) 国造から令制国 東山道

道(地域)	国造 ²⁷⁾ ・屯倉 ²⁸⁾	支配地域 ²⁷⁾	国名	国名	国名(68ヶ国)	軍団名 ¹¹⁾
東山道	淡海国造(近淡海)(13成務), 安国造(淡海安), 額田国造(13成務), 葦浦屯倉(27安閑)	近江国西部,南東部, 北東部			近江	志賀団, 栗太団
	三野前国造(9開化), 本巢国造, 牟義都国造, 三野後国造(13成務)	美濃国中西部,〃, 北中部, 美濃国東部			美濃	
	斐陀国造(13成務)				飛騨	
	科野国造(10崇神)				信濃	
	上毛野国造, 緑野屯倉(27安閑)		毛野 ³³⁾	(5C末)上毛野 ³⁴⁾	上野	
	下毛野国造(16仁徳), 那須国造(12景行)	下野国(那須除く) 那須	毛野 ³³⁾	(5C末)下毛野 ³⁴⁾	下野	
知々夫国造(10崇神), 无邪志国造(13成務), 胸刺国造, 横渟屯倉・橘花屯倉・多氷屯倉・倉櫟屯倉(27 安閑)	秩父 武蔵(秩父除), 〃	武蔵	武蔵	武蔵 771 東海道へ		
(東海道か ら)	白河国造(13成務), 石背国造(13成務), 阿尺国造(13成務), 道奥菊多国造(15応神), 石城国造(13成務), 染羽国造(13成務), 信夫国造(13成務), 浮田国造(13成務), 伊久国造(13成務), 思国造(亘)(13成務)	福島県南西部, 中西部 安積国造神社社家 福島県南東部 中東部 〃 北西部 北東部 陸奥国中部 陸奥国北部	常陸 ³⁵⁾	7C 陸奥 ³⁵⁾	陸奥	白河団 安積団 安積団 白河団,磐城団 磐城団 白河団,磐城団 玉造団(丹取団), 小田団 行方団,名取団 玉造団(丹取団), 小田団,名取団
	(北陸道か ら)			越後 ³⁶⁾	712 出羽 ³⁶⁾	

表 1.3-5(4) 国造から令制国 北陸道, 山陰道

道(地域)	国造 ²⁷⁾ ・屯倉 ²⁸⁾	支配地域 ²⁷⁾	国名	国名	国名(68ヶ国)	軍団名 ¹¹⁾
北陸道	若狭国造(19 允恭)	若狭国			若狭	
	角鹿国造(13 成務), 高志国造(越-,古志-)(13 成務), 三国国造(13 成務)	越前国南西部, 中部, 北部	越 ³⁷⁾ (高志)	689-692 越前 ³⁷⁾	越前	丹生団
	江沼国造(18 反正), 加我国造(賀我-)(21 雄略), 加宜国造(16 仁徳),	加賀国南部, 中部, //	越 ³⁷⁾ (高志)	689-692 越前 ³⁷⁾	823 加賀	
	羽咋国造(21 雄略), 能等国造(13 成務)	能登国南部,北部	越 ³⁷⁾ (高志)	689-692 越前 ³⁷⁾	718 能登 ³⁸⁾	
	伊弥頭国造(13 成務)		越 ³⁷⁾ (高志)	689-692 越中 ³⁷⁾	越中	
	久比岐国造(10 崇神), 高志深江国造(10 崇神)	越後国西部,中部	越 ³⁷⁾ (高志)	689-692 越後 ³⁷⁾	越後	
	佐渡国造(13 成務)				佐渡	雑太団
道(地域)	国造 ²⁷⁾ ・屯倉 ²⁸⁾	支配地域 ²⁷⁾	国名	国名	国名(68ヶ国)	軍団名 ¹¹⁾
山陰道	丹波国造(13 成務), 蘇斯岐屯倉(27 安閑)	丹波国・丹後国	丹波	丹波	丹波	
	丹波国造	籠神社社家	丹波	丹波	713 丹後	
	但遅麻国造(13 成務), 二方国造(13 成務)	但馬国東部,西部	丹波 ³⁹⁾	但馬 ³⁹⁾	但馬	気多団
	稻葉国造(13 成務)				因幡	
	伯岐国造 (波伯-) (13 成務)				伯耆	
	出雲国造(10 崇神)	出雲大社社家			出雲	意宇団、熊谷団、神門団
	岩見国造(10 崇神)				岩見	
	意岐国造(15 応神)				隠岐	

表 1.3-5(5) 国造から令制国 山陽道, 南海道

道(地域)	国造 ²⁷⁾ ・屯倉 ²⁸⁾	支配地域 ²⁷⁾	国名	国名	国名(68ヶ国)	軍団名 ¹¹⁾
山陽道	明石国造(15 応神), 針間国造(13 成務), 針間鴨国造(13 成務), 三家(神前郡田駝里)・宅・壘田(飾磨郡漢部里)(15 応神), 筑紫田部(損保郡)・飾磨御宅(飾磨郡)(16 仁徳), 縮見屯倉・針間山門領御宅(美囊郡志深里)(22 清寧), 越部屯倉・牛鹿屯倉・播磨三宅(損保郡越部里)(27 安閑)	播磨国南東部, 北部, 東部			播磨	
	白猪屯倉(29 欽明, 30 敏達)		吉備 ⁴⁰⁾	687 備前 ⁴⁰⁾	713 美作 ⁴⁰⁾	
	大伯国造(15 応神), 上道国造(15 応神), 三野国造(15 応神), 児島屯倉(29 欽明, 30 敏達)	備前国東部,南東部, 南西部	吉備 ⁴⁰⁾	687 備前 ⁴⁰⁾	備前 ⁴⁰⁾	
	笠臣国造(15 応神), 加夜国造(15 応神), 下道国造(15 応神), 吉備中県国造(10 崇神)	備中国南東部,東部, 中部, 東部	吉備 ⁴⁰⁾	687 備中 ⁴⁰⁾	備中 ⁴⁰⁾	
	吉備品治国造(吉備風治-)(13 成務), 吉備穴国造(12 景行), 後城屯倉・多禰屯倉・来履屯倉・葉稚屯倉・河音屯倉(27 安閑)	備中国南部, 北部	吉備 ⁴⁰⁾	687 備後 ⁴⁰⁾	備後 ⁴⁰⁾	
	阿岐国造(13 成務), 過戸虜城部屯倉(27 安閑)				安芸	佐伯団
	大島国造(13 成務), 周防国造(15 応神), 波久岐国造(10 崇神), 都怒国造(16 仁徳)	周防国大島, 東部, 北部, 西部			周防	
	阿武国造(12 景行), 穴門国造(12 景行)	長門国東部, 西部			長門	豊浦団
道(地域)	国造 ²⁷⁾ ・屯倉 ²⁸⁾	支配地域 ²⁷⁾	国名	国名	国名(68ヶ国)	軍団名
南海道	熊野国造(13 成務), 紀国造(1 神武), 経湍屯倉・河辺屯倉(27 安閑), 海部屯倉(29 欽明)	紀伊国東部, 西部			紀伊	
	淡道国造(13 成務), 淡道屯家(14 仲哀)				淡路	
	粟国造(15 応神), 長国造(13 成務), 春日部屯倉(27 安閑)	阿波国北部, 南部			阿波	
	讃岐国造(15 応神)				讃岐	
	小市国造(15 応神), 怒麻国造(14-15 神功皇后), 風速国造(15 応神), 久味国造(15 応神), 伊余国造(13 成務)	伊予国東部, 北部, 中部, ,, 南部			伊予	
	都佐国造(13 成務), 波多国造(10 崇神)	土佐国中部, 西部			土佐	

表 1.3-5(6) 国造から令制国 西海道

道(地域)	国造 ²⁶⁾ ・屯倉 ²⁷⁾	支配地域 ²⁶⁾	国名	国名	国名(68ヶ国)	軍団名 ¹¹⁾
西海道	筑紫国造(13成務), 糟屋屯倉(26継体), 穂波屯倉・鎌屯倉(27安閑), 那津官家(28宣化)	筑前国・筑後国	筑紫 ⁴¹⁾	筑前 ⁴¹⁾	筑前	遠賀団、御笠団
			筑紫 ⁴¹⁾	筑後 ⁴¹⁾	筑後	
	豊国造(13成務), 宇佐国造(1神武), 勝碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉・大抜屯倉・ 我鹿屯倉(27安閑)	豊前国北部, 東部	豊 ⁴²⁾	豊前 ⁴²⁾	豊前	
	国前国造(13成務), 大分国造, 比多国造(13成務)	豊後国北部, 東部, 西部	豊 ⁴²⁾	豊後 ⁴²⁾	豊後	
	筑志米多国造(13成務), 松津国造(16仁徳), 末羅国造(13成務), 葛津国造(葛津立-) (13成務)	肥前国東部, 東部か, 北部, 西部	火 ⁴³⁾ (肥)	肥前 ⁴³⁾	肥前	基肆団
	阿蘇国造(10崇神), 火国造(10崇神), 葦北国造(12景行), 天草国造(13成務), 春日部屯倉(27安閑)	肥後国北東部, 中部, 南部, 天草	火 ⁴³⁾ (肥)	肥後 ⁴³⁾	肥後	益城団
	日向国造(15応神)		日向 ⁴⁴⁾	日向 ⁴⁴⁾	日向	
	大隅国造(16仁徳), 多嶺島造	大隅国(種子島除く) 大隅国(種子島)	日向 ⁴⁴⁾	日向 ⁴⁴⁾	713大隅 ⁴⁴⁾	
	薩摩国造(26継体)		日向 ⁴⁴⁾	日向 ⁴⁴⁾	702薩摩 ⁴⁴⁾	
					壱岐	
	上県国造(1神武), 下県国造				対馬	

表 1.3-5(7) 令制国 等級・距離による区分⁴⁵⁾より作成 大国・上国・中国・下国 - 近国・中国・遠国

		畿内	近国	中国	遠国		近国	中国	遠国
大国	畿内	大和, 河内				山陰道			
上国		山城, 摂津					但馬, 因幡, 丹波	伯耆, 出雲	
中国							丹後		石見
下国		和泉							隱岐
大国	東海道		伊勢		武蔵, 上総, 下総, 常陸	山陽道	播磨		
上国			尾張, 三河	遠江, 駿河, 甲斐	相模		備前, 美作	備中, 備後	安芸, 周防
中国					安房				長門
下国			伊賀, 志摩	伊豆					
大国	東山道		近江		上野, 陸奥	南海道			
上国			美濃	信濃	下野, 出羽		紀伊	阿波, 讃岐	伊予
中国									土佐
下国				飛騨			淡路		
大国	北陸道				越前	西海道			肥後
上国				加賀, 越中	越後				筑前, 筑後, 豊前, 豊後, 肥前
中国			若狭	能登	佐渡				日向, 大隅, 薩摩
下国									壱岐, 対馬

参照文献

- 1) Wikipedia 遣唐使, [遣唐使 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 2) 日本大百科全書(ニッポニカ) 「貞観の治」, [貞観の治\(ジョウガンノチ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 3) 改訂新版 世界大百科事典 貞観の治, [貞観の治\(ジョウガンノチ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 4) 李陽浩, 前期・後期難波宮の造営期間と造営日数についての一考察, 共同研究報告書 7, 2013 大阪歴史博物館, p.27-44.
- 5) (財)大阪府文化財センター, 2008年5月24日 都市計画道路大和川線建設に伴う大和川今池遺跡発掘調査(現地説明会資料より抜粋), <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000223/223545/12.pdf>, 2025.3 閲覧
- 6) 橿原市 HP, 都と古道, <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1058/gyomu/3/2/3/1/3753.html>, 2025.3 閲覧
- 7) 小学館 日本大百科全書(ニッポニカ) 烽, [烽\(ホウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 8) Wikipedia 古代山城, [古代山城 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 9) Wikipedia 高句麗, [高句麗 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 10) 古代山城研究会 HP, <http://kodaiyamajiroken.web.fc2.com/>, 2025.3 閲覧
- 11) Wikipedia 軍団(古代日本), [軍団\(古代日本\) - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 12) 百科事典マイペディア 国造, [国造\(クニノミヤツコ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 13) 日本大百科全書(ニッポニカ) 国造, [国造\(クニノミヤツコ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 14) Wikipedia 倭・高句麗戦争, [倭・高句麗戦争 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 15) 改訂新版 世界大百科事典 防人, [防人\(サキモリ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 16) 日本大百科全書(ニッポニカ) 防人, [防人\(サキモリ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 17) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 防人, [防人\(サキモリ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 18) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 藤原広嗣の乱, [藤原広嗣の乱\(ふじわらのひろつぐのらん\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 19) 改訂新版 世界大百科事典 藤原広嗣の乱, [藤原広嗣の乱\(ふじわらのひろつぐのらん\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 20) 改訂新版 世界大百科事典 防人歌, [防人歌\(サキモリノウタ\)とは? 意味や使い方](#)

- [コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 21) 改訂新版 世界大百科事典 安史の乱, [安史の乱\(アンシノラン\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 22) 百科事典マイペディア 府兵制, [府兵制\(フヘイセイ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 23) 日本大百科全書(ニッポニカ) 府兵制, [府兵制\(フヘイセイ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 24) 改訂新版 世界大百科事典 藩鎮, [藩鎮\(ハンチン\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 25) 山川 日本史小辞典 改訂新版 防人, [防人\(サキモリ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 26) 改訂新版 世界大百科事典 防人, [防人\(サキモリ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 27) Wikippe 国造, [国造 - Wikippe](#), 2025.3 閲覧
 - 28) Wikipedia 屯倉, [屯倉 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
 - 29) 日本歴史地名大系 撰津国, [撰津国\(セツツノクニ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 30) Wikipedia 志摩国, [志摩国 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
 - 31) 日本大百科全書(ニッポニカ) 伊豆国, [伊豆国\(イズノクニ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 32) 日本大百科全書(ニッポニカ) 総国, [総国\(フサノクニ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 33) 山川 日本史小辞典 改訂新版 毛野国, [毛野国\(けぬのくに\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 34) Wikipedia 毛野, [毛野 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
 - 35) Wikipedia 陸奥国, [陸奥国 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
 - 36) 日本大百科全書(ニッポニカ) 出羽国, [出羽国\(デワノクニ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 37) Wikipedia 越国, [越国 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
 - 38) 日本大百科全書(ニッポニカ) 能登国, [能登国\(ノトノクニ\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
 - 39) [【丹の国の歴史】\(43\) 丹波\(たんば\)国の始まり | 但馬国ねっとで風土記](#), 2025.3 閲覧
 - 40) Wikipedia 吉備国, [吉備国 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
 - 41) Wikipedia 筑紫, [筑紫国 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
 - 42) Wikipedia 火国, [火国 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧

- 43) Wikipedia 豊国, [豊国](#) - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 44) Wikipedia 日向国, [日向国](#) - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 45) Wikipedia 令制国, [令制国](#) - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 46) 日本大百科全書(ニッポニカ) 五畿七道, [五畿七道\(ゴキシチドウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧

1. 4 天武・持統系朝期 一条坊制の京，行基等僧によるインフラ，国分寺国分尼寺・大仏一

天武天皇・持統天皇の時代は，689年の浄御原令，694年藤原京（中国の都城を参考して造営された日本で初めての本格的な都）遷都，701年大宝律令等律令制度整備が進んだ。図 1.4-1，1.4-2 に藤原京と平城京の位置，条坊復元図¹⁾を示す。藤原京は，中国の都城制を模して造られた日本初の本格的な都城²⁾であり，その規模は東西約 5.3 km×南北約 4.8 km²⁾あり，平城京・平安京をしのぐ古代最大の都²⁾である。686年に天武天皇が崩御し一時造営が中断したが，その意志を受け継ぐ持統天皇が再開し³⁾，694年に飛鳥から遷都³⁾した。新たな都の造営は，中央集権国家の確立には欠かせない一代事業²⁾であった。藤原京時代には大宝律令（701年）が制定され²⁾，貨幣も発行²⁾された。「日本」という国号を初めて使用したのも藤原京を發した遣唐使²⁾であった。

藤原京には持統・文武・元明の三代にわたって居住³⁾した。それまで，天皇ごとあるいは一代の天皇に数度の遷宮が普通であった慣例から³⁾転換し，3代の天皇に続けて使用された。なお，持統天皇は，初めて火葬された天皇でもある。藤原京は，京のほぼ中心に内裏・官衙のある藤原宮を配している³⁾。唐の長安，それに倣って造られた平城京以降の難波京，恭仁京，長岡京，平安京はすべて北に宮殿や政庁を配した北朝形式³⁾である。藤原京の形式は，天武天皇の唐への対抗意識として，敢えて長安城や大興城に倣わず『周礼』冬官考工記にある理想的な都城造りを基に設計されたと考えられている³⁾。

710年に遷都した平城京の条坊は唐の都長安に倣っている。北に殿を配置し，朱雀大路も幅 74m⁴⁾と大きい（藤原京の大路は幅 24m³⁾，モデルとなった唐長安の朱雀街の幅は 150～155m⁵⁾）。

702年に派遣された第9回遣唐使は，これら律令制度を確立した国家として白村江敗戦後の国交回復を目的⁶⁾とした派遣であった。執節使である栗田真人は，参議という高職であり文武天皇から節刀を授けられ⁶⁾た（天皇が遣唐使や征夷將軍などに軍事大権の象徴として節刀を授けた初例⁶⁾とされる）。栗田は自らも編纂に関わった大宝律令を持参していた⁶⁾。初めて対外的に「日本」の国号を使用し，首都（藤原京）を定め造営したこと，法である大宝律令を制定したことを示し，国としての体裁を上昇させた上での派遣であった⁶⁾。唐は690年の武則天（則天武后）の武周革命により周王朝となっていた。この社会混乱を把握していなかった遣唐使一行は混乱するも，703年に武則天と謁見⁶⁾した。この遣唐使一行が，唐で実運用されている律令制や都市を実見するとともに，唐の官僚らの助言を得たことが，大宝律令の修正や貨幣鑄造（和同開珎）などの慶雲の改革，新都平城京への遷都などに繋がった⁶⁾。

表 1.4-1 遣唐使派遣 (その2) ⁶⁾に加筆

回	出発年月日	帰国年月	使節	備考
	672	壬申の乱	飛鳥浄御原宮遷都・天武天皇即位	
	674		唐の新羅出兵	
	676		新羅半島統一	
	689		浄御原令	
	690		唐：則天武后皇帝即位。国号を周と改める。(武周革命)	
	694		藤原京遷都	
	701		大宝律令	
9	701 (大宝1) .正.23 任 702 (同2) .6.29 発	704.7.1 (栗田真人) 707.3.2 (巨勢邑治)	粟田真人 (執節使) *高橋笠間 (大使) 坂合部大分 (副使、のち大使) 巨勢邑治 (大位、のち副使)	学問僧道慈・弁正 (?)
	705		唐：中宗が復位し唐を再興。則天武后病没	
	710		平城京遷都	
	712		唐：玄宗即位 713-開元の治	
10	716 (靈龜2) .8.20 任 717 (養老1) .3.9 発	718.10.20 (大宰府)	多治比縣守 (押使) *阿倍安麻呂 (大使) 大伴山守 (大使) 藤原馬養 (副使)	学問僧・留学生： <u>玄昉</u> ・ <u>吉備真備</u> ・大和長岡・阿倍仲麻呂 716.9.4 大使阿倍安麻呂→大伴山守 留学生仲麻呂唐朝に仕える
	723		三世一身法	
	726-732		(後期) 難波宮造営	
11	732 (天平4) .8.17 任 733 (同5) .4.3 発	734.11.20 (第1船, 多禰島) 736.8.23 (第2船, 押朝)	多治比広成 (大使) 中臣名代 (副使)	第1船-玄昉, 吉備真備, 大和長岡 (?) 帰国 第2船- <u>道璿</u> , <u>菩提僊那</u> 来日, 仏徹, 袁晋卿, 皇甫, 東朝, 李密翳 第3船崑崙に漂着, 判官広成渤海路により 739.10.27 帰国, 第4船難破して帰らず
	713-741		唐：開元の治	
	740		藤原広嗣の乱	
	741		国分寺・国分尼寺詔, 総国分寺東大寺	
	743		墾田永年私財法	
	744		(後期) 難波宮を皇都と定む	
12	746 (同18)		石上乙麻呂 (大使)	中止
13	750 (天平勝宝2) .9.24 任 752 (同4) .閏.3.9 発	753.12.7 (第3船, 益久島) 754.1.16 (第2船, 薩摩秋妻屋浦) 同.4.18 (第4船, 薩摩石籬浦)	藤原清河 (大使) 大伴古麻呂 (副使) 吉備真備 (副使)	第2船- <u>鑑真</u> 来日, 法進, 曇静, 思託 第3船-普照, 業行 (?) 第1船安南に漂着, 大使清河唐に戻る
	752 (天平勝宝4) .4.9		大仏開眼供養会 740 建立発願	
	755		唐：安祿山拳兵 (安史の乱)	
14	759 (天平宝字3) .正.30 任 同.2.16 発	761.8.12 (大宰府)	高元度 (迎入唐大使) 内蔵全成 (判官)	唐使沈惟岳来日 前回の大使清河を迎えに行くも, 清河, 判官全成渤海より戻る
15	761 (同5) .10.22 任		*仲石伴 (大使) *石上宅嗣 (副使) *藤原田麻呂 (副使)	762.3.1 副使石上宅嗣を藤原田麻呂に代える。船破損のため中止
16	762 (同6) .4.17 任		中臣鷹主 (送唐客使) 高麗広山 (副使)	唐使沈惟岳を送らんとするが, 順風を得ず中止
	763		唐：史朝義自殺 (安史の乱終息)	
	764		惠美押勝の乱。淳仁天皇廃位・称徳天皇重祚。道鏡大臣禪師 (政權掌握)	
	769		宇佐八幡宮神託事件	
	770		称徳天皇崩御, 光仁天皇即位	

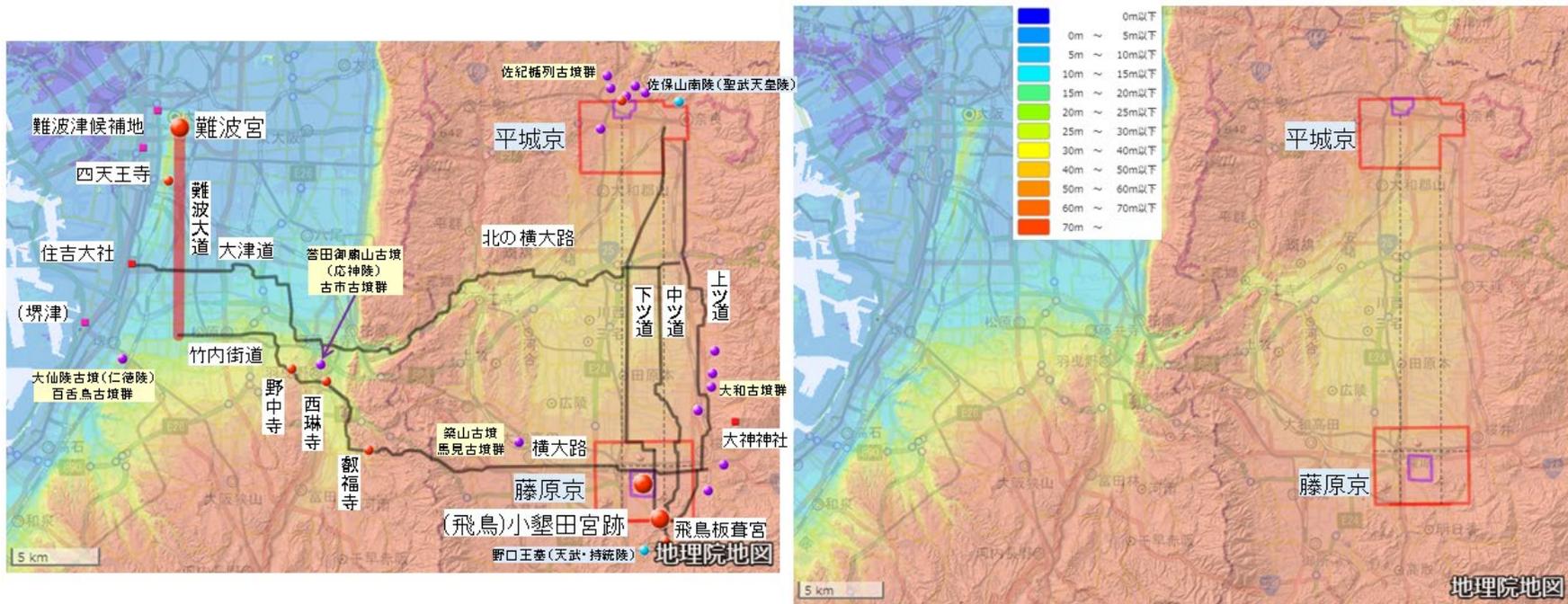
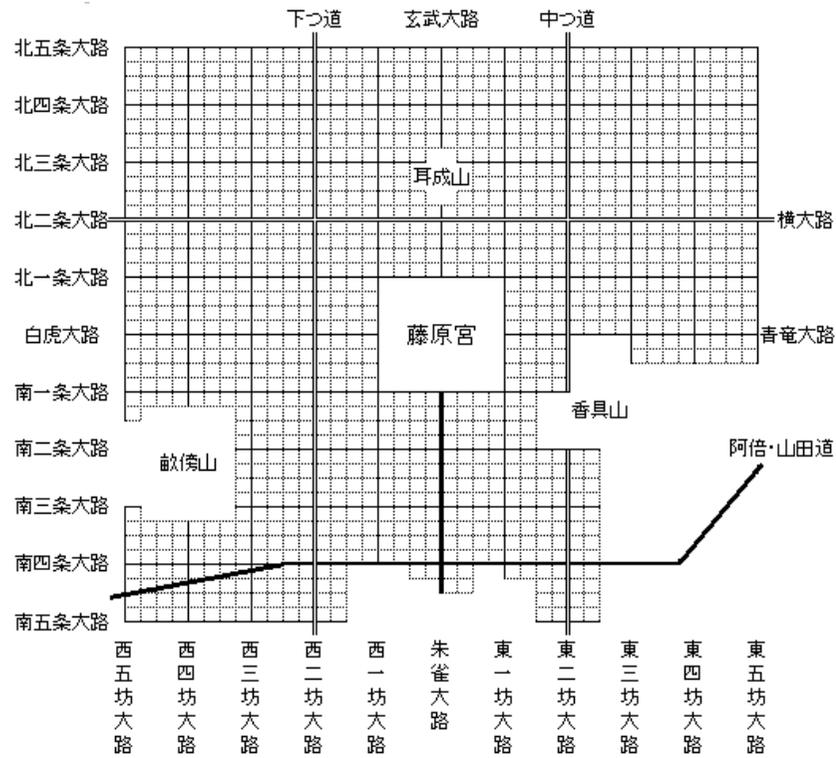
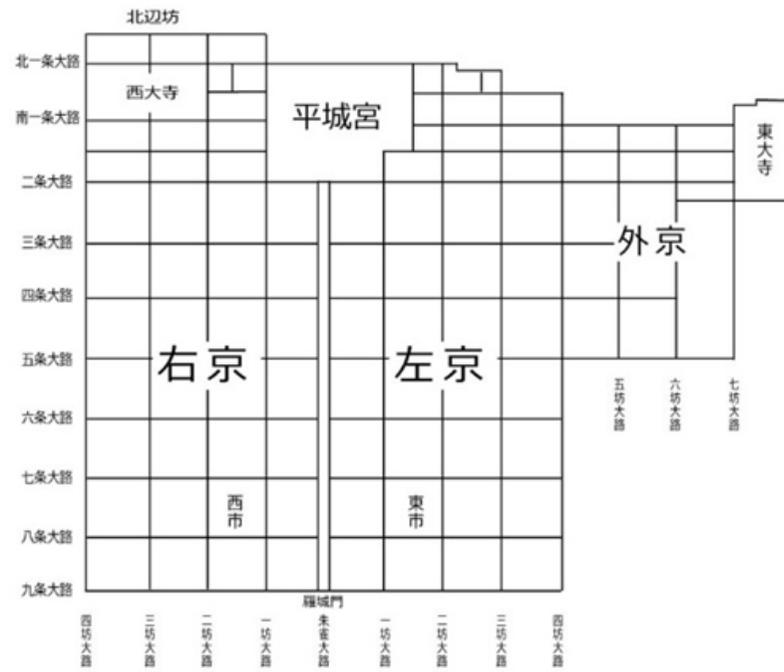


図 1.4-1 藤原京と平城京 位置図



藤原京条坊復元図



平城京条坊復元図

出典: [条坊制 - Wikipedia](#)

図 1.4-2 藤原京と平城京 条坊復元図¹⁾

○行基によるインフラ整備

この時代は大仏建立に協力する法相宗の僧、行基がインフラ整備の貢献者として名を残している。行基は法相宗を学び、諸国を巡って布教。民衆とともに道路・堤防・橋や寺院の建設にあたったが、僧尼令違反として禁止された⁷⁾。のち、聖武天皇の帰依を受け、東大寺・国分寺建立に協力。日本最初の大僧正の位を授けられた⁷⁾。行基は入唐していないが、師の道昭を介し唐やインドの仏教に目をそそぎ、また行基の活動における伝道と社会事業の結合も道昭から学んだ影響⁸⁾である。

行基の師道昭は、653年（白雉4）派遣の第2次遣唐使の学問僧として入唐、長安で玄奘に師事し、同室に住むことを許され大きな影響を受け⁸⁾る。659年派遣の第5次遣唐使の帰国船で661年に経論をたずさえ帰国⁸⁾する。唐から、禅行と利他行、学解ではなく実践的な僧のあり方を学んで古代日本の僧侶像に決定的な影響をあたえたと推定され⁹⁾、日本で初めて火葬された⁹⁾人と伝わる。帰国後、飛鳥寺の東南の禅院で¹⁰⁾弟子を養成する⁸⁾とともに、「利他業」の実践として民間で井戸、船、橋などを造る社会事業にも努めた⁸⁾。690年から10年にわたり全国を行脚⁹⁾したが、道昭整備と伝わるインフラとしては、宇治橋⁹⁾¹⁰⁾、山崎橋⁹⁾、住吉にある道昭池⁹⁾（詳細な位置は不明）がある。なお、宇治橋は、大化2年(646)元興寺の僧道登¹¹⁾による創建とも伝わっている。道昭の10年（690～700年）にわたる全国行脚に行基も同行しインフラ整備を習得したと考えられている。

行基は704年（慶雲1）生家を寺（家原寺。堺市）に改め、その後伝道と社会事業を展開した⁸⁾。彼を慕い集まる庶民はしばしば1,000を数え、説法を聞き、また土木技術を修得した行基の指導に従い橋や堤を造り、速やかに完成させた⁸⁾。表1.4-2に示すとおり、行基は741年までに、河内、和泉、摂津、山背（城）国などに、橋6、直道1、池15、溝6、樋3、息栖（港）2、堀4のインフラを整備している。彼のインフラ整備は、その多くが四十九院と呼ばれる寺院整備と結合して行われている⁸⁾。四十九院も信者の寄進や協力で造られている⁸⁾。たとえば狭山池院（大阪府大阪狭山市）には狭山池、昆陽施院（昆陽寺。兵庫県伊丹市）には昆陽池、昆陽布施屋および孤（親のない子）独（子のない親）収容所が対応する⁸⁾。寺は伝道だけでなく社会事業施設の管理も行う。伝道と社会事業を結合した活動は隋の三階教（信行が創始者）の影響という⁸⁾。

なお、狭山池は遅くとも推古朝期には築造されており¹²⁾、行基の指導で731年に修築¹²⁾されたと伝えられる。修築内容は、下池を築いて水利の便の増大を図った¹²⁾ようである。このとき造られた下池は、狭山町の太満池または堺市野田にあった轟池かといわれる¹²⁾。また、堤体に関しては、開削断面調査¹³⁾¹⁴⁾から行基の修築が数10cmの嵩上げであったことがわかっている。行基は、狭山池のほとりに狭山院と尼院を建て、そこに集まる信者の力でこれらの修築を行った¹²⁾と考えられる。

道昭・行基は、布教と技術力で、福祉と人材育成を同時に行うことで労働力を確保して地域の公共事業を興し、道をつなげる・農地を開く・灌漑施設を整備して農地を開く・

改善することで持続的な経済対策を行ったとみることができる。

図 1.4-3 の広域平面図，表 1.4-2，1.4-3 に道昭・行基が関係したインフラを示した。646 年に道登が建造した宇治橋は，大河宇治川に架かる東山道の橋梁である。740 年に行基が架橋した泉大橋も東山道の木津川を渡る橋梁である。東山道は北陸道にもつながる重要な道である。道昭が架橋し，行基も 725，730 と 2 度にわたって再架橋したと推定される山崎橋は，山陰道・山陽道が淀川を渡る重要な橋である。灌漑用水源として道昭は摂津国住吉に道昭池を整備したと伝わる。道昭池の比定位置は不詳であるが，図 3 では道昭が大化年間（645～650）に創建したと伝わる永楽寺所縁の敬正寺¹⁵⁾（狭山池から続く洪積台地の末端に位置）がある平野区と推定した。行基は，河内・和泉に 731 年の狭山池改良をはじめ，734 年久米田池，737 年鶴田池等多くのため池を造っており，摂津国現伊丹市の洪積台地にも 731 年に昆陽池を中心とする灌漑施設（ため池と池溝）を整備している。

図 1.4-4 は，行基が淀川関係で整備したインフラを示したものである。730 年に次田堀川・比売嶋堀川・白鷺嶋堀川を掘削，高瀬大橋を架橋するとともに高瀬から生馬大山までの直道を建設している。3 つの堀川は，仁徳天皇が掘削した草香江（河内湖）の排水路・放水路である難波堀江（後の大川）に加えて，草香江の排水を促進する 2 本目の排水経路として神崎川筋に流路を誘導する意図があったものと推定する。高瀬大橋は流路を誘導する人工水路である次田堀川に架橋した橋と考えられ，この橋と直道により山崎橋経由だった山陽道をショートカットするとともに，ルートの二重化を図ったものと推察する。図 3・4 では，神前船息を河尻泊とする「たくあんの棲家/奈良時代の僧 行基/TS 自治会」HP の推定¹⁶⁾を採用した。直道と高瀬橋で見たように行基の交通インフラ整備は，有機的に結びつけている点に特徴があり，この点を重視しての比定考察に説得力を感じるからである。

3 年後の 733 年には，再び直道の整備（大規模修繕あるいは改善工事か）を行っている。この時には次田堀川よりも上流に大庭堀川の掘削を行うとともに，淀川左岸堤である茨田堤に，3 つの堤樋（茨田，韓室，高瀬）を構築している。この 2 回にわたる地域整備の背景には，仁徳期の難波堀江開削以降に淀川が運搬する土砂の堆積と排水機能を強化した結果，草香江北岸が水田の整備・土地改良や重要道路の整備ができる土地に変わったということであろう。

744 年には摂津国西成に堀江，中河，長柄の 3 つの橋をかけている。長柄以外は現在の地名にも残っておらず場所が比定されていないが，図 1.4-3，1.4-4 では堀江橋は現玉江橋，長柄橋は大川（旧淀川）の長柄地域，中河橋は上町台地東側沿いの大和川筋とした。

行基の師である道昭も，行基も国営事業ではなく民間事業としてインフラ整備を行った。現在も伝わっている具体的なインフラ名は行基が圧倒的に多い。表 4 の年表に示した通り，行基が精力的にインフラ整備をしたのは 723 年の三世一身の法による開田奨励

時期である。

表 1.4-2 道昭・行基関連インフラ 9)15)

道昭整備	宇治橋	宇治川(東山道) <646年道登架橋>	山崎橋 道昭池	淀川(山陰道・山陽道) 住吉
■架橋 六所	泉大橋 740 山崎橋 725・731 高瀬大橋 730	山城国相楽郡泉里 山城国乙訓郡山崎郷 摂津国嶋下郡高瀬里	長柄 744(748) 中河 744(748) 堀江 744(748)	摂津国西成郡 摂津国西成郡 摂津国西成郡
■直道 一所	高瀬～生馬大山 730・733	河内国茨田郡・摂津国		
■池 十五所	狭山池 731 土室池 727 長土池 727 薦江池 734 檜尾池 726 茨城池 706 鶴田池 737	河内国丹比郡狭山里 和泉国大鳥郡土師郷 和泉国大鳥郡土師郷 和泉国大鳥郡深井郷 和泉国大鳥郡和田郷 和泉国大鳥郡蜂田郷 和泉国大鳥郡草部郷	久米田池 734 物部田池 734 崑陽上池 731 崑陽下池 731 院前池 731 中布施屋池 731 長江池 731 有部池	和泉国泉南郡丹比部里 和泉国泉南郡丹比部里 摂津国河辺郡山本里 摂津国河辺郡山本里 摂津国河辺郡山本里 摂津国河辺郡山本里 摂津国河辺郡山本里 摂津国河辺郡山本里 摂津国豊島郡箕面里
■溝 六所	古林溝 崑陽上溝 731 崑陽下溝 731	河内国茨田郡古林里 摂津国河辺郡山本里 摂津国河辺郡山本里	長江溝 物部田池溝 734 久米田池溝 734	摂津国西城郡 和泉国泉南郡(物部田池) 和泉国泉南郡
■樋 三所	高瀬堤樋 733 韓室堤樋 733	河内国茨田郡高瀬里 河内国茨田郡韓室里	茨田堤樋 733	河内国茨田郡茨田里
■船息 二所	大輪田船息 730	摂津国兔原郡宇治	神前船息 730	尼崎市神崎町 (和泉国日根郡日根里, 近 木郷内申候)
■堀 四所	比売嶋堀川 730 白鷺嶋堀川 730	摂津国西城郡津守村 摂津国西城郡津守村	次田堀川 730 大庭堀川 733	摂津国嶋下郡次田里 河内国茨田郡大庭里

大化の改新以降律令制度の整備が進み、班田収授の法で公地公民制、つまり農地も人もすべて国有となり国から貸し与えられて農業を行う形になった。白村江の戦いに大軍を派遣し、水城はじめとする古代山城城郭群の防衛施設整備、条坊式の巨大な藤原京・平城京の造営・整備が行えるほど中央集権国家として国力が高まった。その一方で、重税に耐えかねて逃亡する農民が増える等班田収授法・公地公民制度は機能を失っていく。第二次大戦後に社会主義国で生産意欲が減退したのと同様の状況も生じたであろう。

班田収授法・公地公民制の完成時期は 689 淨御原令, 701 大宝律令などいくつかの説があるが、短く見積もって 20 数年, 長く見積もって 80 年弱で制度見直しが必要となった。そこで登場したのが 723 年の三世一身の法, 新たに開拓した農地は 3 世代開拓者が所有できるという制度である。また, 720 年には道昭・行基の「利他之行」者としての民衆仏教を認めない藤原不比等が没した。行基が行った民衆を集めての自力開拓は, この制度に対する期待, 時代の要請にマッチして機能したのではないだろうか。

さらに 20 年後の 743 年に, 開拓した農地は永久に開拓者に所有を認める墾田永年私財法ができる。口分田(国有地)から荘園への転換は進んだが, 行基の開拓ラッシュ時代のような伝承は見当たらない。

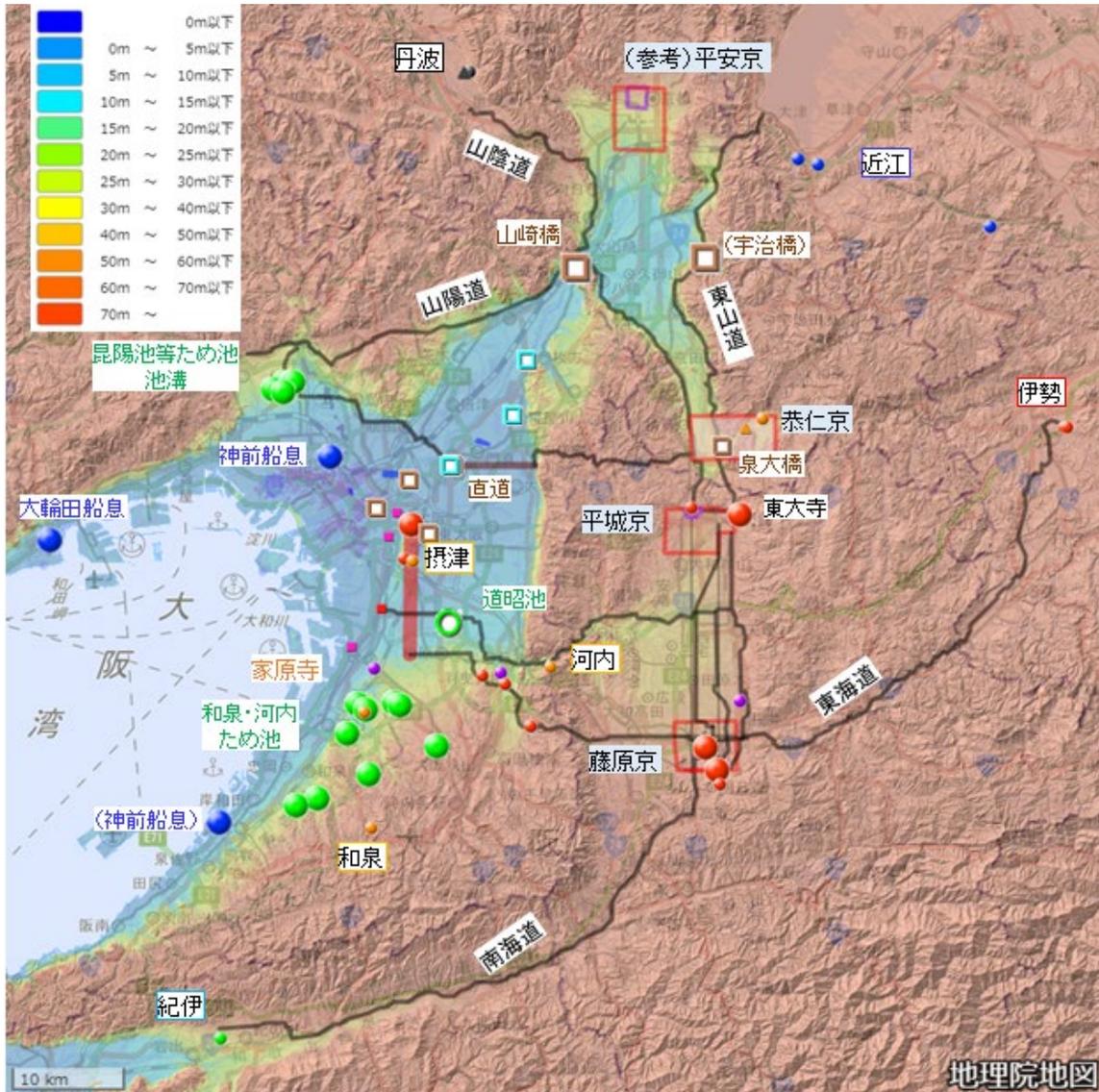


図 1.4-3 道昭・行基関係インフラ平面図 背景色別標高図

師の1人である道昭から継承したと思われるが、ため池施設単体ではなく整備・運営管理組織である院とセットで施設を整備する、単一のインフラ施設ではなく有機的に結びつけた地域整備にする、交通網整備で経済物流の活性化を図ったと思われる整備手法に優れた先見性・実行力を見る。

743年の大仏建立発願時に行基は勸進役に起用⁸⁾される、つまり国営の大仏建立事業に関わることになるが、その翌年744年に、長柄・堀江・中河の3橋等摂津国西成郡の仕事が増えている。744年¹⁹⁾は難波宮に皇都を定めた年でもあり、3つの橋は難波宮・難波津整備の一環だったのかもしれない。

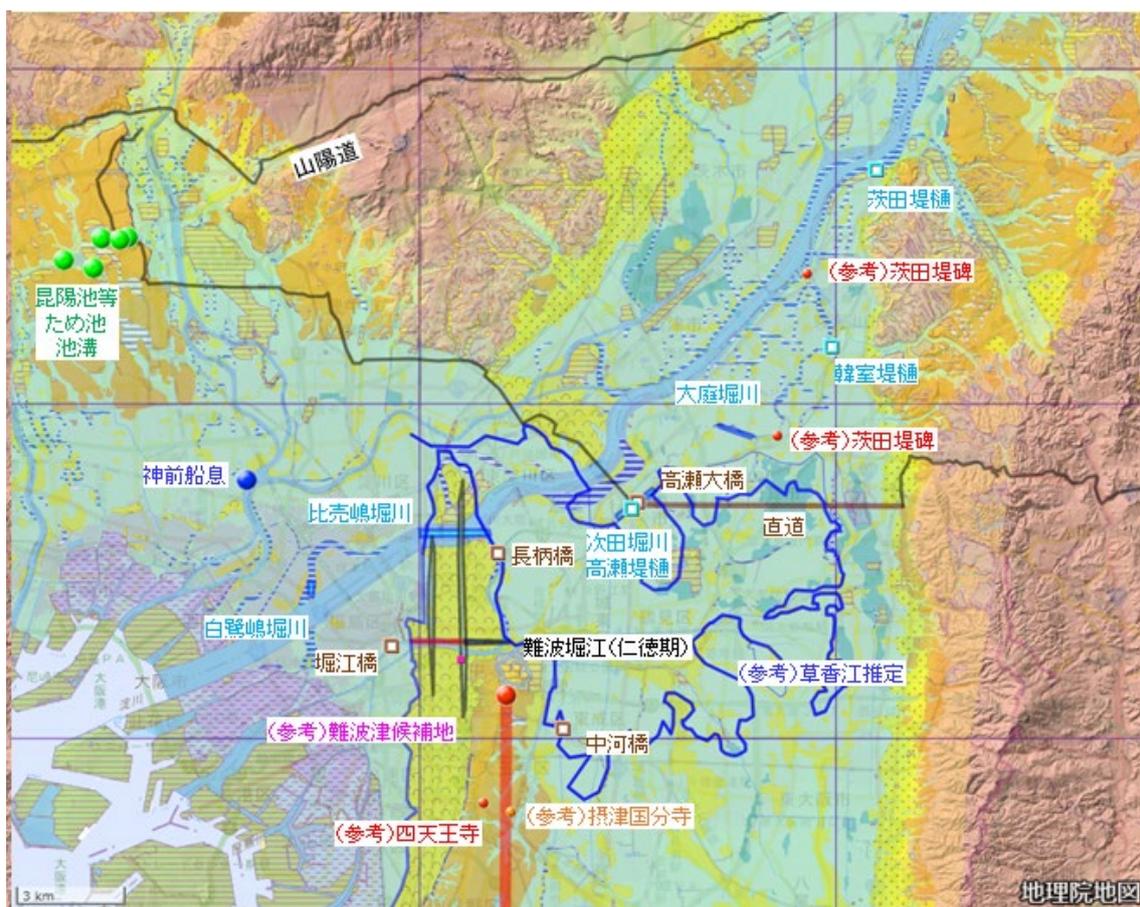


図 1.4-4 行基淀川関係整備インフラ平面図 背景：治水地形分類図

表 1.4-3 道昭・行基 年表 9),12),13),14)参考に作成

院(寺)	関連インフラ	所在	建立年	行基年齢
		道昭誕生	629	
	宇治橋	東山道(宇治川)	646 道登架橋	
永楽寺	道昭池	摂津国住吉	645-650	
		道昭唐に留学(遣唐使)	653	
		道昭帰国	661	
		飛鳥寺に道昭禅院建てる	662	
		白村江戦大敗	663	
		行基誕生	668	1
		壬申の乱	672	5
		行基出家	682	15
		大津皇子事件	686	19
	山崎橋	山陰道・山陽道(淀川)	686~700?	19-33
	(宇治橋)	道昭全国行脚(宇治橋再建か)	(686)691~700	24-33
		道昭大僧正任命	698	31
		道昭没・遺言により日本初の火葬	700	33
家原寺		和泉国大鳥郡葦田里(堺市)	慶雲二年(705)	38
大修恵(高蔵)院	須恵器窯	和泉国大鳥郡大村里(堺市)	慶雲二年(705)	38
<蜂田寺>	茨城池	和泉国大鳥郡蜂田郷	706	
恩光寺		大和国平群郡床室村(奈良県)	霊龜二年(716)	49

隆福(登美)院		大和国添下郡登美村(奈良市)	養老二年(718)	51
		藤原不比等没	720	53
喜光(菅原)寺		平城京右京三条三坊(奈良市)	養老六年(722)	55
		三世一身法	723	56
		聖武天皇即位	724	57
清浄土(高渚)院	家原大池?	和泉国大鳥郡葦田里(堺市)	神龜元年(724)	57
尼院		和泉国大鳥郡日下部郷(堺市)	神龜元年(724)	57
久修園(山崎)院	山崎橋	河内国交野郡一条内(枚方市)	神龜二年(725)	58
檜尾池院	檜尾池	和泉国大鳥郡和田郷(堺市)	神龜三年(726)	59
大野寺	須恵器窯	和泉国大鳥郡大野村(堺市)	神龜四年(727)	60
尼院	土室池・長土池	和泉国大鳥郡同上(堺市)	神龜四年(727)	60
善源(川堀)院	比売嶋堀川	摂津国西成郡津守村(大阪市)	天平二年(730)	63
尼院	白鷺嶋堀川	同上	天平二年(730)	63
船息院	大輪田船息	摂津国菟原郡宇治郷(神戸市)	天平二年(730)	63
尼院	大輪田船息	同上	天平二年(730)	63
高瀬橋院	高瀬大橋, 直道	摂津国島下郡穂積村(茨木市・守口市)	天平二年(730)	63
尼院	次田堀川	同上	天平二年(730)	63
楊津院	神前船息	摂津国河辺郡楊津村(川西市) 現尼崎	天平二年(730)	63
狭山池院	狭山池	河内国丹比郡狭山里(大阪府)	天平三年(731)	64
尼院	狭山池	同上	天平三年(731)	64
崑陽施院	崑陽上池・下池, 院前池, 中布施尾池, 長江池, 崑陽上溝・下溝	摂津国河辺郡山本村(伊丹市)	天平三年(731)	64
法禅院		山城国紀伊郡深草郷(京都市)	天平三年(731)	64
河原院		山城国葛野郡大屋村(京都府)	天平三年(731)	64
大井院	桂川堰水路?	山城国葛野郡大井村(京都府)	天平三年(731)	64
山崎院	山崎橋	山城国乙訓郡山前郷(京都府)	天平三年(731)	64
隆福尼院		大和国添下郡登美村(奈良市)	天平三年(731)	64
		後期難波宮造営	726-732	
枚方院	直道, 高瀬堤樋, 韓室堤樋,	河内国茨田郡伊香村(枚方市)	天平五年(733)	66
薦田尼院	茨田堤樋, 大庭堀川	河内国茨田郡伊香村(枚方市)	天平五年(733)	66
隆池(久米田)院	久米田池・池溝, 物部田池・池溝	和泉国泉南郡下池田村(岸和田市)	天平六年(734)	67
深井尼院(香琳寺)	薦江池	和泉国大鳥郡深井村(堺市)	天平六年(734)	67
吉田院		山城国愛宕郡(京都府)	天平六年(734)	67
沙田院	津?	摂津国住吉(大阪市)	天平六年(734)	67
呉坂院	津?	摂津国住吉郡御津(大阪市)	天平六年(734)	67
鶴田池院	鶴田池	和泉国大鳥郡凡山田村(堺市)	天平九年(737)	70
頭陀(菩提)院		大和国添下郡矢田岡本村(生駒市)	天平九年(737)	70
尼院		同上	天平九年(737)	70
発菩薩院	泉大橋	山城国相楽郡大拍村(京都府)	天平十二年(740)	73
隆福尼院	泉大橋	同上	天平十二年(740)	73
泉福院		山城国紀伊郡石井村(京都市)	天平十二年(740)	73
布施院		同上	天平十二年(740)	73
尼院		同上	天平十二年(740)	73
		国分寺・国分尼寺詔	741	74
		大仏建立発願, 壱田永年私財法行基を大仏建立勸進役に起用	743	76
大福院	御津?	摂津国西成郡御津村(大阪市)	天平十六年(744)	77
尼院	御津?	同上	天平十六年(744)	77
難波度院	長柄橋	摂津国西成郡津守村(大阪市)	天平十六年(744)	77

枚松院	中河橋 堀江橋	同上	天平十六年(744)	77
作蓋部院		同上	天平十六年(744)	77
		難波宮を皇都に定む	744	77
		行基大僧正任命	745	78
		遣唐使派遣中止	746	79
報恩院	茨田堤, 樋?	河内国交野郡楠葉郷(枚方市)	天平二十一年 (749)	82
長岡院		菅原寺西岡(奈良市)	天平二十一年 (749)	82
		2月2日行基没	749	82
大庭院		和泉国大鳥郡上神郷(堺市)	天平二十一年 (749)	
		遣唐使派遣, 大仏開眼供養	752	

行基の後、インフラ整備に活躍した僧の伝承は、満濃池修築の空海まで見当たらない。称徳天皇に重用された道鏡は行基と同じ法相宗の僧²²⁾だが、インフラ整備を通じた社会貢献の話は伝わっていない。

818年洪水で決壊した後、820年から大規模な築池工事に着手したものの労働力不足で工事が進まなかった²³⁾満濃池について、国司が空海の力を借りて池の修築を成し遂げようと朝廷に奏請²³⁾した。821年、朝廷は空海にため池修築の別当を命じる太政官符を下す²³⁾。弟子を伴って讃岐に赴いた空海は、6月10日に現地に着くと、3ヶ月で工事を成し遂げ9月6日には平安京に帰着した²³⁾。空海は、工事終了後、池の西方の小高い丘の上に神野寺を建立する²³⁾。寺は池の安泰を願うためだけでなく、池の管理施設としての役割もあったと思われる²³⁾。空海が修築した満濃池には、構造上三つの特色がある²³⁾。①堤防を谷の最狭部を避け少し上流部に築き、水圧を考慮してアーチ状に湾曲した形にした²³⁾。②洪水時に堤防が決壊することを防ぐために、岩盤を開削して余水吐を設けた²³⁾。岩の表面が大工道具の手斧で削ったようになっていたので「お手斧岩」と呼ばれ、昭和5年の嵩上げ工事で埋没するまで、位置と構造は変わらなかった²³⁾。③堤防の内側の護岸設備として、水際に水たたきを設けた²³⁾。①はダム堤体に作用する水圧への対処として、②・③は洪水時の減勢対策として現在でも通用する重要な技術である。また、近くの寺に管理施設の役割を持たせる点も行基に通じるものがある。空海が土木技術に通じていたことについて、「四国遍路」では僧の学芸である五明（古代インドの学問分類法。「明」は学問の意味。）をきっちり学んでおり、その中の「工巧明」、すなわち工学・数学などの知識を身につけていた、唐に渡った際に当地の先進土木技術に目を見はり、その高度な知識と技術も学んでいたから²⁴⁾と解説している。

○律令期、律令形成期の開拓やインフラ整備は誰がやっていたのか 律令税制

道昭、行基が実施する前の、ため池等の灌漑インフラ整備や復旧・更新等は誰が行っていたかを律令の税制から類推する。

律令期の税制は、租庸調制であったと習うので、この3つがすべてと思いがちだが、

そうではない。租庸調の意味合いも合わせて整理してみる。

- 「租」は地域のための税-

租庸調の租は、元々は中央政府に納入される税ではなく、地域で完結する税だった。租は稲穂で納入され、「正税」と呼ばれた²⁵⁾。「正税」の語源は、「正倉」と呼ばれる倉庫に貯蔵される税だからである。租の多くは国衙（地方の行政府がある場所）または郡の「正倉」（古代、中央・地方の官衙や駅家、寺院などに設けられた公的な収蔵施設の総称²⁶⁾。中央には調庸物を納める正倉（蔵群）、諸国にはそれぞれ正税を収納する正倉（蔵群）がある²⁶⁾。）に備蓄され、翌年行う稲作のための種粃（動倉²⁶⁾）、当該地域の災害や凶作時に救済用に供出する・他地域が自分で対応できない大災害や凶作時に越境支援する等の備蓄稲として貯蔵（不動倉²⁶⁾）されるものであった。

都に運搬される（中央政府の財源となる）ものではない。都に運搬され中央政府の財源となるのは「庸」「調」等²⁸⁾であった。

奈良初期に正税蓄積量は年間租収入の20～30年分に達した²⁷⁾が、やがて造寺・造都事業による消費や公廩稲制度による国司への分配のために減少²⁷⁾し始め、平安中期には律令国家とともに消滅した²⁷⁾。

租の税率は、1段の収穫50束に対し1束5把²⁸⁾、72束なら2束2把²⁸⁾で、いずれも収穫の約3%²⁸⁾に相当するもので、「租」そのものは重税ではない。

- 地方行政運営経費は「公出挙」利子収入で。重税の1つは公出挙。 - -

「租」は、翌年の種粃と緊急用備蓄稲を貯蔵するものなので、「租」だけでは国司・郡司等の地方行政の運営経費を賄うことができない。地方行政運営経費をねん出するために重用されたのが「公出挙」と呼ばれる貸付制度の利子収入である。出は貸出しを、挙は利付きの貸付けを意味し²⁹⁾、「出挙」とは古代の利子貸付制度²⁹⁾である。

出挙は、律令制度成立前から屯倉や国造領で行われていた²⁹⁾。元々、凶作に備えて蓄えた穀物を新陳代謝するため、共同体成員の間で行われていた²⁹⁾稲作の知恵であったようである。律令国家成立後は、地方行政の費用に出挙の利子を充当するため、租・正税の一部を営農資金の名目で出挙した（公出挙）²⁹⁾。利子はふつう年5割を原則としたが、民間では稲のほかに銭も出挙され（私出挙）、利子は年10割に達したものもある²⁹⁾。公出挙は地方行政に必要だったので強制貸付けも行われて雑税とも呼ばれ、その確保のために私出挙はときどき禁止されたが、公私の出挙ともに律令国家の農民生活を著しく圧迫した²⁹⁾。

- 労役の提供は、「庸」だけではない。雑徭が地方のインフラ整備の原動力-

すべて金納となっている現代の税制とは異なり、江戸時代以前は労役提供も税の1つであった。租庸調の「庸」は文字通り、元々労働を提供する税である。具体的には、都

での年間 10 日間の労働³⁰⁾であったが、布を代わりに納める運営がなされていたようである。納税者目線から見ると、労役提供の税は都で労働する庸だけではなく、雑徭と呼ばれる国司・郡司の命令で労役を提供する税が、租庸調の外側に設けられていた³¹⁾。年間 60 日以内、国郡司によって地方の雑役に徴発³¹⁾された。道路や堤防の新設、水田開発に不可欠な池溝の新設などに雑徭が充てられ、雑徭は律令国家の地方行政を支える重要な役割を果たした³¹⁾。具体的なインフラ整備内容としては、勅旨田（天皇の勅により公費で開墾された田地）の開田、全国的に施行され始めるのは和銅（708-715）から養老（717-724）年間のころとされる条里制区画整理³²⁾、七道等の道路の改良・維持修繕、正倉等国衙や郡の公共施設整備、740 年以降は国分寺・国分尼寺造営が想定される。

雑徭も重税であった。国郡司が 60 日いっぱい使役することが多かったので、757 年に藤原仲麻呂が政権を握ると、雑徭日数の限度を 30 日に半減している³¹⁾。この改革は仲麻呂が没落すると（764 恵美押勝の乱）廃止されたらしく、795 年には再び 60 日から 30 日に半減されている³¹⁾。1 年間の雑徭徴発の内訳を毎年中央に報告する制度は、奈良時代には成立していなかったと推定されるが、平安初期には諸国から雑徭徴発の内訳を「徭帳」に記して報告させる制度が成立し、中央政府は調庸や正税を確保するための代償物として雑徭を操作するようになった³¹⁾。

- 運脚・兵役も過酷。条坊制京や大仏造営等の首都インフラ整備はおそらく「庸」-

「租」のところで、中央政府の財源は「調」「庸」だと述べた。「調」は地域の特産物を納入する税であるが、「調」「庸」の中央政府への貢納物の都への運搬を運脚というが、運脚は納税者の義務³³⁾とされていた。実際に京まで運ぶ者以外はかわりにその運脚の行旅の費用（脚直）を出さねばならなかった³³⁾。法制上は調庸物等をついで運搬するのが原則であったが、実際には船などを用いる場合があり、その賃借料等は脚直があてられた³³⁾。運脚の役は当時の民衆にとって苦役のひとつであり、上京して後も都で駆使されることもあった³³⁾。また、万葉集に歌があるように、食糧が窮乏し、病気で倒れ、帰国することのできないものがしばしばみられる³³⁾過酷な税であった。運脚に提供するための倉を設ける等の救援策も試みられたが、実効はなかった³³⁾。山陽道、山陰道、東山道、東海道等の道路は運脚が庸調・封物を運搬するための道でもあった。

東山道・東海道の国々に課された防人を徴発されることが、当人はもとより家族にとっても過酷であることは、万葉集防人歌からも知れる。律令制度では、「戸」という最小行政単位が徴税の基礎単位として組織されていた。現存する戸籍・計帳を見ると、戸とは 1 戸当り 15~20 人前後からなり、平均 3, 4 人の正丁が含まれている³⁴⁾。3~4 人しかいない正丁から、兵役は 3 人に 1 人あるいは 1 戸から 1 人徴発なので、必ず 1 人とられる³⁴⁾。軍団兵の兵役は防人や衛士（都での護衛）に選ばれなければ、遠方に行かなくて済むとはいえ、一定期間（防人に課される 60 日間は 1 つの目安と考えられる）訓練等で拘束されたと考えられる。運脚や雑徭が当たってしまえば、その戸には、相当な

打撃となったと推察される。

唐に対抗して整備した大規模な条坊制都である藤原京・平城京の造営，難波京，恭仁京の造営，東大寺の大仏建立は国家によるインフラ整備なので，「庸」の労役対象と推察される。行基が作った平城京周辺の布施屋は，運脚や平城京造営で徴発されてきたあと，食物もなく苦しんでいる人民を見かねて，その地の豪族からの援助を得て設けたもの³⁵⁾と解されている。

- 開拓は雑徭を駆使して国司・郡司が行った -

723年の三世一身法以前にも開拓は行われている。和銅(708-715)・養老(717-724)期に全国的に整備された条里制水田³²⁾は，田租の計量や班田を容易にする区画整理であるが，開田や灌漑整備等土地改良の意味もあったと推察される。三世一身法の前年722年には，長屋王(高市皇子の第1王子で天武天皇の孫³⁶⁾。藤原不比等死後の721年右大臣，724年聖武天皇即位とともに左大臣に進み，藤原氏に対抗する勢力をなした³⁶⁾。729年謀叛があると密告され，妻子とともに自殺³⁶⁾が百万町開墾計画³⁷⁾を立てている。開墾の対象地域(奥州のみか全国か，水田か陸田か)や目的(耕地増大か備荒策か，三世一身法との関係)等には定説が定まっていないが，国司・郡司が人夫(公民の成年男子)に食料を支給して10日を限度に徴発し，道具は官物を貸出して開墾にあたらせ³⁷⁾ている。条里制水田整備も同様の方法(雑徭の徴発)で行われたと推測される。三世一身法後の精力的な開墾が伝承されている行基と同等もしくはそれに近い灌漑の知識と技術・力量が国司・郡司にもあったはずである。

行基活躍後も国司・郡司によるインフラ改修は行われている。狭山池は堤体断面調査と文献から改修経緯が整理されている¹⁴⁾。それによると，731年の行基改修(下池をつくった)の後，762年の天平宝字改修で堤体の嵩上げを行い倍の堤高にしている¹⁴⁾。天平宝字改修は国司・郡司が雑徭を徴用した改修であろう。国司・郡司徴発のインフラ整備が伝承として残らないのは，自分たちに還ってくるインフラ整備だという実感が持てなかったからだろうか。

○律令前のインフラ整備 屯倉

律令の前は，開拓地系屯倉と律令制的人身支配の先駆的形態の屯倉が行基と同じ活動(開拓や灌漑インフラの整備)を行っていたと考えられる。貢進地系屯倉も田租を貯蔵するだけでなく，灌漑整備等の土地改良や稲作の技術指導を行う前線基地であった可能性が高いと考える。表1.4-4に屯倉の整備時期³⁸⁾を，図1.4-5，1.4-6に固有名詞がある屯倉の位置を示した。

東山道，山陰道，北陸道，南海道に屯倉がないもしくは少ない理由は，既に同等水準の技術を持っていたということであろうか。

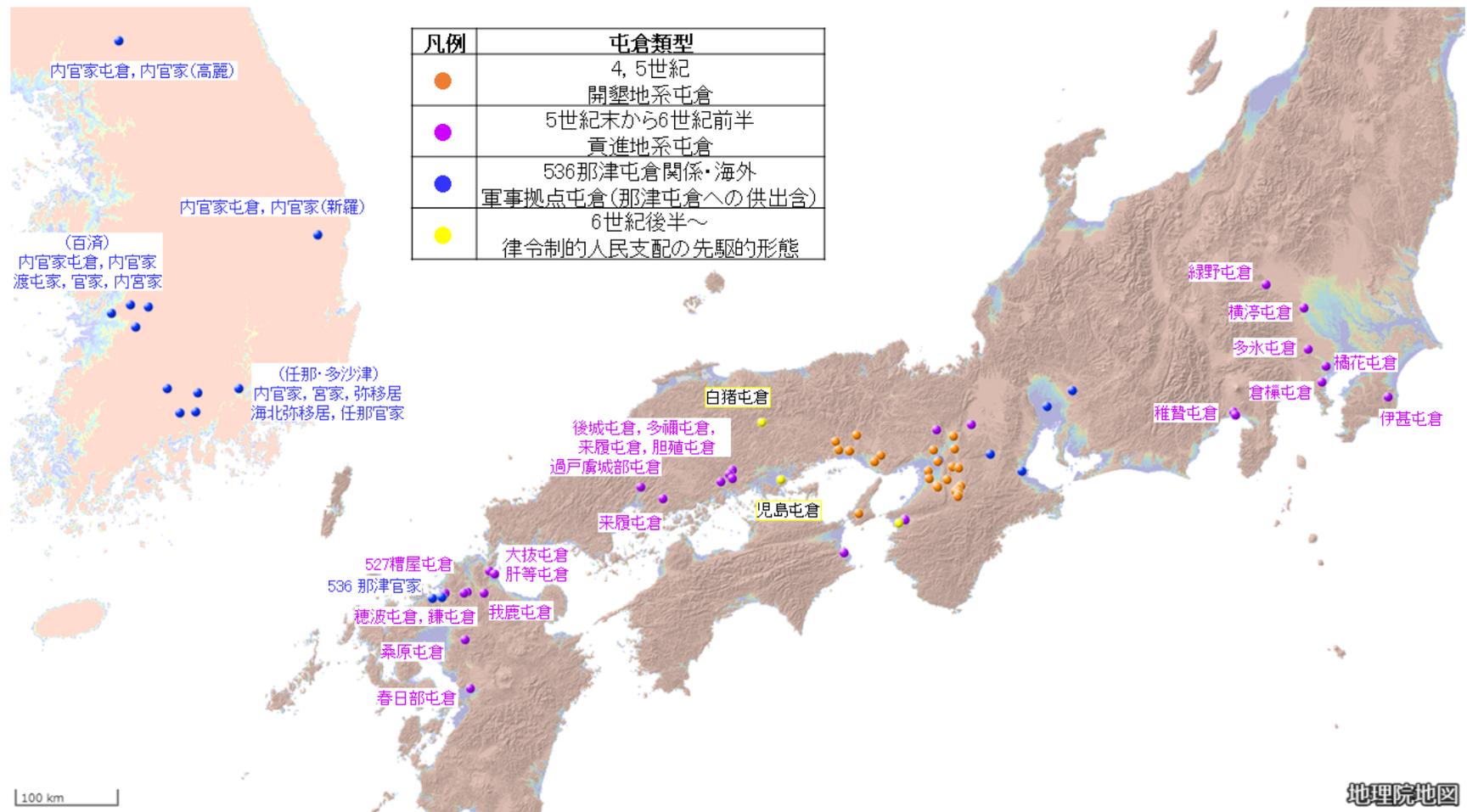


図 1.4-5 屯倉（固有名称あり） 広域 38)を見て地名等より位置推定し作成

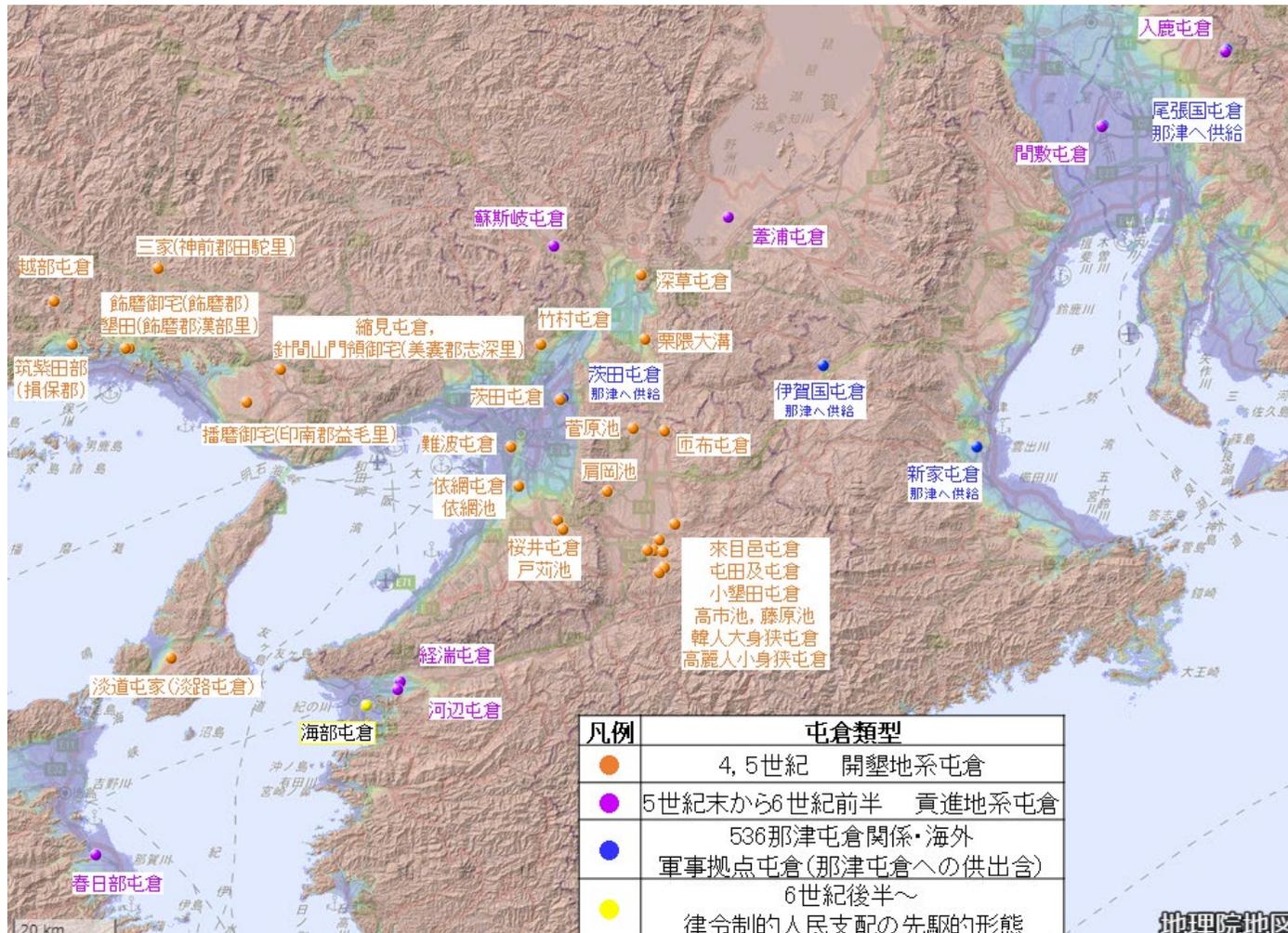


図 1.4-6 屯倉（固有名詞あり） 近畿および周辺 38)を見て地名等より推定し作成

表 1.4-4 屯倉設置の推移³⁸⁾より作成

時期		地域	屯倉名
11代垂仁天皇		倭	來目邑屯倉
12代景行天皇		諸国	田部屯倉 倭屯家, 播磨御宅(印南郡益毛里)
14代仲哀天皇		淡路 百済	淡道屯家(淡路屯倉) 渡屯家
神功皇后		新羅・百済・高句麗	内官家屯倉、内官家
15代応神天皇		播磨	三家(神前郡田駝里), 宅, 墾田(飾磨郡漢部里)
16代仁徳天皇	4, 5世紀 開墾地系 屯倉	倭 河内 播磨	屯田及屯倉 茨田屯倉, 依網屯倉 筑紫田部(損保郡), 飾磨御宅(飾磨郡)
17代履中天皇		倭	村合屯倉, 将代屯倉
21代雄略天皇		百済	官家
22代清寧天皇		播磨	縮見屯倉, 針間山門領御宅(美囊郡志深里)
26代継体天皇	5世紀末から6世紀前半 貢進地系 屯倉	倭 筑紫 每国 多沙津 任那	匝布屯倉 糟屋屯倉 527年磐井乱後に贖罪のため供出 官家 官家 内官家
27代安閑天皇	5世紀末から6世紀前半 貢進地系 屯倉	上総 倭 河内 摂津 摂津三嶋 安芸 武蔵 筑紫 豊 火(肥) 播磨 備後(備中) 婀娜 阿波 紀 丹波 近江 尾張 上毛野 駿河	伊甚屯倉 小墾田屯倉, 每国田部 桜井屯倉, 每国田部 難波屯倉, 每郡鑿丁 竹村屯倉(上御野・下御野・上桑原・下桑原), 每郡鑿丁 過戸虜城部屯倉 横渟屯倉, 橘花屯倉, 多氷屯倉, 倉櫛屯倉 穂波屯倉, 鎌屯倉 勝碕屯倉, 桑原屯倉, 肝等屯倉, 大抜屯倉, 我鹿屯倉 春日部屯倉 越部屯倉, 牛鹿屯倉, 播磨三宅(損保郡越部里) 後城屯倉, 多禰屯倉, 来履屯倉, 葉稚屯倉, 河音屯倉 胆殖屯倉, 胆年部屯倉 春日部屯倉 経湍屯倉, 河辺屯倉 蘇斯岐屯倉 葦浦屯倉 間敷屯倉, 入鹿屯倉 緑野屯倉 稚贄屯倉
28代宣化天皇	軍事拠点 屯倉	河内 尾張 伊勢 伊賀 筑紫 筑紫・肥・豊	茨田屯倉 奈津へ穀物供出 尾張国屯倉 同上 新家屯倉 同上 伊賀国屯倉 同上 那津官家 536年軍事拠点新設 三国屯倉 遠隔不便のため那津設置
29代欽明天皇	6世紀後半～ 律令制的 人民支配 の先駆的 形態	吉備五郡 備前 倭 高市郡 紀 海西諸国 海表	白猪屯倉 中央から田令派遣 児島屯倉 同上 韓人大身狭屯倉, 高麗人小身狭屯倉 帰化人入植 海部屯倉 官家, 弥移居 弥移居

		任那諸国 任那	海北弥移居, 任那官家 内官家
30代敏達天皇		吉備 備前	白猪屯倉, 田部 田部名籍(丁籍)作成し掌握 児島屯倉
32代崇峻天皇		任那	官家
33代推古天皇		倭 山背 河内 任那	高市池, 藤原池, 肩岡池, 菅原池 栗隈大溝 戸荊池, 依網池 内官家
35代皇極天皇		河内 山背	依網屯倉 深草屯倉
36代孝徳天皇		東国(東海道) 東国(東山道) 百濟	官家 官家 内官家

○聖武天皇 難波京・恭仁京, 国分寺・国分尼寺建立, 大仏造営

724年に即位した聖武天皇の時代, 後期難波宮が造営(726-732)³⁹⁾され, 733年に16年ぶりの遣唐使が派遣された。この遣唐使の帰路を使って10次遣唐使で留学派遣されていた玄昉, 吉備真備が帰国する。752年の大仏開眼供養で開眼導師を務めるインド人の僧・菩提僊那(当時唐に滞在), 唐僧の道璿が伝戒使の招請依頼を受けて来日した。

聖武天皇の母の宮子は長く病に伏していたが, 唐から帰国した玄昉が看病してこれを回復させ, 天皇は初めて母に直面することができた⁴⁰⁾。それ以来, 天皇は玄昉や吉備真備をますます重用した⁴⁰⁾。これに対する不満をきっかけに, 740年(天平12)9月, 藤原広嗣は九州において大規模な反乱をおこした⁴⁰⁾(藤原広嗣の乱⁴¹⁾)。

天皇はこれを機に行幸に出て平城京を離れ, 以後745年まで, 恭仁京, 紫香楽宮, 難波京の間を都が移動⁴⁰⁾する。後期難波京を都に定めたのは744年である。745年には再び平城京に都は戻る。聖武天皇は, 藤原広嗣の乱後の741年3月に国分二寺(国分寺と国分尼寺)の造営を発願⁴⁰⁾し, 743年10月には東大寺大仏として結実する盧舎那仏の造頭を発願⁴⁰⁾した。東大寺が総国分寺と位置付けられた⁴²⁾。東大寺も大仏も今日まで受け継がれている。表1.4-5, 図1.4-7のとおり, 各地の「国分(寺)」という地名と遺構, 後継寺が各地にその頃の国分寺(≒当時の地域中心地)があった記憶を残している。

唐招提寺を開く鑑真が, 伝戒使の招請依頼に応じて渡日を志し, 五度失敗(その間に失明)した後に, 第13次(752年派遣)遣唐使の帰路に同乗して天平勝宝5年(753)ようやく来日に成功した⁴⁴⁾。

鑑真への伝戒師招請には次に述べる背景があった。日本では平城京遷都以後, 仏教隆盛と並行して, 僧尼令に違反する僧尼や, 勝手に僧尼となる私度僧が群出するようになった⁴⁴⁾。律令政府は唐の授戒制度や戒律研究の必要性を痛感し, 733年(天平5)の遣唐使派遣の際に, 僧栄叡, 普照, 玄朗などが, 舍人親王(「日本書紀」編修の最高責任者。天武天皇の第3皇子⁴⁵⁾。母は天智天皇の皇女親田部皇女⁴⁵⁾。47代淳仁天皇の父⁴⁵⁾。44代元正~45代聖武朝に重用⁴⁵⁾)の要請で入唐求法し, 伝戒師の招請にあたった⁴⁴⁾。この要請に応じて, 736年に来航したのが, インド僧菩提僊那や唐僧道璿である⁴⁴⁾。

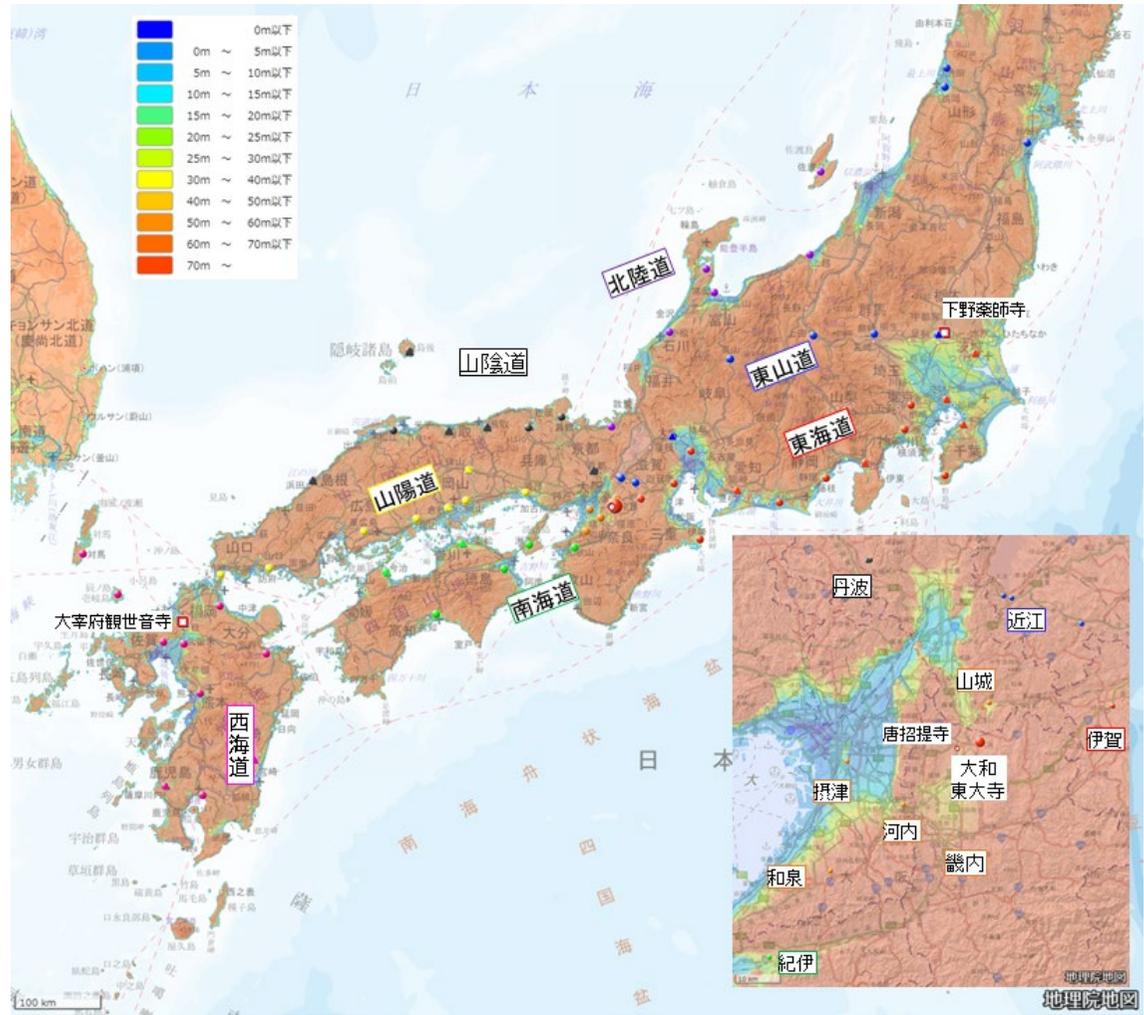


図 1.4-7 国分寺・国分尼寺⁴³⁾と地図を見て作成，三戒壇

表 1.4-5 国分寺一覧⁴³⁾を見て作成

地域	国	所在地	地域	国	所在地
畿内	大和	奈良市雑司町 東大寺 (総国分寺)	北陸道	若狭	福井県小浜市国分
	山城	京都府木津川市加茂町例幣		越前	(未詳)
	河内	大阪府柏原市国分東条町		加賀	(推定) 石川県小松市古府町
	和泉	大阪府和泉市国分町		能登	石川県七尾市国分町
	摂津	大阪府大阪市天王寺区国分町		越中	富山県高岡市伏木一宮
東海道	伊賀	三重県伊賀市西明寺	山陰道	越後	(推定) 新潟県上越市五智・国府
	伊勢	三重県鈴鹿市国分町		佐渡	新潟県佐渡市国分寺
	志摩	三重県志摩市阿児町国府	丹波	京都府亀岡市千歳町国分	
	尾張	愛知県稲沢市矢合町	丹後	京都府宮津市国分	
	三河	愛知県豊川市八幡町	但馬	兵庫県豊岡市日高町国分寺	
	遠江	静岡県磐田市見付	因幡	鳥取県鳥取市国府町国分寺	
	駿河	(推定) 静岡県静岡市駿河区大谷	伯耆	鳥取県倉吉市国分寺	
	伊豆	静岡県三島市泉町	出雲	島根県松江市竹矢町	
	甲斐	山梨県笛吹市一宮町国分	石見	島根県浜田市国分町	
	相模	神奈川県海老名市国分南	隠岐	島根県隠岐郡隠岐の島町池田	
	武蔵	東京都国分寺市西元町	山陽道	播磨	兵庫県姫路市御国野町国分寺
	安房	千葉県館山市国分		美作	岡山県津山市国分寺
	上総	千葉县市原市惣社		備前	岡山県赤磐市馬屋
	下総	千葉县市川市国分		備中	岡山県総社市上林
常陸	茨城県石岡市府中	備後		広島県福山市神辺町下御領	
東山道	近江	(推定) 滋賀県甲賀市信楽町 (推定) 滋賀県大津市瀬田廃寺跡 (推定) 滋賀県大津市国昌寺跡推定地		安芸	広島県東広島市西条町吉行
	美濃	岐阜県大垣市青野町		周防	山口県防府市国分寺町
	飛騨	岐阜県高山市総和町		長門	山口県下関市長府宮の内町
	信濃	長野県上田市国分		筑前	福岡県太宰府市国分
	上野	群馬県高崎市東国分		筑後	福岡県久留米市国分町
	下野	栃木県下野市国分寺	豊前	福岡県京都郡みやこ町国分	
	陸奥	宮城県仙台市若林区木ノ下	豊後	大分県大分市国分	
南海道	出羽	(推定) 山形県酒田市城輪 (推定) 山形県鶴岡市平形国分	西海道	肥前	佐賀県佐賀市大和町尼寺
	紀伊	和歌山県紀の川市東国分		肥後	熊本県熊本市中央区出水
	淡路	兵庫県南あわじ市八木国分		日向	宮崎県西都市三宅
	阿波	徳島県徳島市国府町矢野		大隅	鹿児島県霧島市国分中央
	讃岐	香川県高松市国分寺町国分		薩摩	鹿児島県薩摩川内市国分寺町
	伊予	愛媛県今治市国分町		老岐	長崎県老岐市芦辺町国分本村触
	土佐	高知県南国市国分		対馬	(推定) 長崎県対馬市厳原町今屋敷

授戒には少なくとも三師七証の10僧が必要⁴⁴⁾なため、さらに諸州を巡り、揚州大明寺の鑑真に日本への渡航を懇願⁴⁴⁾した。律令政府の、国家による仏教の管理統制への強い意思が伺える。

鑑真の来日を受け、聖武天皇の命により、755年9月に東大寺に戒壇院、761年1月

に下野薬師寺と筑紫観世音寺に戒壇院が創建されて、律令国家の官僧受戒の場とされた⁴⁶⁾。律令政府が設けた3つの戒壇は「天下三戒壇」と呼ばれた。

一方、鑑真は唐招提寺を創立して僧尼の規範である律宗の指導流布につとめ、政府はまた諸大寺に戒師団を施入して戒律の研究、普及などをはかった⁴⁶⁾。唐招提寺の「招提」は私寺の意味⁴⁴⁾であり、民営事業として人材育成・普及活動の場をつくり、国営の国分寺・国分尼寺や他の大規模私寺に育成した人材を送り込んでいたようである。

○鎮護国家

鎮護国家とは、天変地異や内乱、外敵の侵入にあたって、仏教經典を講読祈願する、あるいは真言密教による秘法を行って国家を守護することをいい、広く仏法によって国家を護る意味に使用され、鎮国ともいう⁴⁷⁾。多くの仏典のなかで護国思想の顕著な「仁王般若経」「金光明最勝王経」「法華経」の護国三部経のほか、「大般若経」などが用いられた⁴⁷⁾。南朝末の陳(557-589)の文帝は、三宝に帰依することによって衆生を護念し国土を扶助したいと、「金光明経」四天王品に基づく鎮護国家思想を表明した⁴⁷⁾。

唐代の宗教、思想界において全盛をきわめたのは、インド起源の仏教であった⁴⁸⁾。唐初にインドへの求法の旅をして、膨大な仏典をもたらした玄奘は、帰国後に「大唐西域記」を著すとともに、76部1335巻に及ぶ大翻訳事業を完成し、その忠実な逐語訳は「新訳」と称されている⁴⁸⁾。南北朝時代には、中国固有の儒教とは異質の珍しい教学として、知識教養の宝庫として迎えられる傾向が強かった仏教であったが、末法思想が興って以後の隋・唐時代になると、生活に密着し、宗教的な情熱に燃えた実践的な宗教として、特色ある中国仏教が形成された⁴⁸⁾。浄土教の道綽と善導、南山律宗の道宣、法相宗の玄奘、禅宗の慧能、華嚴宗の法蔵、密教の善無畏と不空などのすぐれた人物が輩出して、黄金時代を現出した⁴⁸⁾。彼らは、それぞれの教理を統一ある組織にし、その実践化に努力した⁴⁸⁾。

隋・唐時代に、大興国寺とか大安国寺あるいは鎮国寺といった名称の寺院が各地に造建され、鎮国道場が開かれた⁴⁷⁾。密教に立脚した不空(玄宗・肅宗・代宗の3代(756-779)に帝師となった⁴⁹⁾)が国のために灌頂道場をおくにいたって、仏教の鎮護国家化は頂点に達した⁴⁷⁾。

日本においてはこれらの動向をうけて660年(斉明6)5月に仁王会が行われ、677年(天武6)11月に諸国で「金光明経」「仁王経」の講説が行われ、宮中においても「金光明経」が講説される⁴⁷⁾。以後律令国家成立に密接な関係をもつようになった⁴⁷⁾。国分寺は「金光明王経」を安置する寺⁴⁷⁾、国分尼寺は「妙法蓮華経」を安置⁵⁰⁾する寺である。

唐の鎮護国家は、安史の乱(755-768)前後に頂点に達するが、日本の国分寺・国分尼寺や大仏建立はこれより先行しているとみることもできる。鎮護国家の思想は、最澄・

空海，室町時代の安国寺等その後も引き継がれていく⁴⁷⁾。天武・持統朝の鎮護国家は，国営寺院の整備・運営により行おうとした点に特徴がある。

○恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱，道教宇佐八幡宮神託事件

聖武天皇は749年に出家して娘の孝謙天皇に譲位⁴⁰⁾し，太上天皇となる。752年の大仏開眼供養を終え，756年5月に崩御⁴⁰⁾した。孝謙天皇に譲位後は，藤原仲麻呂が紫微中台の長官となって支える光明皇太后が実権を掌握していた⁵¹⁾。聖武天皇の遺言で756年に皇太子としていた道祖王を，淫縦を理由に757年3月に廃太子し，代わって藤原仲麻呂といわば養父子の関係にある大炊王（淳仁天皇）を立太子させる⁵¹⁾。藤原仲麻呂と橘奈良麻呂ら反対派の対立が激化し，757年7月に密告を受けて橘奈良麻呂ら反対派を逮捕し，訊問により鎮圧すると，仲麻呂の独裁的権力が確立した⁵²⁾。758年に孝謙天皇は淳仁天皇に譲位した。759年に遣唐使を派遣し，帰路761年に665年以来の唐使が来日した。

国内政治では，760年に光明皇太后が没し，翌年，宝字称徳孝謙皇帝（孝謙天皇譲位後の尊称）が近江保良宮（北京）に行幸したところから，看病禪師の道鏡を寵愛したことが問題となって，淳仁天皇と不和となる⁵¹⁾。宝字称徳孝謙皇帝は平城宮にかえるとそのまま法華寺に入り，「国家の大事と賞罰は朕（孝謙）が行い，常祀と小事は今帝（淳仁）が行え」と宣言する⁵¹⁾。淳仁天皇を擁立する藤原仲麻呂派との対立が激化し，ついに764年9月に恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱が起こった⁵¹⁾。追討軍を發遣して仲麻呂一族を湖西に敗死させ，淳仁天皇を廃して淡路に配流し，代わって重祚した⁵¹⁾（称徳天皇）。

乱後は道鏡を重用し，太政大臣禪師に任じ，ついで法王の位を授け，法王宮職を設置した⁵¹⁾。その結果，769年に道鏡は宇佐八幡神の託宣と称して皇位につこうとしたが，和氣清麻呂が神教を復奏して妨げ，実現しなかった⁵¹⁾（宇佐八幡宮神託事件）。称徳天皇は770年行幸中発病し8月に崩御⁵²⁾し，皇太子白壁王が光仁天皇として即位した。道鏡は下野国薬師寺（三戒壇の1つ）別当に左遷され，772年に当地で没した⁵²⁾。

参照文献

- 1) Wikipedia 条坊制, [条坊制 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 2) 橿原市 HP, 藤原京, <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1021/1/2/5/3757.html>, 2025.3 閲覧
- 3) Wikipedia 藤原京, [藤原京 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 4) 平城宮跡歴史公園 HP, 平城京とは?, <https://www.heijo-park.jp/about/heijokyo/>, 2025.3 閲覧
- 5) 世界大百科事典（旧版）内の朱雀街の言及, [朱雀街\(しゅじやくがい\)とは？ 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧

- 6) Wikipedia 遣唐使, [遣唐使 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 7) デジタル大辞泉 行基, [行基\(ギョウキ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 8) 改訂新版 世界大百科事典 行基, [行基\(ギョウキ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 9) 林亨, 行基の周辺, https://itami-bunbora.main.jp/freestudy/photo/gyoki_shuhen.pdf, 2025.3 閲覧
- 10) 世界大百科事典 道昭, [道昭\(ドウショウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 11) 改訂新版 世界大百科事典 道登, [道登\(どうとう\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 12) 日本歴史地名大系 狭山池・改訂新版 世界大百科事典 狭山池, [狭山池\(サヤマイケ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 13) 大阪市 HP 狭山池誕生, <https://www.city.osakasayama.osaka.jp/material/files/group/4/H251101.pdf>, 2025.3 閲覧
- 14) 吉井克信他, 狭山池の改修とその技術の変遷, 建設機械施工, Vol.69, No.8, p.54-p.59, August 2017,
- 15) 蘇る古代大阪・瓜破台地ものがたり, <https://www.osaka-asobo.jp/course/pdf/m/open/i/28?1655348837667>, 2025.3 閲覧
- 16) たくあんの棲家/奈良時代の僧 行基/TS 自治会 HP, 楊津院と神前船息, <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/honda5/ron10.htm>, 2025.3 閲覧
- 17) 行基年譜, <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/honda5/test15.htm>, 2025.3 閲覧
- 18) 行基・民衆救済の遺構に今なお生きつづける (金達寿著 歴史の群像 7・挑戦その一 集英社 昭和 59 年刊), <http://ktymtskz.my.coocan.jp/C/gyoki.htm>, 2025.3 閲覧
- 19) 六章 池溝開発と四十九院——したたかな宗教者, <https://www.ne.jp/asahi/nara/gojyo/d1/gyoki6.htm>, 2025.3 閲覧
- 20) 五章 都鄙周遊——道・水路・橋, <https://www.ne.jp/asahi/nara/gojyo/d1/gyoki5.htm>, 2025.3 閲覧
- 21) 改訂新版 世界大百科事典 難波宮, [難波宮\(ナニワノミヤ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 22) デジタル大辞泉 道鏡, [道鏡\(ドウキョウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 23) まんのう町, 満濃池名勝調査報告書, 第 6 章満濃池の歴史, 全国遺跡報告総覧 HP, <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/list/37/37406?pdf=t>, 2025.3 閲覧
- 24) 四国遍路, 【満濃池】国内最大級の農業用ため池は平安時代に空海が修築しその礎を築く, <https://pilgrim-shikoku.net/mannopond-kukairenovation>, 2025.3 閲覧

- 25) 精選版 日本国語大辞典 租, 租(ソ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 26) デジタル大辞泉 正倉, 百科事典マイペディア 正倉, 世界大百科事典 (旧版) 内の正倉の言及, 正倉(ショウソウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 27) 百科事典マイペディア 正税, 改訂新版 世界大百科事典 正税, 正税(ショウゼイ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 28) 百科事典マイペディア 租庸調, 租庸調(ソヨウチョウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 29) 百科事典マイペディア 出挙, 改定新版 世界大百科事典 出挙, 出挙(スイコ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 30) 精選版 日本国語大辞典 歳役, 歳役(サイエキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 31) デジタル大辞泉 雑徭, 改訂新版 世界大百科事典 雑徭, 雑徭(ゾウヨウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 32) 豊津町史 上巻, 三編古代(奈良・平安時代), 第三章律令政治の展開と郷土-奈良・平安時代-, 第四節律令制下の人々の生活, 四班田収授と条里制, 条里制の施行, <https://adeac.jp/miyako-hf-mus/text-list/d200040/ht030770>, 2025.3 閲覧
- 33) 改訂新版 世界大百科事典 運脚, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 運脚, 世界大百科事典 (旧版) 内の運脚の言及, 運脚(ウンキヤク)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 34) 日本大百科全書(ニッポニカ) 戸, 改訂新版 世界大百科事典 戸, 戸(コ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 35) 改訂新版 世界大百科事典 布施屋, 布施屋(フセヤ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 36) 改訂新版 世界大百科事典 長屋王, 百科事典マイペディア 長屋王, 長屋王(ナガヤオウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 37) 日本大百科全書(ニッポニカ) 百万町開墾計画, 改訂新版 世界大百科事典 百万町開墾計画, 百万町開墾計画(ひやくまんちょうかいこんけいかく)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 38) Wikipedia 屯倉, 屯倉 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 39) 李陽浩, 前期・後期難波宮の造営期間と造営日数についての一考察, 共同研究報告書 7, 2013 大阪歴史博物館, p.27-44.
- 40) 改訂新版 世界大百科事典 聖武天皇, 聖武天皇(ショウムテンノウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 41) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 藤原広嗣の乱, 改訂新版 世界大百科事典 藤原広嗣の乱, 藤原広嗣の乱(ふじわらのひろつぐのらん)とは? 意味や使い方 -

コトバンク, 2025.3 閲覧

- 42) デジタル大辞泉 国分寺, 日本大百科全書(ニッポニカ) 国分寺, 国分寺(コクブンジ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 43) Wikipedia 国分寺, 国分寺 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 44) 改訂新版 世界大百科事典 鑑真, 鑑真(ガンジン)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 45) 改訂新版 世界大百科事典 舎人親王, 旺文社日本史事典 三訂版 舎人親王, 舎人親王(トネリシンノウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 46) 世界大百科事典(旧版)内の天下三戒壇の言及, 天下三戒壇(てんかさんかいだん)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 47) 改訂新版 世界大百科事典 鎮護国家, 百科事典マイペディア 鎮護国家, 鎮護国家(チンゴコッカ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 48) 改訂新版 世界大百科事典 唐 文化, 唐(トウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 49) 日本大百科全書(ニッポニカ) 不空, 不空(フクウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 50) 精選版 日本国語大辞典 国分尼寺, 国分尼寺(コクブンニジ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 51) 改訂新版 世界大百科事典 孝謙天皇, 孝謙天皇(コウケンテンノウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 52) 改訂新版 世界大百科事典 道鏡, 道鏡(ドウキョウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧

1. 5 光仁・桓武朝 長岡京・平安京遷都と難波津終焉

770年(宝亀1)称徳天皇の没後、藤原永手・百川らによって天智天皇の孫施基皇子の第6子である白壁皇子が皇太子に擁立され、同年62歳で天皇に即位した¹⁾。初め聖武天皇の娘である皇后井上内親王所生の他戸親王を皇太子としたが、772年大逆を理由に皇后・皇太子を廃し、翌年高野新笠を母とする皇子山部親王(後の桓武天皇)を皇太子とし、聖武系の皇統と絶縁した²⁾。道鏡を下野に流し、和気清麻呂らを召還した²⁾。不必要な令外官を停廃し、軍団と兵士の制を縮小するなど財政の緊縮に努め、綱紀の振粛を目的とし、奈良時代の政教の腐敗を改めることに努力した²⁾。在位中、777年に遣唐使を派遣し、帰国船で778年に唐使が来日³⁾⁴⁾する。唐使の来日は761年³⁾に続くものだった。唐では763年⁵⁾に安史の乱は終息している。

781年に光仁天皇は病で45歳の桓武天皇に譲位する²⁾。桓武朝は奈良時代後期のたびかさなる権力闘争や過度の崇仏などによる政治的混乱、および班田制の矛盾や国司の不正などによる社会不安に直面していたが、天皇は気力、体力ともにすぐれ、また壮年に至るまでの官人としての豊富な体験をもち、治世の間、左大臣を置くことなく、みずから強力に政治を指導し、独裁的権力を行使した¹⁾。

桓武天皇は784年に長岡京への遷都を断行¹⁾する。この遷都は長らく続いた大和宮都を放棄した「山背」遷都という点でも歴史的意義が大きい¹⁾。またこの遷都には寺院勢力の抑制も意図されており、寺院の移転や造営を認めていない¹⁾。

長岡京遷都は順調には進まなかった。785年長岡京造営事業を推進していた藤原種継が暗殺され、しかも皇太弟早良親王が連座して廃され、淡路国へ流される途中死ぬという事件によって、計画の進行が著しく妨げられた¹⁾。そこで天皇は和気清麻呂の献策に従い長岡棄都を決意¹⁾し、793年山背国葛野郡宇太村の地を選んで造営工事をはじめ、翌年11月これを「平安京」と名付け遷都した¹⁾(図1.5-1右)。この時「山背」を「山城」に改め¹⁾た。平安京遷都は、792年に発生した長岡京の大洪水⁶⁾⁷⁾がきっかけの1つともされている。

都を大和盆地から淀川上流に移したことに伴い、785年には神崎川を開削し⁸⁾、長岡京から開削した神崎川を經由して河尻泊から⁸⁾⁹⁾瀬戸内海に出ていく経路⁹⁾とした(図1.5-1左)。河尻泊は730年に行基が次田堀川等を開削したときに開かれていたと考えられる。行基は直道を通じて平城京へのアクセス経路を整備したのに対し、785年の神崎川開削は、長岡京へアクセスする河川舟運路としてのルート短縮を図ったものであろう。遷都と河尻泊から淀川を遡る経路変更により、瀬戸内海―難波津・難波宮―大道―大和盆地の要であった難波津の立地有利性が失われ¹⁰⁾、793年頃と思われる難波宮廃止¹¹⁾につながったものと推察される。

瀬戸内海航路と首都に至る内航・陸路との結節点の港としての繁栄は難波津から河尻泊に移り¹⁰⁾、大和・河内・和泉地域の海路との結節点としての港の繁栄は堺津に移っていく。難波津と難波京地域は、15世紀末の蓮如による石山御坊建立と寺内町形成まで

長い停滞期に入る。

表 1.5-1 遣唐使派遣と国内動静³⁾⁴⁾に加筆して作成

回	出発年月日	帰国年月	使節	備考
	770	称徳天皇崩御, 光仁天皇即位		
17	775(宝亀 6).6.19 任 777(同 8).6.24 発	778.10.23(第 3 船, 肥前松浦郡) 同.11.10(第 4 船, 薩摩甕嶋) 同.11.13(第 2 船, 薩摩出水郡) 同.11(第 1 船舳, 肥後天草郡に漂着) 同.11(第 1 船舳, 薩摩甕嶋に漂着)	*佐伯今毛人(大使) *大伴益立(副使) *藤原鷹取(副使) 小野石根(持節副 使・大使代行) 大神末足(副使)	第 2 船一伊予部家守, 戒明 (?), 善議 (?) 帰国 第 3 船一唐使孫興進来日 大使今毛人病と称して渡唐せず, 776.12.14 副使大伴益立を小野石根・大 神末足に代える, 副使石根帰途遭難して没
	778	清水寺開創		
18	778(同 9).12.17 任 779(同 10).5.27 発	781.6.24	布勢清直(送唐客使)	唐使孫興進を送る 行賀 (?) 帰国
	781	桓武天皇に譲位		
	784	長岡京遷都		
	785	神崎川開削		
	788	最澄 比叡山に一乗止観院 (後の延暦寺根本中堂) 創建		
	792	九州・離島・東北除き軍団廃止, 健児制		
	793	この頃難波宮廃止か?		
	794	平安京遷都		
	801	坂上田村麻呂奥州胆沢まで平定		
19	801(延暦 20).8.10 任 803(同 22).4.2 発 804(同 23).3.28 再発	805.6.8(第 1 船, 对 馬下県郡) 同.6.17(第 2 船, 肥 前松浦郡) 806.10(第 4 船? 大 宰府)	藤原葛野麻呂(大使) 石川道益(副使)	往途, 第 3 船肥前松浦郡屈良島沖で遭難 第 1 船一最澄, 義真, 丹福成, 粟田飽田 麻呂 (?), 永忠 (?), 円基 (?) 帰国 第 4 船?一空海, 橘逸勢帰国
	805	平安京造営と征夷を中止.		
	806	1 月最澄天台宗開立. 3 月桓武天皇崩御.		
	弘仁年間(810 年-824 年)		檢非違使(京都市内治安担当)設置	
	816	空海高野山に金剛峯寺開創.		
	821	空海満濃池修築		
	822	最澄没. 没後 7 日目に大乘戒壇設立勅許 (名実ともに天台宗成立).		
	823	空海東寺を賜り密教の根本道場とする		
	826	対蝦夷戦争が継続していた陸奥・出羽を除き軍団廃止. 律令制防人崩壊		
	835	空海奥の院入定.		
20	834(承和 1).正.18 任 836(同 3).5.14 発 837(同 4).7.22 再発 838(同 5).7.5 再々発 同.7.29 同	839.8.14(大宰府) 同.8(肥前松浦郡) 840.4.8(大隅)	藤原常嗣(大使) *小野篁(副使)	円行, 常暁, 戒明, 義澄が帰国 円仁が留学 第 3 船筑紫出帆後遭難, その後副使篁病 と称して渡唐せず. 帰途, 第 2 船南海の地に漂着, 知乗船事 菅原梶成大隅に漂着
	875	唐: 黄巢の乱		
21	894(寛平 6).8.21 任		*菅原道真(大使) *紀長谷雄(副使)	894.9.6 大使道真の献策により中止

図 1.5-2 は長岡京⁶⁾と平安京¹²⁾の条坊図である。図 1.5-3 は恭仁京, 難波京の条坊範囲推定である。恭仁京¹³⁾(740 - 743 停止)は木津川や山地の間の平野部に, 後期難波宮(726 - 732)で造営された可能性がある難波京¹⁴⁾は上町台地上に, 宮や条坊区画を展開する等地形に調和させた配置がされている。

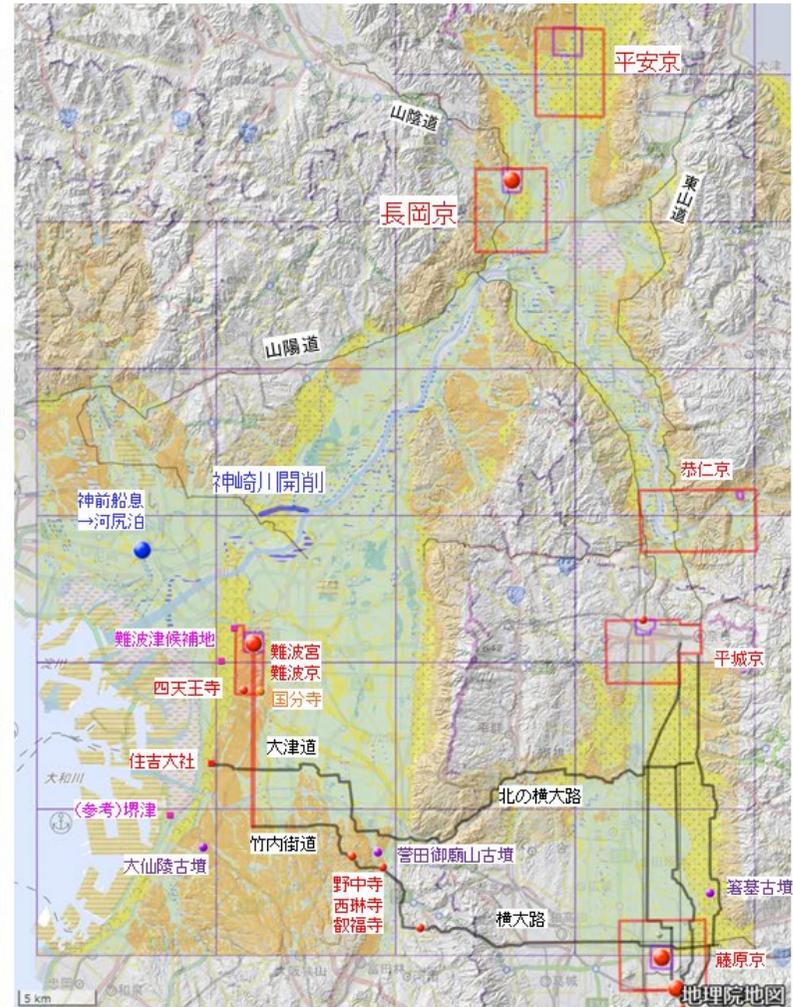
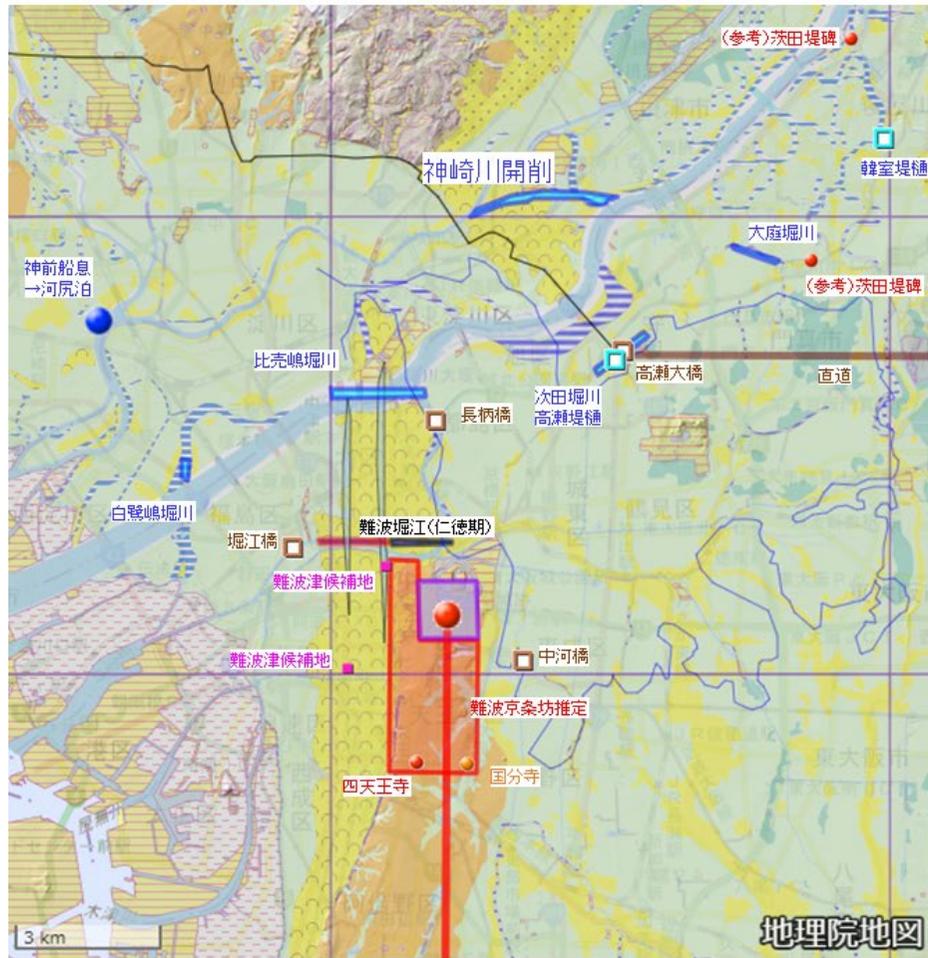
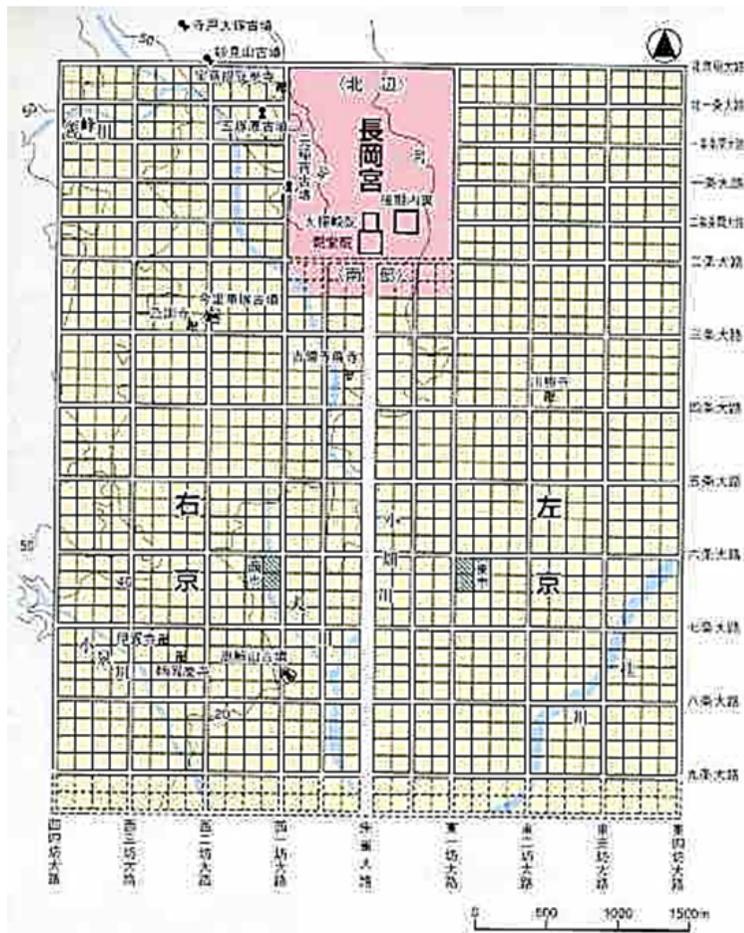
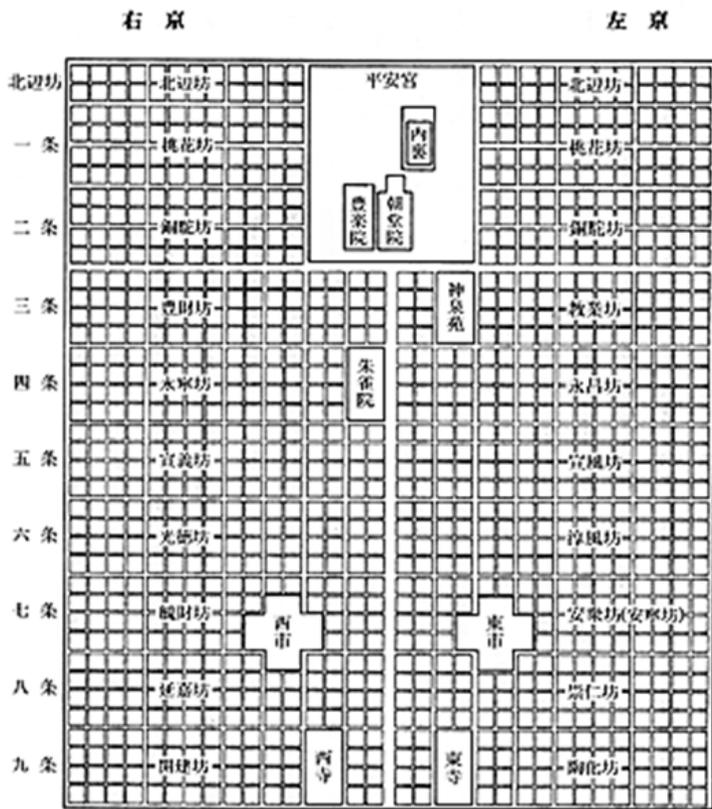


図 1.5-1 神崎川開削(785)



長岡京条坊復元図

出典: <https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000674.html>



平安京条坊図

出典: <https://www2.city.kyoto.lg.jp/samu/rekishi/fm/nenpyou/htmlsheet/toshi03.html>

图 1.5-2 左：長岡京⁶⁾(784)，右：平安京¹²⁾(794) 条坊图

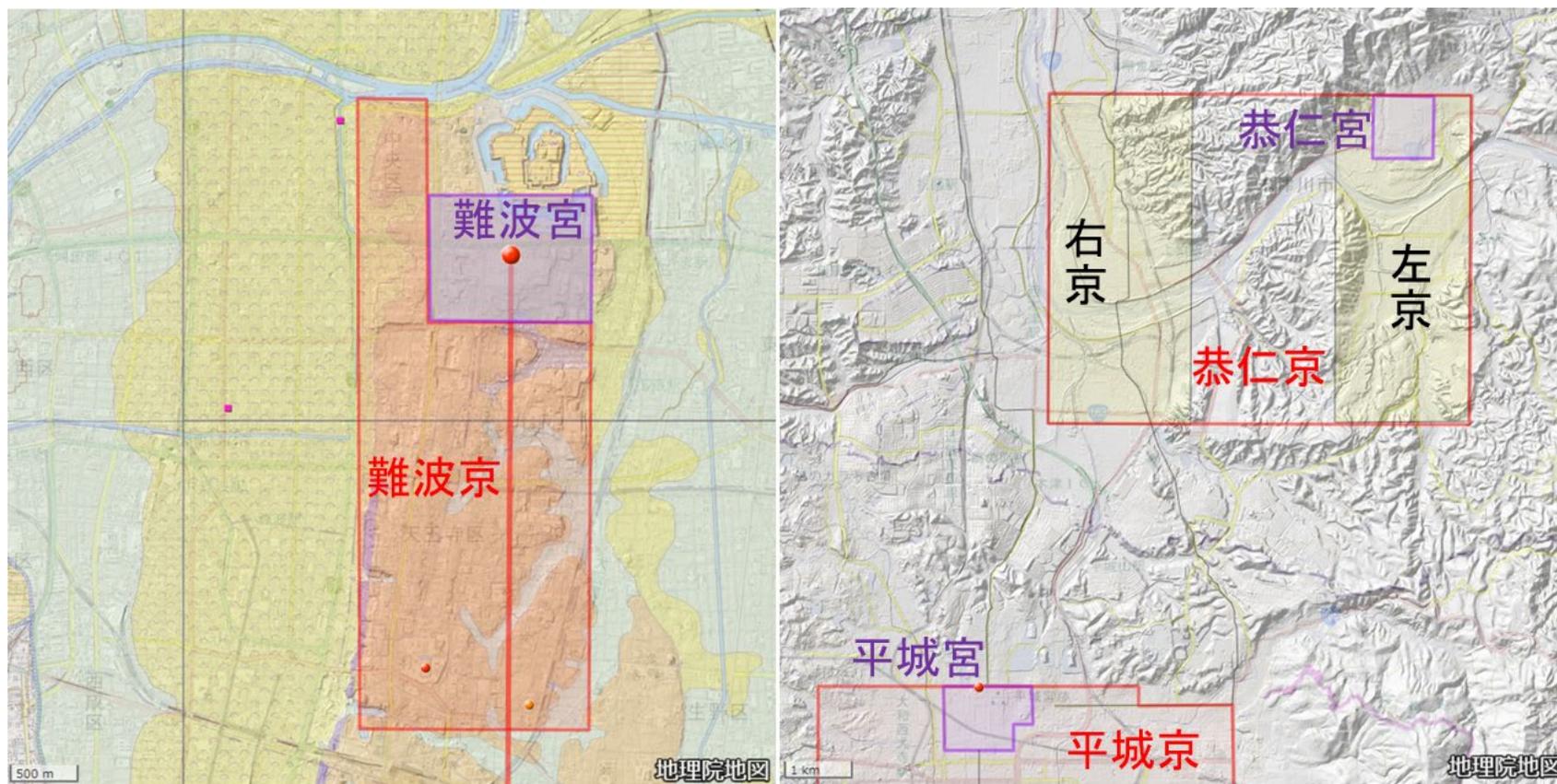


図 1.5-3 難波京 14)をもとに作成 (左), 恭仁京 13)をもとに作成 (右) 条坊範囲推定

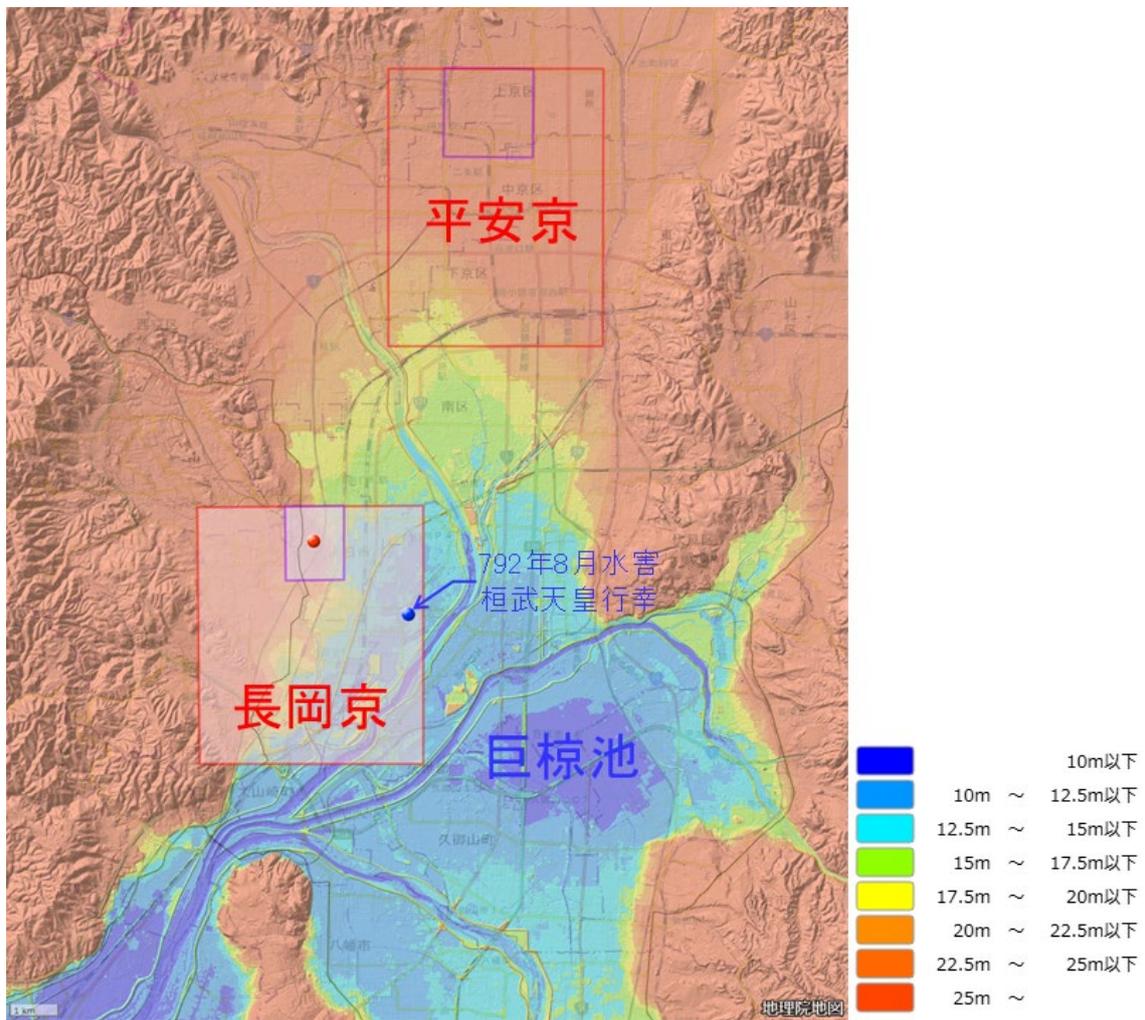


図 1.5-4 長岡京と平安京

これに対し長岡京と平安京はどちらも長安に倣った条坊配置であり、北中央に政庁や内裏がある宮、そこから南に延びる朱雀大路を配置し、左右対称の長方形条坊を配置する。中国文化に心酔していた¹⁾という桓武天皇の考えに沿っているのではないだろうか。なお、桓武天皇は、平城京の放棄=長岡京遷都は万事が改まるという「甲子革命」の年を選び¹⁾、平安京遷都は「辛酉革命」に当たる日次を選んでいる¹⁾。

792年、長岡京は6月・8月と2度にわたり水害が発生⁷⁾した。6月の1回目は雷雨が発生、長岡京が洪水に襲われ、式部省の南門が倒れる¹⁵⁾とあることから暴風雨によるものと推定される。8月の水害は、桓武天皇が赤日崎(京都市伏見区羽束師古川町赤井前)に行幸して被害状況を視察¹⁵⁾していることから考えて、大雨による桂川・宇治川・木津川も含む淀川本川(巨椋池)由来の氾濫浸水と推察される。図 1.5-4 に示す通り、地形的には長岡京の左下京は標高が低く、桂川の氾濫被害を受けやすく、大雨で巨椋池が増

水すると浸水が長期化しやすかったであろう。

○征夷事業

桓武天皇の業績は、平安京遷都とともに坂上田村麻呂による蝦夷征討があげられる。大和朝廷の東北方面の勢力拡大は次のように進んだ（図 1.5-5）。

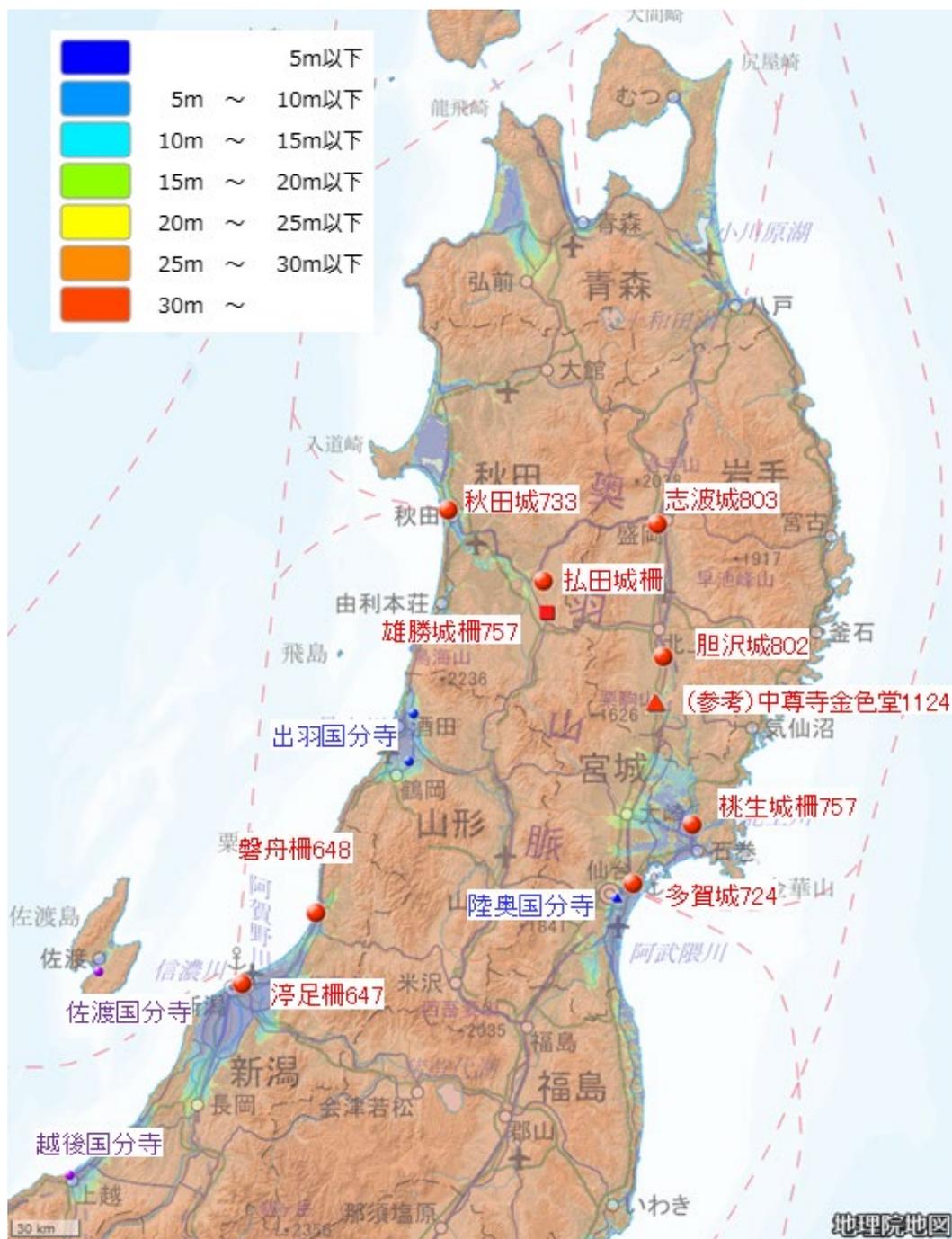


図 1.5-5 奥羽・出羽への大和朝廷版図拡大推移 16)をもとに作成

大化改新後、越国北部に淳足柵(647)・磐舟柵(648)の両柵が設置される¹⁶⁾。7世紀後半に陸奥国が、712年(和銅5)には出羽国が設置されると、両国北辺における蝦夷の支配や対立が律令国家にとって大きな課題¹⁶⁾となる。

養老令(757)によれば、両国は「辺遠国」「辺要国」であり、「夷人雑類」の居住地である¹⁶⁾。国司の任務は「饗給、征討、斥候」という他国にはない任務が付加されている¹⁶⁾。奈良時代前期、724年に仙台平野北部に国府兼鎮守府の多賀城ができ、漸次建郡、城柵建設が進むと、ここに柵戸・鎮兵として東国・北陸の農民が徴発・配備された¹⁶⁾。蝦夷は姓を与えられ、戸籍に編入されて班田農民化する者、交易関係を通じて緩やかな支配を受ける者があった¹⁶⁾。しかし国家収奪の強化、交易関係の混乱、現地社会の内部対立などから絶えず政情不安が生じた。709年(和銅2)陸奥・越後蝦夷の乱、720年(養老4)陸奥蝦夷の按察使上毛野広人殺害、724年(神亀1)陸奥蝦夷の大掾(国司三等官)殺害事件などが起こり、いずれも征討軍の派遣をみる¹⁶⁾。

また737年(天平9)大野東人による東国騎兵1000人、陸奥国兵5000人、鎮兵、蝦夷らを駆使した鎮撫政策と出羽柵への直通路開発事業や758年(天平宝字2)の陸奥国桃生城、出羽国雄勝城建設などは現地社会の矛盾を激化させたのであろう¹⁶⁾。740年頃、国府多賀城からやや離れた現在の仙台市若林区に陸奥国分寺が建立¹⁷⁾されている。

出羽国府は733年秋田城築城¹⁸⁾時は秋田にあったと考えられるが、俘囚の反乱が相次いだため、780年頃秋田城の放棄が検討¹⁹⁾された。次官国司である出羽介が秋田城介として常置されることになった一方、国府機能は城輪柵(山形県酒田市)に移された¹⁹⁾。当初(740年頃)の出羽国分寺がどこにあったのかは不明だが、平安時代の出羽国分寺は出羽国府有力地である城輪柵付近にあったと考えられる(諸説ある)²⁰⁾。

770年(宝亀1)蝦夷宇漢米公宇屈波宇の離反を契機に、仙台平野北部から北上盆地にかけての地域は以後約30年に及ぶ動乱期を迎える¹⁶⁾。なかでも780年「俘軍」(俘囚により構成された軍。俘囚：陸奥・出羽の蝦夷のうち、蝦夷征伐などの後、朝廷の支配に属するようになった者を指す。夷俘とも呼ばれた。)を率いた上治(伊治)郡大領伊治公皆麻呂の乱は、私怨に起因するとみられたが、牡鹿郡大領道島大楯・按察使参議紀広純殺害と多賀城の陥落という事態に発展した¹⁶⁾。桓武天皇は「坂東の安危は此の一挙に在り」という認識で3回にわたる征討戦に大軍を投入する¹⁶⁾。

788年(延暦7)征東將軍紀古佐美による衣川付近の戦闘は官軍の損亡3000人に及ぶ大敗¹⁶⁾を喫した。桓武天皇は、792年に陸奥国・出羽国・佐渡国・西海道諸国を除いて軍団を廃止²¹⁾して疲弊した臣民の兵役負担を軽減する。代わって武芸に秀でた者を選抜する健児制²¹⁾によって征討軍を編成し兵士の質向上を図る。

なお健児は、792年が初出ではなく、天平期(732, 734, 738)、天平宝字期(762)にも設置例があるが、792年健児制とは性質が異なる。天平期・天平宝字期4回の健児について中尾²²⁾は次の要約のとおり、守衛・護衛の補完と考察している。天平期について

は、第1回節度使任命(732)と新羅使来日(734)、奥州・出羽の直道開削(737)が行われており、対新羅・対蝦夷の緊張が高まる時期に当たり、軍団も機能しており健児の徴発規模が大きくないことから国内要所の守衛・警護の補完であろう。天平宝字期については、奥州・出羽における桃生・雄勝の城柵築城(759)、征新羅軍編成(761)、近江における保良宮造営・石山寺築造(761-762)時期にあたり、対外緊張が高まり国内では造営・築城による人・物資の移動が活発になる時期であることから、天平期と同様国内要所の守衛・警護の補完であろう。

794年征東大使大伴弟麻呂による10万人の征軍には坂上田村麻呂らが副将軍に起用され、斬首457、捕虜150、焼亡75か所という戦果¹⁶⁾を挙げた。797年に田村麻呂を征夷大將軍に任じ、801年に田村麻呂は4万人を率い、翌802年胆沢城を築城¹⁶⁾し鎮守府を多賀城から胆沢城に前進させる²³⁾。同年、蝦夷大墓公阿弋流為、盤具公母礼ら500余人の降人を得¹⁶⁾、胆沢を平定する。田村麻呂はふたりを連れて上京し、命を助け彼らによる現地民政の安定化を進言するが、公卿たちの認めるところとならず、ふたりは殺されてしまう²³⁾。803年には志波城築城までも行い、804年再度征夷大將軍に任じられた²³⁾。しかしその経営は「往還の間、従者限りなし。人馬給し難く、累路費え多し」と田村麻呂の没時の伝にも見えるように、大規模な遠征は多くの問題を残し、805年の徳政の論争(桓武天皇腹心の藤原緒嗣と菅野真道に議論させた徳政の相論ともいう)によって、平安京造営とともに征夷が中止された²³⁾。

○最澄、空海による平安仏教

桓武天皇は803-804年に遣唐使を派遣している。この遣唐使で、最澄と空海が入唐し、密教を持ち帰る。

804年9月に明州に到着した最澄は、天台山修禪寺で行満座主から、台州竜興寺で道邃和尚から天台教義を学び、また道邃から大乘菩薩戒を授かった²⁴⁾。さらに禪林寺儵然禪師から牛頭の禪法、越州竜興寺順暁阿闍梨からは密教を授かり、わずか8か月余の間に天台山での120部345巻、越州での密教典籍102部115巻を請来して、805年6月対馬に帰着した²⁴⁾。帰朝後、同年9月に高雄山寺において日本で初めての灌頂(密教で、香水を頭に注ぐ儀式。受戒するときや修行者が一定の地位に上るときに行う)を実施した²⁴⁾。また南都六宗に加えて天台法華宗にも正式の僧の割り当て(年分度者)2人を請願し、806年1月26日勅許が下った²⁴⁾。いわば国家的な公認を受けたこととなり、この日を日本天台宗の開宗とする²⁴⁾。

同年3月に桓武天皇が崩御すると、最大の外護者を失った最澄とその新生の教団はやや沈滞期に入った²⁴⁾。最澄は、その間、7歳下の空海から彼が持ち帰った多量の經典のうち、真言、悉曇(梵字)、華嚴に関するものを借り受け、あるいは書写して研究を続け、812年に弟子とともに空海から灌頂を受け²⁴⁾る。813年、真言に関する書籍を借り受ける懇請を空海に拒絶され、最も信頼する弟子が空海の下から戻らない等があり空海

との交流は絶える²⁴⁾。

815年に大安寺で講説を行った際南都学僧と激しい論争²⁴⁾になった。東国に下り上野・下野で伝道を展開²⁴⁾する。関東滞在中に会津の法相宗の学僧徳一と三一権実の論争が始まり²⁴⁾、比叡山に戻った後も続く²⁴⁾。徳一への反駁を著述する中で自己の教学の優越性に自信を深め、究極の目標とする大乘戒壇設立に邁進²⁴⁾した。

818年に、19歳の時に東大寺で受けた小乗戒の破棄を宣言²⁴⁾し、「山家学生式」を定め、天台宗の年分度者は比叡山において大乘戒を受けて菩薩僧となり、12年間山中で修行することを義務づけた²⁴⁾。最澄の主張は、既存の小乗戒は形式主義に墮し、国家鎮護・衆生済度の大任を果たしえないとし²⁴⁾、僧侶を養成する権限を国家やその隷属下にある南都（東大寺）の戒壇より独立して、天台宗教団の自主管理に置こうとするところに主眼点があった²⁴⁾。最澄宿願の大乘戒壇設立は、没後7日目の822年6月11日に勅許された²⁴⁾。

空海は804年12月長安に到着し、翌805年西明寺に入り、諸寺を歴訪して師を求め、青竜寺の恵果に就いて学法し、同年6月同寺東塔院灌頂道場で胎蔵、7月金剛の両部灌頂を、8月には伝法阿闍梨位灌頂を受け遍照金剛の密号を授けられ、正統密教の第8祖となった²⁵⁾。師恵果の滅後806年、越州に着いて内外の經典を収集し、同年8月明州を出発して帰国した²⁵⁾。

806年10月遣唐判官高階遠成に付して請来目録をたてまつったが入京を許されず、翌807年4月観世音寺に入り、次いで和泉国に移り809年7月に入京した²⁵⁾。10月嵯峨天皇の命で世説の屏風を献上したが、このころから書や詩文を通じて嵯峨天皇や文人の認めるところとなった²⁵⁾。810年10月、高雄山寺で仁王経等の儀軌による鎮護国家の修法を申請し、これが空海の公的な修法の初例である²⁵⁾。811年10月、乙訓寺別当に補され修造を命じられたが、812年10月高雄山寺に帰り、11月最澄や和氣真綱に金剛界結縁灌頂、12月には最澄以下194名に胎蔵界結縁灌頂を授けた²⁵⁾。

816年7月、勅許を得て高野山金剛峯寺を開創²⁵⁾する。819年ころから「広付法伝」2巻、「即身成仏義」「声字実相義」「吽字義」「文鏡秘府論」6巻、820年「文筆眼心抄」などを著述して、その思想的立場と教理体系を明らかにした²⁵⁾。820年10月伝灯大法師位、821年5月には請われて讃岐国満濃池を修築し、土木工事の技術と指導力に才能を発揮した²⁵⁾。822年2月、東大寺に灌頂道場を建立して鎮護国家の修法道場とした²⁵⁾。823年正月、東寺を賜り真言密教の根本道場とし、同年10月には真言宗僧侶の学修に必要な三学論を作成して献上し、50人の僧をおいて祈願修法せしめた²⁵⁾。824年少僧都、827年大僧都。828年12月、藤原三守の九条第を譲りうけて綜芸種智院を開き儒仏道の3教を講じて庶民に門戸を開放した²⁵⁾。

平安時代初期の日本における仏教は中国と同様、鎮護国家の思想の下、国家の管理下で統制されており、年ごとに一定数の得度を許可する年分度者の制度が施行され、原則として私度僧は認められていなかった²⁶⁾。このことは逆に仏僧と国家権力が容易に結

びつく原因ともなる²⁶⁾。実際、奈良時代には玄昉や道鏡など、天皇の側近として政治分野に介入する僧侶も現れていた²⁶⁾。桓武天皇が平城京から長岡京・平安京に遷都した背景には、政治への介入著しい南都仏教寺院の影響を避ける目的もあったとされる²⁶⁾。新王朝の建設を意識していた桓武天皇にとって、新たな鎮護国家の宗教として最澄の天台宗に注目・支援することで従前の南都仏教を牽制する意図もあった²⁶⁾。

空海の師恵果の師にあたる不空は、セイロン(スリランカ)に渡って密教を学び²⁷⁾²⁸⁾、唐に帰国して80余部の密教経典をはじめ数多くの経典を訳して密教を大成²⁸⁾、唐代の玄宗・肅宗・代宗の厚い信任を受けた²⁷⁾²⁸⁾。755年安祿山が洛陽を支配すると、不空は勅命により西京長安に帰り、大興善寺に灌頂の壇を築き、調伏の修法を行ない唐朝の帰依を集める²⁹⁾。ここに中国における仏教の鎮護国家化は頂点に達した³⁰⁾。鎮護国家化の頂点現出者の直系である空海は、そのブランドで既往の南都宗教と並ぶ・上に立った。

最澄が学んだ天台教義は、智顛が実質的な開祖²⁶⁾であるが、法華経を根本経典とする²⁶⁾。南都宗教では法華経を根本経典とはしていない。三一権実の論争は、天台教義の根本経典である法華経の正統性を問う論争でもあった²⁶⁾。これに勝利または負けなかったことで、天台宗は南都宗教と並ぶ。南都宗教等が受戒する天下の三戒壇が小乗仏教の流れを汲む戒律であり大乘の教えにそぐわない(小乗戒)と指摘し³¹⁾、大乘の教えを受けける者は大乘独自の戒律に則って受戒すべきでありそれは比叡山の戒壇(大乘戒)であると主張³¹⁾することで上位に立つ宗派と位置付けた。

最澄の天台宗は、弟子の円仁が実質最後となった838年派遣の遣唐使として唐に渡り五台山で、天台宗の懸念であった「密教と法華経の融合性」に関する、教義上の解答を得ることに成功する³²⁾。密教の本場長安の大興善寺と青龍寺で灌頂を受け、絵師に比叡山が持っていなかった金剛界曼荼羅を描かせ、苦勞の末帰国する。円仁の偉業により天台宗は完成し、比叡山は空海の東密(東寺の密教)に対しと台密(天台宗の密教)と名乗れるようになった³²⁾。853年には、円珍が大陸に渡り天台山で修業した後、長安の青龍寺で密教を学び灌頂を受けて帰国する³²⁾。円珍は帰国後密教の修行道場として園城寺(三井寺)を開き、比叡山は興隆を極める。その後円珍の流れが分派する³²⁾。天台宗は「四宗融合」、つまりは「天台・禅・律・密教」の4つの教義が内包され、多様性を有し³²⁾ていた。鎌倉仏教の指導者の多くが比叡山で学んでいる。真言宗、天台宗は、鎮護国家を標榜する寺院に新たな風を吹き込み、比叡山はその後の日本独自の仏教展開の礎になった。

参照文献

- 1) 改訂新版 世界大百科事典 桓武天皇, 日本大百科全書(ニッポニカ) 桓武天皇, 朝日日本歴史人物事典 桓武天皇, 桓武天皇(カンムテンノウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧

- 2) 日本大百科全書(ニッポニカ) 光仁天皇, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 光仁天皇, 改訂新版 世界大百科事典 光仁天皇, [光仁天皇\(コウニンテンノウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 3) 日本大百科全書(ニッポニカ) 遣唐使 遣唐使一覧(2)(3), [遣唐使\(ケントウシ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 4) Wikipedia 遣唐使, [遣唐使 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 5) デジタル大辞泉 安史の乱, [安史の乱\(アンシノラン\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 6) 長岡京市 「長岡京」とは, <https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000674.html>, 2025.3 閲覧
- 7) 日本歴史地名大系 平安京, [平安京\(ヘイアンキョウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 8) 日本大百科全書(ニッポニカ) 河尻泊, [河尻泊\(かわじりのとまり\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 9) 日本大百科全書(ニッポニカ) 五泊, [五泊\(ゴトマリ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 10) 百科事典マイペディア 難波津, 山川 日本史小辞典 改訂新版 難波津, [難波津\(ナニワヅ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 11) 改訂新版 世界大百科事典 難波宮, [難波宮\(ナニワノミヤ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 12) 京都市 HP 条坊制 都市史, <https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/rekishi/fm/nenpyou/htmlsheet/toshi03.html>, 2025.3 閲覧
- 13) 足利健亮, 恭仁京城の復原, 2011, 大阪公立大学 学術機関リポジトリ
- 14) 積山洋, 難波京と難波大道・大津京, 積山洋: 都城制研究 (12) 都市と交通 (奈良女子大学古代学学術研究センター), pp.15-27, 2018, 奈良女子大学 Digital Information Repository
- 15) 黙翁日録, 延暦 11 年 (792) 軍団兵士制廃止 蝦夷集団の服属 長岡京洪水 桓武天皇は和気清麻呂の助言により平安京遷都を決意, <https://mokuou.blogspot.com/2011/10/11792.html>, 2025.3 閲覧
- 16) 日本大百科全書(ニッポニカ) 蝦夷, [蝦夷\(エゾ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 17) Wikipedia 陸奥国分寺, [陸奥国分寺 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 18) Wikipedia 秋田城, [秋田城 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 19) Wikipedia 出羽国, [出羽国 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 20) 出羽国分寺薬師堂, <https://www.dewatabi.com/murayama/yamagata/kokubunnji.html>,

2025.3 閲覧

- 21) Wikipedia 軍団 (古代日本), 軍団 (古代日本) - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 22) 中尾浩康, 健児制に関する再検討, ヒストリア, 第 219 号, p.1-p.27, 2010 年 3 月, 大阪歴史学会
- 23) 改訂新版 世界大百科事典 坂上田村麻呂, 朝日日本歴史人物事典 坂上田村麻呂, 坂上田村麻呂(サカノウエノタムラマロ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 24) 日本大百科全書(ニッポニカ) 最澄, 改訂新版 世界大百科事典 最澄, 最澄(サイチョウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 25) 改訂新版 世界大百科事典 空海, 空海(クウカイ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 26) Wikipedia 三一権実諍論, 三一権実諍論 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 27) 精選版 日本国語大辞典 不空, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 不空, 不空(フクウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 28) 日本大百科全書(ニッポニカ) 密教, 密教(ミッキョウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 29) Wikipedia 不空金剛, 不空金剛 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 30) 改訂新版 世界大百科事典 鎮護国家, 百科事典マイペディア 鎮護国家, 鎮護国家(チンゴコッカ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 31) 根来戦記の世界, 中世に至るまでの、日本における仏教とは～その⑨ 「南都六宗」に、果敢に戦いを挑んだ最澄,
<https://negorosenki.hatenablog.com/entry/2024/03/01/204808>, 2025.3 閲覧
- 32) 根来戦記の世界, 中世に至るまでの、日本における仏教とは～その⑩ 最澄の後継者たち その後の比叡山,
<https://negorosenki.hatenablog.com/entry/2024/03/11/101128>, 2025.3 閲覧

1. 6 宇多・醍醐～藤原氏摂関政治 律令制の崩壊，荘園公領制

菅原道真が遣唐使大使に任ぜられた894年は、第59代宇多天皇の治世である。58代光孝天皇の第7皇子であった後の宇多天皇は、884年に父が帝位につくと兄弟姉妹とともに臣籍に降って源定省と称し、官人として勤めていたが、887年病気になった父の臨終に際しての強い希望によって21歳で親王となり即位した¹⁾。

宇多天皇は、891年に関白藤原基経が没すると親政をはじめ、菅原道真、藤原保則ら有能な官人を用いて律令政治の復興をはかるとともに、蔵人所による宮廷運営，年中行事の整備などを行った²⁾（寛平の治）。この路線は第60代醍醐天皇にうけつがれ、いわゆる延喜の治がうまれる²⁾。延喜の治とは、醍醐天皇執政の延喜年間（901-923）を、公家政治が最も盛んであった時代であるとして、村上天皇の時代の天暦年間（947 - 957）とともに、後世並び称せられた時代³⁾である。藤原氏の摂関政治が一時中絶して天皇が政治の表面に立ち、荘園の新立禁止や、「日本三代実録」，「延喜式」，「古今集」の編纂など積極的な活動が目立った³⁾。他方，律令制の破綻が進行していた時期でもある。

表 1.6-1 年表

回	年（月日）	事項
	891 - 897	「寛平の治」 宇多天皇親政
21	894(寛平 6).8.21 任	*菅原道真(大使) *紀長谷雄(副使) 894.9.6 大使・道真献策で遣唐使中止（廃止）
	901 - 923	「延喜の治」 醍醐天皇親政
	901	日本三代実録 清和(858 - 876)・陽成(876 - 884)・光孝(884 - 887)の編年体実録正史。892 編纂開始。
	902	荘園整理令。最後の班田。
	905	初の勅撰和歌集「古今和歌集」編纂勅命
	907	唐滅亡→五大十国時代
	925	紀貫之 土佐日記
	927	延喜式 養老律令の施行細則を集大成した法典 905 編集着手
	930 - 946	朱雀天皇期 個人人身支配の放棄。土地課税方式への転換。（藤原忠平 930 - 941 摂政・941 - 949 関白）
	939-941	承平天慶の乱 (935)939-940 平将門乱 939-941 藤原純友乱
	940	成田山新勝寺建立 朱雀天皇の密勅を受けて、寛朝僧正が京都神護寺の不動明王を奉じて東国に下り平将門調伏の祈禱を行ったことが起源。
	947 - 957	天暦年間 「天暦の治」村上天皇親政。最後の銅銭(958)鑄造。「新国史」編纂着手するも完成せず。
	960	平安京内裏がはじめて焼亡。以降たびたび焼亡。
	960	宋建国
	967 - 1068	摂関政治 藤原実頼 967 - 969 関白 969 - 970 摂政。969 安和の変（源高明が失脚し藤原氏の優越が確定）以降摂政が常置され藤原氏から就任。1068 後三条天皇（藤原氏と外戚関係なし）即位。
	979	宋中国統一
	10C 後半-12C 前半	日宋貿易（大宰府主催・博多）
	996-1008 1001-1010	清少納言 枕草子 紫式部 源氏物語
	1040 代	（公田）官物率法（裁量権を国守から太政官に）。別名・別符名の公認（大名田堵の公田蚕食抑制策）。臨時雑役→雑公事（人頭税放棄）。（造宮役，造興福寺役など）国家的諸事業・行事にかかわる臨時の課役増加と一國平均役 → 国衙・受領の求心力低下
	1052	藤原頼通が別荘を寺（後の平等院鳳凰堂）に改修

894年、唐国温州長官・朱褒の求めに応じる形で、宇多天皇主導で56年ぶりに遣唐使計画が立てられた⁴⁾。8月21日、遣唐大使に菅原道真が任命された⁴⁾。しかし20日後、道真によって遣唐使派遣の再検討を求める「請令諸公卿議定遣唐使進止状」が提出された⁴⁾。道真は、この年5月に唐人によって伝えられた、在唐留学僧中瓊の書状を基として遣唐使派遣の是非を問うた⁴⁾。奏状の概要は以下のとおりである⁴⁾。「中瓊の伝えてくることによれば、唐では内乱が続いており、唐の衰えは甚だしく、既に日本と唐の交流は停止している⁴⁾。過去の記録の伝えることによれば、遣唐使の多くは遭難したり盗賊に遭うなどしていたが、唐に渡ってからは危険が及んだ例はない⁴⁾。しかし、唐が衰えている現状では唐に渡ってからも危うい⁴⁾。中瓊の情報を公卿・諸学者はよく検討し、派遣の可否を決めて欲しい⁴⁾。これを受けて遣唐使派遣は延期され、道真ら遣唐使予定者はこれ以降も引き続き遣唐使の職位を帯びるものの、国内の災害や唐の衰退、道真・長谷雄の昇進による人事の問題により、遣唐使派遣は遅々として進まなかった⁴⁾。907年には唐が滅亡したことによって、遣唐使は再開されないままその歴史に幕を下ろした⁴⁾。中国は、宋の建国(960)、中国統一(979)まで五大十国時代となる。

905年に編纂の勅命が下ったわが国初の勅撰和歌集である「古今和歌集」は、冒頭に仮名序と真名序が付され、925年紀貫之(古今和歌集編者の1人であり、仮名序を書いた)執筆の土佐日記は、仮名文字で書かれた文学作品である。漢文ではなく、仮名を使って日本語で書くことができるようになったことが、平安時代を代表する文学作品、清少納言による枕草子や紫式部による源氏物語につながっていく。

「日本三代実録」は、日本書紀から始まる6つの正史「六国史」(「日本書紀」,「続日本紀」,「日本後紀」,「続日本後紀」,「日本文徳天皇実録」,「日本三代実録」)の最後に編纂されたものであり、858年から887年までの清和、陽成、光孝天皇三代30年間について編年体⁵⁾で書かれている。宇多天皇の勅命で892年に編纂が開始され、901年に完成⁵⁾した。「延喜式」は、養老律令の施行細則を集大成した法典であり927年に完成⁶⁾した。

表 1.6-2 六国史⁷⁾

六国史	扱っている範囲等
日本書紀 ⁸⁾	神代, 神武天皇から持統天皇まで. - 697. 720年成立.
続日本紀 ⁹⁾	文武天皇から桓武天皇に至る 697-791. 797年成立.
日本後紀 ¹⁰⁾	桓武天皇から淳和天皇まで 792-833. 840完成.
続日本後紀 ¹¹⁾	仁明天皇1代 833-850. 869年成立.
日本文徳天皇実録 ¹²⁾	文徳天皇1代 850-858. 879年完成.
日本三代実録 ⁵⁾	清和, 陽成, 光孝天皇三代 858-887. 901年完成.

醍醐天皇の治世「延喜の治」は、自ら諡号を選定した後醍醐天皇が手本とした。後醍醐天皇は親政であった点を手本としようとしたのであろう。しかし、「延喜の治」にお

いても律令制度の崩壊は止めることができず、902年に行われた班田（口分田を給班すること）が最後¹³⁾¹⁴⁾となった。

戸籍は、班田を行う前提であるだけでなく、(792年にすでに軍団は廃止されているが)兵士（律令国の治安も担っていたに違いない）や治安確保要員を徴用する際にも基本となる重要なものである。

しかし、口分田（国有地）と荘園（私有地）が併存し、重税に耐えかねた農民が荘園に逃げ込む²²⁾等して、基本となる戸籍が機能しなくなる²²⁾と、正確な戸籍がなくとも課税が可能な土地課税制度への転換¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾が進んだ。醍醐天皇の次の代、朱雀天皇の治世で、戸籍に基づく個別人身支配を放棄¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾した。

これに先立ち進行した荘園の拡大には次のような背景もあった。地方の富豪層が庸・封物を院宮王臣家（皇族・有力貴族）に京進することで皇族・貴族は封物を収入源として確保し、地方富豪層も自らの私営田を院宮王臣家へ寄進して荘園とすることで国衙への納税回避を図っていった²²⁾。

国衙行政と中央財政を再建するため、院宮王臣家と富豪層の関係を断ち切るとともに、国司（受領）へ支配権限を大幅に委譲する改革が行われた。具体的には、富豪層による庸調・封物の京進が廃され、国司（受領）による租税進納が行われた。受領への権限集中が行われ、国衙機構内部は受領直属部署（「所」という）を中心とするよう再編成²⁵⁾された。

郡司・富豪層は、土地耕作を経営し納税を請け負う田堵負名として国衙支配に組み込まれ、また、各「所」に配属されて在庁官人として国衙行政の一翼を担うようになった。課税対象となる土地の評価を担う国衙（地方庁）の権限が拡大した。

○承平天慶の乱

承平天慶の乱は、律令国家の崩壊と地方武士の台頭を象徴した事件である。

乱が京都の貴族や庶民に与えた影響は大きく、乱後天慶五年、朝廷が報賽のために行なった石清水臨時祭はのち恒例の行事となり、賀茂行幸もこの年に始まった。天慶八年に京都周辺を風靡した志多羅神信仰や、空也による念仏の盛行も、乱が京都の人々に与えた不安・動揺を背景にしたものとみられる²⁵⁾。

将門は、十一世紀以降、怨霊思想や地藏信仰などと結びついた諸種の伝説が形成され、神田明神など、関東地方を中心に、その御霊に対する信仰が後世まで伝えられた²⁵⁾。

- 平将門乱 -

平将門は、桓武平氏高望の孫である。父の遺領をめぐる紛争から、935年伯父の国香を殺害する等当初は身内の紛争だったが、これらに勝利した将門の威勢と名声は関東一円に鳴り響いた。939年2月に武蔵権守となった興世王と介源経基（清和源氏の祖）が、

足立郡の郡司武蔵武芝と紛争に陥り、両者の調停仲介に乗り出した将門は、興世王と武蔵武芝を会見・和解させる²⁵⁾。興世王は、5月頃新たな受領として赴任した武蔵国守百濟王貞連と不和になり、任地を離れ将門を頼る。また、常陸国で不動倉（出挙に用いない正税稲を備蓄する正倉：緊急用備蓄米倉庫）を破り追捕令が出ていた藤原玄明が庇護を求めると、将門は玄明を匿い常陸国府の引渡し要求を拒否した。11月21日に、軍兵を集めて常陸府中へ赴き追捕撤回を求めると、常陸国府はこれを拒否し宣戦布告した。将門はやむなく戦うこととなる。将門は手勢1,000人余ながらも国府軍3,000人をたちまち打ち破り、常陸介藤原維幾はあつけなく降伏した。国衙は将門軍の前に陥落し、将門は印綬を没収したことで、国家に反旗を翻す反乱となる。側近となっていた興世王の進言を受け、12月11日には下野国府に出兵すると、事前に察知していた国府側は将門に拝礼して鍵と印綬を差し出し、将門は彼らを国外に放逐した。続いて同月15日には上野に出兵すると、迎撃に出た国府の最高責任者である介藤原尚範を捕らえて助命する代わりに印綬を接收してこれまた国外に放逐、19日には指揮官を失った上野国府を落とし、関東一円を手中に収めた。以降「新皇」を自称²⁶⁾²⁷⁾するようになり、独自に除目を行い岩井（茨城県坂東市）に政庁²⁶⁾²⁷⁾を置いた。

将門謀反の報はただちに京都にもたらされ、また同時期に西国で藤原純友の乱の報告もあり朝廷は驚愕する²⁷⁾。直ちに諸社諸寺に調伏の祈祷が命じられ²⁷⁾、940年1月19日には参議藤原忠文が征東大將軍に任じられ、忠文は屋敷に帰ることなく討伐軍長官として出立したという²⁷⁾。関東では1月下旬に、平貞盛が下野国押領使の藤原秀郷と力をあわせて兵4,000を集めているとの報告²⁷⁾が入る。将門は諸国から召集していた軍兵のほとんどを帰国させていたこともあり手許には1,000人足らずしか残っていなかったが、時を移しては不利になると考えて2月1日²⁷⁾を期して出撃した。将門の副将藤原玄茂の武将多治経明と坂上遂高らは貞盛・秀郷軍を発見すると将門に報告もせず攻撃を開始するも、元来老練な軍略に長じた秀郷軍に玄茂軍は瞬く間に敗走する²⁷⁾。貞盛・秀郷軍はこれを追撃し、下総国川口にて将門軍と合戦となる²⁷⁾。将門自ら陣頭に立ち奮戦したために貞盛・秀郷らもたじろぐが、時が経つにつれ数に勝る官軍に将門軍は押され、ついには退却を余儀なくされた²⁷⁾。

この手痛い敗戦により追い詰められた将門は、地の利のある本拠地に敵を誘い込み起死回生の大勝負を仕掛けるために幸島郡の広江に隠れる²⁷⁾。しかし貞盛・秀郷らはこの策には乗らず、勝ち戦の勢いを民衆に呼びかけ更に兵を集め、藤原為憲も加わり、2月13日将門の本拠石井に攻め寄せ焼き払う「焦土作戦」に出た²⁷⁾。

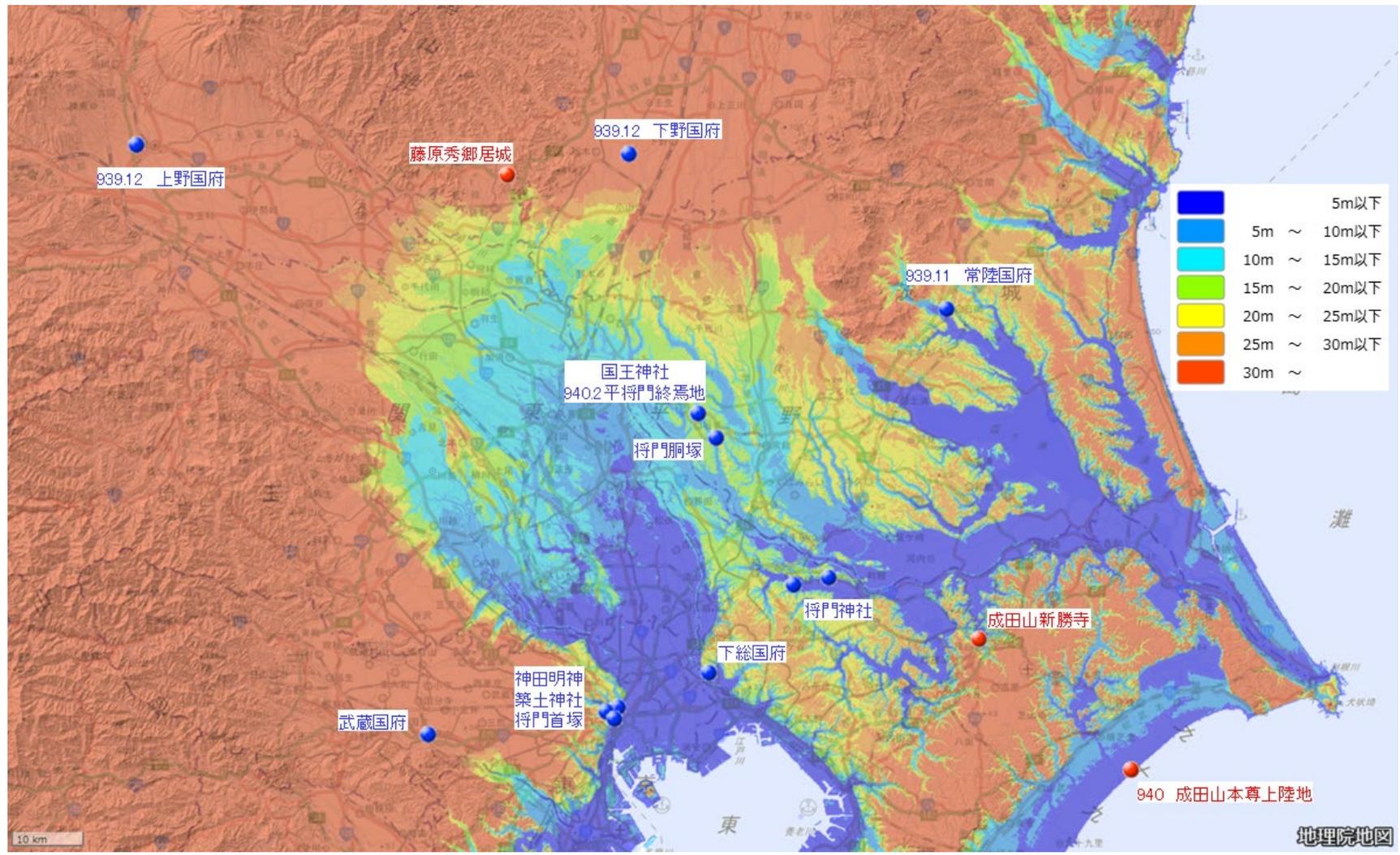


図 1.6-1 平将門の乱



図 1.6-2 藤原純友の乱

将門は身に甲冑をつけたまま貞盛らの探索をかわしながら諸処を転々とし、反撃に向けて兵を召集するが形勢が悪くて思うように集まらない²⁷⁾。攻撃に転ずることもままならず、僅か手勢 400 を率いて幸島郡の北山を背に陣をしいて味方の援軍を待つ²⁷⁾。しかし、味方の来援よりも先にその所在が敵の知ることとなり寡兵のまま最後の決戦の時を迎えることとなり²⁷⁾、2月14日討ち死にした。

朝廷のさらなる追討により将門の弟や子ら近親者も皆殺しにされた²⁷⁾。将門の首は平安京にて晒し首となり、獄門が日本史上で確認されている最も古く記録された例が将門である²⁷⁾。

歴史学者の川尻秋生は中世の貴族の日記に将門の名が現れるピークが大きく二つあり、一つは12世紀後半の源平争乱期、もう一つが14世紀前半の南北朝の動乱期だとしている²⁷⁾。いずれも大きな戦乱が起きた際にその先例として将門の名が挙げられており、中央の貴族にはいわばトラウマの様な形で将門の乱が伝承されていたとしている²⁷⁾。またこれとは別に中世以降、将門を祖先とした千葉氏を中心とした武士団に平親王や日本将軍として受け入れられ、逆臣的要素が払拭され、将門伝説が伝承されていった²⁷⁾。将門伝説は千葉一族の分布する場所に多く見られる²⁷⁾。当時の史料から東国の民衆は疲弊していたことが窺え²⁷⁾、反権力闘争を起こした将門は東国の民衆から支持を得ていたという説がある²⁷⁾。徳川時代になると東国政権という意味から、初めて坂東を横領した将門に関心が寄せられた²⁷⁾。神田明神が江戸総鎮守となり、将門は歌舞伎や浮世絵の題材として取り上げられた²⁷⁾。将門伝説は文芸化と共に民衆の支持を受けたといえる²⁷⁾。その多くが将門を誇張し怨霊として描いており、滝夜叉姫の伝説などが生まれた。将門を日本三大怨霊の一つとするのもこの頃からと考えられる²⁷⁾。

明治期には将門は天皇に逆らった賊とされ、政府の命により神田明神などの神社の祭神から外されたりした²⁷⁾。一方で民衆の信仰は厚く、将門塚を保護するため、将門の怨霊譚が喧伝されたとされる²⁷⁾。

千葉県成田市の成田山新勝寺は、東国の混乱をおそれた朱雀天皇の密勅により寛朝僧正が、京の高雄山(神護寺)護摩堂の空海作の不動明王像を奉じて東国へ下り、天慶3年(940年)海路にて上総国尾垂浜に上陸、平将門を調伏するため下総国公津ヶ原で不動護摩の儀式を行ったのを開山起源に持つ²⁷⁾²⁸⁾。

- 藤原純友乱 -

藤原純友の乱は、瀬戸内海の家賊を組織化した中央政府への反乱とみることができる。瀬戸内海の家賊は、奈良時代以前の瀬戸内は比較的平穏だったのだろうか、家賊の騒ぎが喧伝されるようになるのは平安時代になってからである²⁹⁾。すなわち、律令体制がゆるみ統制がきかなくなって公私の秩序が混乱してきたことや、船舶による公私の物資の輸送が非常に盛んになっていたことが、家賊行為を誘発した主な理由となった²⁹⁾。平安時代前半で、家賊が盛んに跳梁したのは、次の二つの時期にまとめられ²⁹⁾、純友の乱は、

第二期²⁹⁾の跳梁期に位置する。

第一期：貞観四年（862）から元慶五年（881）頃まで²⁹⁾。

第二期：承平元年（931）から天慶四年（941）まで²⁹⁾。

第一期は、862年5月に、海賊によって備前国の官米80石が略奪され、百姓11人が殺害されるという事件にはじまる²⁹⁾。この時すでに海賊が広域にわたって出没するようになっていたらしく、朝廷は、山陽道・南海道の国々に海賊追捕の下知を発している²⁹⁾。特に伊予の国に関しては、貞観九年（867）、「伊予国宮崎村」（現越智郡波方町宮崎か）に海賊が群居して盛んに略奪を繰り返すので、公私の航行が途絶えてしまう状態だという情報（日本三代実録）が朝廷に伝えられている²⁹⁾。そこで朝廷は単に自国内の警備に徹するだけでなく、各国が連絡をとりあい、共同して海賊追捕にあたる必要があることを関係諸国に布告したという²⁹⁾。海賊追捕が思うようにはかどらなかったのは、朝廷や各国衙における軍事的組織にも問題があったであろうが、海賊自体の、神出鬼没でしかもたくみに離合集散する動きにまどわされ、対策を講じかねたということがあったようだ²⁹⁾。

第一期の後約50年を経て、再び海賊跳梁のことが記録類にみられるようになるのは承平元年正月からで、承平四年（934）冬に、伊予の国喜多郡で郡衙管理の不動穀三千石が海賊によって奪われている²⁹⁾。その年10月、朝廷は追捕海賊使を正式に任命した²⁹⁾。

藤原純友は、藤原氏の中で最も栄えた藤原北家の出身で大叔父には藤原基経がいるが、早くに父を失い、都での出世は望むべくもなく地方官となる³⁰⁾。当初は父の従兄弟である伊予守・藤原元名に従って伊予掾として、瀬戸内に横行する海賊を鎮圧する側にあった³⁰⁾。帰任後に海賊追捕宣旨を賜り、承平6年（936年）3月頃に再度伊予国に下向した³⁰⁾。936年、伊予日振島（愛媛県宇和島市）に拠る海賊、1000余艘、2500余人の首領であったが、国守紀淑人のもとに投降した³¹⁾。『本朝世紀』によると、純友はこの年に追捕海賊の宣旨を被っており、海賊の動きはしばらく鎮静化するので、その組織力の大きかったことがわかる³¹⁾。

しかし939年12月、備前介藤原子高らの一行を摂津で襲ってふたたび反乱³¹⁾。940年2月には淡路国³⁰⁾の国府を襲撃し兵器を奪う。東国の平将門の反乱と同時であったため、東西の兵乱として貴族たちを震撼させた³¹⁾。

朝廷は純友に従五位下の位階を授けて懐柔³¹⁾を試みる。940年5月に征東軍が帰洛すると純友士卒の追捕を令し、西海の追討が本格化する³¹⁾。純友は8月に讃岐、伊予の国府を襲撃し³⁰⁾、備前、備後の兵船を焼いた³¹⁾。朝廷は長官小野好古・次官源経基らの追捕使を任じ³¹⁾、播磨・讃岐の二国に船を造らせるなどの征討の準備を行う²⁵⁾。941年2月に帰服した純友の次将藤原恒利の誘導を得た宮道忠用が、兵を率いて伊予の純友の本拠地を攻撃した²⁵⁾。純友は大敗して海上にのがれて、5月に大宰府の守備軍を撃破して府内に放火、掠奪した²⁵⁾。

小野好古らは陸海から大宰府に向かい、5月20日、博多津の決戦で純友の軍は船八百余艘を奪われ、死傷者数百人を出す大敗²⁵⁾を喫する。伊予に逃れた純友は6月29日、子息とともに警固使橘遠保に討たれた³¹⁾。遠保に捕らえられて獄中で死んだとも伝える³¹⁾。純友与党の追捕もこの年内に完了するが、その経過をみると、純友は九州、四国、中国地方の瀬戸内一帯の海賊を組織していたことがわかる³¹⁾。

- 承平天慶の乱が持つ意味-

「将門記」によると、平将門は、石井など領内の各所に「営所」をもっていた²⁵⁾。「営所」は兵具や馬を備えた軍事的拠点で、官牧や厩とも関係が深く、馬の生産・調教やそれに付随する鉄の生産にも係わっていたとみられる²⁵⁾。将門は営所を拠点に、伴類とよばれる一党を率い、その下に多くの田夫（農民）を隷属させて農業経営にあたる私営田領主であり、このような農業経営のありかたが同時に将門の武力組織でもあった²⁵⁾。他の土豪もこれと同様であり、戦いは、相手方の伴類・田夫の家を焼き、稲穀の蓄積を失わせて、その戦力を打ちくだくこと²⁵⁾だった。農業経営と武力組織が未分離な状況は、彼らの武力の弱点であり、播種・収穫などの農事のため、兵士を常に戦場に留めることができず、ために緊急のときに兵士が集まらず、思いのほかの敗北を招くことがあった²⁵⁾。兵力は数千人にも達したが、主従的結合は弱く、平時の武芸の訓練も十分ではなかったとみられる²⁵⁾。緊密な主従関係の下専門武力集団が形成されるのは、11世紀以降²⁵⁾となる。

他方藤原純友の下に結集した海賊は、国衙に対する反抗を軸とする、富豪を中心とした農民・漁民の小集団であったとみられ、将門の武力に比べると小規模かつ分散的で、機動性には富むものの、武力組織としてはより脆弱であった²⁵⁾。しかし、都に近い瀬戸内海でおこった反乱で、京の経済に与える影響も大きかったことから、京の貴族や庶民にはより強烈な衝撃を与えたと考えられる²⁵⁾。

承平天慶の乱は、中央から派遣される受領が地元を統治しきれず、土着した実力者の元に受領に反感を持つ勢力が集まる等、律令制度の崩壊を象徴する事件である。また、後の平氏政権、鎌倉幕府成立等武士の統治に向けた、京都の貴族政権に対する反乱の魁となる事件でもある。将門・純友は、京都の政権に対して独立した政治権力を組織する力をもたず、意識の上でも京都の政権を克服できなかった²⁵⁾。しかし、乱の鎮圧の主力となった在地土豪は、その後、押領使などの地位を通じて国衙の武力を形成し、さらに京都の政権に武士として奉仕することにより次第にその地歩を固め、源頼朝による武家政権を関東に成立せしめる母胎となった²⁵⁾。

○天暦の治 村上天皇親政

「延喜の治」「天暦の治」は、平安中期の醍醐天皇（在位 897-930）、村上天皇（在位 946-967）の治世を後世に理想化したたえたもので、ともに治世の代表的年号を冠した

呼称である³²⁾。唐の太宗の「貞観の治」、玄宗の「開元の治」などになったものであろう³²⁾。天皇親政下に儒教的政治理念にかなった正しい政治が行われ、文運隆盛の聖代であったとされる³²⁾。

「延喜の治」は、「寛平の治」と称される宇多天皇の治世をうけ、荘園整理など地方行政への施策や、延喜格式・儀式や国史（「日本三代実録」）の編修、錢貨改鑄（延喜通宝）など実質的には解体しつつある律令政府の健在を誇示する事業が行われ、努力は認められるが、その実績には限界があった³²⁾。また初の勅撰和歌集である「古今和歌集」の撰進など文運も盛んであった³²⁾。

村上天皇治世の「天曆の治」も承平・天慶の乱のあった朱雀天皇の治世に続き、表面上は目立った動乱がなく、天皇に対する貴族たちの信頼も厚く、学者文人も尊重され、宮廷文化も華やかであった³²⁾。しかし、律令的政治体制は一段と行詰りをみせて³²⁾おり、親政という面でも、949年（天曆3）藤原忠平の死後関白は置かれなかったが、忠平の子実頼、師輔が左・右大臣に並び、外戚政治の色彩は強い³²⁾。国史編修も着手されたが完成せず（「新国史」）、乾元大宝の鑄造は古代最後の錢貨改鑄となった³²⁾。

しかし天皇はじめ忠平、実頼、師輔、源高明など故実先例に明るい人々が儀式書や日記を残し、以後の宮廷儀礼の指標となっている³²⁾。村上朝は、聖代というべき実体が伴っていたとはいえないが、11世紀初頭の一条天皇の時代にすでに理想化されている³²⁾。それは華やかな宮廷文化へのあこがれ、儀式典礼の面で典拠とされたこと、ことに当時不遇であった学者文人たちが、学者が重用された時代として称揚したことなどにあずかっている³²⁾。その後中世のいわゆる「建武中興」の時期に再び、天皇親政という立場からこの両代を理想とした³²⁾。それを慕って後醍醐、後村上の追号を天皇自らえらんだのもそのあらわれである³²⁾。

「新国史」は、「日本三代実録」を継ぐ官撰歴史書で「続三代実録」ともいわれるが、現存しない³³⁾。「本朝書籍目録」（鎌倉後期の成立と推定）には「新国史四十卷、朝綱撰、或ハ清慎公撰、仁和ヨリ延喜ニ至ル」とあり、「拾芥抄」（鎌倉中期に原形成立）には「新国史五十卷、村上ノ御時、小野宮殿、仰セヲ奉リテコレヲ撰バル、或ハ続三代実録ト号ス」とある³³⁾。「類聚符宣抄」（第10、撰国史所）の記事をあわせて考えると、清慎公（小野宮左大臣藤原実頼）のもとで撰国史所別当大江朝綱らが編修にあたり、その内容は宇多・醍醐天皇の2代（40巻）、または朱雀天皇を加えた3代（50巻）の国史と推定される³³⁾。しかし完成奏上の記録がなく、諸書に散見する逸文が国史の文として整っていないことから、この「新国史」は未定稿であったとも推測されている³³⁾。

乾元大宝は、皇朝十二錢（和同開珎から乾元大宝に至る律令国家が発行した12種類の銅錢の総称³⁴⁾。表1.6-3参照。）の最後の銅錢である。これら銅錢は、私鑄錢の横行と貨幣価値の下落に対処するため、改鑄がくり返された³⁴⁾。奈良時代の3種は銅を8割ほど含む比較的良質のものであったが、隆平永宝以降は改鑄のたびに品質が劣化し、銅と鉛を同量含むほどになり、形状も小型軽量化した³⁴⁾。乾元大宝の発行を最後に国家の

貨幣鑄造が断絶したのちは、平安末期に宋銭が流入するまで、交換手段として銭貨を用いない時代が続いた³⁴⁾。

表 1.6-3 皇朝十二銭³⁴⁾

銭銘	鑄造開始年	その他
和同開珎	708年・和銅1	銀銭と銅銭がある
万年通宝	760年・天平宝字4	この時、銀銭の大平元宝、最初の金銭の開基勝宝なども鑄造された
神功開宝	765年・天平神護1	旧銭とならび鑄造が行なわれた
隆平永宝	796年・延暦15	旧銭は翌16年から4年にかぎって通用
富寿神宝	818年・弘仁9	
承和昌宝	835年・承和2	年号を銭文とする最初のもの
長年大宝	848年・嘉祥1	
饒益神宝	859年・貞観1	十二銭中現存する数が最も少ない
貞観永宝	870年・貞観12	
寛平大宝	890年・寛平2	
延喜通宝	907年・延喜7	銅銭，鉛銭
乾元大宝	958年・天徳2	銭文の撰者は大江維時，筆者は阿保懐之
これらの銭は、小型の円板で、中央に四角い穴があき、銭文の千字文は穴の上、右、下、左、の順に記されている ²⁸⁾		

960年に平安京内裏がはじめて焼亡し³⁵⁾³⁶⁾、その後たびたび焼亡³⁵⁾³⁶⁾する。後に里内裏と呼ばれるようになる、平安宮の外に設けられる（仮）皇居が執務・生活の場となっていき、11世紀になると大内（平安内裏）と里内（里内裏）の併存が恒常化³⁵⁾する。

○摂関政治

平安時代、藤原氏出身の摂政、関白が天皇に代わって、あるいは天皇を補佐して行った政治³⁷⁾をいう。とくに967年（康保4）冷泉天皇の踐祚後まもなく藤原実頼が関白となってから、1068年（治暦4）後三条天皇が皇位につくまでの約100年間の政治形態を指す³⁷⁾。

摂関政治は、律令制にもともと持ち込まれていた貴族制的要素を押し広げる方向に作用したとはいえ、その政治は依然として律令制機構に立脚して行われ、別個の新しい行政機構や組織をつくりだしたわけではない³⁷⁾。摂関家の政所も、家政、氏政を執り行う機関で、その間接的に国政に及ぼした影響は軽視できないが、それが国政機関そのものに転化した徴候は認められない³⁷⁾。また摂関政治のもとでは里内裏が盛行し、里内裏すなわち摂関邸が政治の場となったという説もあるが、この時代ではまだ里内裏の設置は臨時かつ短期間にとどまり、またときには摂関がその邸宅を仮皇居に提供することはあっても、摂関はその間、他所に転居するのが例であるから、里内裏＝摂関邸とするのは適切でなく、この面からも、いわゆる政所政治論は成り立たないであろう³⁷⁾。

○枕草子, 源氏物語, 平等院鳳凰堂

枕草子は、清少納言の著³⁸⁾である。長徳・長保年間(995 - 1004)頃、漸次書かれていったもの³⁸⁾と思われる。作者が一条天皇皇后定子に仕えた宮中生活の体験をもとにした300余の章段からなり、その内容によって類聚章段、日記的章段、随想章段に分けて考えられることが多い³⁸⁾。澄んだ鋭敏な目で周囲に美を発見し、人生の断章を印象深く把握する³⁸⁾。「をかし」の美を基軸に据え、描写は正確・簡潔である³⁸⁾。「源氏物語」と並ぶ平安文学・女流文学の双璧、随筆文学の代表とされる³⁸⁾。

源氏物語は、紫式部作、平安中期の長編物語で五四巻からなる³⁹⁾。長保三年(1001)以後の起筆とされるが成立年代は未詳³⁹⁾。主人公光源氏は藤壺宮との過ちにおののきながら、愛の遍歴ののち、準太上天皇となる(第一部。藤裏葉巻まで)³⁹⁾。しかし託された女三の宮と柏木との密通事件によって過去の罪の報いを知り、苦悩のうちに生涯を終える(第二部。幻巻まで)³⁹⁾。つなぎの三帖を置いて、いわゆる宇治十帖は、柏木と女三の宮との罪の子薫を主人公に、競争者匂宮と宇治の姫君たちを配し、暗い愛の世界を描く(第三部)³⁹⁾。仏教的宿世観を基底にし、平安貴族の理想像と光明が、当時の貴族社会の矛盾と行きづまりを反映して、次第に苦悶と憂愁に満ちたものになっていく過程が描かれ、「もののあわれ」の世界を展開する³⁹⁾。登場人物の個性、心の陰影など写実的な描写にすぐれ、あらゆる物語的要素を含んで、日本古典の最高峰とされる³⁹⁾。注釈書の数も多く、擬古物語はじめ、謡曲、御伽草子、俳諧、連歌など後世に多大な影響を与えた³⁹⁾。

宇治平等院は、京都府宇治市宇治蓮華にある天台・浄土系単立寺院で、山号は朝日山⁴⁰⁾。源融の別荘跡で、のち藤原道長の山荘宇治殿となり、子の頼通が継承、永承七年(1052)寺とする⁴⁰⁾。本堂の阿彌陀堂は藤原美術の粋を集めた華麗な建築で鳳凰堂と呼ばれる⁴⁰⁾。本尊の阿彌陀如来坐像は定朝作⁴⁰⁾。日本三名鐘の一つといわれる梵鐘は形の美しさで知られ、鳳凰堂・本尊とともに国宝⁴⁰⁾となっている。

阿彌陀堂という形式が成立し隆盛となるのは、末法思想を背景として浄土信仰が高まった平安時代中頃からで、大小各種の規模の堂が建立された⁴¹⁾。これには本尊と脇侍を中心に安置し、周囲を行道できる求心堂平面のものと、九品阿彌陀になぞらえた9体の仏像を並べる九体阿彌陀堂とがあった⁴¹⁾。求心堂平面をもつ堂は平安前期に円仁により建立された比叡山の常行三昧堂のように中心に仏壇をおき、周囲1間通りに行道できる庇をめぐらし、さらに孫庇をめぐらした方五間堂の省略形から発展したとも考えられる⁴¹⁾。その左右に翼廊を付し、前面に苑池を設けた形は1053年(天喜1)に藤原頼通が造営した平等院阿彌陀堂(鳳凰堂)で、白河天皇の法勝寺(1077)や藤原基衡の平泉毛越寺(1150頃)なども浄土になぞらえて、苑池に面する伽藍とされた⁴¹⁾。阿彌陀堂に共通する特色は、苑池を伴うものが多いこと、内部装飾が華麗で壁画や彩色文様などを各部に施していることであり、阿彌陀浄土を眼前することが目的であった⁴¹⁾。建築とし

ては床張り、小組格天井、板壁など和様の表現を主とした⁴¹⁾。鎌倉時代に仏教宗派が多様になり貴族の力も衰えると、阿弥陀堂の華麗なものは次第に造営されなくなる⁴¹⁾。

浄土信仰とは仏・菩薩の支配する浄土世界にあこがれる信仰をいう⁴²⁾。平安時代、天台宗下で阿弥陀浄土思想がはぐくまれ、貴族社会で極楽浄土への往生を願う浄土教を信ずる者が多くなり、平安後期から末法思想の影響で急激に広まって一般化した⁴²⁾。

末法思想とは、釈尊の入滅後、年代がたつにつれて正しい教法が衰滅することを説いた仏教の予言、およびそれに基づく思想⁴³⁾である。釈尊の入滅およびそれ以後の正像末の年数に関しては異説があるが、日本では平安時代末期に、釈尊入滅を壬申の年(前949)とし、正法(釈尊の滅後、その教えと修行実践とその結果としての悟りがすべてそなわっている時代)1000年、像法(実践修行をする人はいても、真の証果(修行により悟りの果を得ること。また、その得た悟り)に達する者のない期間)1000年ののち永承7(1052)年を末法の第1年とする考えが平安貴族社会に流布した⁴³⁾。あたかも古代貴族政治崩壊期にあたり、末法の危機感は世上を風靡³⁷⁾する。中国では僧団内の危機意識にすぎなかったが、日本では阿弥陀仏や弥勒菩薩の浄土信仰とあいまって社会的な広がりをもってさまざまに展開し、法然(1175 浄土宗開く)・親鸞(1224 頃浄土真宗)・日蓮(1253 法華宗開く)ら多くの僧侶が末法下の救済を模索して活発な宗教活動をくり広げた⁴³⁾。

参考文献

- 1) 改訂新版 世界大百科事典 宇多天皇, 宇多天皇(ウダテンノウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 2) 山川 日本史小辞典 改訂新版 寛平の治, 寛平の治(かんびょうのち)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 3) 精選版 日本国語大辞典 延喜の治, 延喜の治(エンギノチ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 4) Wikipedia 遣唐使 遣唐使の消滅, 遣唐使 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 5) 山川 日本史小辞典 改訂新版 日本三代実録, 日本大百科全書(ニッポニカ) 日本三代実録, 改訂新版 世界大百科事典 日本三代実録, 日本三代実録(ニホンサンダイジツロク)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 6) 百科事典マイペディア 延喜式, 延喜式(エンギシキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 7) デジタル大辞泉 六国史, 六国史(リッコクシ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 8) デジタル大辞泉 日本書紀, 日本書紀(ニホンショキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧

- 9) デジタル大辞泉 続日本紀, 続日本紀(シヨクニホンギ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 10) デジタル大辞泉 日本後紀, 日本後紀(ニホンコウキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 11) デジタル大辞泉 続日本後紀, 続日本後紀(シヨクニホンコウキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 12) デジタル大辞泉 文徳実録, 文徳実録(モントクジツロク)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 13) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 班田収授法, 班田収授法(はんでんしゅうじゅほう)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 14) Wikipedia 班田収授法, 班田収授法 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 15) 日本大百科全書(ニッポニカ) 王朝国家, 王朝国家(おうちょうこっか)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 16) 改訂新版 世界大百科事典 受領, 受領(ジュリョウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 17) Wikipedia 国司, 国司 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 18) Wikipedia 受領, 受領 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 19) 日本大百科全書(ニッポニカ) 田堵, 田堵(タト)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 20) Wikipedia 負名, 負名 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 21) 旺文社日本史事典 三訂版 寄進地系荘園, デジタル大辞泉 寄進地系荘園, 山川日本史小辞典 改訂新版 寄進地系荘園, 寄進地系荘園(キシンチケイシヨウエン)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 22) 百科事典マイペディア 荘園, 荘園(シヨウエン)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 23) Wikipedia 寄進地系荘園, 寄進地系荘園 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 24) Wikipedia 国衙, 国衙 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 25) ジャパンナレッジ 国史大辞典 承平天慶の乱 乱の影響, 日本大百科全書(ニッポニカ) 承平天慶の乱 将門の乱, 国史大辞典 承平天慶の乱 藤原純友の乱, 国史大辞典 承平天慶の乱 武力の性格, 承平・天慶の乱 | 国史大辞典・日本大百科全書 | ジャパンナレッジ, 2025.3 閲覧
- 26) 精選版 日本国語大辞典 平将門, 朝日日本歴史人物事典 平将門, 平将門(タイラノマサカド)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 27) Wikipedia 平将門, 平将門 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 28) 日本歴史地名大系 成田山新勝寺, 成田山新勝寺(なりたさんしんしょうじ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧

- 29) 愛媛県史, 文学 (昭和 59 年 3 月 31 日発行), 第二章 古代後期, 第一節 藤原純友の動乱, 古代後期文学概観, <https://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:2/52/view/6828>, 2025.3 閲覧
- 30) Wikipedia 藤原純友, [藤原純友 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 31) 日本大百科全書(ニッポニカ) 藤原純友, [藤原純友\(フジワラノスミトモ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 32) 改訂新版 世界大百科事典 延喜天暦の治, [延喜天暦の治\(えんぎてんりゃくのち\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 33) 日本大百科全書(ニッポニカ) 新国史, [新国史\(しんこくし\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 34) 山川 日本史小辞典 改訂新版 皇朝十二銭, 百科事典マイペディア 皇朝十二銭, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 皇朝十二銭, [皇朝十二銭\(コウチョウジュウニセン\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 35) 改訂新版 世界大百科事典 里内裏, [里内裏\(サトダイリ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 36) Wikipedia 大内裏, [大内裏 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 37) 日本大百科全書(ニッポニカ) 撰関政治, 改訂新版 世界大百科事典 「撰関政治, [撰関政治\(セツカンセイジ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 38) 精選版 日本国語大辞典 枕草子, デジタル大辞泉 枕草子, [枕草子\(マクラノソウシ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 39) 精選版 日本国語大辞典 源氏物語, [源氏物語\(ゲンジモノガタリ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 40) 精選版 日本国語大辞典 平等院, [平等院\(ビョウドウイン\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 41) 改訂新版 世界大百科事典 阿弥陀堂, 山川 日本史小辞典 改訂新版 阿弥陀堂, [阿弥陀堂\(アマダドウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 42) 百科事典マイペディア 浄土信仰, [浄土信仰\(じょうどしんこう\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 43) 百科事典マイペディア 末法思想, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 末法思想, 山川 日本史小辞典 改訂新版 末法思想, [末法思想\(マッポウシソウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧

1. 7 律令制度における土地・税・支配体制とその変質プロセス

図 1.7-1 は、横軸に時間を取り、律令制の崩壊・変質プロセスに、承平天慶の乱（平将門・藤原純友の乱、939 - 942）発生時期を示した。ここで律令制度の成立と変質のプロセスを改めて整理してみる。

- 土地制度の変遷 公地公民から荘園・公領並立へ -

律令制度の整備で、公地公民制の中央集権となり、土地と国民はすべて国家の所有・管理となった。土地（水田）は、班田収授法に基づき口分田として国民に班田され、国民は租庸調の「租（田租）」を納める。

図 1.7-2 は、律令制下の水田が荘園公領制に再編されるまでの変遷について、田租を納める輸租田を赤枠、田租を免じられている不輸租田を青枠に分けて示したものである。変質過程では、田租免税権の有無で色分けしている。

律令下においても、すべての水田が口分田だったわけではない。口分田以外に、神社や寺院に支給された神田と寺田、親王と五位以上の有位者に支給された位田、中央の官職に応じて支給・郡司に支給された職田、国司の下級書記官職に支給された公廩田、駅伝を維持運営するための駅田、畿内の屯倉を起源とする官田（屯田）、国家に功労があった人に支給される功田、令制後も地方官に採用されて国造の称号や祭祀権もそのまま公認された国造に職田に準じて支給された国造田、口分田・給田の余剰となった乗田・主がない無主田・収公された収公田を総称した輸地子田（国家に地子（賃料）を納める田）があった¹⁾²⁾³⁾。

これ以外に新たに水田を開拓する墾田（勅旨田等）がある³⁾。律令制には墾田の扱いが明確ではなかったが、723年三世一身法と743年の懇田永年私財法で墾田の扱いが明確化され³⁾、土地の私有³⁾、荘園化の道が開かれた。

寺田・神田は、寺社が自ら開拓した墾田、囲い込みに成功して獲得した口分田等とともに彼らの荘園に転換していったと考えられる。勅旨田、院宮家の位田は、天皇・院宮家の荘園に転換していったと考えられる。職田・公廩田・駅田、輸地子田、功田・賜田・郡司職田・国造田は、公田→国衙領（公領）に転換していったと考えられる。この他、封戸として給付された「戸」が耕作する口分田（封戸田）が給付対象者の荘園に転換したと考えられる。

位田、職田、賜田は土地（水田）給付制度であるが、庸調等の人頭税にも同様の給付制度があり、封戸と呼ばれた。位封、職封、功封や別勅の賜封、増封などがあった⁴⁾。封戸が支給されると、その戸から收取される田租の1/2と調庸などの税、仕丁（公民の成年男子に課せられた力役）などが被支給者に与えられることになっていた⁴⁾。封戸の口分田は被支給者の所有物のようにも見えることから、被支給者の荘園化する口実となり⁴⁾、荘園化後の水田は封戸田・封田と呼ばれる⁵⁾場合もある。太政官の官符や民部省（諸国の戸口・戸籍・山川・道路・租税・賦役などに関する事務をつかさどった）の省

符を得た荘園（官省符荘）は、税を免除される免田となった⁶⁷⁾。9世紀中ごろから始まり、荘園としての特権のうち官省符荘が最も強かった⁷⁾。

-人身支配方式 「戸」と戸籍-

律令前の行政組織は、国造ごとに統治する国（律令の国より小さい、郡の規模）の集合体で、国の間に屯倉と呼ばれる大和朝廷の領地・領域が入り混じるものだったと推測される。

律令制後の行政組織は、中央政府 - 国 - 郡 - 里 - 戸（後、国 - 郡 - 郷 - 里→国 - 郡 - 郷に変化）⁸⁾という中央集権体制のピラミッド構造となった。国民は、現代の家族単位とは異なる、「戸」という最小行政単位に属するよう戸籍に登録され、1里50戸という原則で編成され支配・統治³⁾⁸⁾を受けた。

戸は人頭税である調庸の徴税、雑徭・徴兵等の力役を課役する律令制の行政最小単位である。現存する戸籍・計帳を見ると1戸当り15～20人前後からなり、平均3、4人の成年男子（正丁、丁男）が含まれている⁹⁾。戸の編成は、1里に50人の戸主をまず指名し、その戸主を中心にしてそれぞれ一定の規模になるように戸口を集めて編成させた可能性が強い⁹⁾。正丁・丁男の徴発は、663年の白村江の大敗を受けての防衛体制、朝鮮半島の権益を取り戻すために派兵する力を維持するためにも重視されたと考えられる。

また律令前から、神社に属してその祭祀や経済を支える神戸と呼ばれる民がおり、律令制下では、朝廷から特定の神社に寄せられた封戸の一種に規定（神封ともいう）された¹⁰⁾。神戸の出す調庸および田租は、神社の造営や神に供する調度の料にあてられた。また神戸は公役につかず、もっぱら神社の維持修理にあたり、神戸のなかから神社の祭祀に奉仕する祝部も任命された¹⁰⁾。

戸籍は6年に1回作成され、この戸籍をもとに班田収授法に基づいて口分田が支給（班田）される³⁾。口分田をはじめとする輸租田からは土地課税方式の収穫高3%の田租が徴収される³⁾¹¹⁾¹²⁾。田租は正税と呼ばれ、都に運ばれるのではなく、各国の正倉（中央・地方の官衙や駅家、寺院などに設置）に蓄積³⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾された。奈良時代初期に正税蓄積量が年間租収入の20～30年分に達したが、造寺・造都・公廩稲制度による国司への分配等で減少し、平安中期には律令国家とともに消滅した¹³⁾ことは既に述べた。

-税制の変遷 公廩稲の導入、返挙、里倉負名-

律令制度の租庸調の租は、租税の基本で収穫の3%に相当する税率と説明されるが、水田にかかわる実際の税制は、租の徴収と公出挙がセットで運用されるため、実際の税率はもっと大きい。公出挙とは、正倉の公稲を春に貸付けて、秋の収穫後に利息（3割、5割）をつけて返させる稲貸付制度¹⁴⁾である。出挙そのものは、律令前から存在しており、元は救貧と勸農を主旨とするものだった¹⁴⁾が、定常的経費を賄う安定した収入源となるので、公出挙が重用されるようになっていく。

日本の律令制変質プロセス

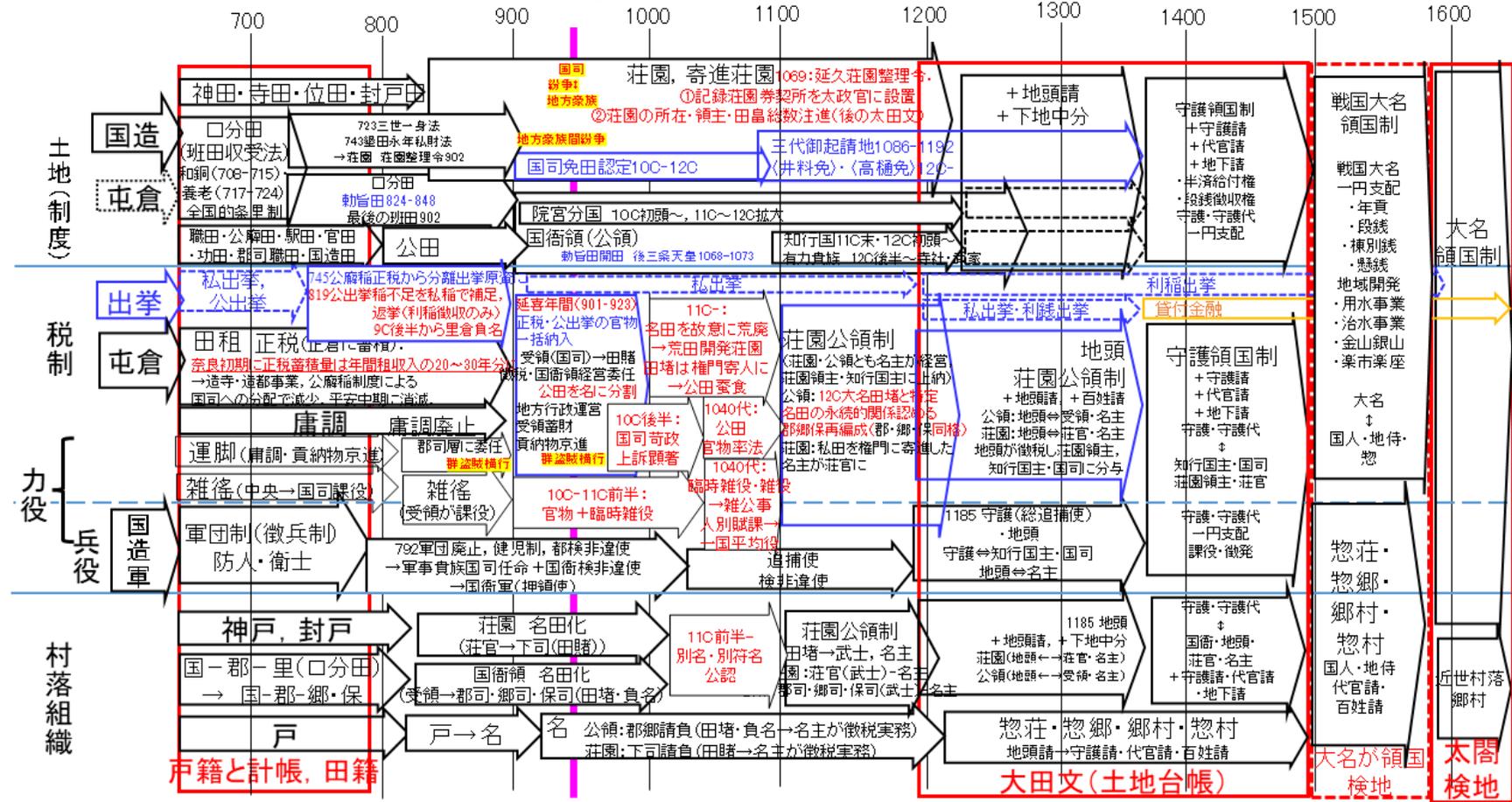


図 1.7-1 律令制の崩壊変質と承平天慶の乱

律令当初の公出挙も含めた田租（収穫物としての稲の納付，官稲）は，大税，粃穀，郡稲の3種¹⁵⁾に分けることができる。粃穀は，非常の救急に備える永年貯蓄用として不動倉（正倉のうち，緊急備蓄用の穀を貯蔵する倉。708年に制度化）に収納¹⁵⁾するもので，出挙には用いない。大税は，その一部を舂米として京に進納するほか，出挙して利息を得，それを国衙の臨時費に充当する¹⁵⁾。郡稲は，大税の一部を別置したもので，毎年出挙してその利を国衙の経常費や交易進上物の代価にあてる¹⁵⁾。天平初期の正税帳などには，このほかに公用稲，官奴婢食料稲，駅起稲などの雑官稲がみえるが，734年1月，政府は駅起稲をのぞくすべての官稲を正税に混合し，その運用を一本化した¹⁵⁾。

その後，国分寺・国分尼寺設置詔の実行のため，744年に国分二寺稲（国別4万束）を別置¹⁵⁾する。政府は公出挙の利稲収入を安定した財源として重視し¹⁶⁾，翌745年に論定稲を設定する¹⁶⁾。これまで正税の出挙額は国によって大差があったのを国の等級別に正税出挙の定数(論定稲)を決めた¹⁶⁾。さらに公廩稲という別枠が設けられ，出挙稲として若干の例外はあるが大国40万束，上国30万束，中国20万束，下国10万束が設定された¹⁶⁾。正税と新たに設定された公廩稲以外に，駅起稲の流れを汲む特定目的税的な雑稲があり，諸国の官稲は，正税，公廩，雑稲の3本立てとして運用されるようになった¹⁵⁾。

論定稲（正税）は，国衙の経常・臨時の費用および京進米や交易進上物にあてた¹⁵⁾。公廩は，757年に公廩処分式が示され，まず官物の欠負未納補填，次に国儲（朝集使（国司が年間の管内の施政，部下の勤務評定などを記した朝集帳を，太政官に提出するために送った使者）などの在京費用および向京担夫（運脚で京に調庸を運ぶ人）の糧料を支弁）に割り，残余を国司の俸料として長官6分，次官4分，判官3分，主典2分，史生1分の割合で配分することが認められ¹⁶⁾，使用の優先順位が定まった。雑稲は，諸寺諸社料，修理官舎および駅家料，堤防池溝料，救急料，夷俘料その他各種の特定費目別に設置された出挙稲の総称である¹⁵⁾。

これらの諸国の正税，公廩，雑稲の定額数は弘仁式（820年撰上，830年施行），延喜式（927年撰進，967年施行）の主税式に一覧表として掲出されている¹⁵⁾。国司は自らの収入増につながる公廩稲に熱心に取り組んだ。平安時代になると，国司の赴任は公廩稲収入が目的といわれるようになり，本来の国衙の財源ではなく，国司の給与とみなされるようになった¹⁶⁾。

公出挙稲が不足する事態も生じ，公出挙稲の不足分を富豪の私稲で補足させるようになる（819年）¹⁷⁾。土地課税方式に転換する9～10世紀には本稲を貸し付けずに利息に相当する稲を徴集する方式¹⁸⁾，返挙¹⁷⁾（815年¹⁷⁾には確認できる）がとられるようになる¹⁸⁾。出挙稲の供給元である田堵の私倉を正倉とみなして田租の納入先とする里倉（百姓私倉）負名¹⁷⁾は，公出挙を富豪の輩に請け負わせる手法¹⁹⁾であり，9世紀後半から見られ¹⁹⁾る。里倉負名により，田堵・富豪の輩は公出挙と私出挙をセットでおこなえるようになるので，彼らの収入を増やす機会となった可能性がある。なお，里倉負名は，受

領にとって負名の未進を処理²⁰⁾（未進を糊塗）する手段でもあった。

-個別人身支配の崩壊と荘園・口分田-

荘は本来、本宅に対する別宅を意味し、倉庫などを含む建物をさす語で、律令制以前の田荘も家宅とそれに付属する田地であった²¹⁾。公地公民を原則とした律令制の下においても貴族の別宅、寺院の荘は交通の要衝など各所に設けられていた²¹⁾。8世紀に入ると、王臣貴族による山川藪沢の占取がしきりに禁制され、地方有力者の中にも開墾を進める動きが現れてくる²¹⁾。政府はこの動きにこたえつつ墾田に対する統制を強化すべく、723年の三世一身法につづいて、743年墾田永年私財法を発した²¹⁾。この法は位階に則した墾田制限額を定めているが、東大寺などの寺院には広大な墾田を認めており、寺院は造寺司、国司などの国家機関に依存しつつ各地に荘を設け、地方有力者の墾田を買得、さらに未墾地を占定して開墾を進めた²¹⁾。東大寺は越前国桑原荘、道守荘をはじめ、北陸を中心に多くの荘を設定、墾田を開いたが、その開墾は郡司などの地方有力者に依存しつつ周辺の農民を雇って進められ、開墾後は農民の賃租によって地子（賃料）を徴収する方式で経営された²¹⁾。また天皇の命により、国衙が未墾地を開墾した勅旨田を寺院に施入することも行われた²¹⁾。寺院の荘園の場合、しだいに寺院自体が経営に関与するようになり、なかには太政官から不輸租を認められた官省符荘もあったが、特定の荘民はなく、国家機構やその地域の有力者に依存するところが大きであった²¹⁾。

8世紀（奈良時代）の前半には、律令制による中央集権が強力に推進され、貴族層の社会的・経済的発展を反映して、華やかな貴族文化が栄えた³⁾。一方、この時代は、庸調と貢納物の運脚や雑徭（平城京造営、条理水田への区画整理、大仏・国分寺国分尼寺の建立、恭仁京・難波京・長岡京・平安京の造営等）、防人・衛士・征夷軍役等の課役の負担が大きい。早急な権力集中化を目ざして導入された律令制と、現実の土地や人民の存在形態との矛盾も、浮浪人の増加、役民の逃亡などの形で、早くも政治の表面に現れた³⁾。初期の荘園は、特定の荘民は持たなかったもので役民の逃込み先としては機能していないようである。行基が活発に行った開墾は、四十九院と呼ばれる寺院整備と結合して行われており、これら寺院は過酷な課役からの逃亡者の受入先になった可能性があるのではないだろうか。

白村江大敗を受けての防衛体制整備が重要となる。律令制によって軍団制²²⁾が敷かれたが、徴兵制軍団は、しっかりした戸籍があつて機能する。670年に庚午年籍、690年に浄御原令に基づく庚寅年籍がつくられ、701年に大宝令が制定されて令制の戸籍制度は完成し、造籍は6年に一度行われることになった²³⁾。律令の戸籍法は本貫（本籍）主義であったため、本貫を固定しておくために里数も、50という戸数も増やすことができず、そのため戸内人口の漸増と血縁関係の複雑化を招いた²³⁾。戸籍が農民の実態からしだいに遊離してきたため、律令政府は715年郷里制を施行して戸籍法を一部改定した²³⁾。これによると、戸内に派生した独立家族を一戸として認定し、これまでの50の戸

を郷戸、郷戸内部で新たに独立を許された戸を房戸と名づけて公認し、もし房戸が他の地域に転居していた場合は、新たに制定された土断法に基づいて、近隣の郷戸に入籍することとした²³⁾。これによって里制施行当初と同様に、ふたたび農民の実態掌握と本貫主義の融合が可能となった²³⁾。しかし、このころから財政収入の重点が徭役労働から次第に稲に移り始めたこともあって、740年に戸籍によって個々の独立農民を直接掌握することを断念し、郷制を施行して郷里制を廃止し、ふたたび1里(郷)を50戸の郷戸だけで編成することとし、本家である郷戸主を貢租徴税の責任者とすることによって、戸内の2~4の分家(郷里制下の房戸にあたる)を統轄させた²³⁾。郷制施行以後、農民の課役忌避の動きはさらに活発となり、戸籍は偽籍化した²³⁾。

8世紀末になると、農村における階層分化が進行し、疲弊した弱小農民による調庸の滞納が中央財政を圧迫したので、桓武朝を中心に、徴兵制の廃止など農民の労役負担の軽減、官制の縮小再編、国司に対する監督の強化などの一連の政策がとられた³⁾。792年に九州・離島・奥州以外の律令に基づく徴兵制軍団を廃止²²⁾したことで、律令行政側にとって、人的支配の必要性は薄れていった。

9世紀に入ると東国まで含む諸国に勅旨田が活発に設定され、大宰府も公営田の方式を採用するが、その経営は初期荘園と共通するものがあった²¹⁾。私出挙(出挙)や営田を通して富裕になった「富豪の輩」(富豪層)は、荘園や勅使田、公営田の経営を支え、貧窮の百姓の調庸を代納する一方、高位の貴族と結びついてみずからの私宅を荘家と称し、稲穀を蓄え、貴族の派遣する使、検校、専当、預などとともに営田、出挙を行い、しだいに国司に従わなくなった²¹⁾。有力な皇族・貴族(院宮王臣家)は、在地の有力農民層と結んで私的な土地・人民支配を拡大するようになった³⁾。「富豪の輩」の荘家は、国有地からの農民の逃亡先となったと思われる。

律令制的な支配の枠組みはしだいに形骸化して、班田の励行は困難となり、戸籍にも虚偽の記載が著しくなった³⁾。平安初期の行政改革によって戸籍制度も一度立ち直るかにみえたが、9世紀の中ごろから班田収授制がしだいに行われなくなると、農民は口分田を確保するために死亡者を除籍しなくなり、また課役忌避のため男子を女子と偽る、子供が生まれても口分田を班給される目途がたたないために入籍しなくなるなど、戸籍はほとんど高齢の女子によって占められるようになった²³⁾。10世紀の初めに班田制が廃絶すると戸籍の意義が失われたため、戸籍は計帳の役割を果たすようになり、記載様式も計帳に近くなった²³⁾。内容は相変わらず偽籍性の強いものであったが、10世紀中ごろ以降は課丁(令制で課役を負担する男子。正丁(21~60歳)、中男(17~20歳)および老丁(61~65歳)、残疾(不具者・病人)がこれにあたる)を中心とする戸籍に変わっていき、男子はむしろ農民の実態に近いものとなったが、律令制の衰退により、11世紀に入るとほとんどつくられなくなったようである²³⁾。

-群盜海賊の横行，調庸封物京進廃止-

8世紀後期，対新羅外交政策を転換したことや騎馬を得意とする蝦夷の戦いの長期化に伴い，対外防衛・侵攻のための軍団兵士制は陸奥・出羽を除き廃止した²⁴⁾。代わって，軍事力は国内の治安維持が主目的となり，郡司の子弟などから選抜した弓馬に優れた者が務めた（健児制）²⁴⁾。そのため，軍団兵士制を支えてきた国家的な戸籍制度を維持する必要性も低下していき，9世紀初頭以降，律令制の基盤となっていた戸籍を通じた個人身支配が急速に形骸化していった²⁴⁾。

律令制の個人身支配が弛緩していくと，在地社会の階層分化が進み，百姓の中から私出挙・私営田活動を通じて富を蓄積した富豪層が成長し始めた²⁴⁾。地方行政にあたる国司は，郡司・富豪層に着目し，従来の個人身支配の代わりに郡司・富豪層の在地経営を通じた支配へと転換していった²⁴⁾。

国司は調庸・封物を中央の朝廷へ運搬進納する義務を負っていたが，国司はその運搬進納を担う綱領（奈良・平安時代，貢物を京に運送する責任者）に郡司・富豪層を任じるようになった²⁴⁾。調庸・封物の損失や未進が発生した場合は，郡司・富豪が私的に補償する義務を負わされた²⁴⁾。京都から国司として赴任した貴族の中に土着して自分の農地を開拓し有力豪族に成長する者も現れる。富豪層は，自ら開拓した土地を守るために武装自衛する者もあらわれる等自衛の時代となっていく。

9世紀中葉ごろから，郡司・富豪層が運搬する進納物資を略奪する群盜海賊の横行が目立ち始めた²⁴⁾。群盜海賊の実態は，実は郡司・富豪層であった²⁴⁾。国司は実績をあげるため，郡司・富豪層へ過度な要求を課することが多くあり，これに対する郡司・富豪層らの抵抗が群盜海賊という形態で現出したのである²⁴⁾。略奪した物資は，補償すべき損失や未進に充てられたり，自らの富として蓄積されたりした²⁴⁾。群盜海賊の頻発に対し，朝廷と国司は，形骸化した軍団兵士制では満足のいく対応ができなかった²⁴⁾。

9世紀末から10世紀初頭にかけての寛平・延喜期になると，抜本的な国政改革が展開した²⁴⁾。調庸・封物を富豪層が京進することにより，院宮王臣家（皇族・有力貴族）は富豪層と結びつき，自らの収入たる封物の確保を図った²⁴⁾。富豪層も自らの私営田を院宮王臣家へ寄進して荘園とし，国衙への納税回避を図っていった²⁴⁾。かかる危機に直面した国衙行政と中央財政を再建させるために，院宮王臣家と富豪層の関係を断ち切るとともに，国司へ大幅な支配権限を委譲する改革が行われた²⁴⁾。

富豪層による調庸・封物の京進は廃され，国司（受領）による租税進納が行われるようになった²⁴⁾。その結果，調庸・封物京進を狙っていた群盜海賊は沈静化することとなった²⁴⁾。862 - 881の瀬戸内海第1期海賊跳梁²⁵⁾は調庸封物を狙う群盜海賊の典型であるが，一時下火になったのは調庸京進が廃止されたためと推察される。運脚の責任を委任元の国司に明確化したことで盜海賊横行の動機が取り除かれたのではないだろうか。

また，受領（複数いる国司の中で現地に赴任する徴税責任者）への権限集中が行われ，国衙機構内部は受領直属部署（「所」という）を中心とするよう再編成された²⁴⁾。郡司・

富豪層は、土地耕作を經營し納税を請け負う田堵負名として国衙支配に組み込まれ、また、各「所」に配属されて在庁官人として国衙行政の一翼を担うようになった²⁴⁾。

-正税と公出挙官物一括納入，戸から名への転換，1040年代前まで-

10世紀には、受領は地方の統治を委任された一方、国ごとに定められた納税額の徴税責任を負うことになった。

奈良～平安時代初期（8～9世紀）、律令制のもとでは、租・調・庸・正税など租税として官庫に納入されたものを官物と総称していた²⁶⁾。ところが10世紀以降、律令国家の支配がゆきづまり、成年男子をおもな対象として人別に課税する律令徴税制度が崩れてくると、国家は徴税方式を改め租税の地稅化をすすめるようになる²⁶⁾。その結果、租・正税などは田1反を基準に課せられて、以後この地稅が「官物」と称され、人別賦課形式をとる、もう一つの課税である「臨時雜役」とならんで、平安中期（10～11世紀半ば）の国家の新たな徴税体系の柱となった²⁶⁾。もともと当初は、租・調などの個々の律令税目まで廃止されたわけではなく、官物・臨時雜役とはそれぞれ地稅・人頭税の総称であった²⁶⁾。

延喜年間（901～923）には、正税と公出挙の官物を一括納入としたことで、公廩稻・公出挙は土地課税に替わった。

902年（延喜2）藤原時平の名において行われた延喜の改革は、班田の勵行とともに、最初の莊園整理令を發した²¹⁾。それは勅旨田を開くことを停止するとともに、「富豪の輩」（富豪層）の莊家を禁じ、その貴族との結びつきを断ち切ろうとするものだった²¹⁾。しかし班田はこれを最後にもはや行われず、まもなく政府は国守に檢田、徴税、軍事等の権限を大幅にゆだね、朝廷・官司への納物、貴族・寺社の封戸納物等、一定額の貢進物を請け負わせるという、国制の大転換にふみ切った²¹⁾。この結果、基準とされた国図に載せられて固定した公田から、官物や臨時雜役を徴取することになった国守は、「富豪の輩」や負担に耐えうる有力な農業經營者「田堵」に国内の公田を請け負わせ、それを新たな徴税単位として收取を行うようになっていった²¹⁾（戸から名へ転換、公田における名田の編成）。

この単位は国ごとに多様で、おおよそ畿内とその周辺を中心に西国では、東西南北の方位に分かれた郡や「和名抄」（和名類聚抄の略。平安時代の漢和辞書。承平年間（931 - 938）源順撰）の郷をはじめ院・条が見られ、その下に名が広範に現れてくるのに対し、東国では方位に分かれた郡・条が基本で、名の単位は明瞭でない²¹⁾。これらの単位は当初は固定しておらず、請負人も流動していたが、自ら開發を進め、それを根拠に一定の地域を私領とするようになった武勇の輩すなわち開發領主が、その地域を請け負う郡司、郷司、名主等の地位を世襲しはじめ、11世紀に入るところにはそれを職として確保するに至って、状況はまた大きく変化し始める²¹⁾。

この間、国守は寺院などの莊園については基準国図に載せられた不輸租の免田（本免

田)のみを認め、それ以外の荘園の新開田からは官物を徴収する方式(免除領田制)でのぞんだので、9世紀以前の荘園はその発展を著しく制約され、多くは消滅していった²¹⁾。しかし、本免田を確保した寺院は、それを根拠に11世紀以後、国守と抗争しながら荘の拡大に力を注ぐ²¹⁾。一方、寺社や高位の貴族の封戸をはじめとする納物(君主・領主や寺社にものを納入すること)についても、国守がそれに相当する田地を免田、雑役免の形で国内の田地を指定し、荘とする方向が現れてくる²¹⁾。これが雑役免系荘園あるいは免田系荘園といわれる型の荘園で、当初は浮免(荘園制における免田の一種、一定面積だけを決めておいてその場所を指定せず、年によって変わる免田)だったものが、11世紀以降、次第に特定の田地に固定化され、さらに新免田、加納(11~12世紀の荘園発展期に、荘地拡大の一手段として、荘民が出作している公田や、荘内に一部入作している公民の耕作する公田等を、荘田と主張し本免田の付属地として荘内にとり込むこと)などを加えるようになる²¹⁾。それとともに高位の貴族や寺社は有力な農民を、課役の免除された寄人として、荘民の確保に努め、その出作地を本免田に加えようと試み、同様に商工民などを寄人、神人として組織し始めた²¹⁾。

免田認定の権限をもった国守は、貴族・寺社の荘園拡大の動きと衝突・抗争する一方で、権門とのつながりを求めて、さかんに免判(荘園領主が領内田畑の官物免除を申請した文書の奥または袖に国司が加えた許可の証判、別に国符によって免除するものは免符)を發し、荘園を寄進するものも多くなった²¹⁾。この免判は国守の交替とともに変転し、各地で荘園や寄人をめぐる紛争が続発し、「倒れるところに土をつかめ」といわれたほどの収奪をする国守=受領に対する郡司・百姓たちの上訴が頻々と起こり、東国では国内の郡・条を固めた武将が自立の姿勢を示すなど、騒然たる状況の中で11世紀中葉、政府は再び国制の改革を迫られることとなった²¹⁾。

-国司・受領と地方実力者の確執、実力者が受領に-

地方統治権限を与えられ定められた額の徴税責任を負う国司・受領は、国衙領については田堵に土地税を納めることを条件に経営委任し、荘園に対しては田租徴収・雑役の課役と免田(田租の免除)の認定で影響力を行使した。

免田には、元々不輸租である天皇の命令で開拓した勅旨田、太政官の官符を持つ寺田・神田や民部省の省符を持つ公田に由来する官省符荘、10世紀の受領への権限委任で認定権を持った国免荘²⁷⁾がある。官省符荘等のすでに免税特権を有する免田も国免荘の免田も、国司が交代するたびに、坪付と面積を列挙しての免除認定を受ける必要があった²⁸⁾。10世紀には、本田以外の出作が盛行するに伴い、国司は検田使を入勘(入部)させて荘田の拡大を抑えようとしたから、検田使らの入勘は荘園領主と国司の紛争の原因となり、不入権が問題となるにいたった²⁹⁾。官省符荘となっても検田使など国使の入部を排除できたわけではなく⁷⁾、10世紀以後は臨時雑役などを賦課されることも多く⁷⁾、11世紀中葉になると臨時雑役は不輸租田に対しても課された²⁹⁾ので、検田使の入部と

ともに荘園側との紛争原因となった⁷⁾²⁹⁾。荘園側の一円領域支配への指向と、加納、出作田等の収公をはかる荘園整理政策が相まって、荘園と公領の分化が急速にすすみ、12世紀以降の中世荘園の確立をみるにいたる²⁹⁾。不入権をめぐる荘・公の紛争が11世紀中葉に著しく集中して起こっているのは、このような事情による²⁹⁾。

国司・受領と地方実力者（富豪層・田堵負名）の紛争は、荘園をめぐるものだけではない。国衙領・公田において、国衙が名田経営を田堵負名に請け負わせていく中で、地域の実情に合わせて各名田ごとに税率や税目などに差異も生まれていった¹⁹⁾。この差異は、田堵負名とその時々との間の折衝で生まれてきたものだったが、後任国司の中にはこのような先例を無視して、規定通りの若しくは規定以上の租税收取を行う者もあり、田堵負名と国司の間で紛争がしばしば見られるようになった¹⁹⁾。田堵負名層が中央政府へ国司の非法を訴える国司苛政上訴は、こうした状況の表れであり、10世紀後期から顕著となっていった¹⁹⁾。

平将門、藤原純友のケースからも国司に対する地方実力者の不満が垣間見える。平将門の乱は常陸国衙を占領した939年11月³⁰⁾から中央政府に対する反乱となる。その前段には、将門の父の遺領をめぐる親族間の紛争・私闘があり、そこで勝利する中で東国に威を振るう³¹⁾、将門の威勢と名声は関東一円に鳴り響いた³⁰⁾。

939年2月に武蔵国に赴任してきた権守（権官：正官以外に仮に任じる官）興世王・介源経基が地元豪族の郡司武蔵武芝と紛争に陥った際に将門が仲裁する³⁰⁾³¹⁾。同年5月頃、受領として新たに赴任してきた武蔵国守百濟王貞連と不和となった興世王は将門を頼るようになり³⁰⁾、後に関東の独立を進言する。国司・受領と地方豪族の間には紛争が生じていた。また、中央政府への反乱となる前の将門の私闘では、受領・国衙が地域の紛争や治安をコントロールできていない。紛争の調停は、国司にこそ期待される役割のはずだが、中央派遣の国司にその力はなく、むしろ将門にその力がある。

藤原純友の乱では、反乱となった939年12月の備前介藤原子高ら一行の襲撃³²⁾は、純友の盟友であった備前の土着有力豪族藤原文元が、新たに赴任してきて国司・備前介藤原子高が徴税権を振りかざし抜きがたい対立が生じていたことが背景にある³³⁾とする考察もある。西国では承平年間（930年代）に瀬戸内海で海賊行為が頻発（第二期海賊跳梁²⁵⁾）し²⁴⁾、936年（承平6）、追捕南海道使に任命された紀淑人とその配下の藤原純友らによる説得が功を奏し、海賊が投降した²⁴⁾。931年から活発化した第2期海賊跳梁は、外交儀礼に関連する雑務を担う地方の下級舎人が894年の遣唐使中止等を受け解雇されて禄を失い海賊化した³³⁾ものであった。936年の海賊鎮圧において、海賊化した元下級舎人を田堵負名として国衙支配に組み込んだ功労者が実は藤原純友であり²⁴⁾、これが西日本における国衙軍の成立であった²⁴⁾。しかし、その功が、国司紀淑人のものとなり真の功労者である純友に認められなかったことが純友乱発生の一因であったとする考察がある²⁴⁾³³⁾。

		行政機構									
		646改新の詔	701大宝律令	717	740~	792~90	~939	939-941	~1040年代	1040年代~	1185-1221
地方行政規模	大↑ ↓小	国	国(58国3島) 国司:中央派遣	国	国	国(82年68国) 国司:国司 荘園:荘園領主	902 最後の班田実施 延喜年間901-923:公田を名に分割し田増に経営責任(田増負名) <前期王朝国家> 10世紀中頃に租税收取・軍事警察などの分野で中央政府から現地赴任筆頭国司への大幅な権限委譲, 934土佐日記 →国内支配に大きな権限を有する国司, 受領層の出現	939-941	~1040年代	1040年代~	1185-1221
		国くに 国造 屯倉	評	郡 郡司:旧国造層	郡	郡	荘園:荘官→下司(荘園領主が任命) 国司:郡司(国司が任命) ・国司が調度および貢納物の京への運搬を郡司・富豪層に委任(損失責任は郡司・富豪層)	受領権限の下で地方行政展開, 郡司・富豪層らの開墾荘園も国司承認で存立(国免在). 紛争は田増負名層らによる対受領闘争(凶党行為). 臨時雑役→雑公事(人頭税放棄). 10C後半国司苛政上新課者 11C田増名田荒廃させ荒田開墾在園化(田増が権門の寄人化)→公領国司領重倉	<前期王朝国家> 荘園側は国司ではなく中央太政官に免税を申請し権利獲得するように 10C延久荘園整理令・記録荘園券契所を太政官に設置・荘園注進・勅旨田設定 11C前半:別名・別符名の公認(大名田増の公田重倉抑制策) 12C田増と特定名田永続的關係公認, 郷・保を郡と同格に名に合うよう再編	<荘園公領制・後期王朝国家> ・(公田)官物率法(裁量権を太政官に) ・道官役等国家的諸事業・行事にかかわる臨時の課役増加, 一國平均後 → 国司・受領の求心力低下 ・知行国の拡大 ・国司は国司ではなく中央太政官に免税を申請し権利獲得するように 10C延久荘園整理令・記録荘園券契所を太政官に設置・荘園注進・勅旨田設定 11C前半:別名・別符名の公認(大名田増の公田重倉抑制策) 12C田増と特定名田永続的關係公認, 郷・保を郡と同格に名に合うよう再編	<荘園公領制・鎌倉幕府> ・守護, 地頭の設置 ・知行国主・国司=守護 ・荘園領主・荘官=守護 ・荘園領主・荘官・下司=地頭 ・知行国主・国司・郡司・保司=地頭
日本国内		603飛鳥小墾田宮(推古) ... 642小墾田宮(皇極) 643飛鳥高市宮(皇極) 652前期難波宮(孝徳) 653飛鳥高市宮(光明) 663白村江大敗 665近江大津宮(天智) 672壬申乱 673飛鳥浄御原宮(天武) 694藤原京(持統) 710平城京(元明) 726-732後期難波宮造宮(聖武) 740藤原京(聖武) 741-745崇仁京→信楽宮→難波京→平城京(聖武) 784長岡京(桓武) 794平安京(桓武)→805平安京造宮中止(桓武) 寛平の治(891-897)・延喜の治(901-923)・天曆の治(947-957) → 摂関政治(967-1069) → 院政(1086-1221)・平家(1167-1185)	603飛鳥小墾田宮(推古) ... 642小墾田宮(皇極) 643飛鳥高市宮(皇極) 652前期難波宮(孝徳) 653飛鳥高市宮(光明) 663白村江大敗 665近江大津宮(天智) 672壬申乱 673飛鳥浄御原宮(天武) 694藤原京(持統) 710平城京(元明) 726-732後期難波宮造宮(聖武) 740藤原京(聖武) 741-745崇仁京→信楽宮→難波京→平城京(聖武) 784長岡京(桓武) 794平安京(桓武)→805平安京造宮中止(桓武) 寛平の治(891-897)・延喜の治(901-923)・天曆の治(947-957) → 摂関政治(967-1069) → 院政(1086-1221)・平家(1167-1185)	戸から名に再編, 930-946個人身支配の放棄, 負名体制へ.	負名体制	惣(惣荘・惣郷・郷村・惣村)の形成へ	1185鎌倉幕府 1221承久乱				
全国	国造軍	670庚午年籍 689浄御原令 690庚寅年籍 701大宝律令 律令制に基づく徴兵, 国ごとに軍団設置 761征新羅軍編成	792前線除き軍団廃止, 健児制(国府に健児所) 810-824弘仁年間京都に機非違使成立→後各国にも 826東北除き軍団廃止 →自衛の時代(武士・僧兵) 862-881第一期海賊討伐に朝廷は, 山陽道・南海道の国々に海賊討伐の告知, 自国内警備に加え関係国が連絡共同海賊討伐にあたる必要関係諸国に布告	794年約10万人征東軍戦果, 797坂上田村麻呂征夷大將軍任命 802胆沢城築城・阿豆流為控降 803志波城築城 804田村麻呂再度征夷大將軍任命 805征夷中止	883上総俘囚の乱 889-899寛平・延喜東国の乱 899-「梟馬の党」の横行 →鎮圧過程で国司(国司・受領が国内の兵を管理指揮)が, 東国で成立 935-939平将門父の遺領をめぐり叔父と武力紛争	939-940将門の乱 940参議藤原忠文が征東大將軍 940藤原秀郷を下野押領使任命と複数の歴史学者推察 →鎮圧は秀郷ら	<国司軍展開期> 国に押領使・追捕使を常置し, 国内治安維持, →国司中心の軍制, 国司軍制の成立 受領襲撃(凶党)が発生すると, 受領は太政官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	<変質期・追捕使制へ> 国司では武士が郡司・郷司・保司に(郡・郷・保の経営と治安維持を受け持つ), 武士は私領を荘園に寄進し官に官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	1051源賴朝陸奥守・1051-1062前九年役 1083源義家陸奥守・1083-1087後三年役 →1087奥州藤原氏初代清衡(6郡領有) 1124清衡中尊寺金色堂上棟 →奥州藤原氏栄華	1185総追捕使守護(軍事・治安) 1185地頭(徴税・行政) 1189奥州征伐(奥州藤原氏滅亡)	
東北		647多足冊 648舟船設置 712出羽国設置 733秋田城 780出羽国府秋田城から城輪備に撤退 707後半陸奥国設置 724多賀城 770~約30年間動乱期 788征東軍衣川村近の戦いで大敗	794年約10万人征東軍戦果, 797坂上田村麻呂征夷大將軍任命 802胆沢城築城・阿豆流為控降 803志波城築城 804田村麻呂再度征夷大將軍任命 805征夷中止	883上総俘囚の乱 889-899寛平・延喜東国の乱 899-「梟馬の党」の横行 →鎮圧過程で国司(国司・受領が国内の兵を管理指揮)が, 東国で成立 935-939平将門父の遺領をめぐり叔父と武力紛争	939-940将門の乱 940参議藤原忠文が征東大將軍 940藤原秀郷を下野押領使任命と複数の歴史学者推察 →鎮圧は秀郷ら	<国司軍展開期> 国に押領使・追捕使を常置し, 国内治安維持, →国司中心の軍制, 国司軍制の成立 受領襲撃(凶党)が発生すると, 受領は太政官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	<変質期・追捕使制へ> 国司では武士が郡司・郷司・保司に(郡・郷・保の経営と治安維持を受け持つ), 武士は私領を荘園に寄進し官に官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	1051源賴朝陸奥守・1051-1062前九年役 1083源義家陸奥守・1083-1087後三年役 →1087奥州藤原氏初代清衡(6郡領有) 1124清衡中尊寺金色堂上棟 →奥州藤原氏栄華	1185総追捕使守護(軍事・治安) 1185地頭(徴税・行政) 1189奥州征伐(奥州藤原氏滅亡)		
関東	国造軍	防人・衛士派遣, 軍団制 73諸国徴集防人廃止737帰国 74藤原原広開乱鎮圧に大野東人符の17,000兵派兵 755万葉集防人歌84/98採録 75防人九州から徴用	792軍団廃止, 健児制, 862-881第一期海賊討伐(調度廃止で鎮静化) 894遣唐使中止, 対馬防人最後の記事 931-941第二期海賊討伐 932海賊討伐追捕使任命 934土佐日記 936海賊鎮圧, 鎮圧過程で, 瀬戸内海諸国に警備使設置, 受領の下警備使は国内の郡司・富豪層を軍事編成し, 有事に指揮権行使 →西国も国司軍制成立	939-940将門の乱 940参議藤原忠文が征東大將軍 940藤原秀郷を下野押領使任命と複数の歴史学者推察 →鎮圧は秀郷ら	<国司軍展開期> 国に押領使・追捕使を常置し, 国内治安維持, →国司中心の軍制, 国司軍制の成立 受領襲撃(凶党)が発生すると, 受領は太政官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	<変質期・追捕使制へ> 国司では武士が郡司・郷司・保司に(郡・郷・保の経営と治安維持を受け持つ), 武士は私領を荘園に寄進し官に官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	1051源賴朝陸奥守・1051-1062前九年役 1083源義家陸奥守・1083-1087後三年役 →1087奥州藤原氏初代清衡(6郡領有) 1124清衡中尊寺金色堂上棟 →奥州藤原氏栄華	1185総追捕使守護(軍事・治安) 1185地頭(徴税・行政) 1189奥州征伐(奥州藤原氏滅亡)			
西日本	国造軍	烽火, 防人, 水城・山城による防衛体制, 軍団制 74藤原原広開乱 742-745大宰府停止・鎮西府設置 75防人九州から徴用 76大宰府防人に東国兵士申請 838最後の遣唐使	792西海道香峽対馬以外軍団廃止, 健児制, 795香峽・対馬以外の防人廃止 804香峽防人廃止 826西国軍団廃止 838最後の遣唐使	939-940将門の乱 940参議藤原忠文が征東大將軍 940藤原秀郷を下野押領使任命と複数の歴史学者推察 →鎮圧は秀郷ら	<国司軍展開期> 国に押領使・追捕使を常置し, 国内治安維持, →国司中心の軍制, 国司軍制の成立 受領襲撃(凶党)が発生すると, 受領は太政官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	<変質期・追捕使制へ> 国司では武士が郡司・郷司・保司に(郡・郷・保の経営と治安維持を受け持つ), 武士は私領を荘園に寄進し官に官の許可を得て国司の軍事指揮者である国司追捕使・国押領使・警備使に凶党捜索や犯罪捜査などを命じた	1051源賴朝陸奥守・1051-1062前九年役 1083源義家陸奥守・1083-1087後三年役 →1087奥州藤原氏初代清衡(6郡領有) 1124清衡中尊寺金色堂上棟 →奥州藤原氏栄華	1185総追捕使守護(軍事・治安) 1185地頭(徴税・行政) 1189奥州征伐(奥州藤原氏滅亡)			
大陸		58隋中国統一 618隋滅亡・唐建国 627-649唐貞観の治 690武周革命(690-705則天武后) 906唐滅亡 660百濟滅亡 663白村江で日本大敗 668高句麗滅亡 676新羅半島統一	58隋中国統一 618隋滅亡・唐建国 627-649唐貞観の治 690武周革命(690-705則天武后) 906唐滅亡 660百濟滅亡 663白村江で日本大敗 668高句麗滅亡 676新羅半島統一	918高麗建国 93新羅滅亡 936高麗半島統一	960宋建国 979宋中国統一						

図 1.7-3 律令の変質と軍事・治安の変質

国衙軍制成立と変質

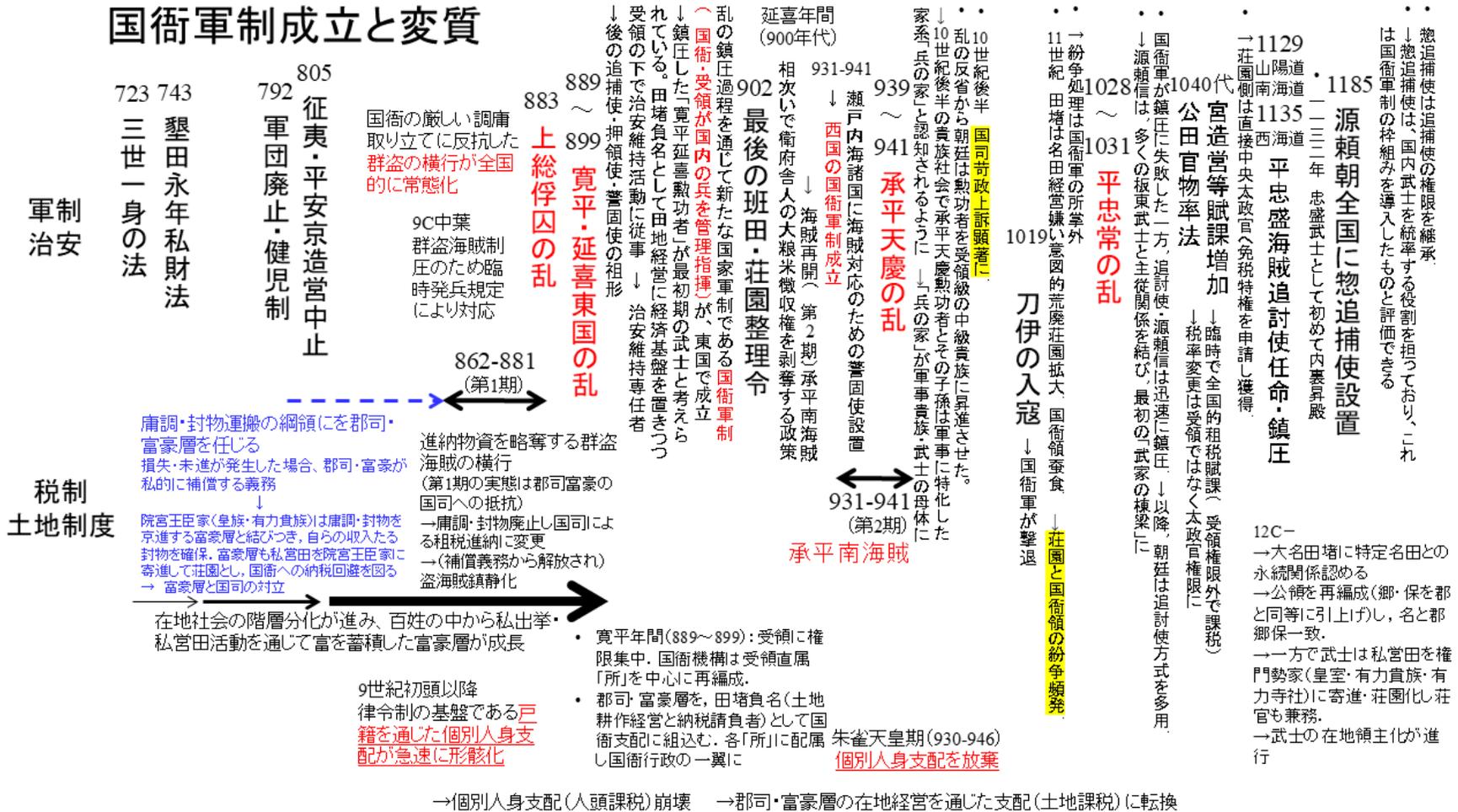


図 1.7-4 国衙軍の成立と変質 24)をもとに作成

このような状況下で承平天慶の乱は起こった。将門乱では、将門という土着実力者は鎮圧されたが、鎮圧者は、恩賞として、藤原秀郷は従四位下、平貞盛・藤原為憲は従五位下にそれぞれ叙爵され³⁴⁾²⁴⁾、受領に任命された³⁴⁾。武蔵介だった経基王は、武蔵権守興世王および平将門の反乱を奏上した功により従五位下に叙され³⁵⁾、小野好古に従って藤原純友の追討に向かい、好古凱旋後大宰権少貳として余党の平定に赴き、941年豊後で賊首桑原生行を捕らえた³⁵⁾。正四位上に昇進して内昇殿を許され、961年(応和元)源朝臣の姓を与えられ臣籍降下した³⁵⁾(源経基)。平貞盛からは平忠盛 - 平清盛につながる伊勢平氏が、源経基からは源義家や源頼朝につながる源氏嫡流が武士の棟梁に成長していく。

実力者である地方豪族・武士が受領になる道を開いたことで、受領・国司と地方豪族の紛争の芽を摘む道を開いたとみることもできる。

-軍団廃止から健児性、国衙軍制へ-

軍団の廃止は治安低下ももたらした。各国に配置されていた軍団は、侵略からの防衛や外征等の対外戦争のためだけではなく、国内治安の維持にも役割を果たしていた。

792年の軍団廃止にかわり、国別に員数を定めて計3155人の健児が選抜、配置され³⁶⁾、国衙に置かれた健児所(健児~200人)が統率した³⁶⁾。延暦(782 - 806)以前の健児は、おもに郡司子弟の弓馬に練達した者から選抜し、田租と雑徭の半分が免除されるなどの特典が与えられた³⁶⁾。しかし、徴発忌避の動きは強く、老疾勲位人によるまったく士気を欠いた武力的に期待しがたいものとなり、また国衙も徭丁欠少を招くという理由で健児制の充実への熱意を欠き³⁶⁾、平安時代の半ばまでに自然消滅した³⁶⁾。弘仁年間(810-824)に京都治安対策で導入した檢非違使³⁷⁾を各国にも配置³⁷⁾された。

9世紀中葉における朝廷・国司は、群盗海賊の制圧のために養老律令の捕亡令追捕罪人条にある臨時発兵規定により対応し始めた²⁴⁾。臨時発兵とは、群盗海賊の発生に際し、国司からの奏上に応じて「発兵勅符」を国司へ交付し、国司は勅符に基づき国内の兵を発して群盗海賊を制圧する方式を指し、長らく適用されることはなかったが、群盗海賊の横行に直面してこの方式が採用されることとなった²⁴⁾。

臨時発兵規定では、兵(軍団兵士や健児)および国内の人夫を動員した²⁴⁾。国内の人夫とは百姓のうち弓馬に通じた武勇輩、すなわち、郡司・富豪層であり、帰順して全国各地に移住させられた蝦夷の後裔たる俘囚であった²⁴⁾。臨時発兵規定の適用により、これらが、国衙が動員可能な国内の実質的な軍事力となった²⁴⁾。特に俘囚が有していた高い戦闘技術は、新たに形成されようとしている軍制に強い影響を与えた²⁴⁾。俘囚は騎馬戦術に優れており、騎乗で使用する白刃である蕨手刀は後の日本刀へとつながる毛抜形太刀の原型となっている²⁴⁾。

883年(元慶7)に上総国で勃発した俘囚の武装蜂起(上総俘囚の乱)に際し、朝廷は発兵勅符ではなく、「追捕官符」を上総国司へ交付した²⁴⁾。追捕官符とは、同じく捕

亡令に基づくもので、逃亡した者を追捕することを命じ、国内の人夫の動員を許す太政官符である²⁴⁾。この事件を契機として、以後、追捕官符を根拠として、国司は追捕のため国内の人夫を動員する権限を獲得することとなり、積極的に群盗海賊の鎮圧に乗り出すようになった²⁴⁾。そして、国司の中から、専任で群盗海賊の追捕にあたる者が登場した²⁴⁾。これは、後の追捕使・押領使・警固使の祖形であるとされている²⁴⁾。

9世紀末から10世紀初頭にかけての寛平・延喜期になると、抜本的な国政改革が展開した²⁴⁾。調庸・封物を富豪層が京進することにより、院宮王臣家（皇族・有力貴族）は富豪層と結びつき、自らの収入たる封物の確保を図った²⁴⁾。富豪層も自らの私営田を院宮王臣家へ寄進して荘園とし、国衙への納税回避を図っていった²⁴⁾。かかる危機に直面した国衙行政と中央財政を再建させるために、院宮王臣家と富豪層の関係を断ち切るとともに、国司へ大幅な支配権限を委譲する改革が行われた²⁴⁾。

改革により、富豪層による調庸・封物の京進は廃され、国司（受領）による租税進納が行われるようになった²⁴⁾。その結果、調庸・封物京進を狙っていた群盗海賊は沈静化することとなった²⁴⁾。また、受領への権限集中が行われ、国衙機構内部は受領直属部署（「所」という）を中心とするよう再編成された²⁴⁾。郡司・富豪層は、土地耕作を営み納税を請け負う田堵負名として国衙支配に組み込まれ、また、各「所」に配属されて在庁官人として国衙行政の一翼を担うようになった²⁴⁾。

上記の国政改革と並行して、東国では寛平・延喜東国の乱が発生していた²⁴⁾。寛平・延喜東国の乱は、平安時代中期に関東地方で発生した群盗による乱³⁸⁾。889年（寛平元年）、強盗首物部氏永等が蜂起し発生した³⁸⁾。乱の詳細は不明であるが、その鎮圧には10年余りかかったことが「扶桑略記」や「日本紀略」に記載されている³⁸⁾。しかし、鎮圧後も、東国では「僦馬の党」の横行が顕著であるなど安定しなかった。

僦馬の党は、平安時代に坂東で見られた租税等の運輸を荷役馬を使って請け負った「僦馬」の集団を指す³⁹⁾。その頃の治安悪化（群盗）に備え武装し、郡司・富豪層が担った³⁹⁾。彼ら自身も少なからず群盗行為を行い（馬や荷の強奪）、畿内にも現れ、平安京の貴族邸内に及んだ³⁹⁾。律令制下において、地方から畿内への調庸の運搬を担ったのは郡司・富豪層であった³⁹⁾。主に舟運に頼った西日本及び日本海沿岸に対し、馬牧に適した地が多い東国では馬による運送が発達し、これらの荷の運搬と安全を請け負う僦馬と呼ばれる集団が現れた³⁹⁾。特に東海道足柄峠や東山道碓氷峠などの交通の難所において活躍したと見られている³⁹⁾。

一方で8世紀末から9世紀にかけて軍団が廃止され、常置の国家正規軍がなくなると地方の治安は悪化し、国衙の厳しい調庸取り立てに反抗した群盗の横行が常態化するようになっていた³⁹⁾。僦馬は、これら群盗に対抗するため武装し、また自らも他の僦馬を襲い荷や馬の強奪をするようになった³⁹⁾。この背景には当時の東国における製鉄技術の発展を指摘する見解がある³⁹⁾。また、現在の東北地方から関東地方などに移住させられ、9世紀に度々反乱を起こした俘囚（朝廷に帰服した蝦夷）と呼ばれる人々も、移住

先にて商業や輸送に従事しており、倭馬の先駆的存在であったと指摘する見解もある³⁹⁾。彼らは徒党を組んで村々を襲い、東海道の馬を奪うと東山道で、東山道の馬を奪うと東海道で処分した³⁹⁾。

東国では、寛平から延喜年間（10年）、大規模な寛平・延喜東国の乱が起きた。昌泰2年（899年）には足柄峠・碓氷峠に関が設置された³⁹⁾。これらの倭馬の党の横行を鎮圧したのは、平高望、藤原利仁、藤原秀郷らの下級貴族らであった。彼等は国司・押領使として勲功を挙げ、負名として土着し治安維持にあたった³⁹⁾。

近年、武士の発生自体を、東国での倭馬の党、西国での海賊の横行とその鎮圧過程における在地土豪の武装集団の争いに求め、承平天慶の乱についても、これらを鎮圧した軍事貴族の内部分裂によるとする見解が出されている³⁹⁾。

寛平・延喜東国の乱に対し、朝廷は追捕官符を国衙へ発給し、さらに各国へ国押領使を配置する対策をとった²⁴⁾。追捕官符は発兵などの裁量権を受領に与えるものであり、受領は国内の田堵負名層を兵として動員するとともに、国押領使へ指揮権を与えて実際の追捕にあたらせた²⁴⁾。寛平・延喜東国の乱の鎮圧過程を通じて新たな国家軍制である国衙軍制が、まず東国において成立した²⁴⁾。この軍制は、追捕官符を兵力動員の法的根拠とし、兵力動員権を得た受領から国押領使へ指揮権が委任され、国押領使が国内兵力を軍事編成して追捕活動にあたる、というシステムである²⁴⁾。

一方、西国では承平年間（930年代）に瀬戸内海で海賊行為が頻発し（「承平南海賊」）、936年（承平6）、追捕南海道使に任命された紀淑人とその配下の藤原純友らによる説得が功を奏し、海賊が投降した²⁴⁾。海賊らの実態は富豪層であり、彼らは従前から衛府舎人の地位を得ていた²⁴⁾。衛府舎人は大糧米徴収権の既得権を有していたが、朝廷は延喜年間（900年代）に相次いで衛府舎人の既得権を剥奪する政策を打ち出した²⁴⁾。この延喜期の既得権剥奪によって経済基盤を失おうとしている瀬戸内沿岸の衛府舎人らは、自らの権益を主張し続けていたが、承平期に至ってついに海賊行為を展開することとなった²⁴⁾。そして彼らを説得し、田堵負名として国衙支配に組み込んだ功労者が実は藤原純友であった²⁴⁾。海賊鎮圧の過程で、純友を含め、瀬戸内海諸国には海賊対応のための警固使が設置された²⁴⁾。この西国の警固使は東国の押領使・追捕使に該当する²⁴⁾。追捕官符によって兵力動員権を得た受領のもと、警固使に任じられた者は国内の郡司・富豪層を軍事的に編成し、有事に際しては指揮権を行使した²⁴⁾。ここに、西国においても東国と同様の国衙軍制が成立した²⁴⁾。

東国では、寛平・延喜東国の乱（889～899）や倭馬の党横行の鎮圧過程で、国衙・受領が国内の兵を管理・指揮し、治安要員として土豪を押領使・追捕使に任命し常置する国衙軍制が成立し、西国でも、第2次海賊跳梁の鎮圧過程で、936に受領の下、警固使が海賊を田堵負名として国衙体制に組み込むことで国衙軍制が成立した。

なお、平将門の反乱前の私闘から明らかなように、自ら開拓した荘園は自衛する時代でもあった。土着豪族は自衛のため武装した。大荘園を持つ寺院も武装した。比叡山で

は、993年に延暦寺（山門）と園城寺（寺門、三井寺）が分裂して激しく抗争し、天台教団では惣寺の僧兵化が進んだ⁴⁰。僧兵は、寺院間の抗争だけでなく、寺領荘園の年貢緩怠や荘園に横行する悪党鎮圧、朝廷への強訴なども行った⁴⁰。僧兵を擁したのは天台教団に限らず、南都興福寺をはじめ、根来、熊野、高野山等の畿内・近国の諸寺院、東国・西国の諸大寺においても同様であった⁴⁰。

大陸の海賊が来襲した1019年の刀伊の入寇では、現地最高責任者の中納言兼大宰権帥藤原隆家が、中央政府に急報するとともに、軍を整え防戦を命じた⁴¹。大宰府軍は勇戦これを撃退し、刀伊は最後に肥前国松浦郡を襲ったが、現地の武力に撃退され退去した⁴¹。活躍した大宰府軍の主力は、現地の武士的豪族の兵力であったと思われる⁴¹。これら豪族の多くはまた大宰府や国衙等の官人の肩書を有していた⁴¹。軍事力の多くが国衙等の官人であり、国衙軍が撃退したと考えることができる。

- 国衙軍の限界，追討使方式への転換，武士の棟梁，守護設置へ-

1028年に房総半島で発生した平忠常（上総介，武蔵国押領使，下総権介：権とは臨時の役職，歴任．乱当時は下総権介．）乱では，追討使に平直方，上総介に維時，安房守に正輔と貞盛流平氏を中心に配置した国衙軍で鎮圧しようとした⁴²。しかし，忠常と国衙軍側は父の代からの仇敵関係にあり，戦闘が激化し房総半島が荒廃⁴²した。1030年9月に追討使平直方を更迭し忠常を配下に持つ甲斐守源頼信を追討使に任命すると忠常は戦わずして投降し⁴²短期間で鎮圧に成功する。源頼信は多くの坂東武士と主従関係を結び，この一門が関東に地盤を置く「武家の棟梁」²⁴となっていく。

平忠常は，武蔵野開発者といわれる良文の孫で，房総半島各地に私宅をもつ巨大な私営田領主⁴²であり，国衙軍で鎮圧するには限界があったともいえる。朝廷はこれ以降，武士の棟梁を追討使に任命する方式を多用する²⁴ようになる。1051 - 1062の前九年役では源頼義（頼信長男）を陸奥守・鎮守府将軍に任命して鎮圧にあたる。1083 - 1087後三年役では1083年に陸奥守・鎮守府将軍となった源義家（頼義長男）が鎮圧したが，朝廷は私闘とみなして義家に恩賞を与えなかった。義家は従った部下に自領から恩賞を与え，棟梁としての名声は高まり東国武士団との主従関係が強くなった。

1185年に義経追討のために惣追討使である守護設置の勅許が出される。国衙軍→追討使と変遷した反乱鎮圧の治安権力は守護に引き継がれた²⁴。

-耕地面積トレンドと土地政策の考察-

図1.7-5は，日本の人口⁴³⁾⁴⁴⁾と農地⁴⁵⁾の時系列変化図に，農地開発を促進しそうな施策・要因と農地開発を阻害しそうな施策・要因をプロットしてみたものである。江戸時代までの人口と農地のトレンドは連動している。

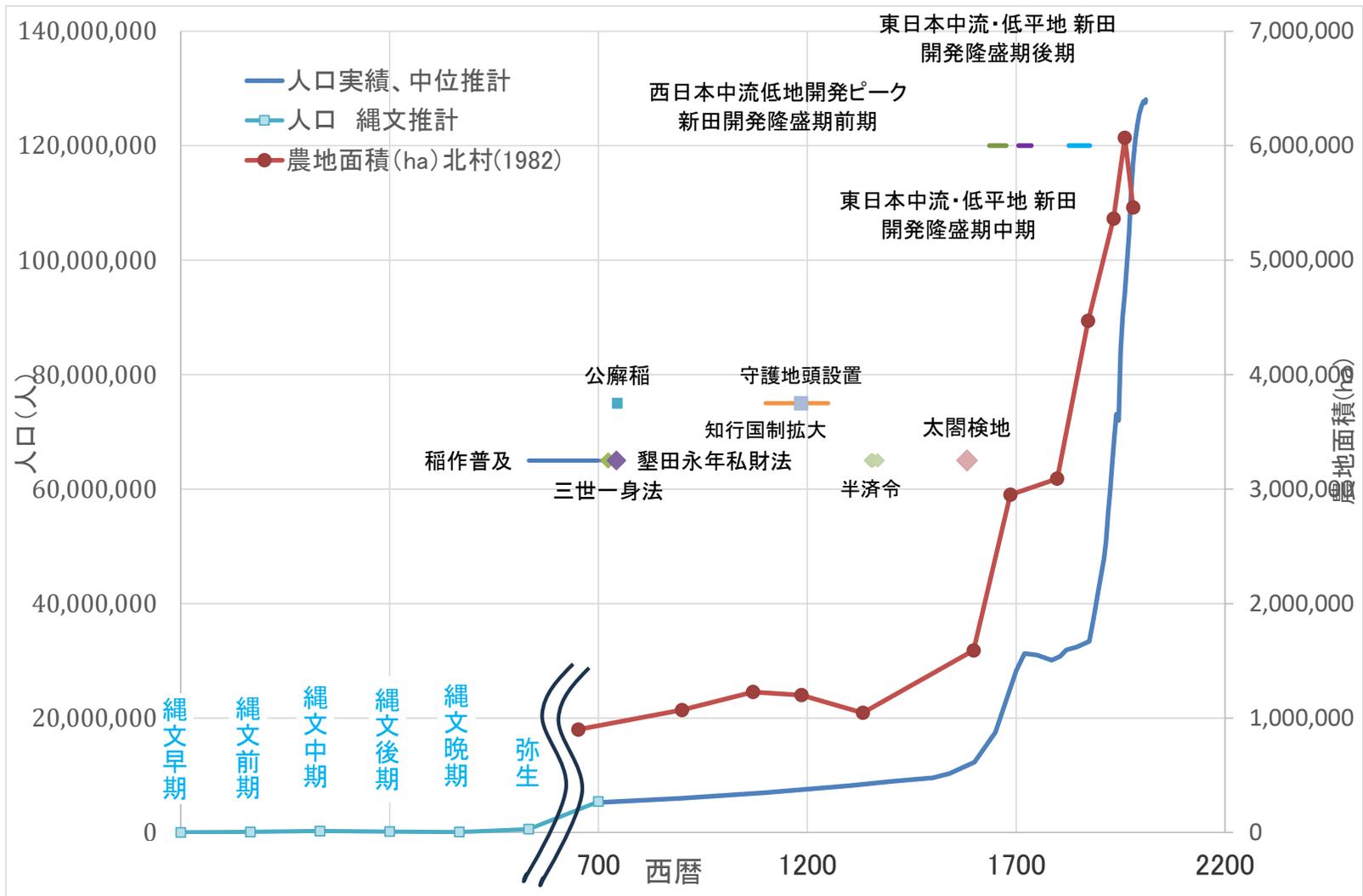


図 1.7-5 人口⁴³⁾⁴⁴⁾と農地面積⁴⁵⁾推移と影響要因

人口・農地の急増時期は、①：弥生 - 7C, ②：1600 頃 - 1700 頃, ③：農地は 1800 年代 - 1960・人口は 1875 (明治) - 1990 の 3 つある。①は各地に屯倉を設置していた稲作の普及・拡大時期, ②は太閤検地と兵農分離以降, ③は東日本の大河川中下流の低平地新田開発隆盛期 (1826 - 1876) ⁴⁶⁾・疎水や導水による台地荒地開発 (1880-)・干拓や排水機場整備が進んだ時期である。

農地減少は、④1070 - 1333 と⑤1960 以降の 2 時期ある。④は知行国制の拡大と守護地頭設置により多重支配が強化された時期, ④期間の終了は半済令等室町幕府による守護権力の強化が図られ守護による一円支配に転換した時期である。⑤は高度成長期の農地から都市への土地利用転換時期である。

公廩稲の設定は、高利貸の公出挙を強制するものであり、生産意欲を削ぐ施策に思えるが、農地は着実に増大している。半済令 ⁴⁷⁾は領内の荘園から年貢の半分を徴収できる制度, 太閤検地は統一した方法で農地を計量し直し徴税漏れをなくすものであり、いずれも一見徴税を強化し農業者の意欲を削ぐ制度に思えるが、農地は増加している。多重支配から解放されるメリットが上回っているのではないだろうか。

○＜参考＞唐における律令制とその変質

図 1.7-6 は律令制度の本家, 唐の制度変質を示したものである。唐の初期に完成した律令体制とは、律・令・格・式の形で公布された法制 (律令格式) を柱とし、均田法とよばれる土地制度, 租庸調制とよばれる租税体系, 府兵制とよばれる軍事制度, 郷一里一保と村 (坊) 一隣の 2 系統に組み直された村落組織, の 4 つを巧みに組合せて, 人民を把握し支配する体制 ⁴⁸⁾であり, 政治権力を中央に集中するための基盤 ⁴⁸⁾であった。

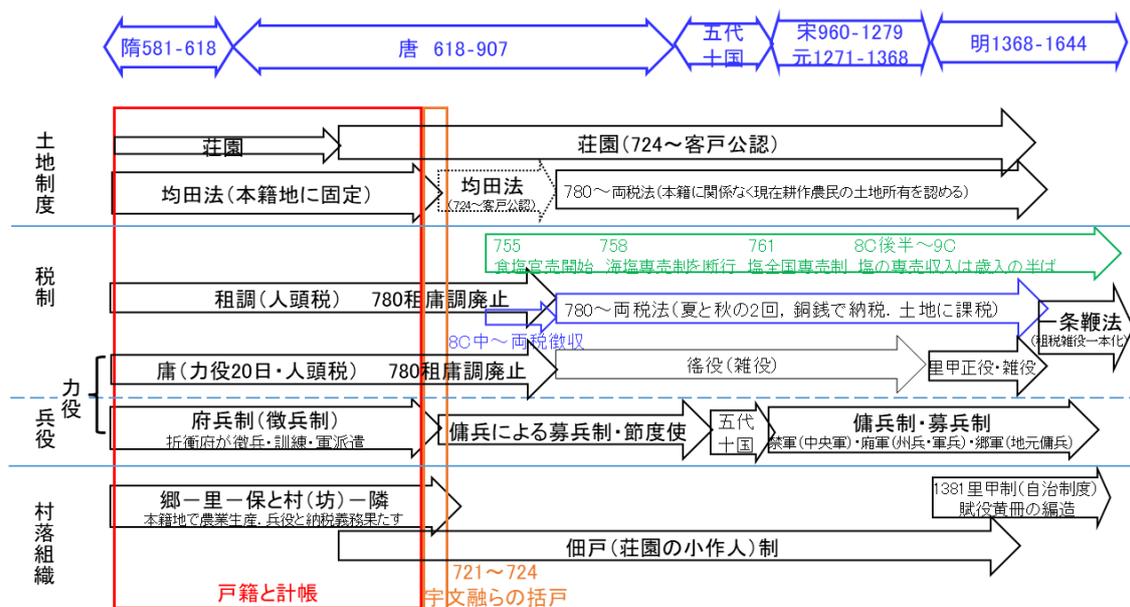


図 1.7-6 中国における律令制度変質と唐の延命要因

均田制，租庸調制，府兵制の規定は，一般良民を家族全体としてではなく，その家族内の 1 人ひとりを対象⁴⁸⁾とした．唐朝がとくに重視したのは丁男（成年に達した男子，21～59 歳．763 年には 25～54 歳に縮小），ついで中男（20 歳以下）であり⁴⁸⁾，税役と兵制を確保するため⁴⁸⁾である．丁男と中男をもれなく把握するために丁中制（租税，徭役，兵役などの関係から成年，未成年の別を定めた）とよばれる制度によって，年齢による成年，未成年の別を決め（武徳 7 年令では黄（1～3 歳），小（4～15 歳），中（16～20 歳），丁（21～59 歳），老（60 歳以上）に区分），その台帳として計帳と戸籍を作成した⁴⁸⁾．

計帳は，毎年，戸主から提出された手実という申告書に基づいていた⁴⁸⁾．戸籍は，その手実と計帳に基づいて 3 年ごとに県において作成された⁴⁸⁾．これら計帳と戸籍の記載を正確にし，脱税や徴兵忌避を防ぐために，戸数を規準として人為的につくられた郷（500 戸）－里（100 戸）－保（5 戸）の区分と，村－隣（農村）あるいは坊－隣（都市）の自然区分を併用した村落組織をつくり，連帯責任を課した隣組制度を強化し，人民をして本籍地から離れないようにした⁴⁸⁾．農業生産・軍事力・力役を含む徴税の一体管理を意図した仕組みといえる．

唐の律令制変質も，日本と同様，制度を支える基盤となる戸籍の破綻から始まった．7 世紀末頃に逃戸（本籍地を無断で離れ他郷に流寓した人．逃戸は山野に隠れて盗賊となる，都市に入り雇い人となる者もいたが，大部分は佃戸として荘園の小作に吸収されたと考えられる．逃戸の増大は，均田制の崩壊，荘園制の発達を意味した）となる者が続出⁴⁹⁾して，個別人民支配ができなくなることで破綻が明らかとなった．

逃戸を誘発する要因の 1 つは，府兵制運用における折衝府（軍府）の極端な偏置（長安と洛陽，辺境に偏っていた）が，兵役義務の地域による不公平となり，軍府のある州から軍府のない州へ逃亡する者があとを絶たなかった⁴⁸⁾．府兵制は丁男の 3 人に 1 人の割合で折衝府（地方常設の軍事行政機関．徴兵，訓練，動員，京師への衛士および辺境への防人の派遣を司った）に徴発される徴兵制であった⁴⁸⁾が，府兵の義務は折衝府の設けられている州民だけに課され，全国 350 州のうち折衝府が置かれたのは 90 州に過ぎず，地方間の負担格差が大きかった⁴⁸⁾．逃戸による均田制の崩壊は，荘園の拡大と裏腹の関係にあった．拡大した荘園は，逃亡農民を佃戸として吸収する⁵⁰⁾ことで均田制の崩壊をさらに促進した．逃戸続出で丁男・中男が不足し，丁男・中男を掌握できなくなると人頭税で組み立てられた租庸調税制が機能しなくなったのも日本と同じである．

これに対して唐は，軍隊に関しては募兵制を採用し⁴⁸⁾，その軍団の最高司令官として，膨大な兵力を左右できる節度使を設けて⁴⁸⁾対応した．募兵制と節度使の設置（710 年開始，742 年には辺境に 10 節度使が設けられた）は，安史の乱の遠因となったが，唐滅亡まで兵制として機能し続けた．

均田制・租庸調税制・丁男中男の人身把握に関しては，玄宗の時代（712 - 756），721 年に監察御史であった宇文融が提案⁵¹⁾し，大規模な括戸政策が施行された．勾当租庸地

税使（勾当は「担当する」の意）と覆囚使（荘園に逃亡した者を元に戻すの意か）に任ぜられた宇文融は、判官を各地に派遣し、軍府の州などからの逃戸を本籍地あるいは寄寓地（逃亡先）の戸籍につけて、彼らから租庸と地稅の徴収⁵²⁾を試みたが成果はあがらなかった。724年に浮逃戸を寄寓地の戸籍につけて客戸という名を与えて輕稅のみを徴収する政策に轉換し、宇文融を勸農使に任命した⁵²⁾。彼は、わずか1年足らずの間に、80余万の客戸と広大な登記されていなかった土地（羨田）を得た⁵²⁾。客戸の公認は本籍地至上主義から現在耕作地及び佃戸（大規模土地所有者と小作人）の認定への轉換であり、780年の租庸調の廢棄、兩稅法成立への道を開いた⁵²⁾。

兩稅法の語源は、冬作麦の收穫期である夏作粟米田の收穫期である秋の2回徴稅したことに由来⁵³⁾する。しかし、租庸調から兩稅法への稅制轉換が意味する肝の1つは、人頭稅方式から資産評価額課稅方式⁵³⁾への轉換であり、この変質は日本と同じである。兩稅法は、明の一条鞭法まで続く中国の基幹稅制⁵³⁾となる。ちなみに、一条鞭法とは、兩稅法で土地・資産に対して徴稅する租稅と雜役等の課役を集約一本化して錢納とする法⁵⁴⁾である。

なお、唐は律令制崩壞後も200年近く継続する。それを支えたものの1つに8世紀半ばから始まった塩の專賣による稅收がある。中国の産鹽地は、東部海岸（海鹽）、山西省解州の鹽池（解鹽）、四川の地下鹽（井鹽）、長城線以北の鹽湖など多様であるが、広大な国土の割には地域的に偏る⁵⁵⁾。そうした自然条件は塩の專賣制を実施するのに好都合であった⁵⁵⁾。

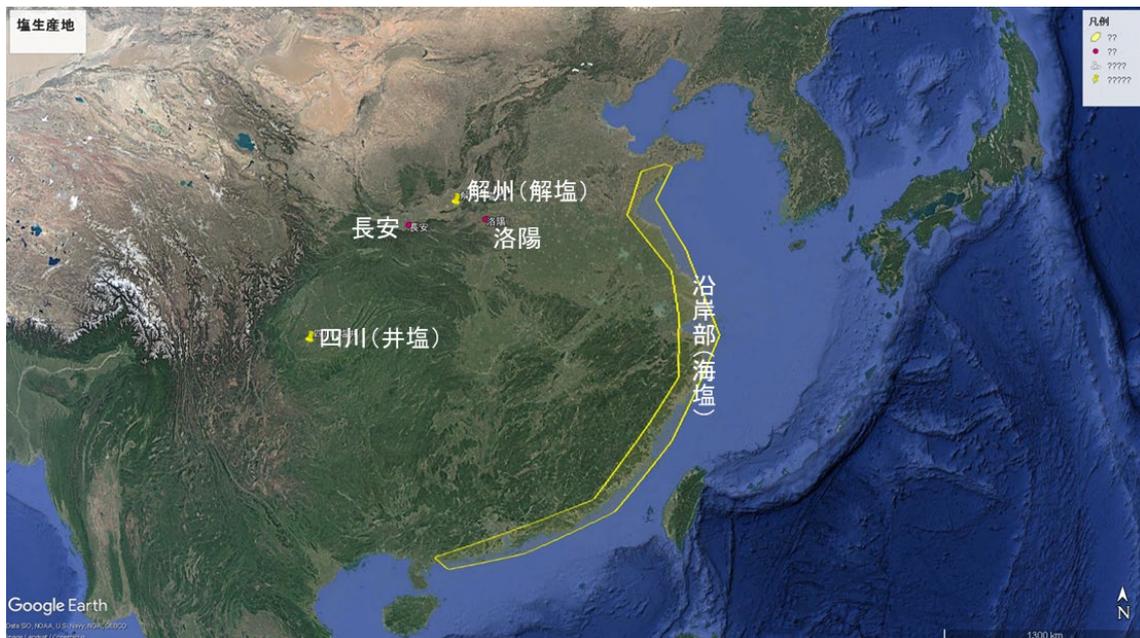


図 1.7-7 唐の塩專賣 塩生産地の偏り

755年の安史の乱による軍費調達のため、河北で顔真卿が食塩の官売をはじめ、その経験をふまえて758年、塩鉄使の第五琦が解塩（山西省南西端の塩池から産出する顆粒状の塩。塩池は解，運城，安邑の3県にまたがり，南北5km，東西40km。高濃度の塩分を含む池水を周囲に作った塩田に散布し，とくに夏から秋に吹く強風を利用して結晶させる）と井塩（塩井からくみあげた天然の鹹水を煮つめ結晶させたもの），ついで海塩の専売制を断行した⁵⁵⁾。産塩地に榷塩院を置き，亭戸・畦戸などと呼ばれる生産者を隷属させて全生産を管理した⁵⁵⁾。製品である塩には原価の数十倍から100倍に及ぶ専売益金をかけ⁵⁵⁾，官直営の官売法⁵⁵⁾と，部分的に商人に請け負わず通商法⁵⁵⁾で販売した。8世紀の後半から9世紀における塩の専売収入は歳入の半ばに達し，揚州の製塩場と大運河を確保することで，斜陽の唐王朝はかろうじて命脈を保った⁵⁵⁾。

唐滅亡後も，五代の中原王朝や江南の南唐なども塩税に依存する度合が強く，密売（私塩）を防ぐ細密な刑法を制定し，試行錯誤的に各種の塩税法を發布した⁵⁵⁾。960年に始まる宋王朝は，新しい君主独裁体制を支える官員と軍隊の給与として米穀などの現物のほかに大量の貨幣を必要とし，その財源を専売益金，とくに塩のそれに仰いだ⁵⁵⁾。唐までの財政危機対策として採用された塩法は⁵⁵⁾，国家財政を支える柱となった⁵⁵⁾。宋は解塩，海塩，井塩などについて厳重な販売区域（行塩地）を定め，官売，通商を使いわけ，法制を整備して以後清朝に至る塩法の骨格を完成させた⁵⁵⁾。

参考文献

- 1) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 不輸租田，旺文社日本史事典 三訂版 不輸租田，山川 日本史小辞典 改訂新版 不輸租田，不輸租田(フユソデン)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 2) 改訂新版 世界大百科事典 輸租田，日本大百科全書(ニッポニカ) 輸租田，輸租田(ユソデン)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 3) 改訂新版 世界大百科事典 律令制，日本大百科全書(ニッポニカ) 律令制，律令制(リツリョウセイ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 4) 精選版 日本国語大辞典 封戸，改訂新版 世界大百科事典 封戸，旺文社日本史事典 三訂版 封戸，封戸(フコ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 5) Wikipedia 封戸田，封戸田 - Wikipedia，2025.3 閲覧
- 6) 改訂新版 世界大百科事典 免田，免田(メンデン)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 7) 日本大百科全書(ニッポニカ) 官省符荘，改訂新版 世界大百科事典 官省符荘，百科事典マイペディア 官省符荘，旺文社日本史事典 三訂版 官省符荘，官省符荘(カンショウフショウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 8) 山川 日本史小辞典 改訂新版 国郡里制，旺文社日本史事典 三訂版 国郡里制，国

- 郡里制(コクグンリセイ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 9) 改訂新版 世界大百科事典 戸, 日本大百科全書(ニッポニカ) 戸, 戸(コ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 10) 日本大百科全書(ニッポニカ) 神戸, 神戸(カンベ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 11) 旺文社日本史事典 三訂版 租庸調, 租庸調(ソヨウチョウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 12) 精選版 日本国語大辞典 租, 改訂新版 世界大百科事典 租, 租(ソ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 13) 百科事典マイペディア 正税, 改訂新版 世界大百科事典 正税, 山川 日本史小辞典 改訂新版 正税, 正税(ショウゼイ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 14) 精選版 日本国語大辞典 公出挙, デジタル大辞泉 公出挙, 公出挙(クスイコ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 15) 改訂新版 世界大百科事典 官稲, 官稲(カントウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 16) 日本大百科全書(ニッポニカ) 公廩稲, 世界大百科事典(旧版)内の公廩稲の言及, 改訂新版 世界大百科事典 公廩稲, 百科事典マイペディア 公廩稲, 公廩稲(クガイトウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 17) 青木幸一, <古代>ひとつの郷と「村」 - 上総国山辺郡に所在する鉢ヶ谷遺跡の評価 -, 研究ノート, 日本考古学, 第16号, p.179-p.198, 2003.
 - 18) 改訂新版 世界大百科事典 出挙, 出挙(スイコ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 19) Wikipedia 負名, 負名 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
 - 20) 坂上康俊, 負名体制の成立, 史学雑誌, 第94巻, 2号, p.129-p.161, 1985.
 - 21) 改訂新版 世界大百科事典 荘園, 荘園(ショウエン)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 22) 日本大百科全書(ニッポニカ) 軍団, 改訂新版 世界大百科事典 軍団, 軍団(グンダン)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 23) 日本大百科全書(ニッポニカ) 戸籍, 戸籍(コセキ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 24) Wikipedia 国衙軍制, 国衙軍制 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
 - 25) 愛媛県史, 文学(昭和59年3月31日発行), 第二章 古代後期, 第一節 藤原純友の動乱, 古代後期文学概観, <https://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:2/52/view/6828>, 2025.3 閲覧
 - 26) 改訂新版 世界大百科事典 官物, 官物(カンモツ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク

- ク, 2025.3 閲覧
- 27) 改訂新版 世界大百科事典 国免荘, 百科事典マイペディア 国免荘, 日本大百科全書(ニッポニカ) 国免荘, 国免荘(コクメンノショウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 28) 改訂新版 世界大百科事典 免田, 免田(メンデン)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 29) 改訂新版 世界大百科事典 不輸入, 不輸入(フユフニユウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 30) Wikipedia 平将門, 平将門 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 31) 日本大百科全書(ニッポニカ) 承平天慶の乱, 承平天慶の乱(ジョウヘイテンギョウノラン)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 32) 日本大百科全書(ニッポニカ) 藤原純友, 藤原純友(フジワラノスミトモ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 33) 村尾英俊, 藤原純友:「海賊と呼ばれた男」の真実, <https://muraio-jp.com/jhistory/sumitomo/>, 2025.3 閲覧
- 34) Wikipedia 承平天慶の乱, 承平天慶の乱 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 35) 改訂新版 世界大百科事典 源経基, 山川 日本史小辞典 改訂新版 源経基, 源経基(ミナモトノツネモト)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 36) 改訂新版 世界大百科事典 健児, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 健児, 百科事典マイペディア 健児, 健児(コンデイ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 37) 改訂新版 世界大百科事典 検非違使, デジタル大辞泉 検非違使, 検非違使(ケンビシ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 38) Japanese Wiki 寛平・延喜東国の乱, 寛平・延喜東国の乱 - Japanese Wiki Corpus, 2025.3 閲覧
- 39) Wikipedia 僦馬の党, 僦馬の党 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 40) 改訂新版 世界大百科事典 僧兵, 僧兵(ソウヘイ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 41) 改訂新版 世界大百科事典 刀伊の入寇, 刀伊の入寇(といのにゆうこう)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 42) 改訂新版 世界大百科事典 平忠常の乱, 日本大百科全書(ニッポニカ) 平忠常の乱, 山川 日本史小辞典 改訂新版 平忠常の乱, 平忠常の乱(たいらのただつねのらん)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 43) 国土交通省, 国土交通白書 (2012), 2012
- 44) 小山修三・杉藤重信, 縄文人口シミュレーション, 国立民俗博物館研究報告, 9 巻, 1 号, p.1-p.39, 1984.3

- 45) 北村純一，農業土木の国土開発効果 歴史的概観と現況の整理，農業土木学会誌，第 50 巻，1 号，p.37-p.42，1982
- 46) 公益社団法人 農業農村工学会，地域づくりの歴史、平野の拡張，新田開発，平野の拡張，新田開発 | 公益社団法人農業農村工学会，2025.3 閲覧
- 47) 精選版 日本国語大辞典 半済，改訂新版 世界大百科事典 半済，日本大百科全書(ニッポニカ) 半済，半済(ハンゼイ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 48) 改訂新版 世界大百科事典 唐，唐(トウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 49) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 括戸，括戸(かっこ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 50) 日本大百科全書(ニッポニカ) 荘園 中国 発生・変遷，荘園(ショウエン)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 51) 改訂新版 世界大百科事典 宇文融，日本大百科全書(ニッポニカ) 宇文融，宇文融(うぶんゆう)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 52) 日本大百科全書(ニッポニカ) 括戸政策，括戸政策(かっこせいさく)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 53) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 両税法，日本大百科全書(ニッポニカ) 両税法，デジタル大辞泉 両税法，精選版 日本国語大辞典 両税法，両税法(リョウゼイホウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 54) デジタル大辞泉 一条鞭法，改訂新版 世界大百科事典 一条鞭法，一条鞭法(イチジョウベンポウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧
- 55) 改訂新版 世界大百科事典 塩法，塩法(エンポウ)とは？ 意味や使い方 - コトバンク，2025.3 閲覧

1. 8 院政期～承久の乱 荘園公領制, 奥州藤原氏・平家の繁栄, 守護地頭の全国設置

○荘園公領制

10世紀から11世紀前半は, 律令税制から土地課税方式へ移行する過渡的税制として, 官物と臨時雑役(平安時代中・後期, 国郡司(国衙)および朝廷が各国内に賦課した恒例・臨時の諸課役の総称)が基本的賦課体系を構築していた¹⁾。

1040年代に, 中央政府は, 官物を祖等律令制の系譜をひく土地課税から人頭税かつ中央政府財源であった調庸も含む国別の土地課税へ内容変更²⁾³⁾し, 反(段)当賦課率を収穫量の豊凶を理由に国守(国司の長官)の裁量では変更できない率として²⁾³⁾(公田)官物率法を令制国別に定めるようになる。反(段)当賦課率法は, 公田, 別符, 院領荘園出作公田などで異なり, 国で官物率法の改訂をするには中央政府に申請して宣旨が下される²⁾仕組みとなった。これは, 実質, 課税や課役の賦課を裁量する権限が, 受領・国衙から太政官・中央政府に移ったことを意味する。

臨時雑役については, 10, 11世紀ごろの史料上では国郡司および朝廷・諸官司から恒例・臨時に賦課された手工業生産物, 夫役, 土地生産物などきわめて多岐にわたり, 雑徭に系譜を引く各種夫役が多い¹⁾。皇居再建にかかわる造宮料加徴米・夫や造内裏雑事, 鴨河堤修築のための防鴨河夫役(防河役)など朝廷の特定の事業のための臨時加徴・賦課は11世紀になって史料に見えるようになる¹⁾。960年に平安京内裏がはじめて焼亡し⁴⁾⁵⁾, その後たびたび焼亡⁴⁾⁵⁾する。後に里内裏と呼ばれるようになる, 平安宮の外に設けられる(仮)皇居が執務・生活の場となっていく, 11世紀になると大内(平安内裏)と里内(里内裏)の併存が恒常化⁴⁾するが, これら内裏の再建・造営が臨時雑役として課役されたものであろう。これらの臨時雑役は, 賦課内容によって異なるが, 基本的に各国内の負名(名(みよう)の請作農民)ごと(名にもとづく人別賦課)あるいは田数別(田率賦課)に賦課されたと考えられる¹⁾。

臨時雑役も1040年代ごろからその内容が変化する¹⁾。公田官物率法にもとづく官物・雑公事制への移行に伴い, 従来臨時雑役とされていた交易物関係の品目が史料上から消滅し, その多くは新たに官物の中に編入され, 一部は他の雑役とともに雑公事となったものであろう¹⁾。また造宮役, 造興福寺役など国家的諸事業・行事にかかわる臨時の課役がその数を増すようになり, 公領・荘園を問わず一国平均に賦課する課役(一国平均役)としての性格が強まっていく¹⁾。そして負名ごとの人別賦課方式は消滅し, 田数別賦課が一般化する¹⁾。こうした臨時雑役の内容, 賦課方式の変化とともに, 臨時雑役は国役と総称されることが多くなる¹⁾。増加する国家的諸事業・行事にかかる臨時課役も太政官の権限であり, ここでも受領の求心力が相対的に小さくなった。

中央政府は, 1045年(寛徳2)あらためて前国守の任中以後の新立荘園を停止した寛徳荘園整理令を発してそれ以前の荘園を公認した⁶⁾。それとともに在庁官人の所領や領主の新たに開発した地を別名として認め⁶⁾, 公田への官物賦課の率法(官物率法)を定

め²³⁾⁶⁾、臨時雑役も整理する方向を進めた¹⁶⁾。こうして官物は年貢に、臨時雑役は公事になっていく⁶⁾。別名は、公領の荘園化を防ぐため、国衙が在地有力者の私領確保の欲求に妥協しつつ、開発をみとめ官物・雑公事の納入を請け負わせる⁷⁾ものである。本来別納の名の意⁷⁾。別名領主の大部分は郡郷司や在庁官人であり、一般に別名の成立は国衙近傍の地域で著しい⁷⁾。

1069年(延久1)に発せられた延久荘園整理令は、寛徳以後の荘園を停止しただけでなく、平民をほしいままに寄人としたり、出作りや加納などの形で公田を荘園にとり込むことを禁止し、浮免の状態にある免田を停止、その実施のために初めて記録荘園券契所を太政官に置き、荘園の支配者から証拠文書(券契)を提出させる一方、国守からも言い分を聞いて、証拠が不備であったり、国務に妨げとなる荘園や寄人の停止を推進した⁶⁾。これはそれまで国守にゆだねられてきた荘園・寄人の存廃の権限を、太政官の手中に収めた処置で、増大してきた荘園と公領との区分や寄人と平民の区別を明確にするとともに、その全体をあらためて天皇の支配下に置こうとする意図がここに明らかにされたのである⁶⁾。

寄人とは、平安中・後期の荘園における農民の一つの存在形態を示す呼称で、一般的には、自分が耕作している土地の領主(公領を含めて)と異なる領主に人身を隷属させているという、二元的な性格をもった農民をいう⁸⁾。荘園領主に招集され、荘園の耕作や未墾地の開発を行った(「寄作人」)⁸⁾。しかし、このような性格の寄人が現れるのは11世紀以後のことで、10世紀の寄人は、その初見である951年(天曆5)の太政官符案にみえる醍醐寺領伊勢国曾禰荘の場合も含めて、公民が臨時雑役の免除という特権を得て特定の荘園の荘民化したことを示している例がほとんどである⁸⁾。国衙は荘田を免田として、荘民を寄人として認可したのである⁸⁾。寄人の臨時雑役免除という特権は、他の公民たちが争って望むところとなり、11世紀後半以降公田を耕作しながら近隣の荘民の縁をたよって寄人化し、臨時雑役や国役の免除を主張するものが多く現れた⁸⁾。一方、荘園領主も寄人化した公民を巧みに利用し、彼らの公田をも荘園化しようとしたため、寄人問題は国衙と荘園領主との間の大きな問題となった⁸⁾。このような関係は荘園間にも生じ、異なった領主に二重、三重に隷属する荘民=寄人も現れ、複雑な隷属関係は支配者層にとって重要な問題となった⁸⁾。

寄人は平安中期以降、特に中世後期にみられる用語で、商工業者等の隷属者を示す⁸⁾。特定の職業を通じてどこかの権門に隷属し課役を免れようとしたもので、職業、権門の性格などから神人、供御人、散所雑色(散所)などとも呼ばれる⁸⁾。土地との一体性が薄く、その職業がら、複数領主への隷属も存在しえたので、寄人という言葉が残存したと考えられる⁸⁾。室町期以降の寄人はほとんどの場合、この意味での寄人である⁸⁾。所当官物・年貢は国衙、荘園領主に出すが、雑公事は免除され、代償として属した権門に主として非農業部門の奉仕を行った⁸⁾。このような寄人の出現は、平安末期から畿内近国を中心にしておこった有力農民層の「神人・寄人化闘争」の結果によるものである⁸⁾。

これは国衙、荘園領主、在地領主などの支配強化に対抗して、有力農民層が他の権門の寄人、神人となることにより自立化を目ざしたものである⁸⁾。

延久荘園整理令では、荘園の所在、領主、田畠の総数の注進という、のちの大田文作成につながる作業を国司に命じ、畠地の検注まで行わせ、宣旨柁を定めた⁹⁾。

この改革は一方で、供御人（供御は本来天皇の食事を指すが、食品のみならず手工業製品など、天皇の使用する種々の品物を貢納した人、またはその集団⁹⁾）や御稻田（供御田）、御厨（古代・中世、皇室や伊勢神宮・賀茂神社などへ神饌の料を献納するために設けられた所領）、御菌（古代、中世の皇室や伊勢神宮などの大神社に付属する、食料品調達にかかわる所領）などを確定し、後院領に加えて勅旨田（後三条院勅旨田）を設定するなど天皇家経済の充実に力を注いだ⁶⁾ものでもあった。

院政期に入り、法勝寺をはじめとする御願寺領をふくむ天皇家領が拡大する⁶⁾。御願寺とは、天皇の御願を修する寺の意で、平安時代に盛行した¹⁰⁾。奈良時代の官大寺と異なり、皇室を檀越（寺や僧に布施をする信者・檀那・檀家）とする皇室の私寺で祈禱所、菩提所として営まれ、天皇譲位後の居所としての性格もそなえる¹⁰⁾。天皇御願のほか、上皇、皇后、親王等にも用いられ、貴族や僧侶の建立した寺を奏請する場合も多い¹⁰⁾。京都近辺に集中するが、平安中期以降地方寺院で御願寺となる例も増加する¹⁰⁾。代表的なものに、山陵に接して建立された仁和寺、醍醐寺、仁和寺に近く、円融天皇御願にはじまる四円寺（円融寺、円教寺、円乗寺、円宗寺）、院政期の象徴ともいえる洛東白川の六勝寺（法勝寺、尊勝寺、最勝寺、円勝寺、成勝寺、延勝寺）がある¹⁰⁾。はじめ官寺的・公的性格が強かったが、貴族の氏寺の増加に対応して平安後期から天皇家の私寺的色彩を強め、鎮護国家よりも願主の個人的な祈願にこたえることに主眼をおく¹⁰⁾。その所領も、長講堂領のように事実上の皇室領と化した¹⁰⁾。

摂関家もこれに対抗して摂関家渡領（平安時代以降、藤原氏の氏長者に代々伝えられた所領）、祈願寺領など荘園の確保・拡大につとめ、大寺社もまた独自の経済体系を確立すべく神人・寄人の組織化をふくめ荘園の拡充に力を注いだので、政治情勢は急激に流動化した⁶⁾。中下流の貴族・官人もこれら諸権門の荘園の預所などの職を確保しようと動くが、こうした動向に呼応して、新たに権門と結びつこうとする諸国の領主たちは、みずからの世襲的に請け負う郡・条・郷等の私領を、受領などを媒介として権門に寄進する動きが全国的に拡大し、寄進地系荘園が全面的に展開⁶⁾する。領主はそこでは下司となり、寄進を取り持った国守などの貴族は領家といわれ、天皇、院、摂関家などの権門はやがて本家とよばれた⁶⁾。

この動きと並行して、貴族・寺社が封戸を、官司がその納物を、それぞれ特定地域の田畠から徴収する便補保（古代から中世にかけ、中央官衙の諸経費にあてる納物や、封戸からあがる封物を当該地の官物や雑公事でまかなうために立てられた保）も立てられ、同様に国内の寺社も保を確保し、さらに供御人、神人、寄人などの免田を中心に御厨、御菌などを設定することも行われた⁶⁾。一方、国衙の徴収物を院宮や高位の貴族のもの

とする院宮分国，公卿知行国の制もひろがり，受領の役割はしだいに低下し，国衙領も荘園の預所に相当する目代（国司制度上，現地に赴任しない国守が任国支配のために設けた私設の代官）の下で，在庁名を足場とする在庁官人が荘官に当たる役割を果たす，荘園と同様の実質をもつようになった⁶⁾。

表 1.8-1 年表

年（月日）	事項
1040代	（公田）官物率法（裁量権を国守から太政官に），別名・別符名の公認（大名田堵の公田蚕食抑制策），臨時雑役→雑公事（人頭税放棄），（造宮役，造興福寺役など）国家的諸事業・行事にかかわる臨時的課役増加と一國平均役 → 国衙・受領の求心力低下
1051 - 1062	前九年役
1069	延久荘園整理令 ①記録荘園券契所を太政官に置き荘園・寄人の存廢の権限を，太政官の手中に収めた。 ②荘園の所在，領主，田畠の總数の注進→後の太田文へ ③勅使田設定→皇室荘園の増加
1083 - 1087	後三年役
1087	後三年役終わり奥州藤原氏初代清衡が奥6郡領有
1086 - 1156	第1期院政（白河院，鳥羽院）→院宮分国，知行国制を展開。 →知行地が増加
12C 入る頃から	郡・郷・保の再編成（名主が郡司・郷司・保司）+大名田堵と特定名田の半永続的關係認める →国衙領が荘園と同等に →→荘園・公領制
1075-1149	六勝寺（京都市東山区岡崎あたりに朝廷の御願寺として建てられた六か寺の總称）法勝寺（1077）白河天皇御願，尊勝寺（1102）堀河天皇御願，最勝寺（1118）鳥羽天皇御願，円勝寺（1128）待賢門院御願，成勝寺（1139）崇徳天皇御願，延勝寺（1149）近衛天皇御願。
12C 前半 -	日宋貿易（九州西岸荘園での私貿易）
1120	平忠盛越前守（日宋貿易巨利に着目）
1124	奥州藤原氏初代清衡中尊寺金色堂上棟
1129	平忠盛山陽道・南海道の海賊追討使任命
1132	平忠盛が但馬守・刑部卿となり昇殿
1133	肥前国神埼荘預所平忠盛。院宣と称し荘園内の大宰府臨検を排除しようとした
1135	平忠盛西海道海賊追討使任命
1150 - 1156	奥州藤原氏2代基衡 毛越寺に大伽藍群建立
1156	保元の乱
1157 - 1187	奥州藤原氏3代秀衡 無量光院（宇治平等院を模し規模は上回る）建立
1158 - 1221	第2期院政（後白河院，後鳥羽院）
1158	平清盛大宰大貳
1159	平治の乱
1160	平清盛参議正三位となり，武士として初めて公卿に列する
1165	三十三間堂創建（後白河院の命を受けて平清盛寄進）
1167	平清盛太政大臣
1168	平清盛嚴島神社御社殿修造 平清盛出家し福原別荘に拠点移す。
1170	大輪田泊に宋船入港
12C 後半-13C 後半	平氏政權・宋船を瀬戸内海に引き入れて大輪田泊で貿易
1180	平清盛大輪田泊修築（石椋修造，1168 福原に拠点移動，1173 経島。）。6月福原遷都
1180	源頼朝鶴岡八幡宮を現在地に遷す
1185	3月壇ノ浦合戦（平氏滅亡）。11月守護地頭設置勅許（鎌倉幕府成立）
1189	奥州征伐（奥州藤原氏滅亡）
1221	承久の乱 → 幕府の優越確定

白河・鳥羽院政期を通じてしばしば発せられた荘園整理令では，そこで正式に認められた荘園は太政官の下す官使，国衙の国使，荘園側の使者の立会いの下で四至・坪付を調査し，券文を作成し，官符・官牒により正式に荘号を認められ（立券荘号），不輸，さらに官使・国使等の不入（不輸不入）を認められた⁶⁾。とくに白河院，鳥羽院，後白

河院は御願寺領などの天皇家領荘園については院庁下文によって荘号・不輸不入を認めており、これは「三代御起請地」といわれて最も強い特権をもった⁶⁾。

国衙領は、荘園とならず国衙が支配した公領であり、律令制の口分田・公田をその前身とし、10世紀の国政改革を経て成立した王朝国家体制の公田に始まる¹¹⁾。その支配方式は、国司が国内郡郷の公田数を検田帳や国図によって把握し、名を単位として負名あるいは田堵と呼ばれる大小の経営者に公田の耕作を請負わせ、「名」の田数に応じて租税官物、諸雑事等を賦課し、これを徴収することを基本とした¹¹⁾。

国衙には税所、田所、調所、出納所、検非違所などの諸機関が設けられ、ここに配属された在庁官人、書生らや国司の下す諸国使が、国内の郡司、郷司、刀禰らを召集して、公田に対する勸農、検田、収納などもろもろの国務を遂行した¹¹⁾。また各郡郷の公田のうちの良田を割いて、国司らの直営田である佃（国衙領や荘園の中での領主の直営地）が分散設置され、公領支配の中核的役割をはたした¹¹⁾。

9世紀前期（藤原冬嗣執政期）から土地課税を重視する傾向が次第に強まり、9世紀末期～10世紀初頭（寛平の治・延喜の治期）には再び律令制の原則へ回帰する政策が採られたものの失敗に終わり、律令制の人別支配への回帰は完全に放棄されることとなった¹²⁾。なお、寛平・延喜の政策を、律令回帰ではなく土地中心体制への転換準備期と位置づける有力説も存在する¹²⁾。いずれにしても朝廷は人別支配から土地を通じた支配へと大きく方向転換したが、このとき土地支配の基礎となったのが名田である¹²⁾。

9世紀後半から見られた里倉負名体制は公出挙を富豪の輩に請け負わせる手法であったが、延喜年間になると諸国の国衙はそれまでの国内公田（口分田・乗田など）の直接支配から、その公田を名という単位に分割し、それぞれの名の経営を田堵に請け負わせる体制に移行した¹²⁾。そのような田堵は「田堵負名」などと呼称された¹²⁾。田堵負名は、名経営を国衙から委任される代わりに、官物・雑役などの租税・課役を国衙へ進納する義務を負った¹²⁾。こうした租税収取体制を負名体制といい、この時期に始まった王朝国家体制の基礎となった¹²⁾。

田堵負名は、名の私有が認められていたわけではなく、国衙からその経営を請け負っていたに過ぎない¹²⁾。そのため、田堵負名は、国衙から見れば被支配者、一般百姓から見れば支配者という二面性を持っていたとされている¹²⁾。田堵負名は、国衙への租税・課役を果たすことのみが求められていたのであり、名田経営は、田堵負名の自由であった¹²⁾。また、名田経営の請負は1年ないし数年を期限とするものだった¹²⁾が、これは国衙が、田堵負名と特定の名田が固着化するのを避けたためである¹²⁾。

田堵負名の中でも大規模な請作者は大名田堵（1町以下の小名田堵に対する語で、数町にわたる請作者をさしていう。大名とも。）と呼ばれた¹¹⁾。彼らとのかかわりは国司支配の成否を左右する重大事であった¹¹⁾。国司はこのような有力者に対して、個別に国宣（国司がその所領内に公布する文書）を発してその掌握につとめたが、彼らはしばしば国務を妨げ、国司の苛政を上訴し、あるいは公田を蚕食して荘園を乱立させる主体と

なった¹¹⁾。国司苛政上訴、公田蚕食へ至る経過は次のとおりである。

国衙が名田経営を田堵負名に請け負わせる中で、地域の実情に合わせて名田ごとに税率や税目などの差異も生まれる¹²⁾。この差異は、田堵負名とその時の国司との折衝で生まれたものだが、後任国司の中にはこの先例を無視し、規定通りの若しくは規定以上の租税收取を行う者もあり、田堵負名と国司の間で紛争が頻繁に見られるようになる¹²⁾。田堵負名層が中央政府へ国司の非法を訴える国司苛政上訴はこうした状況の表れであり、10世紀後期から顕著となった¹²⁾。

11世紀に入ると、田堵負名は官物・雑役が課税される名田経営を嫌い、故意に名田を荒廃させ¹²⁾、権門勢家(有力貴族・有力寺社)の寄人となることでこれらと結びついて、荒田の開発に乗り出す¹²⁾ことで公田の蚕食が進んだ。この荒田開発(公田蚕食)は、権門勢家による荘園の拡大へとつながるため、藤原道長期の中央政府はこうした動きを抑制する法令を数々発したが、その流れは止まらなかった¹²⁾。

荘園の拡大はすなわち、国家財政の収入の減少を意味するため、11世紀中期頃から中央政府は財政収入の確保を図って現実的な政策を採り始めた¹²⁾。その一つが、田堵負名を含む在地領主層に対して、名田よりも遥かに広域で、未墾地や山野を含む領域の支配を認める代わりに、一定の官物納入を義務づける別名の公認化である¹²⁾。また、国司の恣意を廃して、諸国の官物税率を固定化する公田官物率法を定めた¹²⁾。こうした施策によって国司苛政上訴は沈静化したものの、雑役免荘園や国免荘などの登場で荘園拡大は必ずしも十分に抑制されなかった¹²⁾。

官省符や国司免判(平安中・後期、荘園の官物・雑役の免除、国使の不入などの特権を認めた国司の証判)による官物、雑役の免除のかたちで盛んに立荘された荘園は、公領を減少させ公民を荘民化することによって国衙支配を脅かしたが、国衙側もたびたび発せられた荘園整理令を武器として新立荘園を停廃・収公し、これを特別行政単位である「別符の保」として確保するなどして、公領の維持・回復と再編につとめた¹¹⁾。別符とは、郡、郷や荘園において、本来の支配単位とは別の支配単位が新設されたり、国衙や荘園領主以外の給主に賦課の一部が与えられたりしたもの、その土地や地域を指す¹³⁾。

12世紀に入る頃から、国衙は本格的に荘園拡大対策に取り組み始め、名田や別名などを単位として、公領を郡・郷・保・条などの租税收取単位へと再編成していった¹²⁾。経営と租税納入を請け負う名田に対する田堵負名らの権利の不安定さ解消と国衙の安定した官物収入確保を図るために、田堵負名と特定の名田の半永続的な関係を認めるようになった¹²⁾。こうして、田堵負名層は特定の名田に対する諸権利を固定化しうることになり、田堵負名から名主へと成長していった¹²⁾。

中世国衙領の諸郷の定公田(定田:年貢や公事の対象となる田地。除田の対義語)は、荘園と同じく百姓の名田に編成され、名主が所当官物、公事、夫役上納の責任を負った¹¹⁾。郷とならぶ独立の公領行政単位となった別名・別保は、開発による領主制支配を内包し、国衙に直結する収納形態をもつ特権的直領であるが、その中心部分をなす在庁官

人の別名（在庁名）は、他名に優越した規模を有し、国府所在の郡に集中する一方で、諸郡にも分布して、国衙領支配の基幹となっていた¹¹⁾。11世紀から12世紀にかけて荘園公領制が展開すると、荘園では本家職、領家職、預所職、下司職など、公領でも郷司職、保司職などのようにひろく職の称をもって、領主的諸階層の地位・権利を表すようになった¹⁴⁾。この場合も、それらの職は、荘園公領支配の体制上の地位・職務である¹⁴⁾。このような国衙直領は、やがて鎌倉幕府の守護領の中核としてうけつがれ、他方国衙領の郡・郷にも地頭が設置されて、国衙領全体に幕府の支配権が及ぶようになる¹¹⁾。

表 1.8-2 荘園公領体制⁶⁾⁷⁾¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾

	権門	受領	名田経営者・田堵	名(名田)	
荘園	本家・本所 (荘園領主)	領家・預所 (荘園領主)	荘官・下司・公文 (在地領主) 地頭	大名・別名・領主名 荘官名(下司名・公文名含)・地頭名 百姓名・公事名 農民の名主	名主 小百姓, 下作 人, 間人
公領	知行国主	国司	郡司・郷司・保司 地頭		

さまざまな経路で成立した荘園も不輸不入権を獲得することは容易でなく、雑役免、出作、加納、半不輸など、半ば公領として国衙の収取と規制をうける場合が多く、平安末期ごろにはこの荘園公領状態から生じる紛争が頻発し、中世の荘園公領分立の体制（荘園公領制）の確立を促進することに¹¹⁾なった。

中世の公領の総面積が荘園に劣らぬ規模をもっていたことは、1223年（貞応2）の石見国庄公惣田数注文の公領837町余、荘領638町余、65年（文永2）の若狭国惣田数帳の〈応輸田〉（国領）643町余、荘田603町余の事例によって知られる¹¹⁾。また、院政時代に始まる国検（一国惣検）により中世荘園公領制の秩序が定められたが、その際作成された大田文によって、中世国衙領の構成をうかがうことができる¹¹⁾。1126年（大治1）の伊賀国名張郡の国検目録によると、当時の公領は御館分田、保、郷分から成り、郷分は公郷と荘園からの出作に分かれている¹¹⁾。また66年（仁安1）の飛驒国大田文では、同国の公領は郡、郷、別名、出作、村等を行政単位として構成されており、それぞれの行政単位の公田は本田のほか新田を加え、除田と定田に分割される¹¹⁾。除田には一宮・国分寺等に属する神寺田、庁分佃・国佃・雇佃・郡郷司佃等の諸佃、先使田、在庁給等の給田があり、それを除いた一般公田である定田はさらに見作（現在、耕作している田）と不作に区分された¹¹⁾。畠地も総面積とその見作・不作が登録されていた¹¹⁾。この飛驒国大田文よりさらに発展した1265年の若狭国惣田数帳は、郷・保の除田・定田を記す郷型記載と、別保・別名・寺社・浦・出作・加納を記す別名型記載から成り、それぞれの定田面積、斗代（賦課率）、所当米の額を詳しく記載している¹¹⁾。

これらと並行して、中央政府側では、院政を支える側近・武士に給与を与える手段として、元々は臨時の制度であった院宮分国制（院・女院ないし中宮・斎宮などに国守の推挙権を与え、国主として収益を得させる制度）を恒久的なものとし、院政期以降飛躍的に増大¹⁷⁾させる。さらに、有力貴族に知行国をあてがう制度を設けて拡大展開してい

った。知行国とは、特定の皇族・貴族または社寺（知行国主）に、ある国の知行権を与える制度またはその国である¹⁸⁾。知行国主は子弟・近臣を国司に推薦し、別に目代を送って現地の国務に当たらせ、収入の大部分を取得した¹⁸⁾。後鳥羽院政下の1215年（建保3）には、全国66カ国中、34カ国以上が知行国で占められていたことを示す記録もある¹⁸⁾。知行国と院宮分国を合わせてほぼ全国をおおいつくす状況のなかで、両者は同質化と私領化の道をたどりつつ、室町時代末に及んで消滅した。鎌倉時代に入ると、伊豆・相模両国が源頼朝の永代知行国とされたのをはじめ、一条家の土佐、中院家の上野、西園寺家の伊予、あるいは東大寺の周防などのように、一家一寺で特定の国を相伝知行する例もしだいに多くなった¹⁸⁾。一方、院宮分国においても、持明院統の播磨国のごとく、諸国相伝の法が一般化した¹⁸⁾。こうして知行国と院宮分国を合わせてほぼ全国をおおいつくす状況のなかで、両者は同質化と私領化の道をたどりつつ、室町時代末に及んで消滅した¹⁸⁾。

○前九年役（1051 - 1062）と後三年役（1083 - 1087）、奥州藤原氏の栄華

前九年役と後三年役は、三代にわたって栄華を極める奥州藤原氏の抬頭、鎌倉幕府を建てる源氏が東国に確固たる基盤を築くことになった戦役である。

安倍頼良は先祖以来の俘囚（服属した蝦夷）の長で、奥六郡（伊沢、江刺、和賀、稗貫、斯波、岩手）の司であったが、早くから国司に反抗的で¹⁹⁾、国府に貢賦を納めず、徭役もつとめなかった¹⁹⁾。永承（1046 - 1053）年中、陸奥守藤原登任と秋田城介平重成の連合軍がこれを討伐しようと攻めたが、逆に鬼切部で大敗¹⁹⁾した（1050年頃と推定²⁰⁾される）。

朝廷は源頼義を1051年陸奥守¹⁹⁾、1053年には鎮守府将軍²¹⁾に任じてこれを追討させた¹⁹⁾。頼良は一時帰服したが、頼義の守任期終了間際の1056年再び反乱を起し、頼義側の宿営を襲撃して衣川に拠った¹⁹⁾。頼義は重任して安倍氏征伐にあたり、翌1057年7月に頼良（改名して当時は頼時）を鳥海柵で敗死させたが¹⁹⁾、その子貞任を中心にした安倍氏の結束は堅く、同年11月には黄海戦で完敗する等頼義らの苦戦は続いた¹⁹⁾。しかし1062年に出羽仙北の俘囚長清原武則の参戦を得ると戦局は大きく変わり、同年9月に厨川柵で貞任を倒し、この乱を鎮定した¹⁹⁾。頼義陸奥守就任後のこの戦いを前九年役という。

前九年役で安倍氏鎮圧に大きく貢献した清原武則はその功によって、翌年従五位下鎮守府将軍²²⁾に任ぜられ、これまでの3郡に安倍氏の旧領である奥6郡をもあわせて領し、奥羽最大の政治勢力となった²³⁾。しかし孫の真衡のとき、その専制的な姿勢に複雑な家族関係が絡んで、真衡と真衡の父母の違う弟清衡、実弟家衡が対立し²²⁾²³⁾、1083年に²³⁾争いが発生する。



前九年役 (1051-1062)
後三年役 (1083-1087)

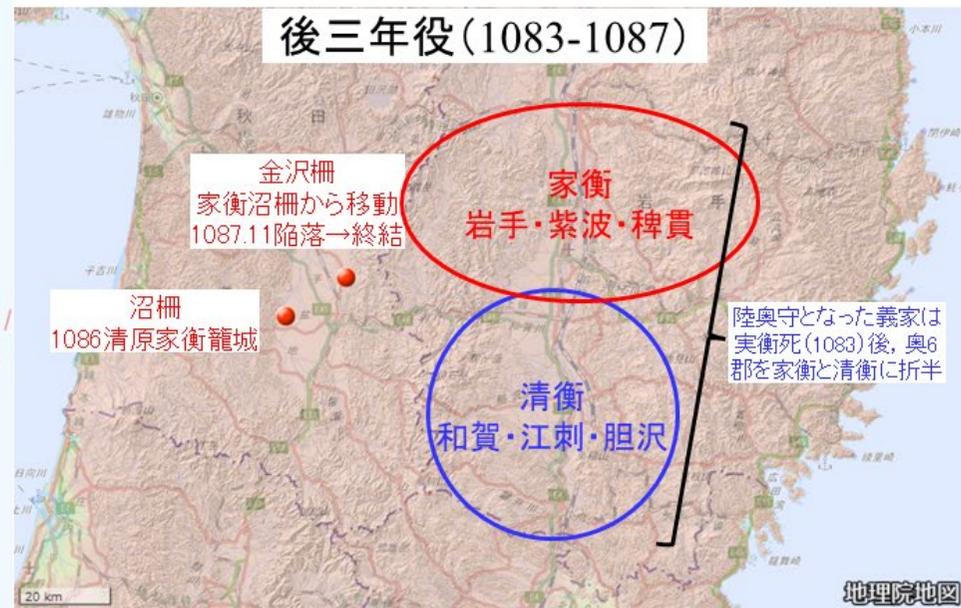


図 1.8-1 前九年役 (1051 - 1062) と後三年役 (1083 - 1087)

この時は同年陸奥守兼鎮守府将軍となった源義家（頼義の長男、前九年役に父とともに参戦）が急ぎ赴任して介入し、真衡を助け清衡・家衡を敗走させた²¹⁾。しかし真衡が出羽で急死し、清衡・家衡が降った²¹⁾ので、義家は奥六郡を折半し²¹⁾、岩手・紫波・稗貫の北3郡を家衡²⁰⁾、肥沃な和賀・江刺・胆沢の南3郡を清衡²⁰⁾に与えた。

この裁定で清衡に怨みを募らせた家衡が、1086年夏に清衡の住居を攻撃し焼き払い²⁰⁾、妻子一族を殺害²⁰⁾した。辛くも生き延びた清衡は義家に助けを求め、義家は清衡を支援することを決定した²⁰⁾。義家は数千騎を率いて沼柵に籠もった家衡を攻撃したが、季節は冬となり、凍死者や餓死者を出した義家軍は撤退を余儀なくされる²⁰⁾。叔父武衡の勧めで、難攻不落といわれる金沢柵に移った²⁰⁾家衡を、1087年9月に義家・清衡軍が攻めるも、なかなか金沢柵を落とすことは出来なかった²⁰⁾。同年11月になって兵糧攻めにより糧食の尽きた家衡・武衡軍は金沢柵に火を付けて敗走し²⁰⁾、戦役は終結した。この戦いを後三年役という。

義家は謀反人の武衡・家衡を討ったので、官符を発してもらいたいという旨の国解を朝廷に送ったが、朝廷は上記戦役を義家の私戦として官符の発出は行われず、これに対する勧賞は行われなかった²⁰⁾。さらに義家は陸奥守を解任され、翌1088年正月に後任の陸奥守として藤原基家が任じられた²⁰⁾。また義家が役の間、決められた黄金などの貢納を行わず戦費に廻していた事や官物から兵糧を支給した事から、その間の官物未納が咎められ、義家は受領功過定を通過出来ず、新たな官職に就くことも出来なかった²⁰⁾。10年後の1098年、白河法皇の意向で受領功過定が下りるまで義家は未納を請求され続けた²⁰⁾。戦役後、清衡は清原氏の旧領すべてを手に入れることとなった²⁰⁾。清衡は、実父である藤原経清の姓藤原に復して²⁰⁾、その後三代（清衡、基衡、秀衡）にわたって栄華を極める奥州藤原氏三代の初代となった。

清衡は、1094年ごろ磐井郡平泉に居を定め²⁴⁾、以後4代にわたり、藤原氏はそこを根拠地として奥羽に勢力をふるい、また京風の仏教文化を移入してその地を都市化した²⁴⁾。初代清衡は中尊寺（金色堂が有名）を、2代基衡は毛越寺（中尊寺を延暦寺に比したのに対し、法成寺を模したという²⁵⁾。鎌倉初期には堂塔40余、僧坊500余を数え、中尊寺とともに平泉文化の中心であった²⁵⁾）を、3代秀衡は無量光院（宇治の平等院を模して建立したとされるが、伽藍や総面積など規模はやや大きい²⁶⁾。西の金鶏山を借景とした浄土式庭園をもつ²⁷⁾）をそれぞれ創建する²⁴⁾。3代秀衡のときが最盛期で、彼は1170年鎮守府将軍になり、また源頼朝挙兵後の81年に平家の強力な推薦によって陸奥守になった²⁴⁾。奥州藤原氏は、陸奥の産金をもととするその強大な財力、3代のミイラ、京風の先進仏教文化の辺境の地への移植などの事実によって、日本史上特異な位置を占める²⁴⁾。だがその本質は武士であり、4代は一貫して陸奥・出羽押領使として奥羽両国の武士を統率する地位にあった²⁴⁾。

○日宋貿易と平家の栄華

平泉を中心に奥州藤原氏が栄華を築いていたころ、西日本では平忠盛・平清盛が日宋貿易と瀬戸内海の舟運を核に、繁栄を手中にしていた。

遣唐使の廃止後、日本と大陸間の国家レベルでの交渉は絶え²⁸⁾、中国海商による私貿易での交流となった²⁸⁾。979年に宋が中国を再統一すると、治安の安定、国内諸産業の発展、南海貿易(中国と東南アジア、南アジアとの間の海上貿易)の復興などによって、宋海商の日本来航が以前にも増して頻繁になった²⁸⁾。律令にもとづく日本人の渡航禁止と10世紀初めに定められた来航制限のもとで、宋の商船が福建や寧波から博多に来着し²⁸⁾、大宰府の統制の下に鴻臚館で日本との交易を行った²⁸⁾。宋海商らは、東シナ海のモンスーン・海流を熟知し、日宋間を片道5~7日で航海した²⁸⁾。彼らは、5・6月の西南風に乗って来日し、翌年3・4月の東北風を利用して帰航するのが通例であった²⁸⁾。

宋海商が携帯する渡航証である「公凭」(商人の身分、積載貨物の内容、来航目的などを記載。高麗・日本との貿易のために開港した明州の貿易監督機関である市舶司が発給した)を基に大宰府に派遣された朝廷の唐物交易使が先買権を行使し、その後一般の交易が許されるという形態をとった²⁸⁾。のち、朝廷からの目録を基に大宰府官吏が先買権を行使するようになり、大宰府の貿易管理が強化されたため、これを嫌う宋海商らは不入権を獲得した権門寺社領の荘園内の港湾に着岸して私貿易を行うようになった²⁸⁾。このため、九州西岸を中心として博多から薩摩に至る広い地域に交易の場は拡大し、貿易統制権をめぐる大宰府と荘園領主との訴訟が頻発した²⁸⁾。

平清盛の祖父、平正盛は伊勢平氏(桓武平氏平貞盛の子維衡を祖とする武士団)の嫡流子孫で、1097年伊賀国鞆田荘(三重県伊賀市)を白河上皇の愛娘郁芳門院の菩提所である六条院御堂に寄進して上皇に接近²⁹⁾、白河上皇の北面の武士²⁹⁾、隠岐守となる。正盛は、六勝寺の1つで堀河天皇(在位1086~1107)の御願寺である尊勝寺(1100着工1102落慶法要)の曼荼羅堂とその御願寺九体阿弥陀堂を建立²⁹⁾し、1101年若狭守であったが翌1102年も重任する²⁹⁾³⁰⁾。1107年に因幡守となり、在任中の1108年、出雲国で目代を殺害した源義親を追討し、武士の第一人者となる²⁹⁾。直後の除目で、「最下品」(侍身分)でありながら帰京を待たず「第一国」但馬守に遷任²⁹⁾され、1110年に丹後守となる³⁰⁾。1113年備前守³⁰⁾になり、備前守在任中の1114年には伊予国の海賊を追討²⁹⁾、さらに1119年には本家に背いて預所に暴行した仁和寺領肥前国(佐賀県)藤津荘司平直澄を院宣により追討、荘園制秩序を守る警察力としての役割を果たす²⁹⁾。この際、「西海・南海の名士」を統率し、同地に平氏勢力を浸透させた²⁹⁾。

正盛の子、平忠盛も父とともに北面武士の中心として京における悪僧強訴の防御や、強盗追捕に従事し²⁹⁾、白河院・鳥羽院時代の北面武士筆頭³¹⁾となった。忠盛は、1120年に越前守となる。伊勢平氏は、伊勢海や三河湾およびその沿岸地域という海上を舞台としておもに活動していた³²⁾ので、海上交通や交易に対する理解が高かったと考えられる。

表 1.8-3 越前への唐人来航と平正盛・忠盛経歴 29)30)32)~35)より作成

年	平正盛・平忠盛経歴	越前	若狭
1060 康平 3		唐人来航	
1080 承暦 4		唐人来航	
1082 永保 2		唐人来航	
1086 応徳 3		唐人来航	
1087 寛治元		唐人来航	
1089 寛治 3			唐人来航
1091 寛治 5		唐人来航	
1097 承徳元	平正盛伊賀国鞆田荘を寄進, 北面の武士, 隠岐守		
1100 康和 2		唐人来航	
1101 康和 3	平正盛若狭守		平正盛若狭守
1102 康和 4	平正盛尊勝寺曼荼羅堂とその御願寺九体阿弥陀堂を建立 (尊勝寺 1100 着工 1102 落慶法要)		平正盛若狭守 重任
1106 嘉承元		唐人来航	
1107 嘉承 2	平正盛因幡守		
1108 天仁元	平正盛出雲国で目代を殺害した源義親を追討, 武士の第一人者となる→但馬守に		
1110 天永元	平正盛丹後守, 六波羅に私堂を建立		唐人来航
1111 天永 2			唐人来航
1112 天永 3		唐人来航	
1113 永久元	平正盛備前守		
1114 永久 2	平正盛伊予国海賊を追討		
1117 永久 5	平忠盛伯耆守		
1119 元永 2	平正盛仁和寺領肥前国藤津庄司平直澄を院宣により追討	唐人来航	唐人来航
1120 保安元	平正盛讃岐守, 平忠盛越前守	平忠盛越前 守	
1121 保安 2	平正盛死去		
	平忠盛伊勢守※, 河内守※		
1127 大治 2	平忠盛備前守,		
1129 大治 4	平忠盛備前守, 山陽・南海両道海賊追討使任命, 海賊鎮圧		
1130 大治 5	平忠盛備前守		
1132 天承 2・長承元	平忠盛備前守 (重任) 得長寿院を鳥羽院に造進, 内昇殿を許される		
1133 長承 2	平忠盛神埼荘預所で院宣を理由に宋と荘園の貿易主張 (大宰府介入阻止)		
1135 長承 4	平忠盛西海海賊追討任命, 海賊鎮圧		
1136 保延 2	平忠盛美作守		
	平忠盛 播磨守※, 但馬守※		
1144 天養元	平忠盛尾張守		
1145 久安元	平忠盛播磨守,		
1149 久安 5	平忠盛播磨守 (重任)		
1151 仁平元	平忠盛刑部卿に転任		
1153 仁平 3	平忠盛死去		

※「日本大百科全書(ニッポニカ) 平忠盛」のみ記載



图 1.8-2 日宋貿易と平家の影響拡大，奥州藤原・源氏関係

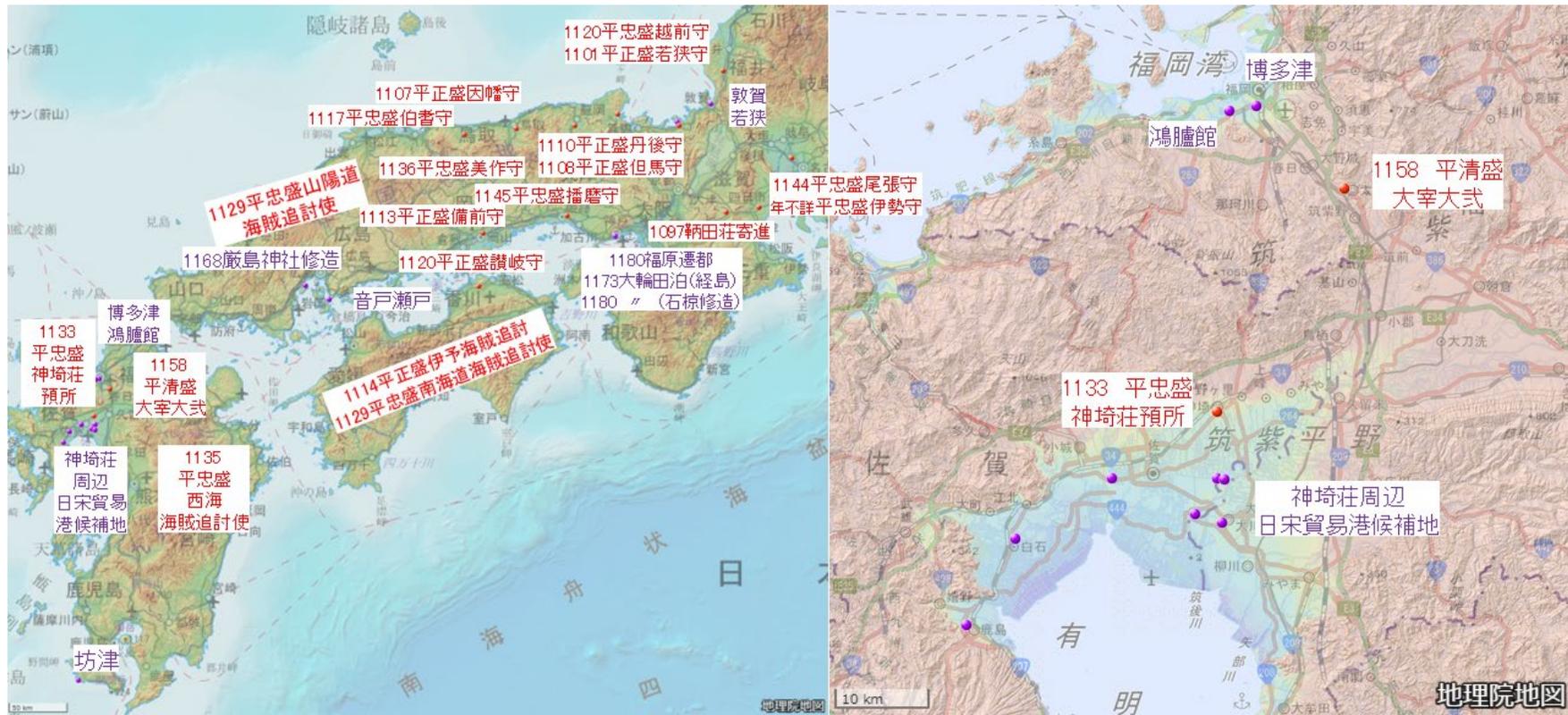


図 1.8-3 平家の日宋貿易，勢力拡大過程 神埼莊の津候補地は 37)より推定

1060年から1119年までの間、少なくとも越前国には撰関期後期に3回³³⁾、院政期に7回³³⁾、若狭国には院政期に4回³³⁾の唐船来航があった(表1.8-3)。若狭守であった正盛・越前守であった忠盛は、越前・若狭に宋船が来航する・宋の商人が滞在して交易することを知ることができ、日宋貿易の有効性に着目する機会になったと推察する。忠盛も、1129年に山陽道と南海道の海賊追討使に任命され海賊を討つ等の功績をあげる³⁴⁾。1114年の正盛による伊予海賊追討、1129年の忠盛の海賊追討使は、平家の瀬戸内海運掌握につながったと推察される。

正盛・忠盛を抜擢していた白河院は1129年に亡くなるが、忠盛は続いて院政を行う鳥羽上皇にも重用される。1132年には鳥羽上皇の御願寺である得長寿院を造進³⁴⁾³⁶⁾する。その賞として忠盛が内裏昇殿を許され、平氏一門の中央政界への台頭の出発となったことは、「平家物語」でよく知られる³⁶⁾。得長寿院は、尊勝寺(現、京都会館あたり。方4町)の西側、白河南殿(北は大炊御門大路末、南は二条大路末、西は仏所小路を限る地に建てられ、南北に長く二町を占める)の東にあった寺で、寺域は南北二町にわたった³⁶⁾。

1133年、宋人周新の船が「神崎御庄領」に到着し、通例によって大宰府の官人が「存問」(臨検)し、「和市の物」(相当の代価)を支払った³⁷⁾。ところが、鳥羽院の院司であった平忠盛が「院宣」(鳥羽院の命令)であるといって下文(命令書)を出し、「船が院領神崎庄領へ到着したのに、大宰府が貿易に介入することはおかしい。院が直接に貿易を行なう」と主張した³⁷⁾。これは、権中納言源師時(1077-1136)の日記「長秋記」の記載³⁷⁾であるが、この記述に対して、宋船は有明海内の神埼庄の津まで入った(宋船が着眼して神埼庄近くの津で貿易が行われた)と解釈する説と、宋船は神埼庄の倉敷に設定されていたと考えられる博多津に来航した(宋船は遠浅の有明海には来ていない・来ることはできない)と解釈する説があり、現在も議論の対象となっているようである。図1.7-3は、有明海まで宋船が入ったと解釈する服部の推定³⁷⁾を支持して作成している。沖合に停泊して舳に積み替える等はしたかもしれないが、遠浅の干潟海岸であっても漣筋を使った航路と津の活用は可能という考えに同意できること、古地図等を見ると博多津といっても現在の博多駅付近であり、喫水等から考えて圧倒的な差とはいえないと考えること、宋船が越前や若狭にも来航しており博多津以外の交易地が欲しいという宋船側の欲求はあると考えるからである。なお、博多津説には、大量の陶磁器が発掘されている³⁸⁾という考古学面からの有利性がある。

いずれにしても、忠盛が院宣と称して下文(命令書)を示して荘園内の大宰府臨検を排除しようとしたことは間違いなく、荘園の不入権を活用して日宋貿易を活発に行ったと推察する。忠盛は、1135年に西海の海賊追討使に³⁴⁾³⁵⁾再び任命され、九州地域も含めた海運にも影響力を深めたと考えられる。

忠盛の息子の平清盛は、1137年肥後守、1146年安芸守、1156年播磨守と西国の国司を歴任し1158年には大宰大貳となる³⁹⁾。大宰府と博多津も掌握し、日宋貿易と西日本

を管理下に置いたと推察される。1159年平治の乱で源義朝に勝利し⁴⁰⁾、翌1160年参議に任じられて武士として初めて公卿に列し⁴⁰⁾、平家は権門としての地位を確立した⁴⁰⁾。1167年には太政大臣となるが3か月後に官を辞し⁴⁰⁾、翌1168年に出家し⁴⁰⁾大輪田泊に近い福原別荘に拠点を移す。また、1168年は巖島神社の御社殿を、寝殿造の様式を取り入れた現在の姿に修造⁴¹⁾した年でもある。

大輪田泊の修築、宋船を福原まで呼び込んでの貿易する構想はこの頃から意図されていたと推察される。1170年に福原に宋人の来着³⁸⁾⁴²⁾が確認され、大輪田泊への宋船来航例⁴²⁾と紹介されている³⁸⁾。大輪田泊は、1173年に防波堤となる経島整備⁴³⁾、1180年に石椋修造⁴³⁾が行われている。なお経島整備は、清盛の死(1181)で中断したが、東大寺の僧重源が完成させた⁴⁴⁾。

平家は、清盛の昇進と有力貴族や皇室との婚姻政策で一門の人々の官位も上り、各国の知行主や国主の地位、荘園も多く得る⁴⁰⁾。1168年に即位した高倉天皇は、清盛の室時子の妹、建春門院滋子と後白河院の子⁴⁰⁾であり、1180年に即位する安徳天皇は高倉天皇と清盛の娘徳子(建礼門院)の子⁴⁰⁾である。最盛期には、平家一門で全国の半ばをこえる知行国、五百余に及ぶ荘園を所有⁴⁵⁾するに至った。世界遺産である安芸宮島の巖島神社が現在の規模となったのは、平清盛の安芸守任官が縁で平氏一門の崇敬を得、その援助で神主佐伯景弘が1168年(仁安3)大修築を加えた時期である⁴⁶⁾。清盛は、1164年に後白河法皇勅願により京都の三十三間堂を創建⁴⁷⁾している。1137年の清盛肥後守叙任は熊野本宮造進の賞³⁹⁾である。父忠盛は1129年に白河御塔増進³⁹⁾、1132年に得長寿院千躰観音堂造進(既に紹介済)をおこなっている。清盛は、1159年には東福門院御願寺・白河千躰阿弥陀堂造進³⁹⁾(現存せず)を行っている。これら、清盛の寺社造進は、福原造営や大輪田修築より前のようなものである。

○源氏の東国基盤、鎌倉幕府の勝利

1180年、伊豆に配流されていた源頼朝は、妻政子の実家北条氏の支援を受けて打倒平氏で挙兵する。石橋山合戦で敗れたものの、安房に渡って当地の武士の支持を集めて短期間で再起して10月には鎌倉に入り、そこを本拠とした⁴⁸⁾。次いで平維盛以下の頼朝追討軍と富士川に対陣、戦わずしてこれを敗走させる⁴⁸⁾。一転して鎌倉に帰ると、直ちに源氏一族で自立の動きを見せていた常陸の佐竹氏を討滅し、この時期までにほぼ南関東一帯を制圧し、その傘下に集まった武士たちを家人として統制するために侍所を設けて和田義盛を侍所別当に任じ⁴⁸⁾る。1063年8月、源頼義が奥州の安倍貞任征伐を記念し、ひそかに石清水八幡宮分霊を勧請して由比郷に祀った社(由比若宮)を、1180年10月12日鶴岡八幡宮を現在地に遷座⁴⁹⁾した。

源氏が東国武士の支持を集めたのは、父義朝が1143年から1145年ごろにかけて、相模国鎌倉の館を本拠として東国経営を進めていた⁴⁸⁾こともあるが、平忠常乱(1028-1031)で追討使として鎮圧に成功した源頼信⁵⁰⁾、前九年の役(1051-1062)及び後三年役

(1083 - 1087) で陸奥守・鎮守府将軍として平定を進めた源頼義⁵¹⁾、源義家が東国の武士と主従関係を結び強固な地盤を築いたからでもある (図 1.8-4)。平忠常乱鎮圧後、頼信とともに鎮圧軍に参加していた息子頼義が 1036 年に相模守となり⁵¹⁾、関東の基盤を築く。



図 1.8-4 源氏の東国武士内の地盤確立 (後三年役まで) 19)~23)50)51)

前九年役で陸奥守・鎮守府将軍となった頼義・義家父子と東国武士団が生死をともにしたこと、役後頼義が彼らの恩賞に努力したことから、その主従関係がいつそう進展した²¹⁾。役後、義家は 1063 年に出羽守となり²¹⁾、1070 年には下野守⁵²⁾となる。後三年役では義家が陸奥守兼鎮守府将軍となって、勢力範囲の武士も率いて争いを鎮圧するが、朝廷から私闘とみなされ、公的な恩賞を与えることができなかつた²²⁾²³⁾。陸奥・出羽の支配は奥州藤原氏に奪われたが、義家は私財をもって役に参加した部下をねぎらい²²⁾²³⁾、武士の棟梁としての名声を高め²²⁾²³⁾、東国武士の間に確固たる地盤を築いた²³⁾。

1181年平清盛が病死し、1183年7月に木曾の源義仲が平氏を追って入京を果たす⁴⁸⁾ものの、義仲軍の狼藉や政治力の欠如⁴⁸⁾で義仲は朝廷・貴族・京都市中の人々の支持を失う。勅命を受けて、頼朝は弟の範頼、義経を軍とともに西上させて⁴⁸⁾、1184年1月に近江で義仲軍を討滅⁴⁸⁾する。続いて、勢力を回復して摂津福原に戻っていた平氏を一ノ谷で破り、翌1185年2月に屋島で勝利、3月には壇ノ浦に追い詰めこれを滅亡させた⁴⁸⁾。

この間、頼朝は鎌倉において84年10月に公文所と問注所を設置し、幕府の体制を着々と強化していった⁴⁸⁾。1185年に義経謀叛事件がおこると、その機をつかんで、同年11月北条時政以下の軍勢を上京させ、法皇に強要して守護・地頭設置の勅許を得た⁴⁸⁾。これをもって鎌倉幕府の成立とみなすことができる。

謀反に失敗した義経は、奥州藤原氏を頼り、3代目秀衡は義経を匿う⁵³⁾。義経追討で藤原氏を攻める大義名分を得た頼朝が圧力を強める中、1187年に秀衡は死去する⁵³⁾。秀衡の死後、奥州藤原氏4代目となった泰衡は1189年4月に義経を攻めて自害に追い込み⁵⁴⁾、その首を鎌倉に差し出す⁵⁴⁾ものの、頼朝は圧力を緩めなかった。頼朝は逆に家人の義経を許可なく討伐したことを理由として、7月19日に自ら鎌倉を出陣し、大軍を以って奥州追討に向かった⁵⁴⁾。8月21日泰衡は平泉から逃れたが、部下に殺される⁵⁵⁾。陸奥、出羽両国は頼朝の支配下に入った⁵⁵⁾。

1192年に頼朝は征夷大將軍に任命されるが、頼朝直系の源氏の將軍は3代で途絶え、執権の北条氏が幕府を実質運営する。1221年、院政を敷いていた後鳥羽上皇が執権北条義時追討の宣旨を出し⁵⁶⁾承久の乱が勃発する。幕府側は頼朝の後家北条政子を中心に結束を固め⁵⁶⁾、東海道、東山道、北陸道の3道から攻め上り⁵⁶⁾、後鳥羽上皇の挙兵後約1か月で⁵⁶⁾乱を鎮圧した。幕府軍を率いて上洛した北条泰時・時房は都にとどまり、六波羅探題として、朝廷との交渉・西国御家人の統率・京都と近辺の治安維持・西国の裁判などにあたることになった⁵⁶⁾。上皇方の所領3000余か所（西国に多かった）は没収され、その地には新たに地頭が置かれ、恩賞地を与えられた多数の東国武士が西国に移住した⁵⁶⁾。幕府の勢力は、弱体であった西国でも強化⁵⁶⁾された。乱の結果、幕府は荘園領主（貴族・寺社）と在地領主（武士）との対立を調停する権力として安定し、僧兵の強訴に対する収拾策などでは、従来院政が行っていた機能を吸収⁵⁶⁾した。

参照文献

- 1) 改訂新版 世界大百科事典 臨時雑役, 臨時雑役(りんじぞうやく)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 2) 改訂新版 世界大百科事典 官物率法, 官物率法(かんもつりっぽう)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 3) Wikipedia 公田官物率法, 公田官物率法 - Wikipedia, 2025.3 閲覧

- 4) 改訂新版 世界大百科事典 里内裏, 里内裏(サトダイリ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 5) Wikipedia 大内裏, 大内裏 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 6) 日本大百科全書(ニッポニカ) 荘園, 改訂新版 世界大百科事典 荘園, 荘園(シヨウエン)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 7) 改訂新版 世界大百科事典 別名, 別名(ベツミョウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 8) 改訂新版 世界大百科事典 寄人, 日本大百科全書(ニッポニカ) 寄人, 寄人(ヨリユウド)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 9) 改訂新版 世界大百科事典 供御人, 供御人(クゴニン)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 参照
- 10) 改訂新版 世界大百科事典 御願寺, 山川 日本史小辞典 改訂新版 御願寺, 御願寺(ゴガンジ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 11) 改訂新版 世界大百科事典 国衙領, 国衙領(コクガリョウ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 12) Wikipedia 負名, 負名 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 13) 精選版 日本国語大辞典 別符, 別符(ベツフ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 14) 改訂新版 世界大百科事典 職, 職(シキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 15) 改訂新版 世界大百科事典 名主, 名主(ナヌシ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 16) Wikipedia 名, 名(単位) - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 17) 改訂新版 世界大百科事典 院宮分国, 院宮分国(いんぐうぶんこく)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 18) デジタル大辞泉 知行国, 改訂新版 世界大百科事典 知行国, 日本大百科全書(ニッポニカ) 知行国, 旺文社日本史事典 三訂版 知行国, 知行国(チギョウコク)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 19) 改訂新版 世界大百科事典 前九年の役, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 前九年の役, 前九年の役(ゼンクネンノエキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 20) Wikipedia 前九年の役, 前九年の役 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 21) 日本大百科全書(ニッポニカ) 前九年・後三年の役, 前九年・後三年の役(ぜんくねんごさんねんのえき)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 22) Wikipedia 後三年の役, 後三年の役 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
- 23) 改訂新版 世界大百科事典 後三年の役, 後三年の役(ゴサンネンノエキ)とは? 意

- 味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
- 24) 改訂新版 世界大百科事典 奥州藤原氏, 奥州藤原氏(おうしゅうふじわらうじ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 25) 精選版 日本国語大辞典 毛越寺, 日本大百科全書(ニッポニカ) 毛越寺, 毛越寺(モウツウジ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 26) 改訂新版 世界大百科事典 平泉文化, 平泉文化(ひらいずみぶんか)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 27) 百科事典マイペディア 無量光院跡, 無量光院跡(ムリョウコウインアト)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 28) 山川 日本史小辞典 改訂新版 日宋貿易, 改訂新版 世界大百科事典 日宋貿易, 日本大百科全書(ニッポニカ) 日宋貿易, 日宋貿易(ニッソウボウエキ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 29) 日本大百科全書(ニッポニカ) 平正盛, 朝日日本歴史人物事典 平正盛, 平正盛(タイラノマサモリ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 30) Wikipedia 平正盛, 平正盛 - Wikipedia, 2025.3 閲覧.
 - 31) Wikipedia 北面武士, 北面武士 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
 - 32) 改訂新版 世界大百科事典 伊勢平氏, 伊勢平氏(イセヘイシ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 33) 福井県史, 通史編 1, 原始古代, 第六章 若越中世社会の形成, 第五節 平安中後期の対外交流, 二 日宋貿易と若狭越前国, <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/07/kenshi/T1/1-00.htm#-02-01-01-01>, 2025.3 閲覧
 - 34) 日本大百科全書(ニッポニカ) 平忠盛, 改訂新版 世界大百科事典 平忠盛, 山川 日本史小辞典 改訂新版 平忠盛, 平忠盛(タイラノタダモリ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 35) Wikipedia 平忠盛, 平忠盛 - Wikipedia, 2025.3 閲覧
 - 36) 日本歴史地名大系 得長寿院跡, 得長寿院跡(とくちようじゆいんあと)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧
 - 37) 服部英雄, 3 久安四年、有明海にきた孔雀, 歴史を読み解く: さまざまな史料と視角, p.65-p.84, 青史出版, 2003-11, 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository, <https://hdl.handle.net/2324/17117>.
 - 38) 山内晋次, 平氏と日宋貿易 一通説的歴史像への疑問一, 神戸女子大学古典芸能研究センター紀要, 6号, 68-82, 神戸女子大学古典芸能研究センター編, 2012-07.
 - 39) 石塚栄, 平清盛抄, 法政史学, 第21巻, p.45-p.57, 法政大学史学会, 1969.3
 - 40) 山川 日本史小辞典 改訂新版 平清盛, 改訂新版 世界大百科事典 平清盛, 朝日 日本歴史人物事典 平清盛, 平清盛(タイラノキヨモリ)とは? 意味や使い方 - コトバンク, 2025.3 閲覧

- 41) 巖島神社 HP, <https://www.itsukushimajinja.jp/jp/history.html>, 2025.3 閲覧
- 42) 日本歴史地名大系 福原, 日本大百科全書(ニッポニカ) 福原, 改訂新版 世界大百科事典 福原, [福原\(フクハラ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 43) 改訂新版 世界大百科事典 大輪田泊, [大輪田泊\(おおわだのとまり\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 44) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 経ヶ島, 百科事典マイペディア 経ヶ島, [経ヶ島\(きょうがしま\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 45) 日本大百科全書(ニッポニカ) 平氏政権, [平氏政権\(へいしせいけん\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 46) 改訂新版 世界大百科事典 巖島神社, [巖島神社\(イツクシマジンジャ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), [巖島神社\(イツクシマジンジャ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧.
- 47) 日本大百科全書(ニッポニカ) 三十三間堂, [三十三間堂\(サンジュウサンゲンドウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 48) 日本大百科全書(ニッポニカ) 源頼朝, 改訂新版 世界大百科事典 源頼朝, [源頼朝\(ミナモトノヨリトモ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 49) 日本歴史地名大系 鶴岡八幡宮, 精選版 日本国語大辞典 鶴岡八幡宮, [鶴岡八幡宮\(ツルガオカハチマンガウ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 50) 改訂新版 世界大百科事典 源頼信, [源頼信\(ミナモトノヨリノブ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 51) 日本大百科全書(ニッポニカ) 源頼義, [源頼義\(ミナモトノヨリヨシ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 52) Wikipedia 源義家, [源義家 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 53) Wikipedia 藤原秀衡, [藤原秀衡 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 54) Wikipedia 奥州合戦, [奥州合戦 - Wikipedia](#), 2025.3 閲覧
- 55) 改訂新版 世界大百科事典 奥州征伐, ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 奥州征伐, [奥州征伐\(オウシュウセイバツ\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧
- 56) 日本大百科全書(ニッポニカ) 承久の乱, [承久の乱\(ジョウキュウノラン\)とは? 意味や使い方 - コトバンク](#), 2025.3 閲覧